

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月29日

【発行者名】 UBS (Lux) ボンド・シキャブ
(UBS (Lux) Bond SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治
同 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) ボンド・シキャブ
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル
(米ドル)
(UBS (Lux) Bond SICAV - Short Term USD Corporates Sustainable
(USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)
クラスF - a c c 投資証券
上限見込額は、以下の通りである。
ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)
クラスF - a c c 投資証券

12億3,540万米ドル(約1,763億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2024年9月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)クラスF - a c c 投資証券については、123.54米ドルに1,000万口を乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2024年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=142.73円)による。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円換算表示はすべてこれによるものとする。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)】

(1)【外国投資法人の名称】

UBS (Lux) ボンド・シキャブ

- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

(UBS (Lux) Bond SICAV - Short Term USD Corporates Sustainable (USD))

(以下、UBS (Lux) ボンド・シキャブを「本投資法人」、UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)を「ファンド」または「サブ・ファンド」という。ただし、文脈により、ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)を含む本投資法人のサブ・ファンドを「サブ・ファンド」ということがある。)

(2)【外国投資証券の形態等】

届出の対象とした募集外国投資証券は、ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)クラスF - a c c 投資証券であり、記名式無額面投資証券である。

(注) サブ・ファンドには上記以外の投資証券も存在し、その内クラスP - a c c 投資証券およびクラスP - m d i s t 投資証券は日本で販売されているが、以下、サブ・ファンドについて「投資証券」というときは、上記の投資証券を指すものとする。

ファンドについて、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。投資証券は、追加型である。

(3)【発行(売出)数】(日本国内募集分)

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)について1,000万口を上限とする。

(4)【発行(売出)価額の総額】

上限見込額は、以下の通りである。

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

クラスF - a c c 投資証券

12億3,540万米ドル(約1,763億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2024年9月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)クラスF - a c c 投資証券については、123.54米ドルに1,000万口を乗じて算出した金額である。)。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2024年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=142.73円)による。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円換算表示はすべてこれによるものとする。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(5)【発行(売出)価格】

購入の申込みがファンド営業日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時(以下「締切時間」という。)までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE (Northern Trust Global Services SE) (以下「管理事務代行会社」という。)に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格。

(注1) 以下、日本における購入および買戻しの申込みを「申込み」といい、申込みが登録される日を「注文日」という。

(注2) 「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

さらに、以下のサブ・ファンドは、下記の表に定める銀行休業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業しない日）の期間が非ファンド営業日に追加される。

サブ・ファンド	銀行休業日
コーポレート・ボンド（米ドル）	米国
ハイ・イールド・ボンド（米ドル）	米国
ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）	米国

銀行休業日の定義は、以下のとおりとする。

- アメリカ合衆国（米国）：元日、キング牧師記念日、ワシントン誕生日（大統領記念日）、戦没将兵追悼記念日、ジュンティーンズ、独立記念日、労働者の日、コロンブスの日、復員軍人の日、感謝祭、クリスマスおよび例外的な理由により宣言される銀行が通常の営業時間に営業しない追加の国民の祝日。（www.federalreserve.gov/aboutthefed/k8.htm）

（注３）発行価格は、下記（１０）記載の申込取扱場所に照会することができる。

（６）【申込手数料】

該当事項なし。

（７）【申込単位】

原則として１口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社（以下に定義する。）は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については後記「（１０）申込取扱場所」に照会のこと。

（８）【申込期間】

2024年11月30日（土曜日）から2025年11月28日（金曜日）まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行営業日に申込みの取扱いが行われる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後４時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「（１１）払込期日」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

（注）申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（９）【申込証拠金】

該当事項なし。

（１０）【申込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

丸の内永楽ビルディング

電話番号 03 - 5293 - 3100

ホームページ・アドレス <https://www.ubs-sumitrust.com/>

（以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」という。）

（注）上記日本における販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

(11) 【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする（販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4銀行営業日目（以下「ファンド払込日」という。）に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

(12) 【払込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

(13) 【引受け等の概要】

日本における販売会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（「元引受会社」）との間の各ファンドの日本における投資証券の販売および買戻しに関する2022年12月7日付契約に基づき投資証券の募集を行う。

日本における販売会社は直接または他の販売・買戻し取扱会社（以下、販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けた投資証券の買戻請求をファンドへ取り次ぐ。

（注）販売取扱会社とは、販売会社と投資証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資主からの投資証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資主からの申込金額の受入れまたは投資主に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

元引受会社はUBS SuMi TRUSTを日本におけるファンドの代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を他の販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

(14) 【手取金の使途】

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」記載の有価証券の取得。

(15) 【その他】

申込みの方法

申込証拠金はない。

投資証券の申込みを行う投資主は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額は、原則として円貨で支払われるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外（アメリカ合衆国を除く。）でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して投資証券の販売が行われる。通貨交換の際には、為替手数料が徴収される。

第2【外国新投資口予約権証券】

該当事項なし。

第3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)】

該当事項なし。

第4【短期外債】

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)
(UBS (Lux) Bond SICAV - Short Term USD Corporates Sustainable (USD)) (以下、UBS (Lux)
ボンド・シキャブを「本投資法人」、UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポ
レート・サステナブル (米ドル) を「ファンド」または「サブ・ファンド」という。ただし、文脈によ
り、ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル) を含む本投資法人のサブ・ファン
ドを「サブ・ファンド」ということがある。) の概況は以下のとおりである。

(注) サブ・ファンドにはクラスF - a c c 投資証券以外の投資証券も存在し、その内クラスP - a c c 投資証券およびクラスP
- m d i s t 投資証券は日本で販売されているが、本書の中で、以下、サブ・ファンドについて「投資証券」というとき
は、上記のクラスF - a c c 投資証券を指すものとする。

(1)【主要な経営指標等の推移】

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)

(別段の記載がない限り金額は米ドル)

	2020年5月末日 に終了する 会計年度末	2021年5月末日 に終了する 会計年度末	2022年5月末日 に終了する 会計年度末	2023年5月末日 に終了する 会計年度末	2024年5月末日 に終了する 会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	31,684,325.91	62,142,522.42	- 89,971,191.63	2,080,212.91	36,420,195.40
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	31,684,325.91	62,142,522.42	- 89,971,191.63	2,080,212.91	36,420,195.40
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	31,684,325.91	62,142,522.42	- 89,971,191.63	2,080,212.91	36,420,195.40
(d) 出資総額 ⁽²⁾	877,789,937.60	1,008,206,695.37	700,977,615.75	725,107,713.82	666,370,855.77
(e) 発行済投資口総数 (クラスF - a c c 投資証券)	419,131.395口	354,929.249口	231,925.000口	794,917.371口	736,940.911口
(f) 純資産額	877,789,937.60	1,008,206,695.37	700,977,615.75	725,107,713.82	666,370,855.77
(g) 資産総額	889,066,328.51	1,036,369,916.23	701,839,173.00	740,346,078.62	682,693,075.50
(h) 1口当たり純資産価格 (クラスF - a c c 投資証券)	111.94	115.73	111.82	113.01	119.09
(i) 1口当たり 当期純利益金額または 当期純損失金額 (クラスF - a c c 投資証券)	4.47	4.30	- 5.49	2.27	5.76
(j) 分配総額	497,445.64	354,961.64	69,214.26	131,987.07	486,858.27
(k) 1口当たり分配金額 (クラスF - a c c 投資証券)	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	98.73%	97.28%	99.88%	97.94%	97.61%
(m) 自己資本利益率 ⁽³⁾ (クラスF - a c c 投資証券)	3.67%	3.39%	- 3.38%	1.06%	5.38%

(1) 営業収益には投資収益および実現および未実現利益(損失)を含めている。

(2) ファンドは変動資本を有する傘型の会社型投資信託であり、純資産総額を記載している。

(3) 自己資本利益率は、当該会計年度の1口当たり純資産価格の前年度に対する増減の比率であるが、当該会計年度に初めて当
該投資証券が発行された場合には、当初募集価格に対する増減の比率で表すものとする。

(注1) 各取引に使用された1口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場
合がある(財務書類に対する注記1参照)。

(注2) ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)のクラスF - a c c 投資証券は、2015年9月21日に運用
を開始した。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

UBS (Lux) ボンド・シキャブは、集合投資事業に関する1988年3月30日のルクセンブルグ法パート に従い、集合投資事業に関する2002年12月20日法の条件に適合するために2005年12月に改変された「Société d'Investissement à Capital Variable」(シキャブ)の形態におけるオープンエンド型の投資ファンドとして1996年10月7日に設立され、2011年7月1日から集団投資事業に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)の適用対象となっている。2011年6月15日に有効となるよう、当社は、UBS アセット・マネジメント(ヨーロッパ) エス・エイを自己の管理会社に任命した。本投資法人は、ルクセンブルグ商業登記簿第B 56 385番に登録されている。

基本定款(以下「定款」という。)は、1996年11月8日に「Mémorial, Recueil des Sociétés et Associations」(以下「メモリアル」という。)において公開され、1997年10月27日、2005年12月5日および2011年6月10日(2011年7月1日付で発効)に修正され、1997年11月17日、2006年3月24日および2011年8月24日にメモリアルにより公開された。定款の統合版は、ルクセンブルグの地方裁判所商業会社登記所(Registre de Commerce et des Sociétés)において閲覧に供されている。修正版は、預託通知により会社公告集(Recueil Electronique des Sociétés et Associations)(以下「RESA」という。)に、また有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利(f) 報告書を受領する権利」に記載されているその他の方法で公告される。修正版は、投資主総会で承認された後、法的拘束力を有する。

個々のサブ・ファンドの連結純資産は、全体として本投資法人の純資産総額を構成し、これは常に、本投資法人の株式資本に相当し、全額払込済みかつ無額面の投資証券(以下「投資証券」という。)で構成される。

本投資法人は投資者に対して、本投資法人への投資後に、本投資法人の投資主名簿に投資者自身の氏名が記載される場合に限り、投資主の権利、特に投資主総会に参加する権利を享受することができることに留意するよう要請する。一方で、投資者が取次業者を通じ間接的に本投資法人に投資し、かかる取次業者が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果としてかかる取次業者が投資者に代わり投資主名簿に登録される場合、前述の投資主の権利は投資者ではなく取次業者に認められる。従って、投資者は投資決定に先立って、投資者の権利について助言を求めることが望まれる。

投資主は、総会において、各サブ・ファンドの投資証券の価格差にかかわらず、保有する投資証券1口につき1議決権を有する。特定のサブ・ファンドの投資証券は、当該サブ・ファンドに影響を与える総会での投票時に、保有する投資証券1口につき1議決権が付与される。

本投資法人は、法主体を構成する。投資主との関係において、各サブ・ファンドは、独立した法主体とみなされる。サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドに生じた債務についてのみ責任を負う。債務は投資証券クラス間で分割されないため、一定の状況においては、名称に「ヘッジ」を含む投資証券クラスの通貨ヘッジ取引が、同じサブ・ファンドの他の投資証券クラスの純資産価額に影響を及ぼす債務を生じさせるリスクがある。

本投資法人は、常に、既存のサブ・ファンドを清算する権限および/または新たなサブ・ファンドを設定し、当該サブ・ファンドにおいて特定の性質を有する異なる投資証券クラスを設定する権限を付与される。

本投資法人の存続期間および資産総額に制限はない。

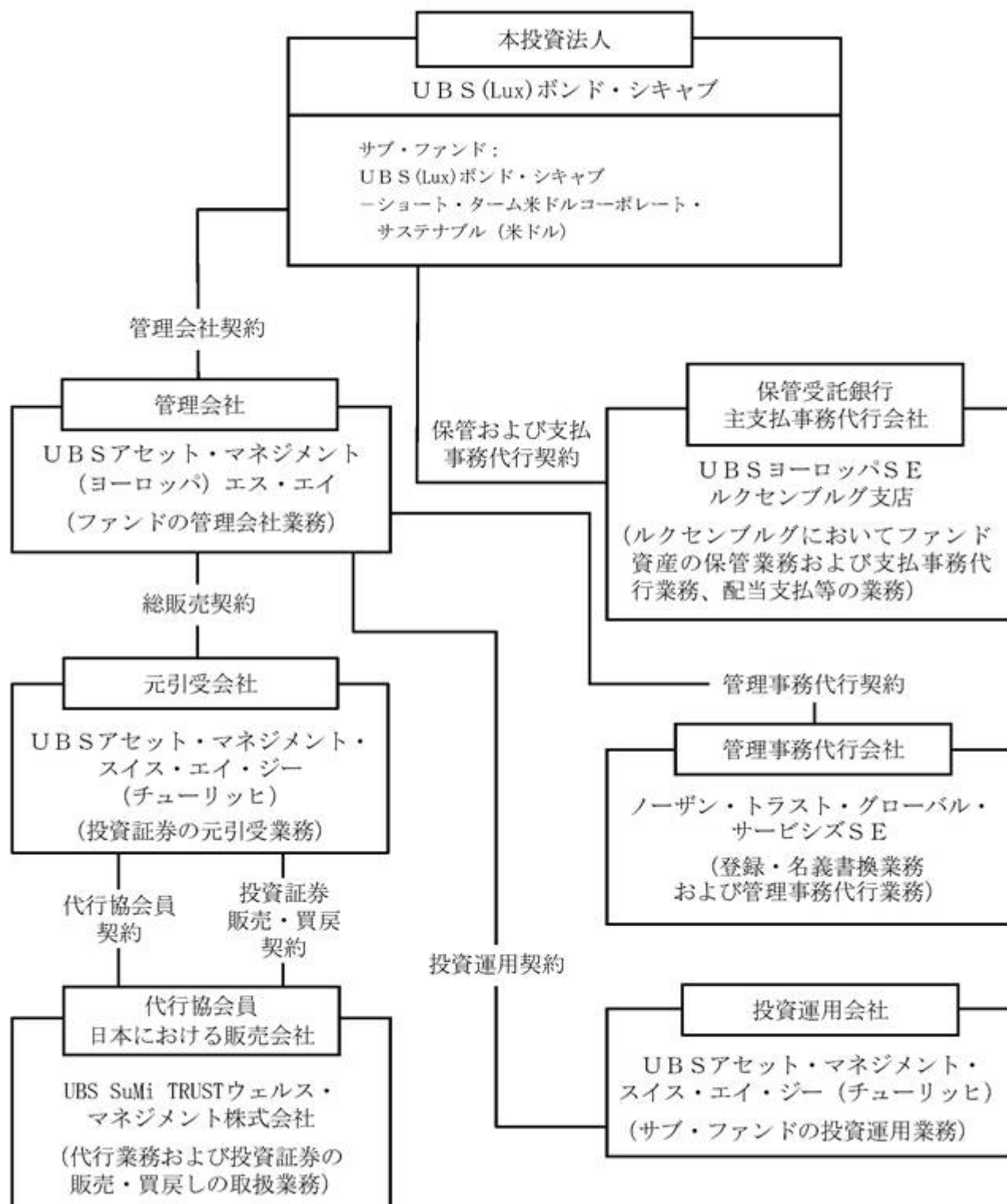
本投資法人の会計年度は、5月31日に終了する。定時投資主総会は毎年11月24日午前11時30分に本投資法人の登録上の事務所で開催する。11月24日がルクセンブルグにおける銀行営業日(銀行が通常の営業時間内に営業を行う日)でない場合は、ルクセンブルグにおける翌銀行営業日で開催される。

b. 外国投資法人の特色

本投資法人の目的は資本の保全および本投資法人の資産の流動性を十分に考慮した上で、高い当期収益を得ることである。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBS (Lux) ボンド・シキャブ (UBS (Lux) Bond SICAV)	外国投資法人	1996年10月7日付で定款を締結(1997年10月27日、2005年12月5日および2011年6月10日付で修正済)。ファンド資産の運用、管理、投資証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBS アセット・マネジメント (ヨーロッパ) エス・エイ (UBS Asset Management (Europe) S.A.)	管理会社	本投資法人との間で管理会社契約(注1)(2011年6月15日付効力発生)を締結。集合投資事業に関する法律に基づき、管理会社の職務および責任について規定している。
UBS ヨーロッパ SE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で本投資法人との間で保管および支払事務代行契約(注2)を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・ グローバル・ サービス SE (Northern Trust Global Services SE)	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約(2017年10月1日効力発生)(注3)を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
UBS アセット・ マネジメント・ スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)	投資運用会社	2014年10月27日付で、管理会社との間で投資運用契約(注4)(修正済)を締結。ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)の運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBS アセット・ マネジメント・ スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)	元引受会社	2013年10月22日付で管理会社との間で総販売契約(注5)を締結。投資証券の元引受業務について規定している。
UBS SuMi TRUSTウェルス・ マネジメント株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2022年12月7日付で元引受会社との間で代行協会員契約(注6)を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2022年12月7日付で投資証券販売・買戻契約(注7)を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

(注1) 管理会社契約とは、本投資法人により任命され、ルクセンブルグの法律に従い管理会社として行為し、本投資法人に対し、ポートフォリオの管理、管理事務代行ならびに登録・名義書換代行業務を行う他、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約である。

(注2) 保管および支払事務代行契約とは、保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。

- (注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、投資証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。
- (注4) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- (注5) 総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、投資証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- (注6) 代行協会員契約とは、ファンドのために元引受会社によって任命された日本における代行協会員が投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。
- (注7) 投資証券販売・買戻契約とは、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

(4) 【外国投資法人の機構】

統治に関する事項

本投資法人は、3名以上の構成員(本投資法人の投資主であることを要しない。)から構成される取締役会により経営されるものとする。

取締役は6年以下の任期で選任されるものとする。取締役は投資主総会において選任されるものとする。投資主総会は、取締役の数、取締役の報酬および取締役の任期も定めるものとする。取締役は、総会において、投資主が出席している(または代表されている)投資証券の過半数により選任されるものとする。取締役会の構成員は、総会において採択された決議により、理由の有無にかかわらずこれを解任することができ、これを交代させることができる。取締役の役職に空席が生じた場合、残存する取締役は一時的にかかる空席を埋めることができる。投資主は、次の総会においてかかる任命に関する最終的な決定を行うものとする。

取締役会は、その構成員から議長を選任するものとし、その構成員から1名または複数名の副議長を選任することができる。取締役会は書記役も選任するものとし、書記役は、取締役であることを要せず、取締役会の会合および投資主総会の議事録への記入および同議事録の管理を行うものとする。取締役会は、議長またはいずれか2名の取締役の招集により、取締役会通知において記載された場所において会合するものとする。

取締役会の議長は、取締役会の会合および投資主総会を司るものとする。取締役会の議長が不在の場合、投資主または取締役は、過半数の賛成により、別の取締役を当該集会または総会の議長とすることを決定するものとする。

取締役会は、本投資法人が本投資法人の業務および管理のために必要とみなす役員およびジェネラル・マネジャーを任命することができる。役員は本投資法人の取締役または投資主であることを要しない。定款に別段の規定がある場合を除き、役員は取締役会により当該役員に付与される権限を有するものとする。

緊急事態における場合を除き、取締役会の会合の書面通知は、当該会合に設定された日の少なくとも24時間前に行われなければならない。

上記の書面の通知は、関係者の同意を得ることを条件として、電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段に代えることができる。取締役会が採択した決議に定める時刻および場所で開催する取締役会に関して別途通知を送付する必要はないものとする。取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で別の取締役を代理人に任命して取締役会で行為を行うことができる。また取締役は複数の同僚の代理人を務めることができる。

取締役は参加者がお互いの声を聞くことができるテレビ電話によって取締役会に参加することができる、かかる手段によって取締役会に参加した場合、本人が取締役会に出席したことになるものとする。

取締役会は少なくとも取締役本人または代理人の過半数が出席した場合に限って有効に審議し、または行動することができる。ただし、取締役会がその他の前提条件を定めた場合はこの限りではない。

取締役会の決議は取締役会の議長が署名した議事録に記録する。司法手続きに提出するかかる議事録の写しには議長または2名の取締役が署名するものとする。

決議は取締役本人または代理人が投じた票の過半数をもって採択される。取締役会の議長は決定票を有する。

取締役全員が承認し、証明した書面の決議は取締役会での投票に付された決議と同じ効力を有するものとする。それぞれの取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で決議を承認するものとする。かかる承認は書面で確認し、かかる確認書を決議の議事録に添付するものとする。

取締役会は本投資法人の目的の範囲内で、定款第17条に定める投資方針に従ってすべての処分行為および管理行為を行う最も幅広い権限を有する。

法律または定款で明確に投資主総会に留保されていないすべての権限は取締役会の権限の範囲内とする。

運用体制

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。本投資法人は、各投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

各会計年度末および2024年9月末日現在の出資総額および発行済投資証券総数は以下のとおりである。なお、発行可能投資口総口数には制限がない。

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

	出資総額		発行済投資証券総数 (口)	
	千米ドル	百万円		
2019年5月末日に 終了する会計年度末	953,896.33	136,150	クラス F - a c c 投資証券	491,720.000
2020年5月末日に 終了する会計年度末	877,789.94	125,287	クラス F - a c c 投資証券	419,131.395
2021年5月末日に 終了する会計年度末	1,008,206.70	143,901	クラス F - a c c 投資証券	354,929.249
2022年5月末日に 終了する会計年度末	700,977.62	100,051	クラス F - a c c 投資証券	231,925.000
2023年5月末日に 終了する会計年度末	725,107.71	103,495	クラス F - a c c 投資証券	794,917.371
2024年5月末日に 終了する会計年度末	666,370.86	95,111	クラス F - a c c 投資証券	736,940.911
2024年9月末日	666,027.84	95,062	クラス F - a c c 投資証券	803,546.168

(6) 【主要な投資主の状況】

1993年4月5日付ルクセンブルグ法第41条により課されるルクセンブルグ銀行機密規定により、当該サブ・ファンドの主要な投資主に関する情報は公開できない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 投資目的およびサブ・ファンドの投資方針

投資目的

本投資法人の目的は、資本の保全および本投資法人の資産の流動性を十分に考慮した上で、高い当期利益を得ることである。

一般投資方針

投資方針の中で、ポートフォリオの分散、発行者の格付けおよび金利予想に沿った満期構成が最優先事項である。

サブ・ファンドは、その資産を主に債務証券および債権に投資する。

かかる債務証券および債権には、国際機関、公的機関および民間の借り手ならびに半公的発行体により発行される社債、ノート(ローン・パティシペーション・ノートを含む。)、あらゆる種類の資産担保証券および類似の固定利付および変動利付の担保付社債または無担保社債ならびにこれらの類似商品が含まれる。

サブ・ファンドはまた、その資産を短期金融商品、転換証券、交換可能債券、ワラント付債券ならびに転換社債、株式、持分権およびワラントに投資することができる。

サブ・ファンドは、債務担保証券(CDO)、クレジット・デフォルト・ノート(CDN)およびインフレ連動債(ILN)にも投資することができる。

転換社債は、社債保有者および/または社債の発行体に対し、事前に定められた日に社債を株式に転換する権利を付与する。

クレジット・デフォルト・ノート(CDN)は、デリバティブが組み込まれた固定利付債券であり、その取扱いは、同等のクレジット・デフォルト・スワップの取扱いに類似する。CDNへの投資は、全般的に「(4)投資制限 5.証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および商品」の規定に従う。

インフレ連動債(ILN)は、その受取利息がインフレ率に連動する固定利付証券および変動利付証券である。

権利行使または申込みにより取得された株式は、当該サブ・ファンドの投資方針に別段の記載がない限り、取得後12ヶ月以内に売却されなければならない。

前述の債務証券および振替決済証券は、下記の投資制限の条件に基づき要求される場合は2010年法第41条に規定される証券をいう。

各サブ・ファンドの会計通貨(各サブ・ファンドの名称に記載される。)は、各サブ・ファンドの純資産価額が計算される通貨のみを示すものであり、当該サブ・ファンドの投資通貨を示すものではない。投資は、サブ・ファンドのパフォーマンスに最も有益となる通貨で行われる。サブ・ファンドは、為替デリバティブ(取引所取引およびOTC)を含め、為替運用のために法律上認められるあらゆる金融商品を使用することができる。

「(4)投資制限 1.投資商品 1.1 g)および5.証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および商品」に記載されるとおり、本投資法人は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主な要素として、定められる法的制限内で、証券、短期金融商品およびその他の金融商品を対象資産とする特別な技法および金融手段を用いることができる。

オプション、先物およびスワップの市場は不安定であり、利益を得る機会および損失を被るリスクのいずれも、証券への投資と比べ高くなる。

かかる技法および商品は、これらが各サブ・ファンドの投資方針に従い、かつ、各サブ・ファンドの質を低下させない場合にのみ用いられる。

各サブ・ファンドは、その純資産の20%を限度として、付随的流動資産に投資することができる。20%の上限は一時的に超えることができるが、例外的に不利な市況によりその必要が生じた場合およびかかる違反が投資者の利益を考慮して正当化される場合に必要不可欠な期間に限られる。かかる制約は、デリバティブ金融商品のリスクをカバーするために保有される流動資産には適用されない。2010年法第41(1)条の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット・ファンドは、2010年法第41(2)条の意味する範囲における付随的流動資産としての適格性を有しない。付随的流動資産への投資は、要求払い銀行預金（経常的支払いまたは例外的な支払いに即時に対応可能な、銀行の当座預金口座に保管される現金等）または2010年法第41(1)条に基づく適格資産への再投資に要する期間もしくは不利な市況により必要不可欠となる期間に限られなければならない。サブ・ファンドは、単一の機関の要求払い預金にその純資産総額の20%を超えて投資することはできない。

サブ・ファンドの投資対象はまた、市場、セクター、借り手、格付けおよび企業について幅広く分散されなければならない。このため、サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの投資方針に規定のない限り、その資産の10%を上限として既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

ESGインテグレーション

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドを「ESG統合型ファンド」に分類している。投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ投資家の財務上の目標を達成することを目指す。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら事業慣行の環境面、社会面およびガバナンス面（ESG）の要因を活用する能力（以下「サステナビリティ」という。）と定義している。投資運用会社は、これらの要因を考慮すればより十分な情報を得た上での投資決定が実現されると考えている。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが絞り込まれていることがある、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっている。アクティブ運用を行うすべての投資信託に適用される投資ユニバースの制限は、サステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシーに取り込まれている。該当する場合、さらなる強制力のある要因がサブ・ファンドの投資方針において概説される。

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資運用会社は、重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。投資運用会社の投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、次を取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資運用会社に対してESGリスクを明確に示す。企業以外の発行体の場合、投資運用会社は、最も重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESG

リスク評価を適用することができる。重大なサステナビリティ / E S Gに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

エンゲージメント・プログラム

エンゲージメント・プログラムは、UBSアセット・マネジメントが特定のE S G要因に関する懸念事項またはテーマ別トピックを特定した場合に企業を優先順位付け / 選定することを目的とする。これらの企業は、UBSアセット・マネジメントが投資する企業ユニバース全体から、グローバル・スチュアードシップ・ポリシーに概説されているUBSの原則に従ってトップダウン・アプローチで選定される。優先順位付けのプロセスでは、企業とのエンゲージメントが必要かどうか、またかかるエンゲージメントがいつ必要かを判断する。企業がエンゲージメント・プログラムに選定された場合、エンゲージメントに関する対話は通常少なくとも2年間続く。これは、本ポートフォリオの企業に関して、一定期間中にサステナビリティ関連のエンゲージメントが行われたことを示すものではなく、また、本ポートフォリオの企業が積極的なエンゲージメントを目的として選ばれたことを示すものでもない。UBSアセット・マネジメントの企業選定、エンゲージメント活動、優先順位付けプロセスおよび懸念事項に対する理解に関する情報は、UBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ年次報告書およびスチュアードシップ方針に記載されている。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

議決権

UBSは、UBSアセット・マネジメントの議決権行使方針およびUBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ方針に概説されている原則に基づき、以下の2つの基本的な目的のために、議決権を積極的に行使する。

1. UBSの顧客の最善の財務的利益のために行い、当該顧客の投資対象の長期的な価値を高めること。
2. 取締役会における最良慣行を推進し、強力なサステナビリティの実践を奨励すること。

これは、サブ・ファンドが保有する企業に関して、特定の期間中にサステナビリティ関連のトピックにおける議決権行使が行われたことを示すものではない。特定の企業に対する議決権行使活動については、UBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ年次報告書を参照のこと。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

2. サブ・ファンドおよび特定の投資方針

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境面および/または社会面の特性を促進させるものであり、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU) 2019/2088(「SFDR」)の第8条を遵守している。環境面および/または社会面の特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される(SFDRの細則(RTS)第14条(2))。アクティブ運用される本サブ・ファンドは、主に、高品質の債権者の満期の短い社債(定評ある格付機関により「投資適格」に分類されるもの)に投資する。ポートフォリオのデュレーションは、常に市況環境に応じているが、3年(ショート・ターム)を超えてはならない。本サブ・ファンドは、ポートフォリオ構築、パフォーマンス評価、サステナビリティ特性比較およびリスク管理のための参考として、それぞれ、ベンチマークであるブルームバーグ・ユーロ・コーポレート・インデックス500mio+(1から3年、ユーロ)およびブルームバーグ・ユーロドル・コーポレート(1から3年、米ドル)を使用する。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。名称に「ヘッジ」を含む投資証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン(利用可能な場合)が用いられる。

少なくとも投資対象の3分の2以上は、本サブ・ファンドの表示通貨建てとする。

ただし、サブ・ファンドの会計通貨に対しヘッジされない外貨により投資される部分は、資産の10%を超えてはならない。

現金および現金等価物の控除後、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。その資産の25%を上限として、転換証券、交換可能債券およびワラント付債券ならびに転換社債に投資することができる。サブ・ファンドは、合計でその純資産の20%を上限として、アセット・バック証券(以下「ABS」という。)、モーゲージ担保証券(以下「MBS」という。)、商業用不動産担保証券(以下「CMBS」という。)およびCDO/CLOに投資することができる。関連するリスクは、「3 投資リスク a. リスク要因 『ABS/MBSの使用に関連するリスク』または『CDO/CLOの使用に関連するリスク』」の項に記載される。

サブ・ファンドは、また、その資産の10%を上限として、偶発転換社債(CoCo債)に投資することができる。関連するリスクは、「3 投資リスク a. リスク要因 『CoCo債の使用に関連するリスク』」の項に記載される。

さらに、現金および現金等価物の控除後、サブ・ファンドは、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権、引受権またはオプションの行使により取得した株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書ならびにエクswラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

権利行使または申込みにより取得した株式は、取得後12ヶ月を期限として売却しなければならない。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用される本サブ・ファンドは、常に市場環境に適するよう調整される3年以内のデュレーションのポートフォリオおよび環境面および/または社会面の特性を促進するサブ・ファンドに投資することを希望する投資家に適している。

(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【分配方針】

各サブ・ファンドの株主総会では、本投資法人の取締役会の提案にて、サブ・ファンドの決算後に、サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配金を支払うか否か、またどの程度の分配金を支払うかを決定するものとする。分配は、収益(配当収益および利息収益)または元本により構成され、手数料および費用を含む場合と含まない場合とがある。

一定の国の投資者は、投資証券の売却による値上がり益よりも受領する元本に高い税率を課される場合がある。そのため、投資者によっては、分配型クラス投資証券(-distクラス投資証券、-mdistクラス投資証券)より成長型クラス投資証券(-accクラス投資証券)の投資を選択する場合がある。成長型クラス投資証券(-accクラス投資証券)の収益および元本に関する投資者への課税時期が、分配型クラス投資証券(-distクラス投資証券)の場合に比べ、遅くなる場合がある。投資者は、個々の状況について適任の専門家に税務アドバイスを受けることが推奨される。分配は、サブ・ファンドの投資証券1口当たり純資産価格から直ちに控除される。また分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が2010年法に定める最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

本投資法人の取締役会は中間配当を支払い、分配金の支払いを中止する権限を有する。支払期日から5年以内に請求されなかった分配金および割当金に対する権利は失効し、関係するサブ・ファンドおよび/または投資証券クラスに返還される。関係するサブ・ファンドおよび/または投資証券クラスが既に清算している場合、分配金および割当金は本投資法人の残存するサブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドの残存する投資証券クラスにそれぞれの純資産に応じて計上される。取締役会の提案にて、総会で正味投資収入およびキャピタル・ゲインの分配の一部として無償投資口を発行することを決定することができる。収入調整金は分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように計算する。

(4) 【投資制限】

投資原則

サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. 投資商品

1.1 本投資法人の主要投資対象は一項または複数の項のみとする。

- a) 金融商品の市場に関する2004年4月21日の欧州議会/理事会指令2004/39/ECに定義する規制された市場に上場され、または取引されている有価証券および短期金融商品。
- b) EU加盟国の公認され、規制され、定期的取引が行われかつ公開されている別の市場で取引される有価証券および短期金融商品。「EU加盟国」とは欧州連合(以下「EU」という。)の加盟国を指す。欧州経済地域に関する契約の当事者であるが、EU加盟国ではない国は、当該契約およびその関係契約の制限範囲内でEU加盟国と同じであるとみなされる。
- c) EU非加盟国の証券取引所に正式に上場されている、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカまたはオーストラリアの国々(以下「承認された国」という。)の定期的取引が行われ、認知され、規制され、一般に公開されている他の市場で取引されている有価証券および短期金融商品。
- d) 新規発行により取得された有価証券および短期金融商品。ただし、発行条件に1.1 a)乃至c)の各項に定める証券取引所または規制された市場への正式な上場申請を行い、かつ有価証券が発行されてから一年以内に当該申請が承認されることを要する旨の条項が定められていることを条件とする。

- e) 2010年法に定めるEU加盟国またはEU非加盟国に登録上の事務所を置く、指令2009/65/ECに基づき認められているUCITSの受益証券ならびに/または指令2009/65/ECの第1条(2)a)およびb)に該当するその他のUCIの受益証券、ただし、
- ルクセンブルグ金融監督委員会(以下「CSSF」という。)の判断に従ってヨーロッパ共同体法に基づく監督と同程度の監督が適用される法令に従って承認されたその他のUCIであること、当局間の協力を確保する十分な規定が存在すること、
 - その他のUCIの受益者に与えられる保護のレベルが本投資法人の受益者に与えられる保護のレベルと同等であり、特にファンド資産の分別保有、借入れ、有価証券および短期金融商品の貸付および空売りに適用される規則が指令2009/65/ECに定める基準と同等であること、
 - その他のUCIの事業運営が年次報告書および半期報告書に記載され、報告期間中に起因する資産、負債、所得および取引の評価が可能であること、
 - 受益証券を取得したUCITSまたは当該他のUCIが約款またはその設立書類に従って資産の10%を限度に他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資できることを条件とする。
- サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの投資方針に反対趣旨の定めがない限り、その資産の10%を限度に他のUCITSまたはUCIに投資する。
- f) 期間を12か月を上限として金融機関の要求払預金または通知預金。ただし、金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあること、非EU加盟国に登録上の事務所がある場合はCSSFがヨーロッパ共同体法に基づく監督規則と同等とみなす監督規則が適用されることを条件とする。
- g) 上記のa)、b)およびc)に記載する規制された市場で取引されている金融派生商品(以下「派生商品」といい、同等の現物商品を含む。)または証券取引所で取引されていない派生商品(以下「店頭派生商品」という)。ただし、
- 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針を遵守しており、その達成に適したものであること、
 - 原証券は上記の1.1のa)および1.1のb)の各項に規定する商品または本投資法人の投資方針に従い直接的にまたは既存のUCIもしくはUCITSを通じて間接的に投資することが許可されている金融指数もしくはマクロ経済指数、金利、通貨またはその他の裏付け商品であること、
 - サブ・ファンドが、対象資産を適切に分散することで、「2. リスク分散」の項に記載されるサブ・ファンドに適用される分散要件を確実に遵守すること、
 - 店頭派生商品に関する取引の相手が、CSSFが承認し本投資法人が明確に承認した種類に該当する公式監督に服する機関であること、本投資法人による承認手続きが、UBSアセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成され、取引相手方の資本提供の意思に加え、とりわけ同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に関連する原則に基づき、本投資法人は自身が承認した取引相手方のリストを保持していること、
 - 店頭派生商品が日々信頼できる検証可能な方法で評価され、いつでも本投資法人の主導により、かつ公正価値でバック・ツー・バック取引により売却、清算または決済できること、
 - 取引相手方が、各サブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入れ銘柄(トータル・リターン・スワップまたは同様の性格を有する金融派生商品等の場合)、または各店頭派生商品の対象資産につき裁量権を付与されていないことを条件とする。
- h) 規制された市場で取引されていない「(1)投資方針」の項の意味の範囲内の短期金融商品。ただし、短期金融商品の発行または発行体に預金および投資者保護規則が既に適用されていること、およびかかる商品は、

- EU加盟国の中央、地域もしくは地方機関または中央銀行、欧州中央銀行、EUまたは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合に連邦の加盟国または少なくとも一カ国以上のEU加盟国が加入している国際機関が発行または保証していること、
 - 1.1のa)、b)およびc)の各項に定める規制された市場で有価証券が取引されている事業体が発行していること、
 - ヨーロッパ共同体法に定める基準に基づく公式監督に服す機関またはヨーロッパ共同体法に定める監督と少なくとも同程度に厳格な監督に服し、同法を遵守しているとCSSFが判断する機関が発行もしくは保証し、またはCSSFが承認した種類に属すその他の発行体が発行していることを条件とする。ただし、かかる商品への投資には上記の第1文、第2文および第3文に定める基準と同等の投資家を保護する規則が適用されること、発行体は1,000万ユーロ以上の自己資本を有し、第4号理事会指令78/660/EECに定める規定に基づいて年次決算書を作成し発行する法人であるか、または一社以上の上場企業を擁するグループ内の資金調達を担当する法人であるか、または銀行が提供する信用供与枠を利用し、原債務証券の資金を調達する法人であることを条件とする。
- 1.2 上記1.1に定める投資制限にかかわらず、各サブ・ファンドは純資産の10%を限度に1.1に定める以外の有価証券および短期金融商品に投資することができる。
- 1.3 本投資法人は派生商品に関する全体のリスクが本投資法人の純資産総額を超えないように配慮しなければならない。投資戦略の一環として、各サブ・ファンドは2.2および2.3の各項に定める制限の範囲内で派生商品に投資することができる。ただし、対象資産全体のリスクが以下の第2項に定める投資制限を超えないことを条件とする。
- 1.4 各サブ・ファンドは付随的に流動資産を保有することができる。

2. リスク分散

- 2.1 リスク分散原則に従って、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の10%以上を一つの発行体が発行した有価証券および短期金融商品に投資してはならない。本投資法人はサブ・ファンドの純資産の20%以上を一つの同じ金融機関の預金に投資してはならない。サブ・ファンドが店頭派生商品の取引を行う場合、取引相手方リスクがサブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。取引相手が1.1 f)に定義する金融機関である場合、許容される取引相手方リスクの上限は5%に引き下げられる。サブ・ファンドの純資産の5%以上を占める金融機関が保有する有価証券および短期金融商品のポジションの総価値が当該サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。上記の制限は監督に服する金融機関に係わる預金または店頭派生商品には適用されない。
- 2.2 2.1に定める制限に関係なく、各サブ・ファンドは
- ある機関が発行した有価証券または短期金融商品
 - 当該機関への預金および/または
 - 当該機関との店頭派生商品契約
- を組み合わせる純資産の20%以上を投資してはならない。
- 2.3 上記の規定にかかわらず、
- a) 2.1に定める10%の上限は、欧州議会および理事会の指令(EU)2019/2162の第3条(1)に定義されるカバードボンドおよびEU加盟国に本拠地を有し、かつ債券の保有者を保護するために当該特定国において公的機関の特別な健全性監督に服する金融機関が2022年7月8日より前に発行された債券については、25%に引き上げられる。特にかかる2022年7月8日より前に発行された債券の発行に起因する資金は法律に従って、債券の存続期間中に当該債券から発生した債務を十分にカバーする資産に投資するものとし、発行体が破産した場合、元利の支払いに関して優先権が付与されなければならない。サブ・ファンドが一つの発行体の債券に純資産の5%以上を投資する場合、投資総額が当該サブ・ファンドの純資産の80%を超えてはならない。

b) 上記の10%の上限はEU加盟国またはEU加盟国の地方機関、その他の承認された国または一カ国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証した有価証券または短期金融商品に関しては35%に引き上げられる。

2.3のa) およびb) に定める特別規則に該当する有価証券および短期金融商品は既述したリスク分散の40%制限を計算する際には計算に入れない。

c) 2.1、2.2、2.3のa) およびb) の各項に定める制限は累計することはできないため、これらの各項において定める発行体が発行した有価証券または短期金融商品、かかる金融機関への預金または派生商品への投資はそれぞれサブ・ファンドの純資産の35%を超えてはならない。

d) 指令83/349/EEC第1条(1)または公認の国際会計基準に定義される連結会計の目的上同じ企業グループに属す企業は、本項に定める投資制限を計算する際には一つの発行体とみなす必要がある。ただし、同じグループ企業が発行した有価証券および短期金融商品への投資は合計してサブ・ファンドの資産の20%を限度とする。

e) 本投資法人はリスク分散のために、サブ・ファンドの純資産の100%を限度としてEU加盟国またはEU加盟国の地方機関、その他の認可されたOECD加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一カ国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証した各種の有価証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、かかる有価証券および短期金融商品は少なくとも6回の発行分で構成され、一回の発行分がサブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

2.4 その他のUCITSまたはその他のUCIへの投資に関しては以下の規定が適用される。

a) 本投資法人はサブ・ファンドの純資産の20%を限度として一つの同じUCITSまたはUCIの受益証券に投資することができる。上述の投資制限の解釈上、複数のサブ・ファンドを有するUCIのそれぞれのサブ・ファンドは独立した発行体とみなされる。ただし、各サブ・ファンドは第三者に対して個別の責任を負う。

b) UCITS以外のUCIの受益証券に対する投資は、サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。サブ・ファンドが投資するその他のUCIまたはUCITSの資産は2.1、2.2および2.3の各項に定める上限の計算には含まれない。

c) 投資方針に従って大半の資産をその他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に投資するサブ・ファンドに関して、サブ・ファンドおよびサブ・ファンドが投資予定のその他のUCITSおよび/または他のUCIが徴収する上限管理報酬については「4.手数料等及び税金(4)その他の手数料等」の項に記載する。

2.5 サブ・ファンドは、一または複数の他のサブ・ファンドが発行するまたは発行された投資証券を購入し、取得しおよび/または保有することができるが、以下を条件とする。

- 対象ファンドは自ら、当該対象ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと、
- 取得される複数の対象ファンドが、同一のUCIの他の対象サブ・ファンドの受益証券に投資することができる資産は、販売目論見書または定款に従い、合計で10%を超えてはならないこと、
- 当該有価証券に関連する議決権は、当該サブ・ファンドが当該証券を保有している期間中、財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、停止されること、
- いずれの場合にも、サブ・ファンドが当該有価証券を保有している限り、その価値は2010年法に基づく最低純資産の検証のために考慮されないこと、および
- サブ・ファンドまたはサブ・ファンドが投資する対象ファンドのいずれのレベルでも、運営管理/申込みまたは買戻しの手数料は重複して請求されないこと。

2.6 サブ・ファンドの投資方針が、CS SFにより認定された特定の株式または債券指数の連動を目的としている場合、本投資法人は、当該サブ・ファンドの純資産の20%を限度に同一機関が発行した株式および/または債券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

- 指数の構成が十分に分散されていること、

- 指数が、その参照する市場の適正ベンチマークを示していること、
- 指数が適切に公開されていること。

例外的市況(特に一部の有価証券または短期金融商品がきわめて支配的なポジションを占めている規制された市場)により正当であると判断される場合の制限は35%とする。かかる上限までの投資は、同一発行体の場合にのみ認められる。

意図せずに、または新株引受権の行使によって1.および2.の各項に記載する制限を超えた場合、本投資法人は投資主の利益を十分に考慮した上で事態の是正を最優先するために有価証券の売却を行わなければならない。

新たに設定されたサブ・ファンドは、引き続き分散投資の原則を遵守することを条件として、当局から認可されてから6か月間は特定のリスク分散制限を逸脱することができる。

3. 投資制限

本投資法人は、以下の行為をしてはならない。

- 3.1 継続販売について契約書により制限を受ける証券を取得すること。
- 3.2 本投資法人が、または、本投資法人の管理下にある他の投資信託と共同で、発行体の経営に重大な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得すること。
- 3.3 以下を取得すること。
 - 同一発行体の議決権のない投資証券の10%以上
 - 同一発行体の社債の10%以上
 - 同一UCITSまたはUCIの受益証券の25%以上
 - 同一発行体の短期金融商品の10%以上上記の4つのうち、後3者について、債務証券または短期金融商品の総額および発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はない。
- 3.2および3.3の各項の適用が免除されるのは以下の証券である。
 - EU加盟国もしくはEU加盟国の地方機関または別の承認国が発行または保証している有価証券および短期金融商品
 - EU非加盟国が発行または保証している証券および短期金融商品
 - 一または複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行した証券および短期金融商品
 - EU非加盟国の法律に基づき当該保有が当該非加盟国の発行体の証券に投資することができる唯一の適法な方法である場合に、当該EU非加盟国に本拠地を置く発行体の証券にその資産を主に投資するEU非加盟国の会社の株式。かかる場合、2010年法の規定を遵守しなければならない。
 - 子会社所在国において、本投資法人のみのために、受益者の請求による受益証券の買戻しに関する一定の運営管理、助言または販売業務を実行する子会社の株式。
- 3.4 証券、短期金融商品または1.1 e)、g)およびh)の各項に規定されるその他の証書の空売りを行うこと。
- 3.5 貴金属またはそれに関連する証書を取得すること。
- 3.6 不動産に投資すること、商品または商品契約を購入し、販売すること。
- 3.7 借入れを行うこと。ただし、下記の場合は除外される。
 - バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
 - 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ
- 3.8 第三者のために貸付を認めまたは保証人となること。ただし、本制限は、全額払込済でない証券、短期金融商品、または1.1 e)、g)およびh)に挙げられるその他証書の取得を妨げるものではない。
- 3.9 上記の投資の禁止にかかわらず、本投資法人は、以下の金融商品に投資することができる。

- 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組込デリバティブを含まない、広義で個別の貴金属を裏付け資産とする証書
- 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組込デリバティブを含まない、広義で個別のコモディティまたはコモディティ指数を裏付け資産とする証書

本投資法人は、投資主の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権利を有する。ただし、かかる追加的制限は、投資証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

4. 資産のプール

本投資法人は効率性のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および/または共同管理することを許可することができる。この場合、様々なサブ・ファンドの資産と一緒に管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼ぶ。プールは内部管理目的に限定して使用される。プールは独立したファンドではなく、受益者が直接利用することはできない。

プール

本投資法人は2つ以上のサブ・ファンド(かかる文脈上、以下「参加サブ・ファンド」という。)のポートフォリオ資産の一部または全部をプール形式で投資し、運用することができる。こうした資産プールは各参加サブ・ファンドから現金ならびにその他の資産を(プールの投資方針に合致している場合)資産プールに移し替えることによって設定される。その後、本投資法人は個々の資産プールへの移し替えを行なうことができる。同じく、その参加額の全額を限度として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。

特定の資産プール内の参加サブ・ファンドの持分は、同じ価値を有するみなし受益証券を基準にして算出される。資産プールを設定した際、本投資法人は(本投資法人が適当と判断する通貨で)みなし受益証券の当初価値を定め、各参加サブ・ファンドに対してサブ・ファンドが拠出した現金(またはその他の資産)に相当するみなし受益証券を配分しなければならない。その後、資産プールの純資産を既存のみなし受益証券の口数で除して、みなし受益証券の価値を算出する。

追加の資金または資産が資産プールに拠出され、または資産プールから引き出された場合、参加サブ・ファンドにより拠出されたもしくは引き出された現金または資産を、資産プールにおける参加サブ・ファンドの持分の現在価値で除して決定した数だけ、関係する参加サブ・ファンドに配分されたみなし受益証券の口数を増減させる。資産プールに現金が拠出される場合、計算上、かかる現金投資のためのクローリング費用および取得費用に加え税務費用を考慮して本投資法人が適当と判断する金額を減額する。現金の引き出しの場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分において発生する費用の額を織り込んだ減額が行なわれる。

資産プールの資産から得た配当、利息および収益と同様のその他の配当は当該資産プールに配分され、その結果として当該純資産が増加することになる。本投資法人が清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の各持分に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、幅広い分散投資を可能にするために、本投資法人は1つ以上のサブ・ファンドの資産の一部または全部をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業に帰属する資産と一緒に管理することを決定することができる。以下の段落で「共同管理ファンド」とは、本投資法人およびその各サブ・ファンドならびに共同管理契約が存在し得る一切のサブ・ファンドをいい、「共同管理資産」とは、上記の共同管理契約に従って管理が行なわれる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理契約の一環として、各投資運用会社は、関係する共同管理ファンドに関しては統一的に、本投資法人およびそのサブ・ファンドのポートフォリオの構成に影響を及ぼす投資および資産の売却に関する決定を下すことができる。それぞれの共同管理ファンドは、共同管理資産において、共同管理資産の全体価値に対して自己の純資産が占める割合に相当する持分を有する。こうした比例ベースの資産保有(かかる文脈上、「持分割合」と称する。)は、共同管理の下で保有または取得したすべての資産クラスに適用される。投資および/または資産の売却に関する決定は、共同管理ファンドの持分割合には影響しないが、追加の投資分は同じ割合で共同管理ファンドに割り当てられる。一方、資産を売却した場合、これらは、個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産から比例的に差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込金は購入申込みが行われる共同管理ファンドの調整後の持分割合を考慮した上で、各共同管理ファンドに配分され、このような調整が、かかる共同管理ファンドの純資産の増加に対応する。共同管理ファンド間で資産を移し替えると各共同管理ファンドの純資産総額が、調整後の持分割合に応じて変動する。同様に、ある共同管理ファンドに買戻請求があった場合、買戻しが適用となる共同管理ファンドの純資産の減少額を調整後の持分割合に基づき、共同管理ファンドの流動資金から必要な資金が引き出される。この場合も、各共同管理ファンドの純資産総額は、調整後の持分割合に応じて変動する。

本投資法人または本投資法人の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係する出来事に影響される点に投資主の注意を喚起する。その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、共同管理契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行なうことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、本投資法人または本投資法人の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りを決定できるため、本投資法人と本投資法人のサブ・ファンドおよび投資主の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに関する(本投資法人または当該サブ・ファンドに帰属するとは見なされない)報酬および費用の支払いによって、本投資法人またはその一もしくは複数のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、本投資法人または当該サブ・ファンドの投資制限に違反する場合、該当する資産が上記の調整による影響を受けないようにするために、かかる資産は、変更の実施前に共同管理契約の対象から外される。

サブ・ファンドの共同管理資産は、同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。これにより、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致することになる。共同管理資産は同じ投資運用会社が投資と資産の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ保管受託銀行が預託機関を務める資産に限って共同で管理される。これにより保管受託銀行は、2010年法および他の法規定に従って本投資法人およびそのサブ・ファンドに対して十分に任務を履行し義務を果たすことができる。保管受託銀行は常に本投資法人の資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管受託銀行は個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないが、サブ・ファンドの投資方針よりも制限を受ける可能性がある。

本投資法人は事前の通知なしに、いつでも共同管理契約の終了を決定することができる。

投資主はその時点で共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの比率について、本投資法人の登録事務所に問合せを行なうことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、(1)ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または(2)各共同管理ファンドが、ルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる債権者およびいかなる破産管財人も、資産へのアクセスを有さず、または資産を凍結する権利がないとする権限を有することを条件に許可される。

5. 証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および商品

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CS SFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レボ契約、リバースレボ契約、証券貸付契約ならびに/または、有価証券および短期金融商品を対象資産とするその他の技法および商品(以下「技法」という。)を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。技法は、「3 投資リスク a. リスク要因 証券金融取引のエクスポージャー」の項に記載されるとおり継続的に使用されるが、市況に応じて、停止または証券金融取引のエクスポージャーの軽減が随時決定されることがある。このような技法および商品の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レボ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレボ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である(「証券貸付」)。

証券貸付は、一般に、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流金融機関を利用し、かつ当該機関が定める手続に従い行う場合にのみ、行うことができる。

証券貸付取引の場合、本投資法人は、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に等しい金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、取引が貸付証券価額の返済を本投資法人に保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。

「3 投資リスク a. リスク要因 担保の運用」の項の規定は、証券貸付の範囲内で本投資法人に提供された担保の運用に対して適用される。「3 投資リスク a. リスク要因 担保の運用」の項の適用緩和規定として、金融セクターの株式は、証券貸付の範囲内で有価証券として認められる。

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合った報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、年次ベースで見直され、必要に応じて調整される。

現在、独立当事者間で交渉された証券貸付取引から受け取る総収入の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総収入の30%は、継続的な証券貸付業務および担保の運用について責任を負う、証券貸付サービス提供会社たるユービーエス・スイス・エイ・ジーによって費用として保持され、総収入の10%は、取引管理、継続的な運用活動および担保の保管について責任を負う、証券貸付仲介人たるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店によって費用として保持される。証券貸付プログラムの運用に係るすべての費用は、総収益の証券貸付仲介人の取り分から支払われる。これには、証券貸付活動を通じて生じたすべての直接および間接のコストが含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーは、UBSグループの一員である。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、とりわけ、関連する定義、証券貸付取引の契約管理に関する原則および基準の記載、担保の信用度、認可を受ける取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬ならびに本投資法人が受領する報酬に加え年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、証券貸付取引からの担保として承認し、これらの証券に対して以下の元本減免を適用する旨決定した。

資産クラス	最低元本減免率 (市場価格からの減額率) (%)
固定及び変動利付証券	
G10参加国(米国、日本、英国、ドイツおよびスイスを除く国々。発行体として当該国の連邦州および小郡を含む。)により発行され、格付がA [*] 以上の証券。	2%
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス(その連邦州および小郡 ^{**} を含む。)により発行された証券。	0%
格付がA以上の債券。	2%
国際的組織によって発行された証券。	2%
法主体によって発行され、格付がA以上の銘柄の証券。	4%
地方機関によって発行され、格付がA以上の証券。	4%
株式	8%
以下の指数に組み込まれている株式は、容認できる担保として認められる。	ブルームバーグID
オーストラリア(S&P/ASX 50 INDEX)	AS31
オーストリア(AUSTRIAN TRADED ATX INDX)	ATX
ベルギー(BEL 20 INDEX)	BEL20
カナダ(S&P/TSX 60 INDEX)	SPTSX60
デンマーク(OMX COPENHAGEN 20 INDEX)	KFX
欧州(Euro Stoxx 50 Pr)	SX5E
フィンランド(OMX HELSINKI 25 INDEX)	HEX25
フランス(CAC 40 INDEX)	CAC
ドイツ(DAX INDEX)	DAX
香港(HANG SENG INDEX)	HSI
日本(NIKKEI 225)	NKY
オランダ(AEX-Index)	AEX
ニュージーランド(NZX TOP 10 INDEX)	NZSE10
ノルウェー(OBX STOCK INDEX)	OBX
シンガポール(Straits Times Index STI)	FSSTI
スウェーデン(OMX STOCKHOLM 30 INDEX)	OMX
スイス(SWISS MARKET INDEX)	SMI
スイス(SPI SWISS PERFORMANCE IX)	SPI
英国(FTSE 100 INDEX)	UKX
米国(DOW JONES INDUS. AVG)	INDU
米国(NASDAQ 100 STOCK INDX)	NDX
米国(S&P 500 INDEX)	SPX
米国(RUSSELL 1000 INDEX)	RIY

* 上記の表における「格付」は、スタンダード・アンド・プアーズが使用する格付尺度を意味する。スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチによる格付は、それぞれに対応する尺度をもって使用される。これらの格付機関がある発行体に付与した格付が一致しない場合、一番低い格付を適用する。

* * これらの国による格付のない銘柄も容認される。かかる銘柄について、元本減免は行われない。

一般的に、以下の要件がレポ契約／リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

- () レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げる場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。
- () 本投資法人は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- () 本投資法人がリバースレポ契約を締結する場合、本投資法人は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時までに発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- () 本投資法人がレポ契約を締結する場合、本投資法人は、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- () レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS指令の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

一般的に、以下がトータル・リターン・スワップに適用される。

- () トータル・リターン・スワップからの総リターンの100%から直接および間接の運営コスト／費用を差し引いたものがサブ・ファンドに返還される。
- () トータル・リターン・スワップに発生したすべての直接および間接の運営コスト／費用は、ファンドの年次報告書および半期報告書に記載される事業体に支払われる。
- () トータル・リターン・スワップについては費用分割の取決めはない。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（すなわち、これらの技法を利用しない場合）から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、後記「3 投資リスク a. リスク要因 効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

本投資法人は、リスク管理手続きの一環として、本投資法人または本投資法人が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。本投資法人、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証すること

を通じて実施される。また、本投資法人は、これらの技法および商品を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

a. リスク要因

サブ・ファンドの投資は大幅な価格変動を伴い、本投資法人の株価が取得時の価格を下回らないとの保証はない。投資法人は預貯金とは異なる。

こうした価格変動を発生させる要因またはその影響は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

- ・個別企業に特有の要因の変化
- ・金利の変動
- ・為替レートの変動
- ・商品およびエネルギー資源の価格の変動
- ・雇用、政府支出と債務、インフレ等の循環要因の変化
- ・法環境の変化、および
- ・特定の資産クラス（投資証券）、市場、国、業種およびセクターに対する投資家の信頼の変化

投資を分散させることにより、投資運用会社は、サブ・ファンドの価格に対するリスクへのマイナスの影響を軽減させる努力をしている。

サブ・ファンドがその投資によって特定のリスクにさらされる場合、かかるリスク情報は関連するサブ・ファンドの投資方針に規定される。

一般的ナリスク情報

リスク情報

新興市場は、発展の初期段階にあり、収容、国有化ならびに社会的、政治的および経済的に不確定な大きなリスクを負っている。

以下は、新興市場への関与に伴う一般的ナリスクの概要である。

- 偽造証券
監督システムの脆弱さにより、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることもありうる。
- 非流動性
証券の売買が、先進国市場よりコスト高で、期間がかかり、一般に難しい可能性がある。流動性に関する困難により価格の変動性が高まることも考えられる。多くの新興市場は小規模で取引高が少ないため、流動性が低く価格の変動性が高い。
- ボラティリティ
新興市場への投資は、先進国市場への投資よりもパフォーマンスの変動性が高くなる。
- 通貨の変動
サブ・ファンドの会計通貨に比べ、サブ・ファンドが投資を行う国の通貨は、その通貨への投資後に大幅に変動する可能性がある。そうした変動は、サブ・ファンドの収益に大きく影響する。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することは不可能である。
- 通貨流出の制限
新興市場が通貨の流出を制限するまたは一時的に停止するという可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出すことができない場合がある。買戻請求に対する影響を最小限にとどめるため、サブ・ファンドは、数多くの市場に投資を行う予定である。
- 決済および保管リスク
新興市場国における決済および保管システムは、先進市場のシステムのように発達していない。基準がそれほど高くなく、監督機関は経験豊富とはいえない。したがって、決済が遅延し流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

場合によっては、新興市場が外国人投資家の購入に制限を設けることがある。したがって、外国人株主に許可される最大所有株数を超過したために、サブ・ファンドが入手できない株式もある。さらに、外国人投資家の収益、キャピタルおよび分配への参加に対して制限や政府による許可の対象となることもある。新興市場が、外国人投資家による証券の売却を制限する可能性もある。そのような制限によりある新興市場において証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは関連当局から例外的な認可を入手する、または別の市場へ投資を行うことでそうした制限の悪影響に対処するよう努める。サブ・ファンドは、制限が容認できるような市場にのみ投資する予定である。ただし、追加の制限を課せられることを避けることは不可能である。

- 会計

新興市場の企業に求められる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、投資家への情報提供の内容、質および期限に関して先進国市場とは異なる。したがって、投資選択を正確に評価することは難しい。

UCIおよびUCITSへの投資

特定の投資方針に従って既存のUCIおよびUCITSにその資産の少なくとも半分を投資したサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの構造を有する。

ファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、ファンドが直接投資する場合に比べて幅広い投資（またはリスクの分散化）が図られることにある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（以下「対象ファンド」という。）自体も厳格なリスク分散原則が適用されるためポートフォリオの分散化はポートフォリオだけに止まらない。ファンド・オブ・ファンズの投資家は、二重にリスクを分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクは最小限に抑えられ、大部分の投資の対象となるUCITSおよびUCIの投資方針は、本投資法人の投資方針と可能な限り一致しなければならない。本投資法人が一種類の商品への投資しか許可していない場合でも、投資家は多数の有価証券に間接的に投資できることになる。

既存のファンドに投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが二回以上発生することがある（例として、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料ならびに投資先のUCIおよび/またはUCITSに支払う運用報酬/顧問報酬および発行手数料/買戻手数料）。こうした手数料および費用は対象ファンドだけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルでも徴収される。

サブ・ファンドはまた、UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイまたはUBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイの共通の経営もしくは支配によるかもしくは多額の直接持分もしくは間接持分を有するその関連会社が運用しているUCIおよび/またはUCITSにも投資することができる。かかる場合、当該受益証券の申込または買戻し時に発行手数料または買戻手数料は徴収されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

既存のファンドに投資する際の一般的費用およびコストについては「4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」と題する項に記載する。

指数リスク

各指数が販売目論見書に記載される方法で計算され、公表され続ける保証はなく、また、各指数が大幅に変更されないという保証もない。個々の指数の過去のパフォーマンスは、将来のパフォーマンスを保証するものではない。

指数提供者は、指数を決定、構成または計算するにあたり、本投資法人または投資主のニーズを考慮する義務を負わない。指数提供者は、設定日または投資証券の上場時の価格および口数の決定につき責任を負わず、かかる決定に関与せず、また、投資証券を現金または現物で買い戻す際に用いる計算式の決定または計算に対して影響力を有しない。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引は、それ自体は投資商品ではないが、その評価が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる権利である。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決済リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

しかしながら、金融派生商品取引の特性により、上記リスクは、投資先の商品の投資対象のリスクと異なることがあり、時として投資先の商品への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。レバレッジを伴う金融派生商品取引の利用は、サブ・ファンドの純資産価額を変動させることがあり、かかる変動は、投資先の商品への直接投資から生じるものよりも大きくなる。したがって、金融派生商品の投資先の比較的小幅な価格変動が、レバレッジ効果により、多額の損失をもたらすことがある。

このため、金融派生商品取引の利用は投資先の商品についての理解のみならず、金融派生商品取引自体についてのより深い知識が求められる。

取引所で取引される金融派生商品の取引における不履行リスクは、取引所で取引される各金融派生商品取引に関する発行体または取引相手方としての機能を引き受ける決済機関が決済履行の保証を引き受けるため、概して、公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引に伴うリスクに比べて、低くなる。かかる保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために決済機関が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される。公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の場合は、決済機関による類似の保証はなく、潜在的な不履行リスクを評価するために、本投資法人は、各取引相手の信用性を考慮しなければならない。

一部の金融派生商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に金融派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合（公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の多くはそうであるといえる。）、一定の状況下で、取引を完全に執行することが常に可能というわけではなく、または追加費用の発生によってしかポジションを処分することが不可能なことがある。

金融派生商品取引の利用に関連する追加的なリスクは、金融派生商品取引の価格または評価の決定を誤ることである。また、金融派生商品取引がその投資先の資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。金融派生商品取引は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手から求められる現金需要が上昇したり、本投資法人に損失が発生する結果となる。金融派生商品取引と、その源泉となる資産、金利もしくは指数の評価額との間に、常に直接的または並行的な関係が存在するとは限らない。このような理由により、本投資法人による金融派生商品取引の利用が、必ずしも本投資法人の投資目的を達成するための有効な手段であるとは限らず、時として逆効果となる場合もある。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その

逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる(その逆の交換を行うこともできる。)。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス(キャップの場合)またはマイナス(フロアの場合)の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュ・フローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュ・フロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ(ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。)、またはバリエーション(ボラティリティの2乗)に対応しているスワップ(バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払いを行うため、支払いがボラティリティよりも高い割合で上昇する。)を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する(または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する)場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である取引相手方との間でしか、締結することができない。このような取引相手方は、信用評価の対象となる。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付(もしくはこれに相当する格付)に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料(プレミアム)を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払いを行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があるとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

本投資法人は、市場の状況（一日の値幅制限の適用を含む。）次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、本投資法人は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることがある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、または本投資法人が多額の費用を負担することがある。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、選択した時期に投資対象を売却することが容易ではないことがある。また、当該サブ・ファンドは、投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないことがあり、または投資対象を売却することがまったくできないことがある。一定の証券またはその他の商品の取引は、関連する取引所または政府機関もしくは規制機関により停止されまたは制限されることがあり、これにより当該サブ・ファンドは損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことは、当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすかまたは当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるため、当該サブ・ファンドは、不利な時期にかつ／または不利な条件で、投資対象の売却を強いられることがある。

債券

債券は、実際のおよび認識された信用力の測定にさらされる。債券、特にハイ・イールド債は、否定的なヘッドラインおよび投資者の側の批判的な認識によって損なわれることがある。かかる認識は、ファンダメンタル分析に基づいていないことがあり、債券の価格および流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

ハイ・イールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティー・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイ・イールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイ・イールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイ・イールド債の価格は、景気

の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却しまたは評価することが困難であることがある。特に、ハイ・イールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

ディストレスト証券

一定のサブ・ファンドは、ディストレスト証券を保有しまたは個別の投資方針に従ってディストレスト証券に投資することができる。ディストレスト証券への投資には、多額の資本需要もしくはマイナスの純資産を有する発行体または破産もしくは再編手続に関与しており、関与したことがありもしくは将来関与する可能性のある発行体が含まれる場合がある。ディストレスト証券がポートフォリオ・マネージャーの認識する公正価値を実現し、かつ／または、関連あるサブ・ファンドにとって有益となる再編が行われるには、多大な時間を要することがある。ただし、これが行われるとの保証はなく、当該有価証券のデフォルト状態がさらに進み、これにより関連あるサブ・ファンドにマイナスの結果が生じる可能性がある。サブ・ファンドは、その投資対象を損失の下に売却しまたは破産手続が係属している投資対象を保有することを要求される場合がある。ディストレスト証券は、流動性が低下しかつ／またはキャピタル・ロスが生じる多大なリスクを伴うことがある。一定の状況においては、これにより回復不能の完全な債務不履行に陥り、サブ・ファンドがディストレスト証券に対する投資の全額を失う可能性もある。

A B S / M B S の使用に関連するリスク

投資者は、A B S、M B S および C M B S への投資が非常に複雑であり、かつ、透明性が低い可能性がある旨を知らされている。これらの商品は、債権のプール（A B S の債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権となる可能性があり、M B S または C M B S の債権の場合は不動産ローンである。）のエクスポートジャーを伴い、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ、法的、簿記上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主から完全に分離している機関により発行される。原債権からの支払フロー（利息、債権の償却および不定期の償却を含む。）は、これらの商品の投資者に移転される。これらの商品は、階層に従う異なるトランシェを含む。かかる構成によりトランシェ間の払戻しおよび不定期の特別払戻しの順位が定められる。金利が上昇または低下する場合に、債務者の借換えの選択権の上昇または低下に起因して予定外に原債権に対する特別償却が増減すると、投資者は、払戻しまたは再投資が増減するリスクにさらされる。

サブ・ファンドによる A B S / M B S への投資の平均期間は、債券につき設定された満期日と異なることが多い。平均期間は最終満期日よりも概して短く、払戻フローの日付に依拠する。払戻フローは通常、有価証券の構造ならびにキャッシュ・インフローの優先順位および／または借換え、払戻しおよび債務不履行に関する借り手の行為に基づくものである。

異なる法律体系を有する異なる国の A B S / M B S が存在する。A B S / M B S は投資適格であるか、非投資適格であるか、または、格付を有しないことがある。

CDO/CLOの使用に関連するリスク

投資者は、一部のサブ・ファンドが、CDOまたは対象資産がローンの場合にはCLOとして知られるある種の資産担保証券に投資することがある旨を知らされている。CLOおよびCDOは、一般的に、異なる優先順位を有する複数のトランシェで構成されており、最上位のトランシェは対象資産のプールから元本および利息の支払いが最初に行われ、その後、次に最も上位のトランシェなどと、最下位のトランシェ(エクイティ・トランシェ)まで下がり、かかる元本の返済および利息は最後に行われる。CDO/CLOはその対象資産の価値の下落により深刻な損害を被る可能性がある。また、その複雑な構造により評価が困難となり、異なる市場シナリオにおけるパフォーマンスも予測が困難となる可能性がある。

CoCo債の使用に関連するリスク

CoCo債とは、関連する特定の条件に従い、予め定義されたトリガー事由が発生するとすぐに、予め決定された価格で自己資本に転換されるか、償却されるか、または、価値が切り下げられる可能性のあるハイブリッド債である。CoCo債に投資するサブ・ファンドは、業種集中リスクを負う可能性がある。

CoCo債の利用は、流動性リスクおよび転換リスクを含む構造特有のリスクを生じさせる。ある場合において、発行体は、転換証券を普通株式に転換するように手配することがある。転換証券が普通株式に転換された場合、本投資法人は、通常はこれらの普通株式に投資しない場合でも、自己のポートフォリオにおいてこれらの株式を保有することがある。

CoCo債はまた、トリガー水準リスクにさらされる。トリガー水準と自己資本比率の間の差異によって、これらのトリガー水準は変動し、転換リスクの程度を決定する。サブ・ファンドのポートフォリオ・マネージャーは、債務証券の自己資本への転換を要求するトリガーを予測することが困難であることがある。

また、CoCo債は、資本構造反転リスクにさらされる。発行体の資本構造において、CoCo債は通常、従来の転換社債と比べて劣後するものとして分類される。ある場合において、CoCo債への投資家は資本損失を被ることがあり、その一方で、株主は、後々影響を受けるだけであるか、または、全く影響を受けない。

CoCo債の利用は、リターン・リスクまたは評価リスクにさらされることにも留意すべきである。CoCo債の評価は、多くの予測不可能な要因、例えば、発行体の信用度およびその資本損失の変動、CoCo債の需要および供給、一般的な市場状況および利用可能な流動性または発行体、発行体が事業を行う市場もしくは金融市場全般に影響を及ぼす経済、金融および政治における出来事などにより影響を受ける。

さらに、CoCo債は、利払い停止のリスクにさらされる。CoCo債の利払いは、発行体の裁量によって行われ、発行体は、いつでも、かつ、理由の如何を問わず、かかる支払を無期限に停止することができる。自由裁量による支払の停止は、支払の不履行とはみなされない。利払いの再導入または停止された支払の後日の支払を請求することは不可能である。利払いはまた、発行体の監督当局による承認を条件とし、利用することができる分配可能な準備金ที่ไม่十分な場合には停止されることがある。利払いに関する不確実性により、CoCo債は変動性が高くなる。利払いの停止は、急激な値下がりを生じる可能性がある。

CoCo債はまた、繰上償還延期リスクにさらされる。CoCo債は、永久債であり、管轄権を有する監督当局による承認を得た後、予め定められた日付にのみ償還することができる。サブ・ファンドがCoCo債に投資した資本が返還されるという保証はない。

最後に、C o C o 債は、比較的新しく、よって、その市場および規制環境は未だ発展段階にあるため、未知のリスクにさらされる。したがって、C o C o 債の市場全体が発行体に関するトリガーまたは利払い停止に対してどのように反応するかは不確実である。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「２ 投資方針 (４) 投資制限 ５．証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および/またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額(該当がある場合。)を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失(証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「２ 投資方針 (４) 投資制限 ５．証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引は、貸付証券が適時に返還されないまたは買戻しできないリスクを含む取引相手方リスクを伴う。証券の借主がサブ・ファンドによって貸付された証券を返還しない場合、担保の不正確な価格設定、市況の不利な動き、担保の発行体の信用度の低下、担保が取引される市場の流動性の欠如、担保を保有する保管会社の過失もしくは支払不能または(例えば支払不能による)法的契約の解除によるか否かを問わず、受け取った担保が貸付証券の価値よりも低い価値で換金される可能性があるというリスクがあり、これはサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失(証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減(ヘッジ)または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約、リバースレポ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「２ 投資方針 (４) 投資制限 ５．証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および商品」の項に定める規定を常に遵守する。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法(担保の運用を含む。)が採用される。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスか的一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、投資価値に重大なまたは潜在的に相当な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約／リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約／リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）	0 % - 10%	30%	0 %	10%	10%	50%

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク（以下「V a R」という。）アプローチやコミットメント・アプローチ（リスク総量を把握するリスク管理手法）により行なわれる。（E T Fおよびその他のU C I T S 銘柄に関するE S M Aガイドラインに関する）C S S F 指令14 / 592に従い、リスク管理手続きは、また、担保の運用（下記「担保の運用」の項参照のこと。）およびポートフォリオの効率的運用のための技法および商品（「2 投資方針 （4）投資制限 5 . 証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および商品」の項参照のこと。）の範囲内にも適用される。

レバレッジ

バリュー・アット・リスク・アプローチ（以下「V a R」または「V a Rアプローチ」という。）に従ったU C I T S のレバレッジ効果は、C S S F 指令11 / 512に従い、関連するサブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として確定される。投資主は、これにより、レバレッジ額が人為的に増加することがあり、そのため、とりわけ、以下の理由で実際の経済的リスクを反映していないことに留意すべきである。

- 派生商品が投資またはヘッジ目的で利用されているか否かにかかわらず、派生商品が、想定元本の総額のアプローチに従って算定されるレバレッジ額を増加させるため。
- 金利派生商品のデュレーションが考慮されていないため。その結果、短期金利派生商品が極めて低い経済的リスクを生じさせるにもかかわらず、短期金利派生商品は、長期金利派生商品と同じレバレッジとなる。

V a Rアプローチに従うU C I T S の経済的リスクは、U C I T S のリスク管理手法の一部として決定される。かかる手法は、とりわけ、V a Rの制限を含み、派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクを伴う。V a Rは、包括的なストレステスト・プログラムによって補足される。

V a Rアプローチを用いるサブ・ファンドのレバレッジの平均水準は、以下に記載される範囲にとどまるものと予測される。レバレッジは、想定元本の総額と問題のサブ・ファンドの純資産価額との比率として示される。一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることがある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定されるレバレッジ範囲	参照ポートフォリオ
ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし

担保の運用

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約またはオプション契約を締結するかもしくはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が一または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。

取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付けの政府債といった流動資産の形で提供される。本投資法人は、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に現金化が可能な金融商品のみを担保として認める。本投資法人、または本投資法人が任命したサービス提供会社は、最低一日一回担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は各店頭取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額は、2回続く評価の間で、変更される場合がある。

それぞれの評価後、（適切な場合は、追加の担保を請求することで）かかる担保が各店頭取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確実にしなければならない（値洗い）。該当する担保に関連するリスクを適切に考慮するために、本投資法人は、要求される担保の価値を引き上げるべきかどうか、またはかかる評価額を保守的に算定した適切な比率で減額（ヘアカット）すべきか判断する。担保の評価額の変動が大きければ大きいほど、引き下げ率は大きくなる。

本投資法人は、上記の要件および評価額の詳細（特に、受け入れ担保の種類、各担保の加算額および差引き額に加え、担保として預託された流動性のある資金の投資方針）を決定する社内規則を作成しなければならない。かかる枠組み合意は、適切な場合本投資法人により定期的に検討され、適合される。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、店頭取引派生商品からの担保として承認し、これらの証書に対して以下の元本減免を適用する旨決定した。

資産クラス	最低元本減免率 （市場価格からの減額率） （％）
固定及び変動利付証券	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金。	0 %
次の国々（オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国、米国）の1つにより発行される短期性証券（1年以内）で、発行国がA以上の格付けを有するもの。	1 %
上記と同じ要件を満たし、中期の償還期限（1 - 5年）を有する証券。	3 %
上記と同じ要件を満たし、長期の償還期限（5 - 10年）を有する証券。	4 %
上記と同じ要件を満たし、超長期の償還期限（10年超）を有する証券。	5 %
償還期限が10年以内の米国インフレ連動債。	7 %
米国債ストリップス債またはゼロクーポン債（償還期限を問わない。）。	8 %
償還期限が10年を超える米国インフレ連動債	10%

証券貸付からの担保に使用される元本減免については、場合に応じて、「2 投資方針（4）投資制限 5．証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および商品」において説明されている。

担保として預託された有価証券は、相対する店頭取引相手方が発行したもの、またはかかる店頭取引相手方との密接な関係があるものではない。こうした理由から、金融セクターの株式は担保として認められない。担保として預託された有価証券は本投資法人に代わり保管受託銀行が保有し、本投資法人が売却することも、投資することも、担保を設定することもできない。

本投資法人は、譲渡された担保を、特に地理的分散、複数市場間の分散、集中リスクの分散につき、確実に適切に分散するものとする。担保として保有される証券および短期金融商品で単一発行体が発行

しているものが、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を上回らない場合、十分に分散されているとみなす。

上記の項の免除を受け、かつ、2014年8月1日のETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン(ESMA/2014/937)の改正後の第43条(e)に従い、本投資法人は、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行または保証される様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保されることができる。この場合、本投資法人は、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領することを確保しなければならないが、一銘柄の証券は各サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

本投資法人の取締役会は、上記の免除条項を利用し、各サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限として、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスにより発行または保証される国債による担保を受領する旨決定した。

流動性のある資金として預託された担保は本投資法人が投資に利用することができる。投資対象は、「2 投資方針 (4) 投資制限 1. 投資商品」の1.1 f)に従い、要求払い預金または通知預金、高格付けの政府債、「2 投資方針 (4) 投資制限 5. 証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および商品」の意味における買戻取引のみであり、かかる取引の相手方は、「2 投資方針 (4) 投資制限 1. 投資商品」の1.1 f)に規定の意味における金融機関であり、本投資法人がいつでも当該取引を中止し、投資額(発生済みの利息を含む。)の返還を請求する権利を有する場合に限り、欧州マネー・マーケット・ファンドの定義に関するCESRガイドライン10-049に規定の意味における短期マネー・マーケット・ファンドでなければならない。前節に記載された制限は、集中リスクの分散にも適用される。

保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利が遅らされるかまたはその他の方法で制限されることがある。本投資法人が該当契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は本投資法人と店頭取引相手との合意により店頭取引相手に移転されることになる。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利または認定が遅らされる、制限されるかまたは削減されることすらあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、本投資法人は店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなると思われる。

b. 投資リスクに対する管理体制

投資運用会社はリスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図る。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社はUBSアセット・マネジメントが開発した管理システムを活用する。

UBSアセット・マネジメントでは、法規制度遵守(コンプライアンス)に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員がコンプライアンスに対して責任を負い、経営陣によるコンプライアンス体制に関する強いコミットメントにより、一層、その有効性が高まっている。コンプライアンスは、すべての業務から独立した体制を敷いている。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(改訂済)の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理している。

c. 重要事象等

本投資法人が将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他本投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書の日付現在、存在しない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

申込手数料は、投資証券1口当たり純資産価格の最大3%とする。

b. 日本国内における申込手数料

該当事項なし。

(2)【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b. 日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

(3)【管理報酬等】

本投資法人は、下記の表に示されるサブ・ファンドのクラスF - a c c 投資証券に関し、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド名	上限定率報酬
UBS (Lux) ボンド・シキャブ	(上限管理報酬)
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)	年率0.290%(0.230%)

かかる報酬は以下のとおり用いられるものとする。

本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して(該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務(本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主支払事務代行会社」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。すなわち当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる(上限定率報酬)。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。

定率報酬に適用される実際の最大料率については、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

2024年5月末日に終了する会計年度中のサブ・ファンドの報酬は以下のとおりである。

- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)	2,049,527.31米ドル
---------------------------------	-----------------

(4)【その他の手数料等】

上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、投資証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算」の項に基づく希薄化賦課手数料またはスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。

b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。

- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)。
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、重要情報文書(以下「KID」という。)、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、外国の監督官庁に支払う手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払事務代行会社に対する報酬を含む。)。
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の使用権に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(TERR)の開示において考慮される。

- l) 本投資法人の取締役を支払われる手数料、コストおよび費用(合理的な立替費用、保険料および取締役会に関連する合理的な交通費ならびに取締役の報酬)。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

管理会社またはその代理人は、投資者に直接リベートを支払う場合がある。リベートは、関係する投資者に帰属するコストを削減するものである。

リベートは、以下の場合に許可される。

- ・管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、サブ・ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合

- ・客観的な基準に基づきリベートが付与される場合

- ・客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合

- ・リベートにより、リベート付与の対象となるサービスの質が向上し(例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能になり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および/またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など)、かつ、すべての投資者がサブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合

リベート付与の客観的な基準は、以下のとおりである。

- ・リベートの対象となるサブ・ファンドの投資証券クラスの投資者が保有する資産総額以下の追加の基準が適用される場合もある。

- ・投資者が保有するUBS 集団投資スキームの資産総額、および/または

- ・投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の要求に応じて、該当するリベートの金額を無償で開示するものとする。

本投資法人はまた、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

定率報酬制度を有していない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

個々のサブ・ファンドに帰属するすべての費用は当該サブ・ファンドに請求される。

個々の投資証券のクラスに帰属する費用は当該投資証券のクラスに請求される。ただし、費用が複数または全部のサブ・ファンド/投資証券のクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド/投資証券のクラスに請求される。

サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係する対象ファンドのレベルでも費用が発生する。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬(成功報酬を除く)は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3.00%とする。

管理会社により、または共同運用もしくは支配によるまたは多額の直接的もしくは間接的な保有により管理会社と関係する別の会社により、直接的もしくは間接的に運用されるファンドの受益証券への投資に関して、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻しの手数料を請求されないことがある。

本投資法人の運営費用(または運営手数料)の詳細はKIDに記載されている。

2024年5月末日に終了する会計年度中のサブ・ファンドのその他の費用は以下のとおりである。

- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル) 237,961.88米ドル

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、報酬が適用ある規則(具体的には、()UCITS指令2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、()オルタナティブ投資ファンド運用者(AIFM)指令2011/61/EU(2013年7月12日付オルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律(改正済))によりルクセンブルクの国法に制定。)、2013年2月11日付で公表されたAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに()2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10/437に定義される規定)に従っていることを確保し、かつ、ユービーエス・グループ・エイ・ジーの報酬方針を遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、健全かつ効果的なリスク管理を促し、投資主の利益を守り、かつUCITS/AIFのリスク特性、約款もしくは定款に反するリスクを防止する。報酬方針は、また、管理会社およびUCITS/AIFの戦略、方針、価値および利益を守り、利益相反を防止する措置を含む。

さらに、この手法は、以下を目的とする。

- ・サブ・ファンドにおける投資主の推奨される保有期間に適した複数年にわたる期間で、パフォーマンスを評価すること。これは、評価プロセスが、本投資法人の長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ、パフォーマンスに関連した報酬が実際に同期間にわたり支払われることを徹底するためである。
- ・固定報酬部分および変動報酬部分を組み合わせたバランスの取れている報酬を従業員に与えること。報酬総額のかなりの部分を固定報酬部分が占め、このことが機動性を有する賞与の戦略を可能にする。これには変動報酬を支払わないという選択肢が含まれる。この固定報酬は、個々の従業員の役割(彼らの責任および業務の複雑性、パフォーマンスおよび各地の市況を含む。)により決定される。さらに、管理会社が、自身の裁量により、従業員に対して手当を提供する可能性があることに留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分を構成する。

関連する開示は、UCITS指令2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行われるものとする。

投資家は、報酬方針に関する詳細（報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会（もしあれば）の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。）を http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html で閲覧することができる。

かかる情報の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

（５）【課税上の取扱い】

日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- （１）ファンドの投資証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、ファンドの投資証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されている。
- （３）日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）。日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの配当金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- （４）日本の法人投資主については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの配当金に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。
- （５）日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記（３）における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益（譲渡価額（みなし配当額を除く）から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。
- （６）日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の投資主は、個人であるか法人であるかに関わらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンドの投資証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - X、およびU - Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。0.01%への低減税率の適用を受けるための条件を充足しない場合、F、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - XおよびU - Xクラスのすべての投資証券について、0.05%の税率で課税される可能性がある。

サブ・ファンドは、2020年6月18日付EU規則2020/852第3条において定義される環境的に持続可能な投資対象に投資される部分の純資産に対する年次税の税率を0.01%から0.04%（年率）の範囲とする低減税率の適用を受けることがある。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

投資者は現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは投資者がルクセンブルグに住所を有するか、居住するか、または日常の居所を維持する場合、あるいはルクセンブルグに以前住所を有しており、本投資法人の投資証券の10%以上を保有する場合を除く。

上記は財務上の効果に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。投資証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する投資証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

情報自動交換 - F A T C A および共通報告基準

ルクセンブルグ籍の本投資法人は、その投資家および課税上の地位に関する特定の情報を収集し、当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供するための以下に記載する協定（および場合に依りて将来締結される可能性があるその他の協定）などの自動情報交換に関する一定の協定により拘束される。さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の目的で居住者となっている法域の税務当局に送信することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「F A T C A」と総称する。）に基づき、本投資法人は、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「I G A」という。）に定義される特定米国人が所有する金融口座について米国財務省が報告を受けることを確保するために設けられた徹底的なデュー・ディリジェンスの実施義務および報告義務を遵守しなければならない。本投資法人は、上記の義務を遵守しなかった場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対し米国の源泉徴収税を課されることとなる。I G A に従い、本投資法人は「遵守（Compliant）」に分類されており、特定米国人が所有する金融口座を特定し、これを直ちにルクセンブルグの税務当局に報告した場合には源泉徴収税が課されない。ルクセンブルグの税務当局は、かかる報告を受けた場合、当該金融口座に関する情報を米国内国歳入庁に提供する。

世界的なオフショアの租税回避に対処するため、経済協力開発機構（OECD）は、F A T C A の実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、共通報告基準（以下「C R S」という。）を策定した。C R S の下では、参加C R S 法域に設立された金融機関（本投資法人等）は、投資者のすべての個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関を管轄する法域との間で情報交換協定を締結している他の参加C R S 法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加C R S 法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。ルクセンブルグは、C R S を導入するための法律を制定した。そのため、本投資法人は、ルクセンブルグにおいて適用されるC R S 上のデュー・ディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、本投資法人がF A T C A およびC R S に基づく義務を履行できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報を本投資法人に提供し、これらの情報を常に最新の

状態に維持する義務を負っている。投資予定者は、本投資法人がかかる情報をルクセンブルクの税務当局に提供する義務を負っていることに留意する必要がある。投資者は、本投資法人が、上記の要求された情報を投資者が当投資法人に提供しなかった場合に本投資法人に課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者が負担することを確実にするため、投資者の本投資法人における持分に関して必要と考える措置を講じることができる点に留意する必要がある。また、上記には、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および/または当該投資者の本投資法人における持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負うことが含まれる場合もある。

投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、適切な税務アドバイザーに相談する必要がある。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、()米国内の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に関して命令または判決を発行することを授權されている場合、または()一または複数の特定米国人が信託または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民または米国居住者およびパートナーシップもしくは会社の形態を有するか、米国でまたは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立された法人もしくは信託を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

2018年ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

すべてのサブ・ファンドは、ドイツ投資税法(Investmentsteuergesetz - InvStG)の意味における「その他のファンド」とみなされるため、ドイツ投資税法の第20条に基づく部分的課税免除の資格を有しない。

DAC 6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令(EU)2018/822(以下「DAC 6」という。)が発効した。DAC 6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性があるアレンジメントに関する包括的かつ関連する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC 6に基づく約定は2020年7月1日までは適用されないが、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントの通知が必要な場合がある。同指令はEUの仲介業者に対して、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント(関係する仲介業者および関係する納税者、すなわち報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントを利用することができる者の身元を特定するアレンジメントおよび情報に関する詳細事項を含む。)に関する情報を、関連する現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、本投資法人は、報告要件の対象であるクロスボーダー・アレンジメントに関して知っているか、所有しているか、または、管理下にある情報を、権限を有する税務当局に開示することを法律によって義務付けられる可能性がある。この法律は、必ずしも濫用的租税回避であるとは限らないスキームにも関係する可能性がある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

(2024年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
債券	アメリカ合衆国	300,706,244.68	45.06
	英国	70,463,948.56	10.56
	フランス	37,398,743.70	5.60
	オーストラリア	33,412,141.81	5.01
	オランダ	25,729,595.90	3.86
	スペイン	21,951,818.28	3.29
	カナダ	17,398,427.98	2.61
	アイルランド	15,494,453.72	2.32
	ドイツ	13,022,914.78	1.95
	スイス	10,427,061.81	1.56
	スウェーデン	8,689,166.10	1.30
	デンマーク	8,536,473.68	1.28
	シンガポール	8,075,837.88	1.21
	ルクセンブルグ	6,969,842.84	1.04
	日本	5,551,209.90	0.83
	中国	5,507,664.80	0.83
	イタリア	5,120,355.59	0.77
	ノルウェー	4,793,241.80	0.72
	フィンランド	4,740,049.00	0.71
	大韓民国	4,678,143.75	0.70
	ニュージーランド	3,820,149.37	0.57
	香港	3,574,102.68	0.54
	アラブ首長国連邦	3,244,312.50	0.49
	リベリア	3,012,300.00	0.45
	英領ヴァージン諸島	2,883,810.00	0.43
	オーストリア	2,138,937.73	0.32
	多国籍	1,986,602.82	0.30
	国際機関	1,833,210.59	0.27
	トルコ	1,445,500.00	0.22
	ケイマン諸島	1,059,253.13	0.16
	メキシコ	972,610.00	0.15
	インドネシア	955,000.00	0.14
	小計	635,593,125.38	95.24
投資信託	ルクセンブルグ	9,812,104.00	1.47
	アイルランド	1,000,000.00	0.15
	小計	10,812,104.00	1.62

モーゲージ担保証券、 アセット・バック証券、 その他ディスカウント債	アメリカ合衆国	5,502,913.44	0.82
	小計	5,502,913.44	0.82
ポートフォリオ合計		651,908,142.82	97.69
現金・その他資産(負債控除後)		15,437,359.50	2.31
資産総額		667,345,502.32	100.00
負債総額		1,317,664.97	0.20
合計(純資産総額)		666,027,837.35 (約95,062百万円)	99.80

(注) 投資比率とは、ファンドの資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）

() 債券

(2024年 9 月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	満期 (年/月/日)	利率 (%)	口数 / 数量 (1,000)	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	MORGAN STANLEY 1.593%/VAR 21-04.05.27	アメリカ 合衆国	債券	2027/ 5 / 4	1.5930	19,500.00	17,371,460.00	18,659,313.86	2.80
2	BANK OF AMERICA CORP 5.080%/VAR 23-20.01.27	アメリカ 合衆国	債券	2027/ 1 /20	5.0800	12,500.00	12,323,940.00	12,601,607.50	1.89
3	BPCE SA-REG-S 5.975%/VAR 23-18.01.27	フランス	債券	2027/ 1 /18	5.9750	7,900.00	7,889,027.00	8,018,348.00	1.20
4	JPMORGAN CHASE & CO 2.947%/VAR 22-24.02.28	アメリカ 合衆国	債券	2028/ 2 /24	2.9470	8,000.00	7,469,000.00	7,758,899.68	1.16
5	MACQUARIE BANK LTD-REG-S 5.20800% 23-15.06.26	オースト ラリア	債券	2026/ 6 /15	5.2080	7,500.00	7,493,483.70	7,627,600.95	1.14
6	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENT 5.862%/VAR 22-14.09.26	スペイン	債券	2026/ 9 /14	5.8620	7,000.00	7,000,000.00	7,063,166.32	1.06
7	WARNERMEDIA HOLDINGS INC 6.41200% 23-15.03.26	アメリカ 合衆国	債券	2026/ 3 /15	6.4120	6,450.00	6,459,650.50	6,453,811.05	0.97
8	BARCLAYS PLC 5.304%/VAR 22-09.08.26	英国	債券	2026/ 8 / 9	5.3040	6,000.00	5,982,300.00	6,020,892.66	0.90
9	HSBC HOLDINGS PLC 4.292%/VAR 18-12.09.26	英国	債券	2026/ 9 /12	4.2920	6,000.00	6,355,680.00	5,972,575.62	0.89
10	BANK OF AMERICA CORP 3.824%/VAR 17-20.01.28	アメリカ 合衆国	債券	2028/ 1 /20	3.8240	6,000.00	5,800,240.00	5,935,082.04	0.89
11	SOCIETE GENERALE SA-REG-S 6.447%/VAR 23-12.01.27	フランス	債券	2027/ 1 /12	6.4470	5,699.00	5,766,526.61	5,800,285.19	0.87
12	LLOYDS BANKING GROUP PLC 5.462%/VAR 24-05.01.28	英国	債券	2028/ 1 / 5	5.4620	5,541.00	5,527,701.60	5,665,154.31	0.85
13	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 6.312%/VAR 23-08.06.29	アメリカ 合衆国	債券	2029/ 6 / 8	6.3120	5,000.00	5,114,270.00	5,266,726.30	0.79
14	UBS GROUP AG-REG-S 5.71100% 23-12.01.27	スイス	債券	2027/ 1 /12	5.7110	5,000.00	5,000,000.00	5,068,076.45	0.76
15	PFIZER INVESTMENT ENTERPRISES PTE LTD 4.45000% 23-19.05.26	シンガポール	債券	2026/ 5 /19	4.4500	5,000.00	4,994,150.00	5,031,337.20	0.75
16	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE 4.508%/VAR 24-11.09.27	カナダ	債券	2027/ 9 /11	4.5080	5,000.00	5,000,000.00	5,025,859.45	0.75
17	LLOYDS BANKING GROUP PLC 4.716%/VAR 22-11.08.26	英国	債券	2026/ 8 /11	4.7160	5,000.00	4,953,240.00	4,993,825.00	0.75
18	CVS HEALTH CORP 2.87500% 16-01.06.26	アメリカ 合衆国	債券	2026/ 6 / 1	2.8750	5,000.00	4,607,100.00	4,878,976.85	0.73
19	CITIGROUP INC 1.462%/VAR 21-09.06.27	アメリカ 合衆国	債券	2027/ 6 / 9	1.4620	5,000.00	4,454,000.00	4,763,661.26	0.71
20	NORDEA BANK ABP-REG-S 1.50000% 21-30.09.26	フィンランド	債券	2026/ 9 /30	1.5000	5,000.00	4,433,850.00	4,740,049.00	0.71
21	AIB GROUP PLC-REG-S 7.583%/VAR 22-14.10.26	アイルランド	債券	2026/10/14	7.5830	4,600.00	4,717,986.00	4,732,053.48	0.71
22	DEUTSCHE PFANDBRIEFBANK AG-REG-S 3.25000% 24-15.01.27	ドイツ	債券	2027/ 1 /15	3.2500	4,000.00	4,229,466.00	4,513,922.26	0.68
23	TELEFONICA EMISIONES SA 4.10300% 17-08.03.27	スペイン	債券	2027/ 3 / 8	4.1030	4,392.00	4,275,557.76	4,373,317.80	0.66
24	DEUTSCHE BANK AG/NEW YORK NY 6.819%/VAR 23-20.11.29	ドイツ	債券	2029/11/20	6.8190	3,960.00	4,044,210.00	4,262,801.04	0.64
25	ENI SPA-REG-S 4.75000% 18-12.09.28	イタリア	債券	2028/ 9 /12	4.7500	4,100.00	4,018,763.00	4,158,450.29	0.62
26	CELANESE US HOLDINGS LLC 6.16500% 22-15.07.27	アメリカ 合衆国	債券	2027/ 7 /15	6.1650	4,000.00	3,987,640.00	4,144,824.24	0.62
27	HSBC HOLDINGS PLC 2.206%/VAR 21-17.08.29	英国	債券	2029/ 8 /17	2.2060	4,500.00	3,884,085.00	4,125,910.36	0.62
28	STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 6.187%/VAR 23-06.07.27	英国	債券	2027/ 7 / 6	6.1870	4,000.00	4,000,000.00	4,107,334.80	0.62
29	VERIZON COMMUNICATIONS INC 0.85000% 20-20.11.25	アメリカ 合衆国	債券	2025/11/20	0.8500	4,250.00	4,206,086.35	4,083,633.41	0.61

() 投資信託

(2024年 9 月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	口数 / 数量 (1,000)	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	UBS LUX BOND FUND - EURO HIGH YIELD EUR (USD HEDGED) U - X - ACC	ルクセン ブルグ	投資信託	0.80	10,221.77	8,177,416.00	12,265.13	9,812,104.00	1.47

【投資不動産物件】

該当事項なし（2024年 9 月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2024年 9 月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

	資産総額		純資産総額		1口当たり 純資産価格(注)	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円
2015年5月末日に 終了する会計年度末	712,635.70	101,714	645,433.62	92,123	-	-
2016年5月末日に 終了する会計年度末	1,542,716.40	220,192	1,215,157.35	173,439	101.34	14,464
2017年5月末日に 終了する会計年度末	1,220,038.78	174,136	839,485.53	119,820	103.20	14,730
2018年5月末日に 終了する会計年度末	1,477,612.07	210,900	968,539.65	138,240	103.72	14,804
2019年5月末日に 終了する会計年度末	959,853.85	137,000	953,896.33	136,150	107.98	15,412
2020年5月末日に 終了する会計年度末	889,066.33	126,896	877,789.94	125,287	111.94	15,977
2021年5月末日に 終了する会計年度末	1,036,369.92	147,921	1,008,206.70	143,901	115.73	16,518
2022年5月末日に 終了する会計年度末	701,839.17	100,174	700,977.62	100,051	111.82	15,960
2023年5月末日に 終了する会計年度末	740,346.08	105,670	725,107.71	103,495	113.01	16,130
2024年5月末日に 終了する会計年度末	682,693.08	97,441	666,370.86	95,111	119.09	16,998
2023年10月末日	693,615.15	99,000	691,503.89	98,698	114.08	16,283
11月末日	694,533.65	99,131	685,917.64	97,901	115.83	16,532
12月末日	695,024.03	99,201	693,906.48	99,041	117.36	16,751
2024年1月末日	692,613.42	98,857	691,363.77	98,678	118.03	16,846
2月末日	695,584.97	99,281	682,770.87	97,452	117.81	16,815
3月末日	650,054.92	92,782	648,959.19	92,626	118.40	16,899
4月末日	637,804.90	91,034	637,329.89	90,966	118.09	16,855
5月末日	682,693.08	97,441	666,370.86	95,111	119.09	16,998
6月末日	648,980.59	92,629	647,162.01	92,369	119.70	17,085
7月末日	655,622.27	93,577	654,397.09	93,402	121.30	17,313
8月末日	664,030.42	94,777	661,987.32	94,485	122.45	17,477
9月末日	667,345.50	95,250	666,027.84	95,062	123.54	17,633

(注) クラスF - a c c 投資証券の1口当たり純資産価格

サブ・ファンドの投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。

同取引所での実質的な取引実績はない。

【分配の推移】

該当なし。

【自己資本利益率（収益率）の推移】

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）

会計年度	収益率 (クラス F - a c c 投資証券)
2016年 5 月末日に終了する会計年度末	1.34%
2017年 5 月末日に終了する会計年度末	1.84%
2018年 5 月末日に終了する会計年度末	0.50%
2019年 5 月末日に終了する会計年度末	4.11%
2020年 5 月末日に終了する会計年度末	3.67%
2021年 5 月末日に終了する会計年度末	3.39%
2022年 5 月末日に終了する会計年度末	- 3.38%
2023年 5 月末日に終了する会計年度末	1.06%
2024年 5 月末日に終了する会計年度末	5.38%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の 1 口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の 1 口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、最初の会計年度については、1 口当たり当初発行価格(100.00米ドル)

6【手続等の概要】

販売手続等

申込取扱場所 / 払込取扱場所

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング

(注) 各申込日の発行価格の総額は、ファンド払込日に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

申込期間

2024年11月30日(土曜日)から2025年11月28日(金曜日)まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行営業日に申込みの取扱いが行われる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、有価証券届出書「第一部 証券情報 (11) 払込期日」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社(有価証券届出書「第一部 証券情報(10) 申込取扱場所」を参照)において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

払込期日

投資者は、約定日から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする(販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。)。

発行価格

購入の申込みがファンド営業日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格とする。発行価格は、日本における販売会社に照会することができる。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

申込手数料

該当事項なし。

申込単位

原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については有価証券届出書「第一部 証券情報、(10) 申込取扱場所」に照会のこと。

買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社(有価証券届出書「第一部 証券情報(10) 申込取扱場所」を参照)において買戻請求を受け付けられない場合がある。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、買戻請求がファンド営業日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格とする。

買戻し単位

原則として1口単位

買戻代金の支払い

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

7【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価	() 純資産価格の計算 サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスが帰属するサブ・ファンド全体の純資産総額をサブ・ファンドの各投資証券クラスに関して発行されている投資証券の数で除して計算する。 特別な状況により上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額の適正な評価を行うため、一般に認められ、検証可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。 特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行および買戻しについて正式となる。 () 純資産価格の計算ならびに投資口の発行、買戻しおよび乗換えの停止 本投資法人は、指定された条件が満たされた場合、一または複数のサブ・ファンドの純資産価額の計算、サブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一時的に停止することができる。 さらに、本投資法人は、 a) その裁量により購入申込みを拒絶することができる。 b) 排斥条項に違反して購入された投資証券を適宜買い戻すことができる。
(2) 保管	日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。
(3) 存続期間	本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、法規定を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。
(4) 計算期間	本投資法人の決算期は毎年5月31日である。

(5) その他

() 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併

本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散

定足数および多数決の要件に関する法規定を満たす投資主総会は本投資法人を解散させるものとする。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の 3 分の 2 または 4 分の 1 以下になった場合、本投資法人の取締役会は本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。

サブ・ファンドまたはサブ・ファンド内の投資証券クラスの純資産総額が、当該サブ・ファンドもしくは投資証券クラスの経済的で効率的な運営のため求められる金額を下回った場合、または当該金額に達しない場合、または政治、経済および金融環境に重大な変化がある場合、または合理化の一環として、本投資法人は、評価日または決定が有効となる時間の(投資対象の実際の換金価格および換金コストを勘案した)純資産価格で、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を買い戻すことを決定することができる。

本投資法人の取締役会の権利に関係なく、本投資法人の取締役会の提案に応じて、サブ・ファンドの投資主総会はサブ・ファンドが発行した投資証券を消却し、投資主に対して保有する投資証券の純資産価額を返還することで、本投資法人の資本を減資することができる。かかる純資産価額は上記の決定が効力を発生する日に計算し、サブ・ファンドの資産の処分によって実現した実際価格およびかかる処分に起因する費用を織り込むものとする。

本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託(UCI)またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンドの合併

合併は、2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の効果は、2010年法に準拠する。

() 授権発行限度額

投資証券の授権発行限度額は無制限である。

() 本投資法人の定款の変更

本投資法人の定款変更は、法律に規定する定足数および決議要件に従い、投資主総会の決議によって行うことができる。

定款変更は、法律に従い、発行済投資証券総数の 2 分の 1 の定足数を必要とし(ただし、定足数に満たなかったために再度招集される投資主総会においては、定足数は必要とされない。)、かつ、出席または代理出席による投資証券の 3 分の 2 の賛成投票を必要とする。

定款のすべての変更は、RESAに公告され、商業および法人登録局に登録される。

日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。

2 利害関係人との取引制限	利益相反 取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他の本投資法人のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。 管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合に本投資法人の投資家が公正に扱われるよう、利益相反のための方針を採用し、実施しており、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。
3 投資主・外国投資法人債権者の権利等 (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利	投資主の有する主な権利は次のとおりである。 (a) 配当請求権 (b) 買戻請求権 (c) 残余財産分配請求権 (d) 損害賠償請求権 (e) 投資主総会における権利 (f) 報告書を受領する権利
(2) 為替管理上の取扱い	投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。
(3) 本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 上記代理人は、本投資法人から日本国内において、 (a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。 弁護士 三浦 健 同 大西 信治 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

第2【財務ハイライト情報】

- a. 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載している。これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいう。）から抜粋して記載されたものである。
- b. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2024年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝142.73円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1 【貸借対照表】

(1) 2024年 5 月31日終了年度

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)

純資産計算書	米ドル	千円
資産	2024年 5 月31日	2024年 5 月31日
投資有価証券、取得原価	643,550,102.51	91,853,906
投資有価証券、未実現評価益（評価損）	-3,499,381.18	-499,467
投資有価証券合計	640,050,721.33	91,354,439
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	13,556,749.72	1,934,955
その他当座資産（証拠金）	862,456.00	123,098
発行に係る未収金	18,693,905.73	2,668,181
有価証券に係る未収利息	6,821,254.32	973,598
その他の資産	5,748.63	821
金融先物に係る未実現利益	46,875.60	6,691
外国為替先物予約に係る未実現利益	2,655,364.17	379,000
資産合計	682,693,075.50	97,440,783
負債		
有価証券購入に係る未払金	-15,476,381.01	-2,208,944
未払買戻代金	-634,424.06	-90,551
定率報酬引当金	-185,117.31	-26,422
年次税引当金	-26,297.35	-3,753
引当金合計	-211,414.66	-30,175
負債合計	-16,322,219.73	-2,329,670
期末純資産	666,370,855.77	95,111,112

2【損益計算書】

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)

運用計算書	米ドル	千円
収益	2023年6月1日 - 2024年5月31日	2023年6月1日 - 2024年5月31日
当座資産に係る利息	458,732.73	65,475
有価証券利息	25,120,203.38	3,585,407
配当金	54,481.57	7,776
貸付証券に係る純収益	134,321.47	19,172
その他収益	496,367.97	70,847
収益合計	26,264,107.12	3,748,676
費用		
定率報酬	-2,049,527.31	-292,529
年次税	-140,586.27	-20,066
その他の手数料および報酬	-89,502.07	-12,775
現金および当座借越に係る利息	-7,873.54	-1,124
費用合計	-2,287,489.19	-326,493
投資純利益（損失）	23,976,617.93	3,422,183
実現利益（損失）		
オプションなしの時価評価証券に係る 実現利益（損失）	-16,429,424.41	-2,344,972
利回り評価証券および金融市場商品に係る 実現利益（損失）	71,873.03	10,258
金融先物に係る実現利益（損失）	-2,152,588.03	-307,239
外国為替先物予約に係る実現利益（損失）	-10,002,943.02	-1,427,720
スワップに係る実現利益（損失）	1,733.37	247
外国為替に係る実現利益（損失）	-6,023,337.62	-859,711
実現利益（損失）合計	-34,534,686.68	-4,929,136
当期実現純利益（損失）	-10,558,068.75	-1,506,953
未実現評価益（評価損）の変動		
オプションなしの時価評価証券に係る 未実現評価益（評価損）	29,710,221.09	4,240,540
オプションに係る未実現評価益（評価損）	-78,225.30	-11,165
利回り評価証券および金融市場商品に係る 未実現評価益（評価損）	328,285.63	46,856
金融先物に係る未実現評価益（評価損）	63,280.80	9,032
外国為替先物予約に係る未実現評価益 （評価損）	16,954,701.93	2,419,945
未実現評価益（評価損）の変動合計	46,978,264.15	6,705,208
運用活動による純資産の純増加（減少）	36,420,195.40	5,198,254

財務書類の注記

(2024年5月31日現在)

重要な会計方針の要約

当財務書類は、サブ・ファンドであるUBS (Lux) ボンド・シキャブ - 2023 (米ドル) *およびUBS (Lux) ボンド・シキャブ - フィクスト・マチュリティー・シリーズ1 (米ドル) *を除き、将来にわたって継続する前提(継続企業の前提)に基づき、ルクセンブルグの投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められている会計原則に従って作成されている。

これらのサブ・ファンドは、当期中に償還され、2024年5月31日現在、預託銀行に保有されている口座に一部の現金が残っている。そのため、これらのサブ・ファンドの財務書類は、非継続企業の前提で作成されている。財務書類が非継続企業の前提で作成されているサブ・ファンドについて、以下の会計方針がこの注意に記載されているものと異なる。

- 予想される償還費用(もしあれば)が発生している。
- 残りの設立費用は全額費用処理されている。
- サブ・ファンドの投資の評価は、その正味実現可能額に基づく。

非継続企業の前提による会計の適用は、サブ・ファンドの公表された純資産価額に重要な調整をもたらしていない。

重要な会計方針は、以下の通りである。

a) 純資産価額の計算

サブ・ファンドまたは投資証券クラスの1口当たり純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、毎営業日、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を、そのサブ・ファンドの投資証券クラスの発行済口数で除して計算される。

「営業日」という用語は、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(即ち、通常の営業時間中銀行が営業している日)で、かつ12月24日および12月31日、ルクセンブルグにおける非法定の個別休日ならびに各サブ・ファンドの主たる投資先国の証券取引所が閉鎖されている日、またはサブ・ファンド投資資産の50%以上について適切な評価ができない日を除いた日をいう。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。さらに、サブ・ファンドであるUBS (Lux) ボンド・シキャブ - チャイナ・フィクスト・インカム(人民元)に関して、中華人民共和国または香港の証券取引所が閉鎖されている日は、本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。

*

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - 2023 (米ドル) : 2023年11月21日付で償還。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - フィクスト・マチュリティー・シリーズ1 (米ドル) : 2024年5月17日で償還。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額のパーセンテージは、投資証券の発行または買戻しがある都度変動する。このパーセンテージは、各投資証券クラスの発行済投資証券が、その投資証券クラスに請求される報酬を考慮した上で計算されたサブ・ファンドの発行済投資証券総数に占める比率により決定される。

b) 評価の原則

- 流動資金 - 現金、銀行預金、為替手形および一覧払いの有価証券ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言または発生した利息のいずれかを問わない - は、その全額で評価される。ただし、当該価額が全額支払われないかまたは受領できない可能性がある場合を除くものとし、この場合、その価値はその正しい価値を表すために適切とみなす控除額を勘案して決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、デリバティブおよびその他の投資資産は、入手可能な最新の市場価格で評価される。当該証券、デリバティブまたはその他の資産が、複数の証券取引所に上場されている場合は、その投資資産に関する代表的市場の取引所において入手可能な最終の価格が適用される。

証券取引所における取引が少ない証券、デリバティブおよびその他の資産で、証券取引者間で市場に連動する価格付がなされている流通市場が存在する場合、本投資法人は、かかる証券および投資資産を当該価格に基づいて評価することがある。

証券取引所に上場されていないものの、公認され、大衆に解放されている他の定期的に関われる規制市場において取引されている証券、デリバティブおよびその他の投資資産は、当該市場で入手可能な最新の価格により評価される。
- 証券取引所に上場されておらず、別の規制された市場でも取引されておらず、適切な価格が入手できない有価証券およびその他の投資資産は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていないデリバティブ（店頭派生商品）は、独立した価格提供者に基づいて評価される。デリバティブについて、利用できる独立した価格提供者がただ１社だけの場合、入手した評価額の妥当性は、デリバティブが派生した原商品の市場価格に基づき、本投資法人が認めた計算方法により検証される。
- 譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／または集合投資事業（UCI）の投資証券はこれらの最新の純資産価額で評価される。その他のUCITSおよび／またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、ポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できるサービス提供者が提供したその価値の見積り（価格見積り）に基づき評価することができる。
- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない金融市場商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各金融市場商品には、残余期間が最も近い金利が加えられる。このように計算された金利は、裏付けとなる借り主を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、外国為替取引によるヘッジを行わない有価証券、金融市場商品、デリバティブおよびその他の資産は、ルクセンブルグの為替相場の仲値（買呼値と売呼値の中値）あるいは、もしルクセンブルグの為替相場の仲値が入手不能な場合は、それに最も近い、当該通貨の為替相場の仲値で評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、その名目価額に累積利息を加算した金額で評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグにより提供されたモデルと市場データに基づく。）および／またはブローカー

の報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に基づき決定される。

異常な状況の発生により上述した規則に準拠した評価が実行困難または不正確であることが明らかになった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を行うために、一般に認められかつ検証可能な他の評価基準を適用することを認められている。

異常な状況においては、追加評価は1日以内に行われる。新たな評価額は、それ以後に発行または買戻される投資証券の正式な価額となる。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主(申込みの場合)または残存する投資主(買戻しの場合)が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- サブ・ファンドが一定の下落(すなわち買戻しによる純流出)を記録した場合。
- サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、()見積もり税金費用、()サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および()サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況(例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等)において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび

び投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。

会計年度末現在の純資産価額に対するスイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産価額の情報から参照することができる。1口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価額を表す。

c) 外国為替先物予約の評価

外国為替先物予約残高の未実現利益(損失)は、評価日の先物為替実勢レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用可能な最新の公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の増減は、運用計算書に計上される。実現損益はFIFO法に準拠して計算される(即ち、最初に取得した契約が最初に売却されたものとみなされる)。

e) オプションの評価

規制ある市場で取引されている未決済オプションは、当該商品の決済価格または入手可能な最終市場価格で評価される。公認の証券取引所に上場されていないオプション(OTCオプション)の時価は、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナルリティーより取得し第三者値付機関に対して確認した日足価格に基づいている。オプションに係る実現損益および未実現評価損益の変動は、それぞれ、運用計算書および純資産変動計算書上のオプションに係る実現損益および未実現評価損益の項目において開示される。

オプションは、投資有価証券に含まれる。

f) 公正価額の価格形成原則

公正価額の価格形成原則が、アジア市場の有価証券に主として投資するファンドに関して適用される。公正価額の原則は、特定時のスナップショット価格でファンドの組入証券の全対象資産を再評価することによって、直近の入手可能な取引所の終値に反映されない重要な変更を考慮する。純資産額はその後、再評価価格に基づいて計算される。公正価額の原則は、ファンドに固有のベンチマークの乖離が3%を超える場合にのみ適用される。

g) 有価証券の売却に係る実現純利益(損失)

有価証券の売却に係る実現利益または損失は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

h) 外国通貨の換算

種々のサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨表示で保有されている銀行勘定、その他純資産、および保有投資有価証券の評価は、評価日における直物終値の仲値で換算される。異なるサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示されている収益および費用は、支払日の直物終値の仲値で換算される。外国為替損益は、運用計算書に計上されている。

種々のサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示されている有価証券の取得原価は、取得日の直物終値の仲値で換算されている。

i) 有価証券のポートフォリオ取引の会計処理

有価証券のポートフォリオ取引は取引日の翌銀行営業日に計上されている。

j) 連結財務書類

連結財務書類は米ドル建てで表示されている。投資会社の2024年5月31日現在の連結純資産計算書、連結運用計算書および連結純資産変動計算書に記載されたさまざまな項目の金額は、各サブ・ファンドの財務書類に計上された対応する項目の金額を、下記の為替レートで米ドルに転換した金額の総額に等しい。

下記の為替レートは、2024年5月31日現在の連結財務書類の換算に使用されたものである。

為替レート

1 米ドル = 7.244000 人民元

1 米ドル = 0.921150 ユーロ

償還または統合したサブ・ファンドに関して、連結財務書類の換算に使用された為替レートは、償還日または統合日のものである。

k) 「モーゲージ担保証券」

本投資法人はその投資方針に従い、「モーゲージ担保証券」に投資することができる。「モーゲージ担保証券」は、証券の形態に統合されたモーゲージ・プールへの参加を意味するものである。対象モーゲージに係る元本および利息の支払いはモーゲージ担保証券の保有者にパススルーされ、そのうちの元本部分により証券のコスト・ベースが減少する。元本および利息の支払いは、米国の準政府機関により保証されることがある。利益または損失は、各元本に対する支払いがある都度計算される。この利益または損失は、運用計算書の「有価証券の売却に係る実現純利益または損失」に計上されている。さらに、対象モーゲージの期限前返済により証券の残存期間が短縮することがあり、それにより本投資法人の予想利回りが影響を受けることがある。

l) 有価証券売却に係る未収金、有価証券購入に係る未払金

「有価証券売却に係る未収金」という勘定は、外国通貨取引で生じた未収金も含んでいる。「有価証券購入に係る未払金」という勘定には、外国通貨取引により生じた未払金も含まれている。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

m) スワップ

本投資法人は、それぞれの分野で専門性を持つ一流金融機関を相手方として、金利スワップ契約、金利スワップションに係る先渡レート契約、およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書の「スワップに係る未実現評価益(評価損)」の変動の個所に含まれている。

スワップの手じまいまたは満期到来により生じた利益または損失は、運用計算書の「スワップに係る実現利益(損失)」に計上されている。

n) サブ・ファンド間投資

2024年5月31日現在、或るサブ・ファンドは、UBS (Lux) ボンド・シキャブの他のサブ・ファンドに投資を行った。

サブ・ファンド間投資の総額は、34,983,237.40米ドルである。したがって、会計年度末現在の調整済み連結純資産は、14,741,810 500.68米ドルであった。

(2) 2023年 5 月31日終了年度

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)

純資産計算書	米ドル	千円
資産	2023年 5 月31日	2023年 5 月31日
投資有価証券、取得原価	747,211,144.46	106,649,447
投資有価証券、未実現評価益（評価損）	-33,459,662.60	-4,775,698
投資有価証券合計	713,751,481.86	101,873,749
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	13,039,563.87	1,861,137
その他当座資産（証拠金）	967,946.48	138,155
有価証券売却に係る未収金	3,289,655.94	469,533
発行に係る未収金	3,594,999.92	513,114
有価証券に係る未収利息	5,644,799.53	805,682
前払費用	57,631.02	8,226
資産合計	740,346,078.62	105,669,596
負債		
金融先物に係る未実現損失	-16,405.20	-2,342
外国為替先物予約に係る未実現損失	-14,299,337.76	-2,040,944
未払買戻代金	-664,102.19	-94,787
定率報酬引当金	-141,166.87	-20,149
年次税引当金	-20,284.92	-2,895
その他の手数料および報酬に係る 引当金	-97,067.86	-13,854
引当金合計	-258,519.65	-36,899
負債合計	-15,238,364.80	-2,174,972
期末純資産	725,107,713.82	103,494,624

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）

運用計算書	米ドル	千円
収益	2022年6月1日 - 2023年5月31日	2022年6月1日 - 2023年5月31日
当座資産に係る利息	381,312.63	54,425
有価証券利息	21,883,563.87	3,123,441
配当金	73,947.93	10,555
貸付証券に係る純収益	221,639.60	31,635
その他収益	551,773.88	78,755
収益合計	23,112,237.91	3,298,810
費用		
スワップに係る支払利息	-7,856.93	-1,121
定率報酬	-1,379,029.82	-196,829
年次税	-102,979.40	-14,698
その他の手数料および報酬	-94,740.92	-13,522
現金および当座借越に係る利息	-26.01	-4
費用合計	-1,584,633.08	-226,175
投資純利益（損失）	21,527,604.83	3,072,635
実現利益（損失）		
オプションなしの時価評価証券に係る 実現利益（損失）	-19,429,692.55	-2,773,200
利回り評価証券および金融市場商品に係る 実現利益（損失）	279,001.09	39,822
金融先物に係る実現利益（損失）	-2,378,977.95	-339,552
外国為替先物予約に係る実現利益（損失）	16,010,341.91	2,285,156
スワップに係る実現利益（損失）	88,999.98	12,703
外国為替に係る実現利益（損失）	796,249.62	113,649
実現利益（損失）合計	-4,634,077.90	-661,422
当期実現純利益（損失）	16,893,526.93	2,411,213
未実現評価益（評価損）の変動		
オプションなしの時価評価証券に係る 未実現評価益（評価損）	8,098,301.96	1,155,871
利回り評価証券および金融市場商品に係る 未実現評価益（評価損）	6,405.24	914
金融先物に係る未実現評価益（評価損）	-179,842.22	-25,669
外国為替先物予約に係る未実現評価益 （評価損）	-22,738,179.00	-3,245,420
未実現評価益（評価損）の変動合計	-14,813,314.02	-2,114,304
運用活動による純資産の純増加（減少）	2,080,212.91	296,909

3【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

第3【外国投資証券事務の概要】

(1) 投資証券の名義書換

記名投資証券の譲渡はすべて投資主名簿に登録され、本投資法人の一名もしくは複数名の役員、または取締役が指名する一名もしくは複数名の者が署名する。

記名投資証券の譲渡は、投資証券が発行されている場合は、当該投資証券を表象する券面に、本投資法人が十分と認める譲渡証書を添えて本投資法人の登記上の事務所において本投資法人に引渡された場合、または書面による譲渡宣誓書が投資主名簿に登録された場合、効力を発生する。かかる書面には、譲渡人および譲受人の両者、または授權を受けた代理人が、日付を入れて署名するものとする。

投資主は、通知送付先住所を、本投資法人の登記上の事務所に通知しなくてはならない。住所に変更があった場合も同様とする。

日本の投資主については、投資証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続を行う。

(2) 投資主名簿の閉鎖の時期

特に定めていない。

(3) 投資主総会

年次投資主総会は、本投資法人の登記上の事務所において、毎年11月24日の午前11時30分（ルクセンブルグ時間）に、ルクセンブルグの法律に基づき開催される。11月24日がルクセンブルグにおける銀行営業日でない場合は、ルクセンブルグにおける翌銀行営業日（銀行が通常の営業時間内に営業を行う日）に開催される。他の投資主総会は、通知に明記する場所および日時において開催される。

定款の規定に従い、定時投資主総会または一もしくは複数のクラス投資証券の投資主のための個別投資主総会に出席および代理出席している各投資主は、関連するクラス投資証券の純資産価格に関わらず、一議決権を行使することができる。

法律または定款に異なる定めがある場合を除き、投資主総会における決議は、代理を含む出席投資主の議決権の単純多数決によりなされる。

(4) 投資証券に対する特典、譲渡制限等

本投資法人の投資証券は、米国内において募集、譲渡または交付を行うことができない。

本投資法人の投資証券は、米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付が行われない。米国人とは以下の者である。

- () 1986年米国内国歳入法（改正済）第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布された財務省規則に規定する米国人
- () 1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人（連邦規則集第17編第230.902(k)条）
- () 米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者（連邦規則集第17編第4.7(a)(1)()条）
- () 1940年米国投資顧問法（改正済）ルール202(a)(30)-1に規定する米国にいる者
- () 米国人が本投資法人に投資できるようにする目的で設立された信託、事業体またはその他の組織

第4【外国投資法人の詳細情報の項目】

外国投資法人の詳細情報の項目は、以下のとおりである。

第1 外国投資法人の追加情報

- 1 外国投資法人の沿革
- 2 役員の状況
- 3 外国投資法人に係る法制度の概要
- 4 監督官庁の概要
- 5 その他

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 買戻し手続等
- 3 乗換え手続等
- 4 その他

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 存続期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 利害関係人との取引制限
- 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等
 - (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等

第4 関係法人の状況

- 1 資産運用会社の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 運用体制
 - (3) 大株主の状況
 - (4) 役員の状況
 - (5) 事業の内容及び営業の概況
- 2 その他の関係法人の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係

第5 外国投資法人の経理状況

- 1 財務諸表
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 金銭の分配に係る計算書

キャッシュ・フロー計算書

投資有価証券明細表等

2 外国投資法人の現況

純資産額計算書

第6 販売及び買戻しの実績

第三部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

- 1996年10月7日 本投資法人の設立
- 1996年11月8日 本投資法人の定款のルクセンブルグのメモリアルへの公告
- 1997年10月27日 定款の修正
- 2005年12月5日 定款の修正
- 2011年6月10日 統合基本定款（2011年7月1日発効）
- 2015年2月6日 UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ロシア・ボンド（米ドル）の早期償還（解散）
- 2017年4月4日 UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ブラジル・ボンド（米ドル）の解散（UBS (Lux) ボンド・シキャブ - エマージング・エコノミー・ローカル・カレンシー・ボンド（米ドル）へ吸収）
- 2018年6月22日 UBS (Lux) ボンド・シキャブ - アジア・ローカル・カレンシー・ボンド（米ドル）の解散（UBS (Lux) ボンド・シキャブ - エマージング・エコノミー・ローカル・カレンシー・ボンド（米ドル）へ吸収）

2【役員の状況】

（2024年9月末日現在）

氏 名	役 職 名	略 歴	所有投資口
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会長 (チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー（チューリッ ヒ）、 マネージング・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・ グアニーニ (Francesca Guagnini)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント (UK) リミテッド、ロンドン、 マネージング・ディレクター	該当なし
ジョゼ・リンダ・デニス (Josée Lynda Denis)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ルクセンブルグ、 インディペンデント・ディレクター	該当なし
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー（チューリッ ヒ）、 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
ラファエル・ シュミット - リヒター (Raphael Schmidt - Richter)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント (ドイツ) ゲーエムベーハー、 フランクフルト、 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

（注）本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ (PricewaterhouseCoopers, Société coopérative) である。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

a. 準拠法の名称

本投資法人は、ルクセンブルグの会社法、特に1915年8月10日の商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年8月10日法」という。）の下で変動資本を有する会社型投資信託として設立され、2010年法の下で投資信託としての資格を有している。

また、本投資法人は、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Sector Financier）（「C S S F」）の通達に従っている。

b. 準拠法の内容

1915年8月10日法

1915年8月10日法は、（FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAVの）管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

イ. 会社設立の要件（1915年8月10日法第420の1条）

- ・最低1名の株主が存在すること。
- ・公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

ロ. 定款の必要的記載事項（1915年8月10日法第420の15条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- ☐ 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
- ☐ 会社の形態および名称
- ☐ 登録事務所の所在地
- ☐ 会社の目的
- ☐ 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- ☐ 当初払込済の発行済資本の額
- ☐ 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- ☐ 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- ☐ 現金払込み以外の出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
- (注) 1915年8月10日法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- ☐ 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- ☒ 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載
- ☒ 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- ☒ 会社の存続期間
- ☒ 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

ハ. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年8月10日法第420の17条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- ☐ 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- ☐ 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

ニ．発起人および取締役の責任（1915年8月10日法第420の19（2）条および第420の23（2）条）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25％に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2010年法

2010年法は、2009年7月13日付欧州理事会指令2009／65／EC（以下「指令」という。）（ルクセンブルグの投資信託制度における同国法律ならびにその他の変更を2001／107／ECおよび2001／108／ECにより修正済）の規定を組み入れている。

イ．2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI（以下「パート 」という。）

パート 管理会社（以下「パート 」という。）

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パート 」という。）

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパート が適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パート に準拠するUCIは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）に定義されるAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

ロ．EUのいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート ファンド」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

ハ．2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

4【監督官庁の概要】

本投資法人は、C S S F の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

- イ) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合)は、C S S F の監督に服し、C S S F に登録しなければならない。
- ロ) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S)で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/E Cの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるU C I T Sは、C S S F に事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつC S S F が、かかる通知および書類の提出から最大2か月以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。
- ハ) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S F への事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはC S S F に対する開示義務または法令を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S F により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資家保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

目論見書に対する査証の交付

投資証券の販売に際し使用される目論見書、説明書、または主要投資家向け資料(以下「K I I D s」という。)等は、C S S F に提出されなければならない。C S S F は書類が適用ある法律、勅令、通達、法令に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資家およびC S S F に提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S F に直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S F が要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)をC S S F に提出しなければならない。

5【その他】

a．定款の変更

本投資法人の定款は、1915年8月10日法に基づき、本投資法人の臨時投資主総会の決議により変更することができる。

b．事業譲渡または事業譲受

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 () 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併」を参照のこと。

c．出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

d．訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は後述の「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算」の項に従って計算する。

別途規定されない限り、各々の販売会社が事前に投資家に通知する該当する方法に応じて、3%を上限とする購入時手数料が出資額から控除（または追加で徴収）されるかまたは純資産価格に上乗せされ、サブ・ファンドの投資証券の販売に関わる販売会社および/または金融機関に支払われることがある。

本投資法人の投資証券を販売する国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。追加情報は、現地の目論見書に記載されている。

適用法および適用規則に従い、申込代金の受入れを委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資主の請求に応じて、関係するサブ・ファンドの会計通貨および購入予定の投資証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受け付けることができる。使用される為替レートは、関係する2通貨の呼び値スプレッドに基づき、関係する代理人により決定される。為替換算に関連するすべての費用は投資主に課される。

投資証券は現地のマーケットで支配的な基準に基づき貯蓄プラン、支払プラン、転換プランを通じて購入される。本件に関する詳細な情報は現地の販売代行会社に請求のこと。

以下のサブ・ファンドについて、サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して2ファンド営業日後（「決済日」）までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

- コーポレート・ボンド（米ドル）

- ハイ・イールド・ボンド（米ドル）

- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）

（注1）購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」という。

（注2）「ファンド営業日」とは、ルクセンブルクの通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

さらに、以下のサブ・ファンドは、下記の表に定める銀行休業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業しない日）の期間が非ファンド営業日に追加される。

サブ・ファンド	銀行休業日
コーポレート・ボンド（米ドル）	米国
ハイ・イールド・ボンド（米ドル）	米国
ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）	米国

銀行休業日の定義は、以下のとおりとする。

- アメリカ合衆国（米国）：元日、キング牧師記念日、ワシントン誕生日（大統領記念日）、戦没将兵追悼記念日、ジュンティーンズ、独立記念日、労働者の日、コロンブスの日、復員軍人の日、感謝祭、クリスマスおよび例外的な理由により宣言される銀行が通常の営業時間に営業しない追加の国民の祝日。

（www.federalreserve.gov/aboutthefed/k8.htm）

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいずれかの日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨がかかる決済システムにおいて取引可能である日に限定される。

現地の支払事務代行会社は最終投資主に代わって、名義人ベースで必要な取引を受任する。支払事務代行会社のサービスに関して発生する費用は、投資主に請求される。

投資主の依頼により本投資法人はその裁量により一部または全部の現物による購入申込みを受け付けることができる。その場合、現物による購入申込みは個々のサブ・ファンドの投資方針および投資制限に合

致しなければならない。さらに、かかる現物による支払いは本投資法人が任命した監査人が監査を行う。

発生する費用は関係する投資家に請求される。

投資証券は、記名式投資証券としてのみ発行される。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券の無記名式投資証券への転換は、請求することができない。投資主は、記名式投資証券がクリアストリームのような承認された外部の清算機関を通じ清算されることに留意すべきである。

すべての発行済投資証券には同一の権利が付与されている。ただし、本投資法人の定款にはサブ・ファンド内で異なった特徴を有する様々な投資証券クラスを設定できることが定められている。

また、端数の投資証券も発行することができる。端数の投資証券は小数点以下第三位まで四捨五入され、総会での議決権は付与されないが、関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスが清算された場合は清算金の分配または比例分配を受ける権利を認める。

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行営業日に申込みの取扱いが行われる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行休業日が連続する場合（ゴールドデンウィーク、年末年始等）等、有価証券届出書「第一部 証券情報 第1 外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）（11）払込期日」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社（有価証券届出書「第一部 証券情報 第1 外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）（10）申込取扱場所」を参照）において申込みを受け付けられない場合がある。その場合、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上0.001口単位とする。

投資証券1口当たり販売価格は、原則として、購入の申込みがファンド営業日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時（「締切時間」）までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格である。日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目に受渡しを行うものとする。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

買戻し申込みは発行された券面を添付した上で管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行および権限を与えられた適切な販売会社に提出する。販売代行会社および支払事務代行会社は買戻し申込みを本投資法人に取り次ぐ。

以下のサブ・ファンドについて、買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の対価は遅くとも注文日の翌日から起算して2ファンド営業日後（「決済日」）までに支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動

の制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情により買戻申込みが提出された国に買戻代金を送金できない場合はこの限りではない。

- コーポレート・ボンド(米ドル)
- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいずれかの日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨がかかる決済システムにおいて取引可能である日に限定される。

サブ・ファンドの投資証券クラスの純資産総額の金額が、本投資法人の取締役会が決定した投資証券の経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、本投資法人の取締役会は当該投資証券クラスの全ての投資証券を買戻し価格で買い戻すことを決定することが出来る。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資家は当該買戻しの結果いかなる追加費用、または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算」に記載されるスイング・プライシングの原理が適用される。

異なる通貨で表示された複数の投資証券クラスを有するサブ・ファンドについて、投資主は原則として当該投資証券クラスの通貨または関連するサブ・ファンドの会計通貨でのみ買戻代金と同等の金額を受け取ることができる。

適用法および適用規則に従い、買戻代金の支払いを委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資主の請求に応じて、関係するサブ・ファンドの会計通貨および買い戻される投資証券クラスの通貨以外の通貨で支払いを行うことができる。使用される為替レートは、関係する2通貨の呼び値スプレッドに基づき、関係する代理人により決定される。為替換算に関連するすべての費用は投資主に課される。当該費用のみならず、本投資法人の投資証券を販売する国で発生し、例えば、取引銀行により徴収される可能性がある租税、手数料およびその他の料金は、関係する投資主に請求され、買戻代金から控除される。

本投資法人の投資証券を販売する国で発生する租税、手数料またはその他の料金(取引銀行により徴収されるものも含む。)も課金される。

ただし、買戻手数料は徴収されない。

純資産価格のパフォーマンスは、買戻価格が投資主により支払われた発行価格を上回るかまたは下回るかにより決定される。

本投資法人は、ある注文日におけるすべての申込みがサブ・ファンドの純資産の10%超の資金流出をもたらす場合、当該注文日におけるすべての買戻申込みおよび乗換申込みの実行を抑制する権利(買戻しゲート)を有する。かかる場合、本投資法人は、買戻申込みおよび乗換申込みの一部のみを実行し、当該注文日における残りの買戻申込みおよび乗換申込みの実行について、優先的に取り扱うこと、および通常20ファンド営業日を超えない期間であることを条件として、延期することを決定することができる。

買戻申込みが大量に上った場合、本投資法人の相当する資産を過度の遅延なく売却するまで買戻申込みの執行を延期することができる。こうした措置が必要な場合、同じ日に受理した買戻注文は同じ価格で決済される。

現地の支払事務代行会社は最終投資主に代わって、名義人ベースで必要な取引を受任する。支払事務代行会社のサービスに関して発生する費用および取引銀行により徴収される費用は、投資主に請求される。

投資主の依頼により本投資法人はその裁量により一部または全部の現物による買戻申込みを投資家から受け付けることができる。その場合、現物による買戻申込額は、サブ・ファンドの投資方針および投資制限に合致しなければならない。さらに、現物による支払いは本投資法人が任命した監査人が監査を行い、

本投資法人に残存する投資家に悪影響を及ぼしてはならないものとする。発生する費用は関係する投資家に請求される。

日本における買戻し手続等

日本における投資家は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社（有価証券届出書「第一部 証券情報 第1 外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）（10）申込取扱場所」を参照）において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、買戻請求がファンド営業日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時（「締切時間」）までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格とする。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。投資証券の買戻しは原則として1口以上を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え手続等】

海外市場における乗換え

投資主は適宜自己の投資証券を同一サブ・ファンド内の別の投資証券クラスにおよび／または別のサブ・ファンドの投資証券に乗換えを行うことができる。乗換え申込みには投資証券の発行および買戻しの手続と同じ手続が適用される。

投資家の既存の投資証券の乗換えによる投資証券の数は以下の算式を用いて計算する。

$$\alpha = \frac{\beta \times \chi \times \delta}{\varepsilon}$$

α = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

β = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

χ = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。

δ = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスの外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ会計通貨で評価されている場合、係数は1である。

ε = 乗換え先のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの株式1口当たりの純資産価格プラス租税、手数料およびその他の料金。

各々の販売会社が事前に投資家に通知する該当する方法に応じて、出資額に係る最大購入時手数料と同額の最大乗換手数料が控除（または追加で徴収）されるかまたは純資産価格に上乗せされ、サブ・ファンドの投資証券の販売に関わる販売会社および／または金融機関へ支払われる場合がある。かかる場合、「2 買戻し手続等」の項に従い、買戻手数料が徴収されることはない。

適用法および適用規則に従い、乗換え代金の支払いを委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資主の請求に応じて、関係するサブ・ファンドの会計通貨および／または乗換えが行われる投資証券クラスの申込通貨以外の通貨での支払いを受け付けることができる。使用され

る為替レートは、関係する2通貨の呼び値スプレッドに基づき、関係する代理人により決定される。当該費用のみならず、サブ・ファンドの変更に際してそれぞれの国で発生する料金、租税および印紙税は投資主に請求される。

日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

4【その他】

投資証券の買戻しと発行に関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日または関連するサブ・ファンドの50%以上の投資対象を十分に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

さらに、以下のサブ・ファンドは、下記の表に定める銀行休業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業しない日）の期間が非ファンド営業日に追加される。

サブ・ファンド	銀行休業日
コーポレート・ボンド（米ドル）	米国
ハイ・イールド・ボンド（米ドル）	米国
ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）	米国

銀行休業日の定義は、以下のとおりとする。

- アメリカ合衆国（米国）：元日、キング牧師記念日、ワシントン誕生日（大統領記念日）、戦没将兵追悼記念日、ジュンティーンズ、独立記念日、労働者の日、コロンブスの日、復員軍人の日、感謝祭、クリスマスおよび例外的な理由により宣言される銀行が通常の営業時間に営業しない追加の国民の祝日。（www.federalreserve.gov/aboutthefed/k8.htm）

決済日または注文日から決済日までの期間のいずれかの日が「ファンド営業日」に該当しない場合、これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、ファンド営業日に限定される。

「第3 管理および運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算ならびに投資口の発行、買戻しおよび乗換えの停止」と題する項に定める要領で取締役会が純資産価額の計算を行わないことを決定した日に発行または買戻しは行われない。さらに、本投資法人はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

本投資法人は、売買タイミング、事後取引等（これらに限られない。）、投資家の利益を損なうと判断する取引を許可しない。本投資法人はかかる慣行に関連があると判断する、購入または転換の申込みを拒絶する権利を有する。また、本投資法人は当該行為から投資主を保護するために必要と判断する措置を講じる権利を有する。

購入および買戻しの申込み（「注文」）は、あるファンド営業日の中央ヨーロッパ標準時15時（「締切時間」）までに管理事務代行会社に登録された場合（注文が登録される日を「注文日」という。）、その日の締切時間に計算した純資産価額に基づいて同日中に処理される（以下、当該計算を行った日を「評価日」という。）。

ファクシミリで送られるすべての注文は、遅くともファンド営業日の関係するサブ・ファンドの前述の締切時間の1時間前に、管理事務代行会社によって受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社に対する注文の正確な提出を保証するために、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の仲介者によって、上記で指定されるのより早い締切時間が投資主に対して適

用されることがある。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、関係する販売代行会社またはその他の仲介者から入手することができる。

注文が各ファンド営業日の締切時間以降に管理事務代行会社に登録された場合、注文日は翌ファンド営業日とみなされる。上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に転換する場合にも適用される。つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる(先渡し価格)。純資産価額は最新の知れている価格に基づいて計算される(すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価を用いる。)。適用される個々の評価原則は上記に記載される。

注文の受付を委託された販売会社は、適用法令に従って、同意書もしくは注文書に基づくか、またはこれと同等の手段による申込注文、買戻注文および/または乗換え注文を要請し、投資者からこれらの注文を受け付けるものとする(電子的手段による注文の受領を含む。)。同意書または注文書と同等の手段を書面として適用するためには、管理会社および/またはUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーがその裁量により事前に書面で同意をする必要がある。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

本投資法人の販売代行会社はルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関する2004年11月12日法(改正済)の条項ならびにC S S Fの法定文書および関連する通達を遵守しなければならない。

よって、申込人は、購入申込みを受け付ける販売代行会社または販売会社に対して、身分証明を提出しなければならない。販売代行会社または販売会社は、申込人に対して少なくとも以下の本人確認書類を求める義務を負う。自然人に関しては、(販売代行会社もしくは販売会社または地方行政機関によって認証された)旅券または身分証明書の認証謄本、会社およびその他の法人に関しては、定款の認証謄本、会社登録簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者全員のフルネーム。販売代行会社または販売会社は、状況に応じて、投資証券の申込みまたは買戻しを請求する投資者に対しさらに追加書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代行会社が上記の身元確認手続を遵守していることを確認する義務を負う。管理事務代行会社および本投資法人は、随時、販売会社に対してかかる手続が遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、販売代行会社または販売会社がマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するルクセンブルグ法またはEU法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受け取った購入および買戻しの申込みに関して上記の規則の遵守状況を監視する。

さらに、販売代行会社およびその販売会社はそれぞれの国において施行中のマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するすべての規則を遵守する義務を負う。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法(改正済)ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則(EU)2016/679(以下「データ保護法」という。)の規定に従って、本投資法人は、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、本投資法人の法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細(住所または電子メールアドレスを含む。)、銀行口座の詳細、本投資法人への投資の金額および性質(ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および/または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ)(以下「個人データ」という。)が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、本投資法人への個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、本投資法人は、投資証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、本投資法人と契約を締結した際に、投資証券の申込みの実行(すなわち、契約の履行)、本投資法人の正当な利益の保護および本投資法人の法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、() 投資証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、() 顧客との関係を管理するため、() 過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認ならびにルクセンブルグまたは外国の法令(FATCAおよびCRSに関する法令を含む。)により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、() 適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。投資主から提供されたデータは、() 本投資法人の投資主名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、() マーケティング目的で使用する事ができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- 本「データ保護」の項の上記() および() に記載されたデータ処理の目的
- 本投資法人の会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- 適切な市場基準に従い本投資法人の事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、本投資法人は、個人データをそのデータ受領者(以下「受領者」という。)に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連する本投資法人の活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、本投資法人の管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査人および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および/または代理人(以下「再受領者」という。)に提供することができ、当該代表者および/または代理人は、受領者が本投資法人のためにサービスを遂行することおよび/または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域(EEA)内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないEEA外の国に所在する受領者および/または再受領者に個人データを移転する場合、本投資法人は、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

投資証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者(EEA外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。)に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、本投資法人の指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。本投資法人はまた、EEA内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データへのアクセス権(すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、当該データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利(法定免除の対象となる。))

- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを修正させる権利（すなわち、不正確もしくは不完全な個人データまたは事実誤認の適宜の更新または訂正を本投資法人に義務付ける権利）
- ・ 個人データの利用を制限する権利（すなわち、同意するまで、個人データの処理を、一定の状況下での当該データの保管に限定することを要求する権利）
- ・ マーケティング目的での個人データの処理を含む、個人データの処理に異議を申し立てる権利（すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または本投資法人の正当な利益のために遂行された業務の成果を根拠とした個人データの処理に異議を申し立てる権利。投資者の利益、権利および自由に優先してデータを処理するための差し迫った正当な根拠があること、または法的請求の立証、行使または防御のためにデータを処理する必要があることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は当該処理を終了する。）
- ・ 個人データを削除させる権利（すなわち、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合を含む特定の状況において、個人データの削除を要求する権利）
- ・ データポータビリティ（すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、共有され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他のデータ管理者へのデータの移転を要求する権利）

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L-4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期間が適用されるものとする。

ベンチマーク規則

販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数（規則（EU）2016 / 1011（以下「ベンチマーク規則」という。）に基づき定義される「使用」）は、以下のすべてまたはいずれかのベンチマーク管理者が提供する。

- （ ）ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿に記載されているベンチマーク管理者。ベンチマークが管理者およびベンチマークのESMA登録簿に記載されているEUおよび第三国の管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu>で入手可能である。
- （ ）ベンチマーク規則に規定される第三国のベンチマーク管理者の地位を有しており、かつ、FCAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿（この登録簿は<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>で入手可能である。）に記載されている、英国の2019年ベンチマーク（変更および移行規定）（EU離脱）規則（以下「英国ベンチマーク規則」という。）に基づき認可を受けたベンチマーク管理者。
- （ ）ベンチマーク規則に基づく移行措置が適用されるため、ESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿にまだ記載されていないベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての認可または登録の申請期間は、関係するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の住所地の両方によって決まる。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条（2）で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。投資主は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

指数提供者

ブルームバーク

BLOOMBERG®は、ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーの商標およびサービスマークである。ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーおよびその関連会社(ブルームバーグ・インデックス・サービスズ・リミテッドを含む。)(総称して、以下「ブルームバーグ」という。) またはブルームバーグのライセンサーは、販売目論見書に記載されるブルームバーグの指数におけるすべての所有権を有する。

ICEバンクオブアメリカ

ICEデータ・インディシズ(以下「ICEデータ」という。) は、許可を得て使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、指数、指数データおよびこれらに関係し、関連し、または由来するあらゆるデータを含め、商品性または特定の目的もしくは使用に対する適合性の保証を含め、明示・黙示を問わず、一切の保証および表明を否認する。ICEデータ、その関連会社およびこれらの第三者提供者のいずれも、いかなる損害賠償についても責任を負わず、また指数もしくは指数データまたはこれらのいずれの部分の適切性、正確性、適時性または完全性についても責任を負わない。指数、指数データおよびこれらの構成要素は、「現状のままで」提供され、自己のリスク負担で使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーおよびその関連会社についても、これらの商品およびサービスについて後援せず、保証せずかつ推奨しない。この免責事項は英語版が優先する。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 純資産価格の計算

サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスが帰属するサブ・ファンド全体の純資産総額をサブ・ファンドの各投資証券クラスに関して発行されている投資証券の数で除して計算する。ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のために利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券の発行または買戻しを行う毎に変更するかかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの発行済投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券総数の比率に従って算定される。

各サブ・ファンドの資産の価値は以下の要領で計算する。

- a) 流動資金(現金、銀行預金、為替手形、手形小切手、約束手形、前払費用、現金配当および未受領の宣言または発生した利息のいずれでも)は、その全額で評価される。ただし、当該価額が全額支払われないかまたは受領できない可能性がある場合を除くものとし、この場合、その価値はその正しい価値を表すために適切とみなす控除額を勘案して決定される。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の投資対象は最新の入手可能な市場価格で評価される。これらの有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合は、かかる投資対象の主要市場である証券取引所の最新の入手可能な相場を適用する。
通常取引所で取引されず、証券トレーダー間で流通市場が存在し市場標準に基づき価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場されていないが、定常的に運営され、公認され一般に公開され規制されたその他の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。
- c) 証券取引所に上場されておらず、別の規制された市場でも取引されておらず、適当な価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品(店頭派生商品)は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品进行评估する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の基礎となる対象資産の市場価格に基づいて本投資法人と監査人が認めた計算方法を使って取得した評価価格の妥当性を検証する。
- e) 譲渡性証券集合投資事業(UCITS)および/または集合投資事業(UCI)の投資証券はこれらの最新の純資産価額で評価する。その他のUCITSおよび/またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、投資先ファンドの投資運用会社または投資顧問会社から独立している信頼できるサービス提供業者が提供するその価値の見積り(価格見積り)に基づき評価することができる。
- f) 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから計算

される。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、満期までの残余期間の金利に最も近似した金利が差し込まれる。このように計算された金利は、裏付けとなる借り主の信用力を反映した信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り主の信用格付けに重大な変更がある場合、調整される。

- g) 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、外国為替取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの為替相場の仲値（買呼値と売呼値の仲値）またはこれが入手不能な場合は、当該通貨を最も代表する市場における為替相場の仲値で評価する。
- h) 定期預金および信託資金はその名目価値に経過利息を加えて評価する。
- i) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入額と正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。）および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に基づき決定される。

特別な状況により上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額の適正な評価を行うため、一般に認められ、検証可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行および買戻しについて正式となる。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（スイング・プライシング）。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主（申込みの場合）または残存する投資主（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、（ ）見積もり税金費用、（ ）サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用お

よび()サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況(例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等)において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

各ファンドの純資産価格に関する照会先は、日本における販売会社である。

()純資産価格の計算ならびに投資口の発行、買戻しおよび乗換えの停止

以下の場合、本投資法人は、一または複数のサブ・ファンドの純資産価額の計算、サブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一時的に停止することができる。

- 大部分の純資産の評価に使用される一箇所以上の証券取引所もしくはファンドの純資産価額もしくは大部分の純資産の表示通貨の外国為替市場が通常の休日でない日に閉鎖しているか取引が停止されている場合、または上記の証券取引所および市場が制限を受けているか一時的に激しく変動している場合。
- 本投資法人および/または管理会社の支配、責任または影響の及ばない事由によって、投資主の利益に多大な損害を及ぼすことなく通常どおり本投資法人の資産を利用できない場合。
- 通信網の混乱またはその他の理由により、大部分の純資産価額を計算できない場合。
- 本投資法人が当該サブ・ファンドの買戻注文の支払いのための本国送金を行うことができない場合または投資対象の売却もしくは取得または投資証券の買戻しによる支払いのための資金を通常の為替レートで送金することができないと本投資法人の取締役会が判断する場合。
- 本投資法人の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的その他の状況により、投資主の利益を重大に害することなく通常の状況の下で本投資法人の資産を処理することが不可能である場合。
- その他の理由から、サブ・ファンドの投資対象の価格を迅速または正確に決定することができない場合。
- 本投資法人の解散のため臨時投資主総会の招集通知が公告された場合。
- 本投資法人の合併または一もしくは複数のサブ・ファンドの合併のため臨時投資主総会の招集通知が公告された場合、または本投資法人の取締役会が一もしくは複数のサブ・ファンドの合併を決定したことを投資主に知らせる通知が公告された場合に、投資主を保護するための必要性から当該停止が正当であると判断される場合。
- 為替および資産譲渡に関する規制により、本投資法人が事業を継続できない場合。

純資産価額の計算の停止、投資証券の発行および買戻しの停止ならびにサブ・ファンド間の乗換えの停止は、本投資法人の投資証券を一般市民に販売する承認を受けた国の関係当局に遅滞なく連絡するとともに、「3 投資主・外国投資法人債権者の権利等(1)投資主・外国投資法人債権者の権利(f)報告書を受領する権利」に記載されている方法で公告するものとする。

投資家が投資証券クラスの要件を満たさない場合、本投資法人は、さらに当該投資家に以下の事項を行うよう要求する義務を負う。

a) 投資証券の買戻しの規定に従い、30暦日以内にその投資証券を返還すること、

- b) 投資証券の取得に関する上記の要件を満たす者に対してその投資証券を譲渡すること、
または
c) その投資証券から、当該投資家が満たすことの可能な取得要件を有する関連するサブ・ファンド
の他の投資証券クラスに乗り換えること。
さらに、本投資法人は、
a) その裁量により購入申込みを拒絶することができる。
b) 排斥条項に違反して購入された投資証券を適宜買い戻すことができる。

(2) 【保管】

記名投資証券の所有権は本投資法人の投資主名簿への登録により証明される。投資主は自らの取引に関する確認書を受け取る。記名証券は発行されない。

大券は、クリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアにより登録式共同大券の手配が行われたときは発行可能である。大券は本投資法人の投資主名簿にクリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアの共同預託名義において登録される。大券に関して、証券自体は発行されない。クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアおよび中央支払事務代行会社間で手配が行われたときは、大券は記名証券に転換可能な場合に限り発行することができる。

大券および取扱手続についての情報は名義書換代行会社またはインベスター・サービス・センターに請求することにより、入手可能である。

上記は日本の投資主には適用されない。日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

(3) 【存続期間】

本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、1915年8月10日法を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。

(4) 【計算期間】

本投資法人の決算期は毎年5月31日である。

(5) 【その他】

() 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併

本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散

定足数および多数決の要件に関する法律条件を満たす投資主総会は本投資法人を解散させるものとする。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になった場合、本投資法人の取締役会は本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人を解散する場合、解散は1名以上の清算人が実行する。投資主総会が、清算人を任命し、清算人の報酬および権限の範囲を決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却し、サブ・ファンドの解散による正味収入を投資主の保有量に比例して当該サブ・ファンドの投資主に分配する。清算手続きの終了時(9か月かかる可能性がある)に投資主に分配できない清算収入は遅滞なくルクセンブルグの供託金庫(Caisse de Consignation)に預託される。

償還日の決められたサブ・ファンドはそれぞれの期間の終了時に自動的に解散および清算される。サブ・ファンドまたはサブ・ファンド内の投資証券クラスの純資産総額が、当該サブ・ファンドもしくは投資証券クラスの経済的で効率的な運営のため求められる金額を下回った場合、または当該金額に達しない場合、または政治、経済および金融環境に重大な変化がある場合、または合理化の一環として、本投資法人は、評価日または決定が有効となる時間の(投資対象の実際の換金価格および換金

コストを勘案した)純資産価格で、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を買い戻すことを決定することができる。

本投資法人の取締役会の権利に関係なく、本投資法人の取締役会の提案に応じて、サブ・ファンドの投資主総会はサブ・ファンドが発行した投資証券を消却し、投資主に対して保有する投資証券の純資産価額を返還することで、本投資法人の資本を減資することができる。かかる純資産価額は上記の決定が効力を発生する日に計算し、サブ・ファンドの資産の処分によって実現した実際価格およびかかる処分に起因する費用を織り込むものとする。

各サブ・ファンドの投資主は、投資証券を買い戻しおよび消却する投資主総会または本投資法人の取締役会の決定を、「3 投資主・外国投資法人債権者の権利等(1)投資主・外国投資法人債権者の権利(f)報告書を受領する権利」に記載されている方法で通知される。買い戻しのために投資主が提出しなかった清算する投資証券の純資産価額に相当する金額はルクセンブルグの供託金庫に遅滞なく預託される。

本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託(UCI)またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンドの合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。
- b) 二つ以上のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、すべての資産および負債を別のUCITSまたは当該UCITSが設立した当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。
- c) 負債が完済されるまで存続し続ける一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、すべての純資産を同じUCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立した別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転する取引。

合併は、2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の効果は、2010年法に準拠する。

「本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散」の項に記載される状況の下で、本投資法人の取締役会は、サブ・ファンドまたは投資証券クラスの資産を本投資法人の別の既存のサブ・ファンドもしくは投資証券クラスまたは2010年法パート もしくは海外UCITSに関する2010年法の規則に基づきルクセンブルグの別のUCIに配分することができる。本投資法人の取締役会はまた(必要な場合、分裂または統合により、および投資主の比例的権限に相当する金額の支払を通じ)当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券を別のサブ・ファンドまたは別の投資証券クラスの投資証券として指定変更することを決定することができる。前項の本投資法人の取締役会の権限にかかわらず、上記のサブ・ファンドを合併する決定もまた、当該サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

合併の決定は「3 投資主・外国投資法人債権者の権利等(1)投資主・外国投資法人債権者の権利(f)報告書を受領する権利」に記載されている方法で投資主に通知する。決定が公告されてから30日以内に投資主は保有する投資証券の一部または全部を、「第2 手続等 2 買い戻し手続等」と題する項に記載する確立された手続きに従って、買い戻手数料またはその他の管理事務手数料を計算することなく、その時点の純資産価額で買い戻す権限を有する。買い戻しのために提出されなかった投資

証券は、上記の決定を実施する日に計算した関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて交換される。割当てる受益証券が契約型オープン投資信託の法形態を取る投資ファンドの受益証券である場合、上記の決定は割当てに賛成票を投じた投資主だけを拘束する。

本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会

サブ・ファンドの清算および合併のいずれの場合についても、投資主総会または当該サブ・ファンドの投資主総会の定足数は要求されず、決定は総会の出席株式の単純多数によって承認されることができる。

() 授権発行限度額

投資証券の授権発行限度額は無制限である。

() 本投資法人の定款の変更

本投資法人の定款変更は、1915年8月10日法に規定する定足数および決議要件に従い、投資主総会の決議によって行うことができる。

定款変更は、1915年8月10日法第67条 - 1 に従い、発行済投資証券総数の2分の1の定足数を必要とし(ただし、定足数に満たなかったために再度招集される投資主総会においては、定足数は必要とされない。)、かつ、出席または代理出席による投資証券の3分の2の賛成投票を必要とする。

定款のすべての変更は、RESAに公告され、商業および法人登録局に登録される。

日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

各投資運用契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

やむを得ない事由があるときは、いずれの当事者も相手方当事者に対して通知を交付することにより、本契約を終了させることができる。やむを得ない事由とは、本契約に定める義務に関する故意および重大な過失をいう。管理会社は、投資主の利益となる場合は、投資運用の委託を直ちに中止する権限を有する。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

一方当事者による本契約に基づく義務の重大な違反があり、違反当事者に対する書面通知から30日以内に当該違反が是正されない場合、新しい保管受託銀行を選任することにより本契約を直ちに終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

総販売契約

総販売契約は、いずれの当事者も6か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

本契約に定めた重大な条項の不履行または重大な過失があり、書面による通知の交付から30日以内に当該不履行または重大な過失が是正されなかった場合、本契約の各当事者は、他方当事者に対する書面通知により、本契約をいつでも終了させることができる。

相手方当事者の事業停止、破産もしくは支払不能、解散もしくは清算の決議、または本契約に基づく義務の重大な不履行があった場合は、相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いずれの当事者も本契約を直ちに終了させることができる。また、本契約の終了が投資主の利益となる場合は、管理会社は本契約を直ちに終了することができる。

同契約は、スイスの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資証券販売・買戻契約

投資証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

() 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針および最良執行に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する：

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

2【利害関係人との取引制限】

利益相反

取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他の本投資法人のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合に本投資法人の投資家が公正に扱われるよう、利益相反のための方針を採用し、実施しており、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社、主たる販売会社、証券貸付仲介人および証券貸付サービス提供会社は、UBSグループの一員である(以下「関係者」という。)。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行っており、本投資法人が投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者(その子会社および支店を含む。)は、本投資法人が締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行は本投資法人にその他の商品またはサービスを提供する関係者の法人と関係しているため、潜在的な利益相反がさらに生じる可能性がある。

関係者の事業遂行における方針は、関係者の様々な事業活動と本投資法人または投資主との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止することである。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従った方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的において、関係者は、本投資法人またはその投資主の利益を害するおそれのある利益相反を伴う事業活動が適切な程度の独立性をもって行われ、かつ、かかる利益相反が公正に解決されることを確保する手続きを実施している。投資家は、管理会社宛てに書面で請求することにより、利益相反に関する管理会社および／または本投資法人の方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社による相当な注意および最善の努力にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもって本投資法人またはその投資主の利益が害されるリスクの回避を確保するために十分ではないというリスクがある。この場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定は、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は()当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、()かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを確保する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、本投資法人および投資主の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託された保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が権利を本投資法人に対し直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。これらの投資主は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 配当請求権

各投資主は、本投資法人の年次投資主総会または(中間配当の場合には)取締役会が決定した当該ファンドに関する本投資法人の収益分配をその投資証券数に応じて受領する権利を有する。

(b) 買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、本書の記載に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

(c) 残余財産分配請求権

本投資法人またはファンドが解散された場合、投資主は本投資法人に対し、その投資証券数に応じて本投資法人の投資証券の残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 損害賠償請求権

投資主は、本投資法人の取締役がルクセンブルグの法律に規定する義務に違反している場合、本投資法人の取締役に対し損害賠償を請求することができる。

(e) 投資主総会における権利

本投資法人の適法に成立した投資主総会は、本投資法人の投資主全員を代表するものとする。定款に従ってその決議は、投資主により所有される投資証券のクラスにかかわらず、本投資法人の投資主全員を拘束するものとする。本投資法人の投資主総会は、1915年8月10日法に基づき、本投資法人の業務運営に関する行為につき命令し、実行し、または裁可する最大の権限を有する。

年次投資主総会は、ルクセンブルグの法律に基づき、毎年11月24日午前11時30分(ルクセンブルグ時間)に本投資法人の登録上の事務所で開催される。11月24日がルクセンブルグにおける銀行営業日でない場合は、ルクセンブルグにおける翌銀行営業日(銀行が通常の営業時間内に営業を行う日)に開催される。他の投資主総会は招集通知に記載ある日時およびルクセンブルグ内の場所で開催することができる。通知には、総会の場所および日時、出席要件、議題、定足数ならびに決議要件を明記する。1口につき1議決権が与えられる。書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファクシミリで代理人を選任することができる。年次投資主総会の決議は出席投資主の議決権の単純多数決による。適切な通知に基づき、取締役会が総会を招集することもある。特定のサブ・ファンドの権利に影響を及ぼす決議および投資主への配当金の宣言を行う場合は、その都度採決される。

(f) 報告書を受領する権利

各サブ・ファンドおよび本投資法人について、5月31日現在の年次報告書および11月30日現在の半期報告書が発行される。

上記報告書は、各サブ・ファンドまたはそれぞれの各投資証券クラスの詳細を関連する会計通貨で記載する。本投資法人全体の連結資産の詳細は、米ドル建てで表示される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書には、独立監査人により監査された年次計算書類が含まれる。また、信用リスク軽減のため、各サブ・ファンドが金融派生商品の利用を通じて着目した対象資産および当該派生商品取引の相手方ならびに取引相手方からサブ・ファンドに預託された担保の数量および種類の詳細も記載されている。

投資主は、本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において、これらの報告書を入手することができる。

各サブ・ファンドの投資証券の発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグの本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において入手可能である。

投資主への通知はウェブサイト (www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していないか、ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- (a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健
同 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号
確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

A．管理会社

a) 名称

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

b) 資本金(株主資本)の額

2024年10月1日現在の株主資本総額は、13,742,000ユーロ(約22億円)

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2024年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=159.43円)による。以下同じ。

c) 事業の内容

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイの目的は、ルクセンブルグまたは外国の法律に基づく集合投資またはオルタナティブ投資ファンドの事業を設立、運営、促進、販売、管理および助言することである。

B．投資運用会社

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)の投資運用会社

a) 名称

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

b) 資本金の額

2024年9月末日現在の資本金額は、500,000スイス・フラン(約8,486万円)

(注)スイス・フランの円貨換算は、便宜上、2024年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイス・フラン=169.71円)による。以下同じ。

c) 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

(2)【運用体制】

A．管理会社

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される3名以上の取締役(株主であるか否かを問わない。)から成る取締役により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとする。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとする。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役の招集により、開催されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとする。取締役会は、会長が議長を務め、または会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または副会長が不在の場合は、最年長の取締役が議長を務めるものとする。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとする。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとする。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員を代理することができる。

取締役の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとする。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用する投資信託の約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

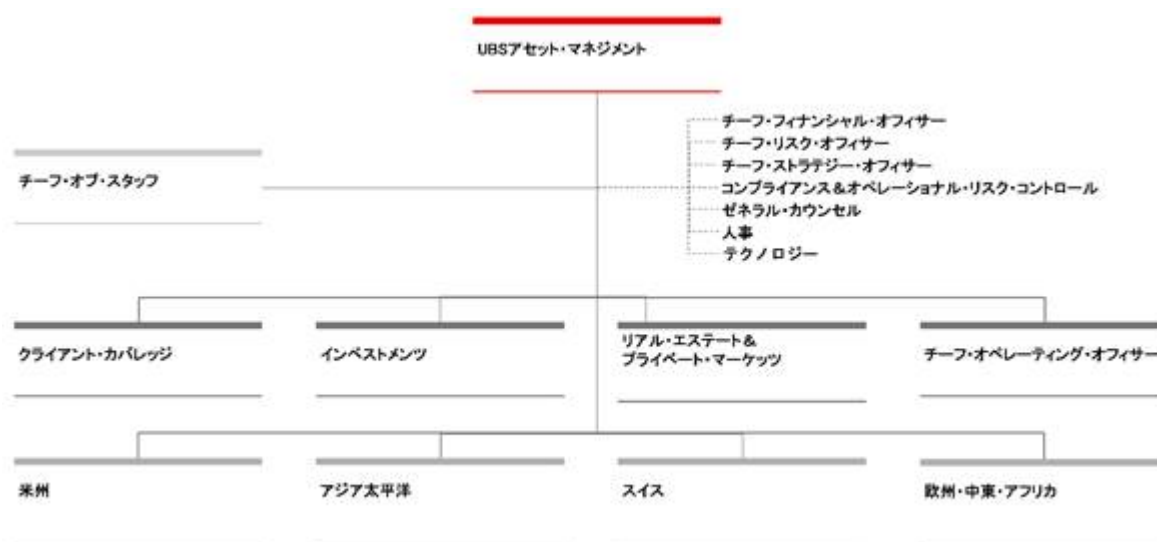
B．投資運用会社

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、各投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により各投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。各投資運用会社は、投資運用任務をいずれの子会社または関係会社に委託する権利を有しており、また本投資法人の承認を得た場合その他の者に委託することができる。

各資産運用会社の運用体制は以下のとおりである。

投資運用体制（全投資運用）



2024年 6 月現在

2024年 6 月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に約760名の運用のプロフェッショナルを配している。

投資運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、堅実に長期的なリスク調整済みパフォーマンスを上げることを目標として、統制された厳格なプロセスを設けている。投資運用会社のビジネスの成功は、この成果を反復させることである。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割を重視している。チーム体制は、個々のメンバーの優れた洞察力を結実させることを可能とし、規律あるプロセスがすべての顧客のポートフォリオに一貫性のある形で洞察力を活用することを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタル・リサーチを行っている。各ポートフォリオは、銘柄および業界の徹底的な精査に基づいている。グローバル経済に関し

て、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠である。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

投資運用会社は、2段階のリサーチに注力している。ファンダメンタル・リサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- ファンダメンタル・リサーチ：従来のソースや慣例にとらわれないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。また、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。
- 業界リサーチ：投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界に多くのリサーチ結果を寄稿している。投資運用会社の一連のホワイトペーパーは、理論上の投資概念の実践への適用に重きを置く一方、投資運用における最良の執行を推奨している。こうしたホワイトペーパーは、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチは投資アプローチと連携しており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

投資決定プロセス

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

投資運用会社の投資プロセスは、トップダウンとボトムアップの両方のダイナミックなアプローチを組み合わせ、多様なアルファの源泉を活用するものであり、これが長期的に一貫したパフォーマンスを上げるための鍵であると考えている。デュレーション、イールドカーブおよびセクターのポジショニングを含むトップダウンの要因をもって、戦略を決定し、定量的なフレームワークを設定することができる。これらのパラメータを設定した後、ポートフォリオ・マネジャーおよびクレジット・リサーチ・アナリストは緊密に協力し、業界のオーバーウェイトおよびアンダーウェイトについて投資テーマを設定し、最も魅力的なクレジット・カーブの部位を決定する。その後、ボトムアップの調査分析を用いて、最適なポートフォリオを構築するために銘柄選択を行う。

UBS-AM 債券投資のプロセス

各ステージは、投資プロセスにおいて重要である。

継続的なアクティブ・ポートフォリオ・マネジメント



トップダウン戦略

- 債券投資フォーラム
- 金利、クレジット、通貨および流動性に関する戦略的ビューを確立し、モニタリングする。



ボトムアップ戦略

- グローバル・クレジット・リサーチ
- セクター、産業および発行体の分析により、ファンダメンタル、相対価値、ESGの評価を提供する。



ポートフォリオ構築

- ポートフォリオ・マネジメント
- 顧客ニーズ、投資目標および市場環境との整合性



インプリメンテーション

- ポートフォリオ・マネジメントおよび集中取引
- 最適な実行およびタイミング



リスクマネジメントとコンプライアンス・オーバーサイト

- ポートフォリオ・マネジメント、リスクコントロール、コンプライアンス
- シニア・マネジメントによる四半期ごとのポートフォリオ・レビュー
- C&ORCの3つの防衛ライン

商品特性

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）は、いくつかの特長を備えている。



投資目的

- 投資目標は、フル・マーケット・サイクル（米ドル建て）にわたる1-3年の投資過格ユニバースを上回ることである。



投資ユニバース

- 主に企業が発行し、ファンドの基準通貨建てとなる債券
- 1-3年の期間を重視する。
- 最低90%の投資過格発行体品質（S&P格付けAAA〜BBB）



ポートフォリオのデュレーション

- 平均2年（最低1年、最大3年）
- 長期債に比べ、金利リスクが低い。



投資スタイル

- ファンダメンタル、定量的および定性的なインプット要因に基づき、規律ある投資プロセスに従う。



アクティブ運用

- アクティブなセクターと証券の選択を中心としたアクティブ運用
- より少ない程度：積極的なイールドカーブおよびデュレーション管理

リスク管理／リスク統制

リスク管理は、責任や名声に関する損害を回避するためにも、資産運用業務にとっては特に重要な要素となる。最高水準のリスクの特定、リスク管理およびリスク統制は、運用グループの成功、評判および継続的な強さにとって不可欠であり、経営陣とスタッフはあらゆるリスクに対し最善の市場慣行を開発し適用することに注力している。

UBSアセット・マネジメントのリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。リスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、

リスク担当最高責任者と緊密に連携しているグループ内のリスク管理部門により別途監視されている。

法務 / コンプライアンス

法務 / コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、運用部門の規制上および業務上の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守に関するポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

ファンドの管理体制

管理会社

UBS アセット・マネジメント (ヨーロッパ) エス・エイ

投資運用会社

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

(3) 【大株主の状況】

A. 管理会社

UBS アセット・マネジメント (ヨーロッパ) エス・エイ

(2024年10月1日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBS アセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH - 8001 チューリッヒ、スイス	6,871	100

B. 投資運用会社

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル) の投資運用会社

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

(2024年9月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBS アセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	5,000,000	100

(4) 【役員の状況】

A . 管理会社

UBS アセット・マネジメント (ヨーロッパ) エス・エイ

(2024年10月 1 日現在)

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
マイケル・ケール (Michael Kehl)	チェアマン、 ディレクター / ボード・メンバー	2022年 1 月 1 日	UBS アセット・マネジ メント・スイス・エイ ジー、チューリッヒ、スイ ス、 ヘッド・オブ・プロダクト	該当なし
フランチェスカ・ジリ・ プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター / ボード・メンバー	2019年12月 5 日	UBS アセット・マネジ メント (ヨーロッパ) エス・ エイ、ルクセンブルグ、 チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー	該当なし
ウジェーヌ・デル・シ オッポ (Eugène Del Cioppo)	ディレクター / ボード・メンバー	2022年 9 月 2 日	UBS ファンド・マネジ メント (スイス) エイ・ ジー、バーゼル、スイス、 チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー	該当なし
アン・シャルロット・ ローヤー (Ann-Charlotte Lawyer)	ディレクター / ボード・メンバー	2022年 1 月 1 日	ルクセンブルグ大公国、 インディペンデント・ディ レクター	該当なし

B. 投資運用会社

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)の投資運用会社

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(2024年9月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ミーダーホフ・マーカス (Miederhoff Markus)	ヴァイス・チェアマン	2019年6月20日就任	該当なし
ケッテラー・レト・ユー (Ketterer Reto U.)	ディレクター/ ボード・メンバー	2020年9月24日就任	該当なし
サリバ・ガイレ (Saliba Gaylee)	ディレクター/ ボード・メンバー	2021年12月1日就任	該当なし
イヴァノビッチ・ アレクサンダー (Ivanovic Aleksandar)	チェアマン	2020年9月24日就任	該当なし
スティラート・イボンヌ (Stillhart Yvonne)	社外インディペンデント・ ディレクター	2019年6月20日就任	該当なし
ビョーハイム・ジェイコブ (Bjorheim Jacob)	社外インディペンデント・ ディレクター	2019年6月20日就任	該当なし

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

A . 管理会社

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

管理会社は、本投資法人の所在地事務代行会社としても行為している。

2024年9月末日現在、管理会社は以下のとおり、403本の投資信託 / 投資法人のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託 / 投資法人	403	586,746,701.67オーストラリア・ドル
			2,123,480,439.28カナダ・ドル
			17,531,531,192.67スイス・フラン
			2,727,064,247.51中国元
			4,285,199,128.26デンマーク・クローネ
			59,231,552,987.40ユーロ
			3,511,458,878.86英ポンド
			259,365,199.29香港ドル
			814,482,229,554.92日本円
			28,252,222.08シンガポール・ドル
			123,881,324,036.30米ドル

B. 投資運用会社

各投資運用会社は、本投資法人と投資運用契約を締結し、当該契約に基づき、投資について本投資法人に対し投資顧問業務を提供し、本投資法人のためその他の一定の業務を遂行する。

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)の投資運用会社

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

2024年8月末日現在、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は121本のサブ・ファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日	純資産総額 (ユーロ)
1	UBS (Lux) Bond Sicav - Convert Global (EUR)	変動資本を有する 投資法人	2004年11月18日	3,954,349,930
2	Focused Sicav - High Grade Long Term Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2006年10月26日	3,628,567,947
3	UBS (Lux) Money Market Fund - USD	契約型投資信託	1988年11月25日	3,220,515,552
4	UBS (Lux) Money Market Fund - EUR	契約型投資信託	1989年10月9日	2,878,371,428
5	UBS (Lux) Institutional Fund - Equities Europe (ex UK ex Switzerland) Passive II	契約型投資信託	2020年5月13日	2,236,182,949
6	UBS (Lux) Strategy Fund - Balanced Sustainable (CHF)	契約型投資信託	1994年7月1日	2,027,870,500
7	UBS (Lux) Strategy Fund - Yield Sustainable (CHF)	契約型投資信託	1991年9月10日	1,802,712,146
8	UBS (Lux) Fund Solutions - Sustainable Development Bank Bonds UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2018年11月8日	1,789,532,736
9	Focused Sicav - World Bank Long Term Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2018年2月13日	1,668,146,363
10	Focused Sicav - High Grade Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2005年8月30日	1,631,119,233

(注1) - 単位当たり純資産価格は開示していない。

(注2) 上記は管理会社から提供された情報に基づく。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

UBSヨーロッパSEの資本金は、2024年9月末日現在、446,001,000ユーロ(約711億円)である。なお、UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に資本金はない。

b. 事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS(ルクセンブルグ)エス・エイがUBSドイツ・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社(Societas Europaea)の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE(「管理事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2024年9月末日現在、393,067,791ユーロ(約627億円)

b. 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、欧州会社(Societas Europaea)であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則(EC)2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動(投資会社のものを含む)に従事することである。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(「元引受会社」)

a. 資本金の額

2024年9月末日現在、500,000スイス・フラン(約8,486万円)

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2024年9月末日現在、5,165百万円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

(2) 【関係業務の概要】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

本投資法人は保管受託銀行との間で保管および支払事務代行契約を締結した。当該契約により、保管受託銀行はファンド資産の保管銀行として行為し、2010年法に基づく保管者としての任務および責任を担い、すべての必要な支払事務代行業務を行うことに同意した。

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

(3) 【資本関係】

該当事項なし。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 原文の財務書類は、UBS (Lux) ボンド・シキャブおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類の注記」については、原文は全文を記載している。
- 日本文の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、各サブ・ファンドには以下に記載した投資証券以外の投資証券も存在するが、以下に記載した投資証券に関連する部分を抜粋して日本文に記載している。
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)クラスF - a c c 投資証券
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2024年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=142.73円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2024年 5 月31日終了年度】

【貸借対照表】

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)

純資産計算書	米ドル	千円
資産	2024年 5 月31日	2024年 5 月31日
投資有価証券、取得原価	643,550,102.51	91,853,906
投資有価証券、未実現評価益（評価損）	-3,499,381.18	-499,467
投資有価証券合計（注 1）	640,050,721.33	91,354,439
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	13,556,749.72	1,934,955
その他当座資産（証拠金）	862,456.00	123,098
発行に係る未収金	18,693,905.73	2,668,181
有価証券に係る未収利息	6,821,254.32	973,598
その他の資産	5,748.63	821
金融先物に係る未実現利益（注 1）	46,875.60	6,691
外国為替先物予約に係る 未実現利益（注 1）	2,655,364.17	379,000
資産合計	682,693,075.50	97,440,783
負債		
有価証券購入に係る未払金（注 1）	-15,476,381.01	-2,208,944
未払買戻代金	-634,424.06	-90,551
定率報酬引当金（注 2）	-185,117.31	-26,422
年次税引当金（注 3）	-26,297.35	-3,753
引当金合計	-211,414.66	-30,175
負債合計	-16,322,219.73	-2,329,670
期末純資産	666,370,855.77	95,111,112

注記は財務書類の不可分の一部である。

【損益計算書】

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)

運用計算書	米ドル	千円
収益	2023年6月1日 - 2024年5月31日	2023年6月1日 - 2024年5月31日
当座資産に係る利息	458,732.73	65,475
有価証券利息	25,120,203.38	3,585,407
配当金	54,481.57	7,776
貸付証券に係る純収益（注16）	134,321.47	19,172
その他収益（注4）	496,367.97	70,847
収益合計	26,264,107.12	3,748,676
費用		
定率報酬（注2）	-2,049,527.31	-292,529
年次税（注3）	-140,586.27	-20,066
その他の手数料および報酬（注2）	-89,502.07	-12,775
現金および当座借越に係る利息	-7,873.54	-1,124
費用合計	-2,287,489.19	-326,493
投資純利益（損失）	23,976,617.93	3,422,183
実現利益（損失）（注1）		
オプションなしの時価評価証券に係る 実現利益（損失）	-16,429,424.41	-2,344,972
利回り評価証券および金融市場商品に係る 実現利益（損失）	71,873.03	10,258
金融先物に係る実現利益（損失）	-2,152,588.03	-307,239
外国為替先物予約に係る実現利益（損失）	-10,002,943.02	-1,427,720
スワップに係る実現利益（損失）	1,733.37	247
外国為替に係る実現利益（損失）	-6,023,337.62	-859,711
実現利益（損失）合計	-34,534,686.68	-4,929,136
当期実現純利益（損失）	-10,558,068.75	-1,506,953
未実現評価益（評価損）の変動（注1）		
オプションなしの時価評価証券に係る 未実現評価益（評価損）	29,710,221.09	4,240,540
オプションに係る未実現評価益（評価損）	-78,225.30	-11,165
利回り評価証券および金融市場商品に係る 未実現評価益（評価損）	328,285.63	46,856
金融先物に係る未実現評価益（評価損）	63,280.80	9,032
外国為替先物予約に係る未実現評価益 （評価損）	16,954,701.93	2,419,945
未実現評価益（評価損）の変動合計	46,978,264.15	6,705,208
運用活動による純資産の純増加（減少）	36,420,195.40	5,198,254

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)

純資産変動計算書	米ドル		千円	
	2023年 6 月 1 日 - 2024年 5 月31日		2023年 6 月 1 日 - 2024年 5 月31日	
期首純資産	725,107,713.82		103,494,624	
発行額	392,250,940.67		55,985,977	
買戻額	-486,921,135.85		-69,498,254	
合計純発行額（買戻額）	-94,670,195.18		-13,512,277	
支払配当金	-486,858.27		-69,489	
投資純収益（損失）	23,976,617.93		3,422,183	
実現利益（損失）合計	-34,534,686.68		-4,929,136	
未実現評価益（評価損）の変動合計	46,978,264.15		6,705,208	
運用活動による純資産の純増加（減少）	36,420,195.40		5,198,254	
期末純資産	666,370,855.77		95,111,112	

発行済投資証券口数の変動

2023年 6 月 1 日 - 2024年 5 月31日	
クラス	F-acc
期首発行済口数	794,917.3710
発行口数	347,463.5400
買戻口数	-405,440.0000
期末発行済口数	736,940.9110

注記は財務書類の不可分の一部である。

財務書類の注記

(2024年5月31日現在)

注1 - 重要な会計方針の要約

当財務書類は、サブ・ファンドであるUBS (Lux) ボンド・シキャブ - 2023 (米ドル) *およびUBS (Lux) ボンド・シキャブ - フィクスト・マチュリティー・シリーズ1 (米ドル) *を除き、将来にわたって継続する前提(継続企業の前提)に基づき、ルクセンブルグの投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められている会計原則に従って作成されている。

これらのサブ・ファンドは、当期中に償還され、2024年5月31日現在、預託銀行に保有されている口座に一部の現金が残っている。そのため、これらのサブ・ファンドの財務書類は、非継続企業の前提で作成されている。財務書類が非継続企業の前提で作成されているサブ・ファンドについて、以下の会計方針がこの注意に記載されているものと異なる。

- 予想される償還費用(もしあれば)が発生している。
- 残りの設立費用は全額費用処理されている。
- サブ・ファンドの投資の評価は、その正味実現可能額に基づく。

非継続企業の前提による会計の適用は、サブ・ファンドの公表された純資産価額に重要な調整をもたらしていない。

重要な会計方針は、以下の通りである。

a) 純資産価額の計算

サブ・ファンドまたは投資証券クラスの1口当たり純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、毎営業日、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を、そのサブ・ファンドの投資証券クラスの発行済口数で除して計算される。

「営業日」という用語は、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(即ち、通常の営業時間中銀行が営業している日)で、かつ12月24日および12月31日、ルクセンブルグにおける非法定の個別休日ならびに各サブ・ファンドの主たる投資先国の証券取引所が閉鎖されている日、またはサブ・ファンド投資資産の50%以上について適切な評価ができない日を除いた日をいう。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。さらに、サブ・ファンドであるUBS (Lux) ボンド・シキャブ - チャイナ・フィクスト・インカム(人民元)に関して、中華人民共和国または香港の証券取引所が閉鎖されている日は、本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。

* 注記12参照。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額のパーセンテージは、投資証券の発行または買戻しがある都度変動する。このパーセンテージは、各投資証券クラスの発行済投資証券が、その投資証券クラスに請求される報酬を考慮した上で計算されたサブ・ファンドの発行済投資証券総数に占める比率により決定される。

b) 評価の原則

- 流動資金 - 現金、銀行預金、為替手形および一覧払いの有価証券ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言または発生した利息のいずれかを問わない - は、その全額で評価される。ただし、当該価額が全額支払われないかまたは受領できない可能性がある場合を除くものとし、この場合、その価値はその正しい価値を表すために適切とみなす控除額を勘案して決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、デリバティブおよびその他の投資資産は、入手可能な最新の市場価格で評価される。当該証券、デリバティブまたはその他の資産が、複数の証券取引所に上場されている場合は、その投資資産に関する代表的市場の取引所において入手可能な最終の価格が適用される。

証券取引所における取引が少ない証券、デリバティブおよびその他の資産で、証券取引者間で市場に連動する価格付がなされている流通市場が存在する場合、本投資法人は、かかる証券および投資資産を当該価格に基づいて評価することがある。

証券取引所に上場されていないものの、公認され、大衆に解放されている他の定期的に関われる規制市場において取引されている証券、デリバティブおよびその他の投資資産は、当該市場で入手可能な最新の価格により評価される。
- 証券取引所に上場されておらず、別の規制された市場でも取引されておらず、適切な価格が入手できない有価証券およびその他の投資資産は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていないデリバティブ（店頭派生商品）は、独立した価格提供者に基づいて評価される。デリバティブについて、利用できる独立した価格提供者がただ1社だけの場合、入手した評価額の妥当性は、デリバティブが派生した原商品の市場価格に基づき、本投資法人が認めた計算方法により検証される。
- 譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および/または集合投資事業（UCI）の投資証券はこれらの最新の純資産価額で評価される。その他のUCITSおよび/またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、ポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できるサービス提供者が提供したその価値の見積り（価格見積り）に基づき評価することができる。
- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない金融市場商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各金融市場商品には、残余期間が最も近い金利が加えられる。このように計算された金利は、裏付けとなる借り主を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、外国為替取引によるヘッジを行わない有価証券、金融市場商品、デリバティブおよびその他の資産は、ルクセンブルグの為替相場の仲値（買呼値と売呼値の中値）あるいは、もしルクセンブルグの為替相場の仲値が入手不能な場合は、それに最も近い、当該通貨の為替相場の仲値で評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、その名目価額に累積利息を加算した金額で評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグにより提供されたモデルと市場データに基づく。）および/またはブローカー

の報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に基づき決定される。

異常な状況の発生により上述した規則に準拠した評価が実行困難または不正確であることが明らかになった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を行うために、一般に認められかつ検証可能な他の評価基準を適用することを認められている。

異常な状況においては、追加評価は1日以内に行われる。新たな評価額は、それ以後に発行または買戻される投資証券の正式な価額となる。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主(申込みの場合)または残存する投資主(買戻しの場合)が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- サブ・ファンドが一定の下落(すなわち買戻しによる純流出)を記録した場合。
- サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、()見積もり税金費用、()サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および()サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況(例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等)において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび

び投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。

会計年度末現在の純資産価額に対するスイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産価額の情報から参照することができる。1口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価額を表す。

c) 外国為替先物予約の評価

外国為替先物予約残高の未実現利益(損失)は、評価日の先物為替実勢レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用可能な最新の公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の増減は、運用計算書に計上される。実現損益はFIFO法に準拠して計算される(即ち、最初に取得した契約が最初に売却されたものとみなされる)。

e) オプションの評価

規制ある市場で取引されている未決済オプションは、当該商品の決済価格または入手可能な最終市場価格で評価される。公認の証券取引所に上場されていないオプション(OTCオプション)の時価は、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナルリティーより取得し第三者値付機関に対して確認した日足価格に基づいている。オプションに係る実現損益および未実現評価損益の変動は、それぞれ、運用計算書および純資産変動計算書上のオプションに係る実現損益および未実現評価損益の項目において開示される。

オプションは、投資有価証券に含まれる。

f) 公正価額の価格形成原則

公正価額の価格形成原則が、アジア市場の有価証券に主として投資するファンドに関して適用される。公正価額の原則は、特定時のスナップショット価格でファンドの組入証券の全対象資産を再評価することによって、直近の入手可能な取引所の終値に反映されない重要な変更を考慮する。純資産額はその後、再評価価格に基づいて計算される。公正価額の原則は、ファンドに固有のベンチマークの乖離が3%を超える場合にのみ適用される。

g) 有価証券の売却に係る実現純利益(損失)

有価証券の売却に係る実現利益または損失は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

h) 外国通貨の換算

種々のサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨表示で保有されている銀行勘定、その他純資産、および保有投資有価証券の評価は、評価日における直物終値の仲値で換算される。異なるサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示されている収益および費用は、支払日の直物終値の仲値で換算される。外国為替損益は、運用計算書に計上されている。

種々のサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示されている有価証券の取得原価は、取得日の直物終値の仲値で換算されている。

i) 有価証券のポートフォリオ取引の会計処理

有価証券のポートフォリオ取引は取引日の翌銀行営業日に計上されている。

j) 連結財務書類

連結財務書類は米ドル建てで表示されている。投資会社の2024年5月31日現在の連結純資産計算書、連結運用計算書および連結純資産変動計算書に記載されたさまざまな項目の金額は、各サブ・ファンドの財務書類に計上された対応する項目の金額を、下記の為替レートで米ドルに転換した金額の総額に等しい。

下記の為替レートは、2024年5月31日現在の連結財務書類の換算に使用されたものである。

為替レート

1 米ドル = 7.244000 人民元

1 米ドル = 0.921150 ユーロ

償還または統合したサブ・ファンドに関して、連結財務書類の換算に使用された為替レートは、償還日または統合日のものである。

k) 「モーゲージ担保証券」

本投資法人はその投資方針に従い、「モーゲージ担保証券」に投資することができる。「モーゲージ担保証券」は、証券の形態に統合されたモーゲージ・プールへの参加を意味するものである。対象モーゲージに係る元本および利息の支払いはモーゲージ担保証券の保有者にパススルーされ、そのうちの元本部分により証券のコスト・ベースが減少する。元本および利息の支払いは、米国の準政府機関により保証されることがある。利益または損失は、各元本に対する支払いがある都度計算される。この利益または損失は、運用計算書の「有価証券の売却に係る実現純利益または損失」に計上されている。さらに、対象モーゲージの期限前返済により証券の残存期間が短縮することがあり、それにより本投資法人の予想利回りが影響を受けることがある。

l) 有価証券売却に係る未収金、有価証券購入に係る未払金

「有価証券売却に係る未収金」という勘定は、外国通貨取引で生じた未収金も含んでいる。「有価証券購入に係る未払金」という勘定には、外国通貨取引により生じた未払金も含まれている。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

m) スワップ

本投資法人は、それぞれの分野で専門性を持つ一流金融機関を相手方として、金利スワップ契約、金利スワップションに係る先渡レート契約、およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書の「スワップに係る未実現評価益（評価損）」の変動の個所に含まれている。

スワップの手じまいまたは満期到来により生じた利益または損失は、運用計算書の「スワップに係る実現利益（損失）」に計上されている。

n) サブ・ファンド間投資

2024年5月31日現在、或るサブ・ファンドは、UBS (Lux) ボンド・シキャブの他のサブ・ファンドに投資を行った。

サブ・ファンド間投資の総額は、34,983,237.40米ドルである。したがって、会計年度末現在の調整済み連結純資産は、14,741,810 500.68米ドルであった。

注2 - 定率報酬

本投資法人は、各投資証券クラスに対して、下の表に示されているように、サブ・ファンドの平均純資産価額に基づいて計算される月次定率報酬を支払う。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)	
	上限定率報酬
名称に「F」が付く投資証券クラス	年率0.310% (訳注)
(訳注) 原文は「0.310%」と記載されているが、正しくは「0.290%」であることの確認が取れている。	

本投資法人は、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を投資証券クラス「P」「K-1」「F」「Q」「QL」「I-A1」「I-A2」「I-A3」および「I-A4」のために支払う。

上記の定率報酬の中から、以下の報酬が支払われる。

1. 本投資法人の運用、事務管理、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、以下の規則に従って本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が本投資法人の資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。

本報酬は、「定率報酬」として運用計算書に計上されている。

関連する上限定率報酬は、該当する投資証券クラスの運用が開始されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよび特別な投資方針」の項に記載されている。

2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、投資証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくスイング・プライシングの適用によりカバーされる。
- b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)。
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、K I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。)。
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かか

るすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(TER)の開示において考慮される。

- 1) 本投資法人の取締役を支払われる手数料、コストおよび費用(合理的な立替費用、保険料および取締役会に関連する合理的な交通費ならびに取締役の報酬)。

当該手数料および報酬は、「その他の手数料および報酬」として運用計算書に計上されている。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人はまた、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「最大管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

投資証券クラス「I - B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用(本投資法人、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)を賄うために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の代理人との間で直接結ばれた個別契約に基づき、本投資法人を除いて請求される。

投資証券クラス「I - X」「K - X」および「U - X」の資産運用、ファンド管理事務(本投資法人、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

投資証券クラス「K - B」の資産運用を目的として実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の販売パートナーの1つが受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

個別サブ・ファンドに割り当てることができる全てのコストは、それぞれのサブ・ファンドに賦課される。

投資証券クラスに割り当てることができるコストは、それらの投資証券クラスに賦課される。しかしながら、コストが幾つかのサブ・ファンド/投資証券クラスまたは全てのサブ・ファンド/投資証券クラスに関係するものである場合は、そのコストは関係するサブ・ファンド/投資証券クラスの純資産価額に比例した形で、それぞれのサブ・ファンドに賦課される。

それぞれの投資方針に基づきUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、報酬はサブ・ファンド・レベルと同様に、各投資先ファンド・レベルでも発生する。サブ・ファンドの資産が投資される投資先ファンドの管理報酬の上限は、全ての販売報酬を考慮し3%である。

管理会社または、関連する別の会社によって、直接または間接的に、経営陣が共通であること、共通の支配下にあること、直接または間接に実質的に所有されることにより運用されているファンドの受益証券に対する投資の場合、サブ・ファンドによる投資には、投資対象ファンドの発行または買戻しに関する手数料が科せられないことがある。

本投資法人の現行の手数料については、K I Dで参照することができる。

注3 - 年次税

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - X、およびU - Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。0.01%の軽減税率の恩恵を受ける条件が満たされなくなった場合には、F、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - A 4、I - B、I - X、およびU - Xクラスの投資証券については0.05%課税されることがある。

注4 - その他収益

その他収益は、主にスイング・プライシングから生じる収益で構成される。

注5 - 収益の分配

各サブ・ファンドの投資主総会では、取締役会の提案に基づき、かつサブ・ファンド別の年次会計報告終了後に、各サブ・ファンドまたは各投資証券クラスに関する分配金支払の可否および支払う分配金の程度が決定される。分配金の支払いにより、本投資法人の純資産価額が法に定められた最低資産価額を下回ることがあってはならない。分配を行う場合、その支払いは期末日後4ヶ月以内に行われる。

取締役会は中間配当を支払う権限を与えられており、分配金の支払いを停止する権限も与えられている。

注6 - 金融先物、オプションおよびスワップに関する契約

2024年5月31日現在のサブ・ファンドによる金融先物、オプションおよびスワップに関する契約ならびにその通貨は以下のとおりである。

a) 金融先物

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	債券に係る金融先物 (買い)	債券に係る金融先物 (売り)
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)	142,592,188.20米ドル	21,159,375.00米ドル

債券または指数に係る金融先物契約(もしあれば)は、金融先物の時価(契約数×想定契約規模×先物の市場価格)に基づき計算される。

b) オプション

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	その他のスワップに係る オプション、従来型 (売り)
- ショート・ターム米ドルコーポレート・ サステナブル(米ドル)	27,600.00米ドル

c) スワップ

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	クレジット・デフォルト・ スワップ(買い)	クレジット・デフォルト・ スワップ(売り)
	該当なし	
UBS (Lux) ボンド・シキャブ	金利に係るスワップおよび 先渡しスワップ(買い)	金利に係るスワップおよび 先渡しスワップ(売り)
	該当なし	

注7 - ソフト・コミッション契約

投資運用会社を規定する法律で認められている場合、投資運用会社およびその関連会社は、直接の見返りとして支払いをすることなく、投資判断をサポートするために使用される特定の商品や業務を受け取れるサブ・ファンドのために証券取引を行う特定のブローカーとソフト・コミッション契約を締結することができる。このような委託手数料は、香港証券先物委員会によってソフトダラーと定義される。これは、取引の実行が最良の実行基準に合致している場合にのみ行われ、ブローカーによる実行および/または提供される委託業務の価値に関連して、委託手数料が妥当であることが誠実に決定されている場合にのみ行われる。

受け取った商品や業務についてののみリサーチ・サービスに含まれる。ブローカーから受け取るリサーチの相対的な費用または便益は、受け取ったリサーチが投資運用会社およびその関連会社がその顧客または運用するファンドに対する全般的な責任を果たす上で、全体的な支援であると考えているため、特定の顧客またはファンドに配分されない。2023年6月1日から2024年5月31日までの会計年度には、ソフト・コミッション契約を締結しているブローカーとの間で実行された取引はなく、したがってこれらの取引についてサブ・ファンドにより支払われた関連委託手数料はなかった。

注8 - 総費用比率(TER)

この比率は、スイス・アセット・マネジメント協会(AMAS)の現行の「TERの計算と開示に関するガイドライン」に準拠して計算されたもので、純資産に対し継続的に賦課されている全てのコストおよび手数料(営業費用)の純資産に対するパーセンテージを過去に遡及して表示している。

過去12ヶ月のTER

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	総費用比率(TER)
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)	0.31%
クラスF - acc 投資証券	

本報告期間中に、適用される定率報酬は変動する場合がある(注記2を参照のこと。)

運用期間が12か月未満の投資証券クラスに関するTERは、年率換算されている。

取引コスト、利息費用、証券貸付費用および為替ヘッジに関連して生じたその他コストは、T E R に含まれていない。

注9 - ポートフォリオ回転率 (PTR)

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻し合計})}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ	ポートフォリオ回転率 (PTR)
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)	-18.65%

注10 - 取引コスト

取引コストは、当期中に発生した場合の委託手数料、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用は、有価証券の購入および買戻しのコストに含まれる。

2024年5月31日終了年度において、ファンドに、投資有価証券の購入または買戻しおよび類似の取引に関連する取引コストが、以下のとおり発生した。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ	取引コスト
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)	11,573.66米ドル

すべての取引コストが個別に特定されるわけではない。固定利付証券、為替予約契約およびその他の派生商品契約について、取引コストは投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引コストは各ファンドの運用成績において表示される。

注11 - 関連会社取引

この注記に記載される関連当事者は、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドに関するS F C (証券先物取引委員会) 規程に定義されているものである。サブ・ファンドとその関連当事者との間で当期中に締結されたすべての取引は、通常の事業過程および通常の商業条件で行われた。

a) 有価証券取引およびデリバティブ金融商品取引

2023年6月1日から2024年5月31日までの会計年度に、以下に列挙する香港での販売が許可されているサブ・ファンドの管理会社(オプションを除く)、投資運用会社、保管受託銀行または取締役会の関係会社であるブローカーを通して行われる、有価証券およびデリバティブ金融商品の取引数量は以下のとおりである。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ	関連会社との有価証券取引 およびデリバティブ 金融商品取引の取引量		有価証券取引 総額の比率
	該当なし		

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	関連会社との有価証券取引 およびデリバティブ	
	金融商品取引の委託手数料	委託手数料の 平均利率
該当なし		

注記10「取引コスト」に開示されているように、確定利付投資、上場先物契約およびその他のデリバティブ契約の取引費用は投資対象の売買価格に含まれているため、ここでは個別に記載していない。

U B S (Lux) ボンド・シキャブ	関連会社とのその他の有価証券 (株式、持分類似証券およびデリバティブ 金融商品を除く)取引量	有価証券取引 総額の比率
	該当なし	

通常の市場慣行によれば、関連会社との「その他の有価証券(株式および持分類似証券を除く)」の取引については、本投資法人に手数料を課されることはない。

かかる取引は、通常の業務過程および通常の商業条件で行われた。

関連会社との取引量のサブ・ファンド通貨への転換には、2024年5月31日現在の財務書類の為替レートが使用された。

b) 本投資法人の投資証券取引

関連当事者は、シード・キャピタル(以下「直接投資」という。)を提供する目的で、サブ・ファンド/投資証券クラスが実質的な純資産を有するまで投資し続ける意図で、新しいサブ・ファンド/投資証券クラスに投資することができる。かかる投資は、相互に対等な立場で、すべての時間外取引/マーケットタイミングを防止する要件に従う。関連当事者は、いずれのファンドまたは本投資法人に対しても、管理または支配力を行使する目的で投資することはできない。

2024年5月31日現在、管理会社およびその関連会社/関連当事者は、香港で登録されたサブ・ファンド/投資証券クラスにシード・キャピタルを提供していなかった。

c) 取締役の保有高

管理会社の取締役および本投資法人の取締役は、2024年5月31日現在、香港で販売を許可されたサブ・ファンドの持分を保有していなかった。

注12 - 償還

以下の償還が生じた。

サブ・ファンド	日付
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - 2023 (米ドル)	2023年11月21日
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - フィクスト・マチュリティー・シリーズ1 (米ドル)	2024年5月17日

以下のサブ・ファンドについて、2024年5月31日現在の預託銀行に保有されている口座の現金残高の詳細を参照することができる。これは、これらのサブ・ファンドに係る残りの運営費用の支払いおよび償還収益(もしあれば)の投資主への最終支払いに使用される。

2024年5月31日現在、サブ・ファンドであるUBS (Lux) ボンド・シキャブ - 2023 (米ドル) の現金残高は、185,384.66米ドルである。

2024年5月31日現在、サブ・ファンドであるUBS (Lux) ボンド・シキャブ - フィクスト・マチュリティー・シリーズ1 (米ドル) の現金残高は、84.34米ドルである。

注13 - デフォルト証券

債券がデフォルト(英文目論見書に規定されているクーポン/元本の支払いが行われていない)に陥っているが、相場価格が存在する場合、最終的な支払いが期待されるため、債券はポートフォリオに組み込まれている。さらに、相場価格が存在せず、最終的な支払いが見込まれない過去にデフォルトした債券も存在する。これらの債券はファンドによって全額償却されている。これらの債券から生じる可能性のあるリターンをサブ・ファンドに配分する管理会社によって監視されている。

注14 - 後発事象

期末後に財務書類に調整または開示を必要とする事象はなかった。

注15 - 適用ある法律、実行の場所、および正式言語

投資主、本投資法人および保管受託銀行の間で生じた全ての法的紛争の実行場所はルクセンブルグ地方裁判所であり、適用される法律はルクセンブルグ法である。しかしながら、他の国の投資家からクレームがあった場合は、本投資法人および/もしくは保管受託銀行は、本投資法人の投資証券が購入または販売された国の裁判管轄権に服することを選択することができる。

この財務書類の正式なものは英語版であり、英語版のみが監査人によって監査された。しかしながら、本投資法人の投資証券の購入または販売が可能であった他国の投資家に対して売却された投資証券の場合は、本投資法人および保管受託銀行は関係する言語への承認された翻訳(即ち本投資法人および保管銀行が承認した翻訳)を、彼らならびに当行を拘束するものとして認めることがある。

注16 - 店頭派生商品および貸付証券

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある(または履行することができない)リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。本投資法人が適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、本投資法人のため保管受託銀行により保管される。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関する本投資法人の権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、本投資法人は、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。貸付証券の収益およびコストは、運用計算書に別個に表示される。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

店頭派生商品^{*}

担保を有していない以下のサブ・ファンドの店頭派生商品は、その代わりに証拠金勘定を有している。

サブ・ファンド 取引相手	未実現利益(損失)	受領担保
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)		
バンク・オブ・アメリカ	281,769.99 米ドル	0.00 米ドル
バークレイズ	373,965.60 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	779.70 米ドル	0.00 米ドル
JPMorgan	-1,344.36 米ドル	0.00 米ドル
モルガン・スタンレー	486,049.53 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	-7,456.56 米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	1,522,379.97 米ドル	0.00 米ドル

^{*} 公認の取引所市場で取引されるデリバティブは、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手に債務不履行が生じた場合、決済機関は、損失リスクを想定する。

貸付証券

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	2024年5月31日現在の貸付証券による 相手方エクスポージャー [*]		2024年5月31日現在の 担保内訳 (比重%)		
	貸付証券の時価	担保(ユービーエス・ スイス・エイ・ジー)	株式	債券	現金
- ショート・ターム米ドルコーポレート・ サステナブル(米ドル)	34,482,296.16 米ドル	36,729,800.60 米ドル	60.87	39.13	0.00

^{*} 相手方エクスポージャーの価格および為替レート情報は、2024年5月31日に証券貸付代理人から直接入手されるため、2024年5月31日現在の財務書類の作成に使用された終値および為替レートとは異なる可能性がある。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ
- ショート・ターム米ドルコーポレート・
サステナブル(米ドル)

貸付証券収益	223,869.12 米ドル
貸付証券費用 [*]	
ユービーエス・ スイス・エイ・ジー	67,160.74 米ドル
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店	22,386.91 米ドル
貸付証券純収益	134,321.47 米ドル

* 総収入の30%を証券貸付サービス・プロバイダーであるユービーエス・スイス・エイ・ジーが、10%を有価証券貸付代理人であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店がコスト/手数料として留保している。

【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

【投資有価証券明細表等】

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)

2024年 5 月31日現在の投資有価証券ならびにその他純資産明細書

公認証券取引所に上場されている譲渡可能証券および金融市場商品

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注 1)	純資産額に 占める %
ノート - 固定金利			
英ポンド			
GBP BUPA FINANCE PLC-REG-S-SUB 5.00000% 16-08.12.26	1 000 000.00	1 248 614.51	0.19
英ポンド合計		1 248 614.51	0.19
米ドル			
USD ABBVIE INC 2.95000% 20-21.11.26	1 115 000.00	1 059 051.80	0.16
USD ABBVIE INC 3.60000% 15-14.05.25	4 400 000.00	4 323 598.22	0.65
USD ABBVIE INC 4.80000% 24-15.03.27	1 700 000.00	1 689 796.16	0.25
USD ABN AMRO BANK NV-144A-SUB 4.75000% 15-28.07.25	250 000.00	246 175.56	0.04
USD ABN AMRO BANK NV-REG-S-SUB 4.75000% 15-28.07.25	2 500 000.00	2 461 755.65	0.37
USD AERCAP IRELAND CAPITAL DAC / AERCAP GLO 2.45000% 21-29.10.26	4 000 000.00	3 721 903.64	0.56
USD AIA GROUP LTD-REG-S 5.62500% 22-25.10.27	3 380 000.00	3 428 285.83	0.51
USD ALIBABA GROUP HOLDING LTD 3.40000% 17-06.12.27	3 480 000.00	3 267 859.20	0.49
USD AMAZON.COM INC 4.55000% 22-01.12.27	2 000 000.00	1 983 358.42	0.30
USD AMERICAN EXPRESS CO 3.95000% 22-01.08.25	2 000 000.00	1 966 356.28	0.29
USD AMGEN INC 5.25000% 23-02.03.25	2 910 000.00	2 902 920.84	0.44
USD ANGLO AMERICAN CAPITAL PLC-144A 3.62500% 17-11.09.24	2 000 000.00	1 982 480.00	0.30
USD ANGLO AMERICAN CAPITAL PLC-REG-S 3.62500% 17-11.09.24	485 000.00	480 751.40	0.07
USD AON NORTH AMERICA INC 5.12500% 24-01.03.27	2 500 000.00	2 492 707.93	0.37
USD APA INFRASTRUCTURE LTD-REG-S 4.20000% 15-23.03.25	2 000 000.00	1 975 775.42	0.30
USD APPLE INC 3.25000% 16-23.02.26	4 000 000.00	3 884 062.16	0.58
USD APPLE INC 3.35000% 17-09.02.27	2 000 000.00	1 924 993.06	0.29
USD APTIV PLC 2.39600% 22-18.02.25	1 300 000.00	1 270 171.85	0.19
USD ASB BANK LTD-REG-S 5.34600% 23-15.06.26	3 750 000.00	3 747 134.17	0.56
USD AT&T INC 3.87500% 19-15.01.26	2 000 000.00	1 953 477.96	0.29
USD AT&T INC 4.25000% 17-01.03.27	2 000 000.00	1 953 495.58	0.29
USD AT&T INC 5.53900% 23-20.02.26	3 500 000.00	3 499 847.09	0.53
USD BAKER HUGHES A GE CO/ CO-OBLIGATOR 2.06100% 21-15.12.26	1 140 000.00	1 053 500.20	0.16
USD BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA SA 5.38100% 24-13.03.29	2 200 000.00	2 202 578.76	0.33
USD BANCO SANTANDER SA 5.58800% 23-08.08.28	800 000.00	804 660.85	0.12
USD BANK OF MONTREAL 5.26600% 23-11.12.26	1 600 000.00	1 597 113.56	0.24
USD BANK OF NOVA SCOTIA 1.30000% 21-15.09.26	3 000 000.00	2 741 648.04	0.41
USD BANK OF SCOTLAND PLC-REG-S 1.60000% 21-29.09.26	1 665 000.00	1 524 349.32	0.23
USD BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUL-REG-S 0.99800% 21-04.02.25	2 000 000.00	1 938 049.72	0.29
USD BARCLAYS PLC 3.65000% 15-16.03.25	400 000.00	393 586.19	0.06
USD BARCLAYS PLC 4.33700% 17-10.01.28	3 992 000.00	3 839 988.43	0.58
USD BBVA BANCOMER SA/TEXAS-REG-S 1.87500% 20-18.09.25	1 000 000.00	950 937.50	0.14
USD BNP PARIBAS-REG-S 3.37500% 18-09.01.25	750 000.00	739 060.14	0.11
USD BROADCOM CORP/CAYMAN FIN LTD 3.87500% 18-15.01.27	2 000 000.00	1 931 119.68	0.29
USD CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE 3.94500% 22-04.08.25	1 500 000.00	1 473 938.67	0.22
USD CANADIAN PACIFIC RAILWAY 1.35000% 21-02.12.24	1 500 000.00	1 468 719.02	0.22
USD CANADIAN PACIFIC RAILWAY 1.75000% 21-02.12.26	2 500 000.00	2 295 428.13	0.34
USD CELANESE US HOLDINGS LLC 6.16500% 22-15.07.27	4 000 000.00	4 054 439.12	0.61
USD CENTRAL AMERICAN BANK ECONOMIC IN-REG-S 5.00000% 24-25.01.27	1 800 000.00	1 779 898.43	0.27

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注 1)	純資産額に 占める %
USD CONCENTRIX CORP 6.65000% 23-02.08.26	2 500 000.00	2 528 493.55	0.38
USD CONSTELLATION ENERGY GENERATION LLC 3.25000% 20-01.06.25	2 000 000.00	1 954 091.36	0.29
USD COOPERATIVE RABOBANK UA-REG-S 2.62500% 19-22.07.24	600 000.00	597 650.38	0.09
USD COUNTRY GARDEN HOLD-REG-S *DEFAULTED* 6.50000% 19-08.04.24	1 400 000.00	115 500.00	0.02
USD CREDIT AGRICOLE SA LONDON-REG-S 2.37500% 19-22.01.25	1 445 000.00	1 413 887.27	0.21
USD CVS HEALTH CORP 2.87500% 16-01.06.26	5 000 000.00	4 752 617.30	0.71
USD DAIMLER TRUCK FIN NORTH AMERICA-REG-S 5.00000% 24-15.01.27	1 000 000.00	992 221.50	0.15
USD DAIMLER TRUCKS FINANCE NORTH-REG-S 5.60000% 23-08.08.25	2 000 000.00	2 000 233.86	0.30
USD ELEVANCE HEALTH INC 4.90000% 23-08.02.26	3 686 000.00	3 652 037.05	0.55
USD ENBRIDGE INC 5.25000% 24-05.04.27	3 000 000.00	2 993 556.42	0.45
USD ENEL FINANCE INTERNATIONAL NV-REG-S 1.37500% 21-12.07.26	3 812 000.00	3 512 466.15	0.53
USD ENEL FINANCE INTERNATIONAL NV-REG-S 4.25000% 22-15.06.25	4 000 000.00	3 948 706.64	0.59
USD EQT CORP 3.90000% 17-01.10.27	3 350 000.00	3 188 412.08	0.48
USD EVERSOURCE ENERGY 4.60000% 22-01.07.27	3 000 000.00	2 930 335.20	0.44
USD EVERSOURCE ENERGY 4.75000% 23-15.05.26	1 825 000.00	1 798 257.23	0.27
USD EVERSOURCE ENERGY 5.00000% 24-01.01.27	1 410 000.00	1 394 862.30	0.21
USD FISERV INC 2.75000% 19-01.07.24	2 500 000.00	2 494 119.75	0.37
USD FORD MOTOR CREDIT CO LLC 6.95000% 23-10.06.26	1 610 000.00	1 638 732.06	0.25
USD GENERAL MOTORS FINANCIAL CO INC 2.90000% 20-26.02.25	1 000 000.00	979 506.55	0.15
USD GILEAD SCIENCES INC 3.65000% 15-01.03.26	2 500 000.00	2 429 980.25	0.36
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.50000% 20-01.04.25	1 000 000.00	982 625.73	0.15
USD HARLEY-DAVIDSON FINANCIAL SERVICE-REG-S 3.35000% 20-08.06.25	2 500 000.00	2 438 306.10	0.37
USD HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO 5.90000% 23-01.10.24	4 000 000.00	4 000 588.40	0.60
USD INVESCO FINANCE PLC 3.75000% 15-15.01.26	1 000 000.00	972 162.26	0.15
USD JM SMUCKER CO/THE 3.37500% 17-15.12.27	1 500 000.00	1 414 376.41	0.21
USD KIMCO REALTY OP, LLC 3.25000% 16-15.08.26	2 000 000.00	1 901 172.18	0.29
USD LENNOX INTERNATIONAL INC 1.35000% 20-01.08.25	900 000.00	855 548.48	0.13
USD LG ELECTRONICS INC-REG-S 5.62500% 24-24.04.27	2 000 000.00	2 001 300.00	0.30
USD LLOYDS BANKING GROUP PLC 4.45000% 18-08.05.25	5 000 000.00	4 946 712.75	0.74
USD LOWE ' S COS INC 4.80000% 23-01.04.26	3 000 000.00	2 974 878.39	0.45
USD LSEGA FINANCING PLC-REG-S 1.37500% 21-06.04.26	500 000.00	464 734.34	0.07
USD MACQUARIE BANK LTD-REG-S 5.20800% 23-15.06.26	7 500 000.00	7 484 854.20	1.12
USD MERCEDES-BENZ FIN NORTH AMERICA-REG-S 2.12500% 20-10.03.25	1 500 000.00	1 460 345.98	0.22
USD MERCEDES-BENZ FIN NORTH AMERICA-REG-S 4.80000% 23-30.03.26	2 000 000.00	1 983 393.66	0.30
USD MERCEDES-BENZ FIN NORTH AMERICA-REG-S 5.20000% 23-03.08.26	3 000 000.00	2 998 198.41	0.45
USD MICROSOFT CORP 3.12500% 15-03.11.25	5 000 000.00	4 866 519.40	0.73
USD MICROSOFT CORP 3.30000% 17-06.02.27	3 000 000.00	2 887 413.60	0.43
USD MOLSON COORS BREWING CO 3.00000% 16-15.07.26	3 000 000.00	2 857 890.33	0.43
USD MONDELEZ INTERNATIONAL INC 4.75000% 24-20.02.29	1 000 000.00	983 147.23	0.15
USD MONDELEZ INTERNATIONAL HDG NLD BV-REG-S 4.25000% 22-15.09.25	1 800 000.00	1 770 316.02	0.27
USD MOODY ' S CORP 3.75000% 20-24.03.25	1 500 000.00	1 478 898.95	0.22
USD NATWEST MARKETS PLC-144A 1.60000% 21-29.09.26	2 560 000.00	2 343 744.31	0.35
USD NEXTERA ENERGY CAPITAL HOLDINGS INC 4.62500% 22-15.07.27	3 000 000.00	2 945 205.42	0.44
USD NISOURCE INC 3.49000% 17-15.05.27	2 270 000.00	2 159 308.92	0.32
USD NISOURCE INC 5.25000% 23-30.03.28	400 000.00	398 921.06	0.06
USD NISSAN MOTOR ACCEPTANCE CO LLC-REG-S 6.95000% 23-15.09.26	2 000 000.00	2 046 686.56	0.31
USD NOMURA HOLDINGS INC 2.64800% 20-16.01.25	5 000 000.00	4 898 836.30	0.74
USD NOMURA HOLDINGS INC 5.09900% 22-03.07.25	2 000 000.00	1 984 565.96	0.30
USD NORDSON CORP 5.60000% 23-15.09.28	1 000 000.00	1 009 669.32	0.15
USD ONEOK INC 5.85000% 20-15.01.26	2 000 000.00	2 008 241.28	0.30
USD ORACLE CORP 3.25000% 17-15.11.27	3 500 000.00	3 288 419.78	0.49
USD ORACLE CORP 5.80000% 22-10.11.25	140 000.00	140 724.92	0.02

注記は財務書類の不可分の一部である。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注1)	純資産額に 占める%
USD ORIX CORP 3.25000% 17-04.12.24	500 000.00	493 628.69	0.07
USD PACIFIC GAS & ELECTRIC CO 3.50000% 15-15.06.25	750 000.00	732 092.09	0.11
USD PAYPAL HOLDINGS INC 1.65000% 20-01.06.25	3 500 000.00	3 370 359.30	0.51
USD PENSKE TRK LEA CO LP/PTL FIN CORP-REG-S 4.40000% 22-01.07.27	1 765 000.00	1 717 881.07	0.26
USD PFIZER INVESTMENT ENTERPRISES PTE LTD 4.45000% 23-19.05.26	5 000 000.00	4 930 415.35	0.74
USD PFIZER INVESTMENT ENTERPRISES PTE LTD 4.45000% 23-19.05.28	3 000 000.00	2 935 817.61	0.44
USD PG&E CORP 5.00000% 20-01.07.28	100 000.00	95 861.79	0.01
USD QUALCOMM INC 3.25000% 17-20.05.27	2 000 000.00	1 914 942.52	0.29
USD QUANTA SERVICES INC 0.95000% 21-01.10.24	2 575 000.00	2 532 871.30	0.38
USD RECKITT BENCKISER TREASURY SERV-144A 2.75000% 17-26.06.24	2 500 000.00	2 495 067.05	0.37
USD ROCHE HOLDINGS INC-REG-S 0.99100% 21-05.03.26	3 000 000.00	2 794 440.09	0.42
USD ROLLS-ROYCE PLC-144A 5.75000% 20-15.10.27	3 000 000.00	2 998 196.10	0.45
USD SEMPRA 3.30000% 22-01.04.25	1 490 000.00	1 460 454.94	0.22
USD SHIMAO PRPTY HLDG LTD-REG-S *DEFAULTED* 6.12500% 19-21.02.24	1 000 000.00	40 000.00	0.01
USD SHIMAO PRPTY HLDG LTD-REG-S *DEFAULTED* 3.97500% 21-16.09.23	600 000.00	24 000.00	0.00
USD SK BATTERY AMERICA INC-REG-S 4.87500% 24-23.01.27	1 395 000.00	1 370 503.80	0.21
USD SMITH & NEWPHEW PLC 5.15000% 24-20.03.27	935 000.00	930 798.07	0.14
USD SOCIETE GENERALE SA-REG-S-SUB 4.75000% 15-24.11.25	2 000 000.00	1 962 963.72	0.29
USD SOUTHERN CALIFORNIA GAS CO 2.95000% 22-15.04.27	2 000 000.00	1 882 184.96	0.28
USD SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP-REG-S 5.95000% 23-17.07.26	1 010 000.00	1 008 767.80	0.15
USD SWEDBANK AB-REG-S 5.47200% 23-15.06.26	500 000.00	500 966.03	0.08
USD T-MOBILE USA INC 3.50000% 21-15.04.25	1 500 000.00	1 471 786.16	0.22
USD TAPESTRY INC 7.00000% 23-27.11.26	2 835 000.00	2 910 806.48	0.44
USD TELEFONICA EMISIONES SA 4.10300% 17-08.03.27	4 392 000.00	4 261 042.50	0.64
USD TSMC GLOBAL LTD-144A 0.75000% 20-28.09.25	3 000 000.00	2 821 350.00	0.42
USD UBS AG/NEW YORK NY 3.70000% 22-21.02.25	2 000 000.00	1 971 392.98	0.30
USD UBS AG/NEW YORK NY 7.95000% 23-09.01.25	2 665 000.00	2 698 683.04	0.40
USD UBS GROUP AG-REG-S 4.12500% 16-15.04.26	2 000 000.00	1 947 620.10	0.29
USD UBS GROUP AG-REG-S 5.71100% 23-12.01.27	5 000 000.00	4 997 416.60	0.75
USD UNITED RENTALS NORTH AMERICA INC 3.87500% 19-15.11.27	1 000 000.00	939 880.00	0.14
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 2.62500% 16-15.08.26	1 863 000.00	1 763 362.23	0.26
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 0.85000% 20-20.11.25	4 250 000.00	3 982 897.36	0.60
USD VISTRA OPERATIONS CO LLC-REG-S 5.62500% 19-15.02.27	1 250 000.00	1 229 950.28	0.18
USD VMWARE LLC 4.50000% 20-15.05.25	1 500 000.00	1 484 545.89	0.22
USD WARNERMEDIA HOLDINGS INC 6.41200% 23-15.03.26	6 450 000.00	6 449 726.71	0.97
USD WESTPAC BANKING CORP 1.15000% 21-03.06.26	4 108 000.00	3 796 700.57	0.57
USD WILLIAMS COMPANIES INC 4.55000% 14-24.06.24	1 000 000.00	999 094.97	0.15
USD ZOETIS INC 4.50000% 15-13.11.25	1 263 000.00	1 245 733.34	0.19
米ドル合計		284 432 549.02	42.68
ノート合計 - 固定金利		285 681 163.53	42.87

ノート - 変動金利

ユーロ

EUR RAIFFEISEN BANK INTL AG-REG-S-SUB 2.875%/VAR 20-18.06.32	1 000 000.00	985 010.47	0.15
EUR RAIFFEISEN BANK INTL AG-REG-S-SUB COCO 6.000%/VAR 20-PRP	1 000 000.00	996 038.00	0.15
ユーロ合計		1 981 048.47	0.30

米ドル

USD AIB GROUP PLC-REG-S 6.608%/VAR 23-13.09.29	2 950 000.00	3 033 084.90	0.46
USD BANCO SANTANDER SA 6.527%/VAR 23-07.11.27	3 000 000.00	3 061 939.83	0.46
USD BANK OF AMERICA CORP 5.080%/VAR 23-20.01.27	12 500 000.00	12 410 210.75	1.86
USD BANK OF IRELAND GROUP PLC-REG-S 2.029%/VAR 21-30.09.27	1 290 000.00	1 185 420.71	0.18

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益(損失)の 米ドル建て評価額 (注1)	純資産額に 占める%
USD BANK OF NEW YORK MELLON CORP 4.947%/VAR 23-26.04.27	1 000 000.00	992 069.07	0.15
USD BARCLAYS PLC 5.304%/VAR 22-09.08.26	6 000 000.00	5 964 352.80	0.90
USD BARCLAYS PLC 5.674%/VAR 24-12.03.28	1 000 000.00	1 000 526.58	0.15
USD BARCLAYS PLC-SUB COCO 8.000%/VAR 19-PRP	2 500 000.00	2 498 006.00	0.37
USD BNP PARIBAS SA-REG-S 2.591%/VAR 22-20.01.28	3 000 000.00	2 779 779.54	0.42
USD BNP PARIBAS-REG-S 2.819% /VAR 19-19.11.25	5 000 000.00	4 929 895.25	0.74
USD CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 6.312%/VAR 23-08.06.29	2 000 000.00	2 041 288.74	0.31
USD CITIGROUP INC 1.462%/VAR 21-09.06.27	5 000 000.00	4 615 375.45	0.69
USD CITIGROUP INC 2.014%/VAR 22-25.01.26	3 500 000.00	3 415 036.35	0.51
USD DANSKE BANK A/S-REG-S 4.298%/VAR 22-01.04.28	2 500 000.00	2 412 804.43	0.36
USD DANSKE BANK A/S-REG-S 5.427%/VAR 24-01.03.28	2 500 000.00	2 496 887.97	0.37
USD DANSKE BANK AS-REG-S 3.244%/VAR 19-20.12.25	2 000 000.00	1 970 557.34	0.30
USD DEUTSCHE BANK AG/NEW YORK NY 6.819%/VAR 23-20.11.29	3 960 000.00	4 110 665.45	0.62
USD DEUTSCHE BANK AG/NEW YORK NY 7.146%/VAR 23-13.07.27	3 000 000.00	3 075 115.53	0.46
USD DNB BANK ASA-REG-S 1.535%/VAR 21-25.05.27	1 000 000.00	923 943.02	0.14
USD HSBC HOLDINGS PLC 2.206%/VAR 21-17.08.29	4 500 000.00	3 940 407.59	0.59
USD HSBC HOLDINGS PLC 4.292%/VAR 18-12.09.26	6 000 000.00	5 889 405.36	0.88
USD HSBC HOLDINGS PLC 4.180%/VAR 22-09.12.25	3 000 000.00	2 972 310.51	0.45
USD ING GROEP NV 6.083%/VAR 23-11.09.27	1 145 000.00	1 156 529.80	0.17
USD JPMORGAN CHASE & CO 1.578%/VAR 21-22.04.27	3 500 000.00	3 254 564.81	0.49
USD JPMORGAN CHASE & CO 2.947%/VAR 22-24.02.28	5 000 000.00	4 694 830.25	0.70
USD JPMORGAN CHASE & CO 6.070%/VAR 23-22.10.27	2 780 000.00	2 825 721.96	0.42
USD LLOYDS BANKING GROUP PLC VAR 21-11.05.27	1 500 000.00	1 389 001.52	0.21
USD LLOYDS BANKING GROUP PLC 4.716%/VAR 22-11.08.26	5 000 000.00	4 938 951.20	0.74
USD MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 5.063%/VAR 22-12.09.25	4 000 000.00	3 989 947.16	0.60
USD MORGAN STANLEY 1.593%/VAR 21-04.05.27	19 500 000.00	18 087 487.86	2.71
USD NATWEST GROUP PLC 5.847%/VAR 23-02.03.27	2 000 000.00	2 005 391.58	0.30
USD SANTANDER HOLDINGS USA INC 6.499%/VAR 23-09.03.29	2 705 000.00	2 757 859.73	0.41
USD SANTANDER UK GROUP HOLDINGS 6.833%/VAR 22-21.11.26	2 000 000.00	2 028 958.96	0.30
USD SOCIETE GENERALE SA-REG-S 2.226%/VAR 22-21.01.26	3 120 000.00	3 044 082.91	0.46
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 1.822%/VAR 21-23.11.25	1 000 000.00	980 316.55	0.15
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 6.187%/VAR 23-06.07.27	4 000 000.00	4 034 287.92	0.61
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 5.688%/VAR 24-14.05.28	2 000 000.00	2 001 167.60	0.30
USD UBS GROUP AG-REG-S-SUB 6.875%/VAR 15-PRP	1 000 000.00	989 570.00	0.15
米ドル合計		133 897 752.98	20.09
ノート合計 - 変動金利		135 878 801.45	20.39

中期債券 - 固定金利

ユーロ

EUR BLACKSTONE PROPERTY PARTNERS EUR-REG-S 1.00000% 21-20.10.26	1 500 000.00	1 497 010.92	0.22
EUR CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S 2.75000% 20-12.05.26	1 250 000.00	1 243 731.21	0.19
EUR DEUTSCHE LUFTHANSA AG-REG-S 2.00000% 21-14.07.24	2 400 000.00	2 598 483.47	0.39
EUR FRESENIUS SE & CO KGAA-REG-S 4.25000% 22-28.05.26	2 000 000.00	2 181 549.46	0.33
EUR P3 GROUP SARL-REG-S 0.87500% 22-26.01.26	3 000 000.00	3 078 900.55	0.46
EUR WORLEY US FINANCE SUB LTD-REG-S 0.87500% 21-09.06.26	1 500 000.00	1 526 350.70	0.23
ユーロ合計		12 126 026.31	1.82

英ポンド

GBP FORD MOTOR CREDIT CO LLC 2.74800% 20-14.06.24	400 000.00	508 778.87	0.08
英ポンド合計		508 778.87	0.08

米ドル

USD AAREAL BANK AG-REG-S 0.62500% 21-14.02.25	2 000 000.00	1 923 980.44	0.29
USD CREDIT AGRICOLE SA LONDON-REG-S 3.25000% 17-04.10.24	1 400 000.00	1 388 035.08	0.21

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注 1)	純資産額に 占める %
USD LENDLEASE US CAPITAL INC-REG-S 4.50000% 16-26.05.26	2 000 000.00	1 927 140.00	0.29
USD LENOVO GROUP LTD-REG-S 5.87500% 20-24.04.25	2 000 000.00	1 998 680.00	0.30
USD NORDEA BANK ABP-REG-S 1.50000% 21-30.09.26	5 000 000.00	4 577 051.35	0.69
USD PACIFIC NATIONAL FINANCE PTY LTD-REG-S 4.75000% 18- 22.03.28	3 000 000.00	2 841 930.00	0.43
USD ROYAL BANK OF CANADA 4.95000% 23-25.04.25	2 000 000.00	1 989 476.30	0.30
USD RYDER SYSTEM INC 5.30000% 24-15.03.27	1 500 000.00	1 502 728.31	0.22
USD TORONTO-DOMINION BANK 3.76600% 22-06.06.25	500 000.00	491 378.18	0.07
米ドル合計		18 640 399.66	2.80
中期債券合計 - 固定金利		31 275 204.84	4.70
中期債券 - ゼロ・クーポン			
スイスフラン			
CHF CREDIT SUISSE SCHWEIZ AG-REG-S 0.00000% 20-17.12.24	2 000 000.00	2 197 860.67	0.33
スイスフラン合計		2 197 860.67	0.33
中期債券合計 - ゼロ・クーポン		2 197 860.67	0.33
中期債券 - 変動金利			
ユーロ			
EUR UNICAJA BANCO SA-REG-S 7.250%/VAR 22-15.11.27	1 000 000.00	1 150 738.18	0.17
EUR VIRGIN MONEY UK PLC-REG-S 4.000%/VAR 24-18.03.28	825 000.00	893 613.81	0.13
ユーロ合計		2 044 351.99	0.30
米ドル			
USD BANK OF AMERICA CORP 3.824%/VAR 17-20.01.28	2 000 000.00	1 922 765.84	0.29
USD MACQUARIE GROUP LTD-144A 1.201%/VAR 21-14.10.25	4 250 000.00	4 176 586.40	0.62
USD QBE INSURANCE GROUP LTD-REG-S-SUB 5.875%/VAR 16-17.06.46	800 000.00	784 400.00	0.12
米ドル合計		6 883 752.24	1.03
中期債券合計 - 変動金利		8 928 104.23	1.33
長期債券 - 固定金利			
ユーロ			
EUR DEUTSCHE PFANDBRIEFBANK AG-REG-S 3.25000% 24-15.01.27	4 000 000.00	4 284 646.08	0.64
ユーロ合計		4 284 646.08	0.64
米ドル			
USD CANADIAN IMPERIAL BANK OF-REG-S 1.15000% 21-08.07.26	1 500 000.00	1 380 785.15	0.21
USD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 4.92800% 22-09.12.25	2 000 000.00	1 987 964.42	0.30
USD COMMONWEALTH BK OF AUSTRALIA-REG-S-SUB 4.50000% 15- 09.12.25	280 000.00	274 854.83	0.04
USD KINDER MORGAN INC 4.30000% 14-01.06.25	2 000 000.00	1 973 121.56	0.29
USD LG CHEM LTD-REG-S 3.25000% 19-15.10.24	2 000 000.00	1 981 120.00	0.30
USD PACIFIC GAS AND ELECTRIC CO 3.15000% 20-01.01.26	2 000 000.00	1 922 021.92	0.29
USD SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO 3.70000% 18-01.08.25	3 000 000.00	2 934 738.90	0.44
USD SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO 4.90000% 23-01.06.26	750 000.00	743 997.36	0.11
USD VODAFONE GROUP PLC 4.12500% 18-30.05.25	800 000.00	788 813.37	0.12
USD WESTPAC BANKING CORP-REG-S 4.18400 23-22.05.28	1 500 000.00	1 452 059.19	0.22
USD XCEL ENERGY INC 3.30000% 15-01.06.25	2 000 000.00	1 952 705.48	0.29
米ドル合計		17 392 182.18	2.61
長期債券合計 - 固定金利		21 676 828.26	3.25

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注 1)	純資産額に 占める %
長期債券 - 変動金利			
スイスフラン			
CHF SWISS LIFE AG-REG-S-SUB 2.000%/VAR 18-PRP	2 500 000.00	2 758 687.58	0.41
スイスフラン合計		2 758 687.58	0.41
米ドル			
USD ALLSTATE CORP-SUB 5.750%/3M LIBOR+293.8BP 13-15.08.53	250 000.00	250 724.50	0.04
USD BANCO SANTANDER SA 5.552%/VAR 24-14.03.28	3 000 000.00	2 985 639.30	0.45
USD BANK NEGARA INDONESIA PERSERO-REG-S-SUB 4.300%/VAR 21-PRP	1 000 000.00	922 500.00	0.14
USD BP CAPITAL MARKETS PLC-SUB 4.375%/VAR 20-PRP	787 000.00	769 551.27	0.12
USD JP MORGAN CHASE & CO 2.005%/VAR 20-13.03.26	3 500 000.00	3 400 681.62	0.51
USD NBK TIER 1 FINANCING 2 LTD-REG-S-SUB 4.500%/VAR 19-PRP	3 300 000.00	3 186 942.00	0.48
USD QBE INSURANCE GROUP LTD-REG-S-SUB 6.750%/VAR 14-02.12.44	1 500 000.00	1 498 965.30	0.22
USD SKANDINAVISKA ENSKILDA BANK-REG-S-SUB COCO 5.125%/VAR 19-PRP	1 000 000.00	977 440.00	0.15
USD VODAFONE GROUP PLC-REG-S-SUB 6.250%/VAR 18-03.10.78	2 217 000.00	2 209 972.11	0.33
USD WESTPAC BANKING CORP-SUB 4.322%/VAR 16-23.11.31	1 000 000.00	964 324.36	0.14
米ドル合計		17 166 740.46	2.58
長期債券合計 - 変動金利		19 925 428.04	2.99
公認証券取引所に上場されている譲渡可能証券および金融市場商品合計		505 563 391.02	75.86

他の規制市場で取引されている譲渡可能証券および金融市場商品

資産担保証券 - 固定金利

米ドル			
USD SOFI PROFESSIONAL LOAN PROG-144A 2.65000% 17-25.09.40	600 000.00	55 145.91	0.01
USD SOFI PROFESSIONAL LOAN PROGRAM-144A 3.59000% 18-25.01.48	200 000.00	37 492.23	0.01
USD SOFI PROFESSIONAL LOAN PROGRAM-144A 3.60000% 18-25.02.48	5 338 000.00	960 371.78	0.14
米ドル合計		1 053 009.92	0.16
資産担保証券合計 - 固定金利		1 053 009.92	0.16

モーゲージ担保証券 - 固定金利

米ドル			
USD BAMLL COMMERCIAL MORTGAGE-144A 3.21800% 15-01.04.33	250 000.00	241 524.97	0.04
USD BWAY 2013-1515 MORTGAGE TRUST-144A 3.45430% 13-10.03.33	2 000 000.00	1 886 577.00	0.28
USD COMM 2015-3BP MORTGAGE TRUST-144A-SUB 3.17800% 15-01.02.35	2 555 000.00	2 416 793.66	0.36
米ドル合計		4 544 895.63	0.68
モーゲージ担保証券合計 - 固定金利		4 544 895.63	0.68

ノート - 固定金利

米ドル			
USD AKER BP ASA-144A 2.00000% 21-15.07.26	1 400 000.00	1 298 752.92	0.19
USD BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL-REG-S 5.89600% 23-13.07.26	2 000 000.00	2 018 333.22	0.30
USD BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT-REG-S 4.52400% 22-13.07.25	2 000 000.00	1 978 610.60	0.30
USD BAYER US FINANCE LLC-144A 3.37500% 14-08.10.24	4 000 000.00	3 965 199.80	0.59
USD BLOCK INC 2.75000% 21-01.06.26	1 000 000.00	941 781.30	0.14
USD BROADCOM INC 3.15000% 20-15.11.25	2 000 000.00	1 933 843.86	0.29
USD CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE 5.14400% 23-28.04.25	1 000 000.00	996 300.12	0.15
USD CARRIER GLOBAL CORP 2.24200% 20-15.02.25	1 000 000.00	975 993.86	0.15

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注 1)	純資産額に 占める %
USD CARRIER GLOBAL CORP 2.49300% 20-15.02.27	1 000 000.00	930 986.49	0.14
USD CARRIER GLOBAL CORP 5.80000% 24-30.11.25	1 600 000.00	1 607 221.33	0.24
USD CENTENE CORP 4.25000% 20-15.12.27	4 000 000.00	3 806 364.40	0.57
USD CHENIERE ENERGY INC 4.62500% 21-15.10.28	3 103 000.00	2 987 910.36	0.45
USD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 2.85000% 16-18.05.26	2 000 000.00	1 910 603.68	0.29
USD CREDIT AGRICOLE SA-144A 5.30100% 23-12.07.28	3 000 000.00	3 015 411.66	0.45
USD ENEL FINANCE INTERNATIONAL N.V 144A 4.25000% 22-15.06.25	400 000.00	394 870.66	0.06
USD ENEL FINANCE INTERNATIONAL NV-REG-S 6.80000% 22-14.10.25	470 000.00	477 591.88	0.07
USD FEDERATION DES CAISSES DESJARDINS-REG-S 2.05000% 20- 10.02.25	750 000.00	731 361.76	0.11
USD FIRSTENERGY TRANSMISSION LLC-144A 4.35000% 14-15.01.25	2 000 000.00	1 977 943.34	0.30
USD GUARDIAN LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 5.55000% 22-28.10.27	1 000 000.00	1 012 505.29	0.15
USD HCA INC 3.12500% 23-15.03.27	2 000 000.00	1 884 362.20	0.28
USD INTESA SANPAOLO SPA-144A 3.25000% 19-23.09.24	1 930 000.00	1 914 179.65	0.29
USD JANE STREET GROUP / JSG FINANCE-REG-S 7.12500% 24-30.04.31	698 000.00	710 622.63	0.11
USD KEYSpan GAS EAST CORP-144A 2.74200% 16-15.08.26	1 000 000.00	935 173.62	0.14
USD KYNDRYL HOLDINGS INC 2.70000% 22-15.10.28	1 000 000.00	886 180.65	0.13
USD MARVELL TECHNOLOGY INC 2.45000% 21-15.04.28	3 000 000.00	2 695 704.09	0.40
USD MASSMUTUAL GLOBAL FUNDING II-REG-S 4.15000% 22-26.08.25	1 000 000.00	985 737.49	0.15
USD METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING-144A 3.45000% 16-18.12.26	2 000 000.00	1 917 902.34	0.29
USD NATIONAL RURL UTILITS COPERTIVE FIN CRP 1.00000% 21- 15.06.26	1 000 000.00	919 528.30	0.14
USD NESTLE HOLDINGS INC-144A 3.50000% 18-24.09.25	750 000.00	733 664.93	0.11
USD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-144A 0.95000% 20-24.06.25	2 000 000.00	1 907 517.62	0.29
USD NIAGARA MOHAWK POWER CORP-144A 3.50800% 14-01.10.24	675 000.00	668 987.59	0.10
USD NORDEA BANK ABP -REG-S 3.60000% 22-06.06.25	1 400 000.00	1 374 278.46	0.21
USD PENSKE TRUCK LEASING CO LP / PTL-REG-S 1.70000% 21- 15.06.26	1 000 000.00	924 011.13	0.14
USD PRINCIPAL LIFE GLOBAL FUNDING-144A 1.25000% 20-23.06.25	1 500 000.00	1 434 618.63	0.21
USD ROCHE HOLDINGS INC-144A 2.62500% 16-15.05.26	3 000 000.00	2 865 358.98	0.43
USD SKANDINAVISKA ENSK BANK-REG-S 1.20000% 21-09.09.26	4 000 000.00	3 637 179.92	0.54
USD SVENSKA HANDELSBANKEN AB-REG-S 5.25000% 23-15.06.26	2 850 000.00	2 850 416.98	0.43
USD TRITON CONTAINER INTERNATIONAL-REG-S 1.15000% 21-07.06.24	585 000.00	584 224.87	0.09
USD VAR ENERGI ASA-REG-S 5.00000% 22-18.05.27	1 500 000.00	1 463 780.97	0.22
USD WEA FIN LLC/ WESTF UK&EUR FIN PLC-REG-S 3.75000% 14- 17.09.24	1 000 000.00	992 098.18	0.15
米ドル合計		65 247 115.76	9.79
ノート合計 - 固定金利		65 247 115.76	9.79

ノート - 変動金利

米ドル

USD AIB GROUP PLC-REG-S 7.583%/VAR 22-14.10.26	4 600 000.00	4 700 866.04	0.70
USD BANK OF IRELAND GROUP PLC-REG-S 6.253%/VAR 22-16.09.26	2 500 000.00	2 510 325.00	0.38
USD BNP PARIBAS SA-144A 1.675%/VAR 21-30.06.27	2 000 000.00	1 848 951.88	0.28
USD BNP PARIBAS SA-144A 2.591%/VAR 22-20.01.28	4 000 000.00	3 706 372.72	0.56
USD CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 4.985%/VAR 22-24.07.26	3 000 000.00	2 972 224.26	0.45
USD FEDERATION DES CAISSES DES-REG-S 5.278%/VAR 23-23.01.26	2 500 000.00	2 490 402.40	0.37
USD ING GROEP NV 3.869%/VAR 22-28.03.26	4 000 000.00	3 940 572.56	0.59
USD SKANDINAVISKA ENSKILDA BK AB-REG-S O/N SOFR+96BP 22- 09.06.25	500 000.00	502 654.95	0.07
USD US BANCORP 5.727%/VAR 22-21.10.26	1 500 000.00	1 502 426.04	0.23
米ドル合計		24 174 795.85	3.63
ノート合計 - 変動金利		24 174 795.85	3.63

注記は財務書類の不可分の一部である。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注1)	純資産額に 占める%
中期債券 - 固定金利			
米ドル			
USD INTESA SANPAOLO SPA-144A-SUB 5.01700% 14-26.06.24	2 000 000.00	1 997 414.72	0.30
USD MET TOWER GLOBAL FUNDING-REG-S 4.85000% 24-16.01.27	1 852 000.00	1 839 603.62	0.28
米ドル合計		3 837 018.34	0.58
中期債券合計 - 固定金利		3 837 018.34	0.58
中期債券 - 変動金利			
米ドル			
USD BPCE SA-REG-S 5.975%/VAR 23-18.01.27	6 000 000.00	6 016 805.46	0.90
USD SOCIETE GENERALE SA-REG-S 6.447%/VAR 23-12.01.27	5 699 000.00	5 743 775.39	0.86
USD TRUIST FINANCIAL CORP 5.900%/VAR 22-28.10.26	2 000 000.00	2 004 853.44	0.30
米ドル合計		13 765 434.29	2.06
中期債券合計 - 変動金利		13 765 434.29	2.06
長期債券 - 固定金利			
米ドル			
USD PRICOA GLOBAL FUNDING I-REG-S 5.10000% 23-30.05.28	2 380 000.00	2 372 613.29	0.36
USD SYDNEY AIRPORT FINANCE CO PTY LTD-REG-S 3.62500% 16-28.04.26	500 000.00	481 370.13	0.07
米ドル合計		2 853 983.42	0.43
長期債券合計 - 固定金利		2 853 983.42	0.43
長期債券 - 変動金利			
米ドル			
USD BANCO BILBAO VIZCA ARGENTARIA SA 5.862%/VAR 14.09.22-14.09.26	7 000 000.00	6 994 569.54	1.05
USD SCENTRE GROUP TRUST 2-REG-S-SUB 4.750%/VAR 20-24.09.80	1 781 000.00	1 705 159.86	0.26
米ドル合計		8 699 729.40	1.31
長期債券合計 - 変動金利		8 699 729.40	1.31
他の規制市場で取引されている譲渡可能証券および金融市場商品合計		124 175 982.61	18.64
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改正済)の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	100.00	1 000 000.00	0.15
アイルランド合計		1 000 000.00	0.15
ルクセンブルグ			
USD UBS LUX BOND FUND - EURO HIGH YIELD EUR (USD HEDGED) U-X-ACC	800.00	9 310 568.00	1.40
ルクセンブルグ合計		9 310 568.00	1.40
投資信託、オープン・エンド型合計		10 310 568.00	1.55
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改正済)の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs合計		10 310 568.00	1.55

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益 (損失) の 米ドル建て評価額 (注 1)	純資産額に 占める %
----	--------------	---	----------------

公認証券取引所に上場されておらず他の規制市場において取引もされていないデリバティブ商品

その他のスワップ・オプション、従来型

米ドル

USD	GS/ITRX EUROPE S41-V1 SWAPTION PUT 80.00000% 24-20.06.24	-69 000 000.00	-213.90	0.00
USD	GS/ITRX EUROPE S41-V1 SWAPTION PUT 60.00000% 24-20.06.24	69 000 000.00	993.60	0.00
米ドル合計			779.70	0.00
その他のスワップに係るオプション、従来型合計			779.70	0.00
公認証券取引所に上場されておらず他の規制市場において				
取引もされていないデリバティブ商品合計			779.70	0.00
投資有価証券合計			640 050 721.33	96.05

デリバティブ商品

公認証券取引所に上場されたデリバティブ商品

債券先物

USD	US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 30.09.24	700.00	32 813.20	0.01
USD	US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 30.09.24	-200.00	14 062.40	0.00
債券先物合計			46 875.60	0.01
公認証券取引所に上場されたデリバティブ商品合計			46 875.60	0.01
デリバティブ商品合計			46 875.60	0.01

注記は財務書類の不可分の一部である。

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）

内容	数量 / 名目金額	先物 / 為替先物予約 / スワップに係る 未実現利益（損失）の 米ドル建て評価額 (注1)	純資産額に 占める%
----	--------------	--	---------------

外国為替先物予約

購入通貨 / 購入金額 / 売却通貨 / 売却金額 / 満期日

USD	1 111 123.00	EUR	1 000 000.00	15.7.2024	23 494.17	0.00
USD	2 028 088.80	EUR	1 800 000.00	15.7.2024	70 356.91	0.01
USD	4 916 696.40	EUR	4 400 000.00	9.8.2024	125 235.22	0.02
EUR	850 000.00	USD	943 826.40	15.7.2024	-19 341.90	0.00
USD	1 489 380.75	EUR	1 350 000.00	30.8.2024	17 863.65	0.00
USD	1 183 422.90	EUR	1 100 000.00	26.9.2024	-17 123.15	0.00
USD	479 699.71	CHF	400 000.00	17.12.2024	26 437.68	0.00
USD	1 103 227.00	EUR	1 000 000.00	16.1.2025	5 902.42	0.00
USD	5 423 389.14	EUR	4 910 650.00	16.1.2025	34 812.18	0.01
USD	4 306 897.24	EUR	3 939 950.00	17.1.2025	-16 720.22	0.00
USD	1 876 625.92	CHF	1 600 000.00	17.12.2024	63 577.80	0.01
USD	1 270 945.40	GBP	1 000 000.00	6.12.2024	-3 498.68	0.00
USD	507 914.80	GBP	400 000.00	14.6.2024	-1 396.19	0.00
USD	2 902 887.87	CHF	2 510 954.46	25.9.2024	83 120.20	0.01
USD	993 211.20	EUR	900 000.00	20.3.2025	2 612.19	0.00
EUR	80 529 200.00	USD	86 268 032.91	3.6.2024	1 154 466.60	0.17
CHF	60 186 900.00	USD	66 231 155.23	3.6.2024	483 803.47	0.07
USD	108 506.80	CHF	99 300.00	3.6.2024	-1 563.59	0.00
USD	1 825 117.03	EUR	1 707 600.00	3.6.2024	-28 653.53	0.00
USD	276 902.40	CHF	250 800.00	3.6.2024	-1 100.15	0.00
CHF	701 900.00	USD	775 531.86	3.6.2024	2 498.40	0.00
USD	217 737.98	CHF	196 900.00	3.6.2024	-518.41	0.00
USD	133 704.74	EUR	122 900.00	3.6.2024	284.50	0.00
USD	112 494.80	CHF	102 700.00	3.6.2024	-1 344.36	0.00
USD	571 192.46	EUR	527 500.00	3.6.2024	-1 461.54	0.00
USD	153 465.09	CHF	140 100.00	3.6.2024	-1 830.59	0.00
USD	175 881.94	EUR	161 900.00	3.6.2024	123.30	0.00
CHF	409 700.00	USD	448 584.96	3.6.2024	5 552.38	0.00
USD	448 584.96	CHF	409 700.00	3.6.2024	-5 552.38	0.00
EUR	78 009 300.00	USD	84 416 820.08	1.7.2024	373 681.10	0.06
CHF	59 689 300.00	USD	66 091 738.93	1.7.2024	281 646.69	0.04
外国為替先物予約合計					2 655 364.17	0.40

現金性銀行預金、要求払預金および預金勘定およびその他の当座資産	14 419 205.72	2.16
その他の資産および負債	9 198 688.95	1.38
純資産合計	666 370 855.77	100.00

注記は財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.5.2024
Investments in securities, cost	643 550 102.51
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-3 499 381.18
Total investments in securities (Note 1)	640 050 721.33
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	13 556 749.72
Other liquid assets (Margins)	862 456.00
Receivable on subscriptions	18 693 905.73
Interest receivable on securities	6 821 254.32
Other assets	5 748.63
Unrealized gain on financial futures (Note 1)	46 875.60
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	2 655 364.17
TOTAL Assets	682 693 075.50
Liabilities	
Payable on securities purchases (Note 1)	-15 476 381.01
Payable on redemptions	-634 424.06
Provisions for flat fee (Note 2)	-185 117.31
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-26 297.35
Total provisions	-211 414.66
TOTAL Liabilities	-16 322 219.73
Net assets at the end of the financial year	666 370 855.77

Statement of Operations

	USD
Income	1.6.2023-31.5.2024
Interest on liquid assets	458 732.73
Interest on securities	25 120 203.38
Dividends	54 481.57
Net income on securities lending (Note 16)	134 321.47
Other income (Note 4)	496 367.97
TOTAL income	26 264 107.12
Expenses	
Fiat fee (Note 2)	-2 049 527.31
Taxe d'abonnement (Note 3)	-140 586.27
Other commissions and fees (Note 2)	-89 502.07
Interest on cash and bank overdraft	-7 873.54
TOTAL expenses	-2 287 489.19
Net income (loss) on investments	23 976 617.93
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-16 429 424.41
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	71 873.03
Realized gain (loss) on financial futures	-2 152 588.03
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-10 002 943.02
Realized gain (loss) on swaps	1 733.37
Realized gain (loss) on foreign exchange	-6 023 337.62
TOTAL realized gain (loss)	-34 534 685.68
Net realized gain (loss) of the financial year	-10 558 068.75
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	29 710 221.09
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-78 225.30
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	328 285.63
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	63 280.80
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	16 954 701.93
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	46 978 264.15
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	36 420 195.40

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.6.2023-31.5.2024
Net assets at the beginning of the financial year	725 107 713.82
Subscriptions	392 250 940.67
Redemptions	-486 921 135.85
Total net subscriptions (redemptions)	-94 670 195.18
Dividend paid	-486 858.27
Net income (loss) on investments	23 976 617.93
Total realized gain (loss)	-34 534 686.68
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	46 978 264.15
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	36 420 195.40
Net assets at the end of the financial year	666 370 855.77

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.6.2023-31.5.2024
Class	F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	794 917.3710
Number of shares issued	347 463.5400
Number of shares redeemed	-405 440.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	736 940.9110
Class	(CHF hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	181 759.0000
Number of shares issued	27 191.0000
Number of shares redeemed	-77 418.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	131 532.0000
Class	(EUR hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	170 858.8240
Number of shares issued	6 563.2120
Number of shares redeemed	-37 014.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	140 408.0360
Class	I-A1-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	247 027.4710
Number of shares issued	36 412.5920
Number of shares redeemed	-242 999.4830
Number of shares outstanding at the end of the financial year	40 440.5800
Class	I-A2-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	12 103.8270
Number of shares issued	663 299.4410
Number of shares redeemed	-42 483.3090
Number of shares outstanding at the end of the financial year	632 919.9590
Class	(EUR hedged) I-A3-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 108 246.8130
Number of shares issued	5 473.5220
Number of shares redeemed	-1 074 283.7040
Number of shares outstanding at the end of the financial year	39 436.6310
Class	I-B-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	542 866.8430
Number of shares issued	194 146.7210
Number of shares redeemed	-279 468.3040
Number of shares outstanding at the end of the financial year	457 545.2600

Class	(EUR hedged) I-B-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	110 903.2280
Number of shares issued	2 539.8400
Number of shares redeemed	-72 911.4210
Number of shares outstanding at the end of the financial year	40 531.6470
Class	I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	692 329.3360
Number of shares issued	428 119.4100
Number of shares redeemed	-574 451.3970
Number of shares outstanding at the end of the financial year	545 997.3490
Class	(CHF hedged) I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	778 741.5540
Number of shares issued	146 101.2950
Number of shares redeemed	-452 317.4640
Number of shares outstanding at the end of the financial year	472 525.3850
Class	(EUR hedged) I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	981 213.4780
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-427 791.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	553 422.4780
Class	(CHF hedged) K-B-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	5 498.7010
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	0.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	5 498.7010
Class	K-B-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	23 511.5180
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-18 048.5510
Number of shares outstanding at the end of the financial year	5 462.9670
Class	(EUR hedged) K-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	25.5790
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	0.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	25.5790
Class	P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	417 962.3700
Number of shares issued	1 066 255.4690
Number of shares redeemed	-447 265.8910
Number of shares outstanding at the end of the financial year	1 036 951.9480
Class	(EUR hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	370.0000
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-100.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	270.0000
Class	P-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	118 150.3730
Number of shares issued	74 254.3180
Number of shares redeemed	-31 265.9790
Number of shares outstanding at the end of the financial year	161 138.7120

Class	Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	322 884.7780
Number of shares issued	89 062.1700
Number of shares redeemed	-49 435.2570
Number of shares outstanding at the end of the financial year	362 511.6910
Class	(EUR hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	100.0000
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-100.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	0.0000

Monthly Distribution¹

UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term USD Corporates Sustainable (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
K-B-mdist	15.6.2023	20.6.2023	USD	0.24
K-B-mdist	17.7.2023	20.7.2023	USD	0.24
K-B-mdist	16.8.2023	21.8.2023	USD	0.2394
K-B-mdist	15.9.2023	20.9.2023	USD	0.2397
K-B-mdist	16.10.2023	19.10.2023	USD	0.2389
K-B-mdist	15.11.2023	20.11.2023	USD	0.2389
K-B-mdist	15.12.2023	20.12.2023	USD	0.2420
K-B-mdist	16.1.2024	19.1.2024	USD	0.2447
K-B-mdist	15.2.2024	20.2.2024	USD	0.2455
K-B-mdist	15.3.2024	20.3.2024	USD	0.2445
K-B-mdist	15.4.2024	18.4.2024	USD	0.2452
K-B-mdist	16.5.2024	21.5.2024	USD	0.2440
P-mdist	15.6.2023	20.6.2023	USD	0.25
P-mdist	17.7.2023	20.7.2023	USD	0.25
P-mdist	16.8.2023	21.8.2023	USD	0.2498
P-mdist	15.9.2023	20.9.2023	USD	0.2499
P-mdist	16.10.2023	19.10.2023	USD	0.2490
P-mdist	15.11.2023	20.11.2023	USD	0.2488
P-mdist	15.12.2023	20.12.2023	USD	0.2519
P-mdist	16.1.2024	19.1.2024	USD	0.2545
P-mdist	15.2.2024	20.2.2024	USD	0.2552
P-mdist	15.3.2024	20.3.2024	USD	0.2540
P-mdist	15.4.2024	18.4.2024	USD	0.2545
P-mdist	16.5.2024	21.5.2024	USD	0.2531

¹ See note 5

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds under the going concern basis of accounting in Luxembourg, except for the subfunds UBS (Lux) Bond SICAV – 2023 (USD)* and UBS (Lux) Bond SICAV – Fixed Maturity Series 1 (USD)*.

Those subfunds were put into liquidation during the year and there is still some cash remaining on the accounts held with the Depositary Bank as at 31 May 2024. As such, the Financial Statements for those subfunds have been prepared on a non-going concern basis. For the subfunds for which the Financial Statements have been prepared on a non-going concern basis, the following accounting policies differ from those described in the present note:

- Expected liquidation expenses (if any) have been accrued for;
- Any remaining formation expenses have been fully expensed;
- The valuation of the subfund's investments is based on their net realisable value.

The application of the non-going concern basis of accounting has not led to material adjustments to the subfund(s)' published net asset value.

The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the Net Asset Value

The net asset value and the issue, redemption and conversion price per share of each subfund or share class are expressed in the reference currency of the subfund or share class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each share class by the number of shares in circulation in this share class of the subfund.

A "business day" is a normal bank business day in Luxembourg (i.e. a day when the banks are open during normal business hours), except for 24 and 31 December; individual, non-statutory days of rest in Luxembourg; and days on which stock exchanges in the main countries in which the respective subfund invests are closed, or on which 50% or more of the investments of the subfund cannot be adequately valued.

"Non-statutory days of rest" are days on which banks and financial institutions are closed. Furthermore, for the subfund UBS (Lux) Bond SICAV – China Fixed Income (RMB), days on which the stock exchanges in the People's Republic of China or Hong Kong are closed are not deemed business days for this subfund.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares

* See note 12

in circulation, taking into account the fees charged to that share class.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the last available price on the stock exchange that represents the major market for this investment will apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities and investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- Derivatives not listed at a stock exchange (OTC-derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation price obtained will be verified by means calculation methods recognised by the Company, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative is originates.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCI can be valued on the basis of an estimation of their value that has been provided by reliable service providers, which are independent from the portfolio manager or the investment advisor (value estimation).
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the reference currency of the relevant subfund and not hedged by

foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.

- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the applicable UBS Valuation Policy.

The Company is authorised to apply other generally recognised and verifiable valuation criteria in order to achieve an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of shares.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spread for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to calculate the net asset value per share. These costs have a negative effect on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per share.

Shares are generally issued and redeemed based on a single price: the net asset value. To reduce the effects of dilution, the net asset value per share is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position on the relevant valuation day. If no trading is taking place in any subfund or class of a subfund on a particular valuation day, the unadjusted net asset value per share is applied. The circumstances in which such a dilution adjustment takes place are determined at the discretion of the Board of Directors. The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of shares in the relevant subfund. The Board of Directors may carry out a dilution adjustment if, in its view, the existing shareholders (in the case of subscriptions) or remaining shareholders (in the case of redemptions) could be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

- a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);
- a subfund records a considerable volume of net subscriptions relative to its size;

- a subfund shows a net subscription or net redemption position on a particular valuation day; or
- In all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the shareholders.

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per share depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemption position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the spreads of buy and sell prices. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. The adjustments are generally limited to a maximum of 2% of the prevailing net asset value per share at the time. The Board of Directors may decide to temporarily apply a dilution adjustment of more than 2% of the prevailing net asset value per share at the time in respect of any subfund and/or valuation date in exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or liquidity, exceptional market conditions, market disruption, etc.), provided the Board of Directors can justify that this is representative of the prevailing market conditions and that it is in the best interest of the shareholders. This dilution adjustment will be calculated in accordance with the method determined by the Board of Directors. Shareholders will be informed via the usual communication channels when the temporary measures are introduced and when they end.

The net asset value of each class of the subfund is calculated separately. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms. The dilution adjustment is made at subfund level and relates to capital activity, but not to the specific circumstances of each individual investor transaction.

For all subfunds the Swing Pricing methodology is applied.

If there were Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the three year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per share represents the adjusted net asset value.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the

FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Valuation on options

Outstanding options traded on a regulated market are valued on the settlement price or the last available market price of the instruments. Options which are not listed on an official stock exchange (OTC options) are marked to market based upon daily prices obtained from Bloomberg option pricer functionality and checked against third party pricing agents. The realized gains or losses on options and the change in unrealized appreciation or depreciation on options are disclosed in the statement of operations and in the changes in net assets respectively under the positions realized gains (losses) on options and Unrealized appreciation (depreciation) on options.

Options are included in the investments in securities.

f) Fair Value pricing principle

The fair value pricing principle applies for funds with main investments in Asian markets. The fair value principle takes into account important movements not reflected in the last available Exchange closing prices, by reevaluating all underlying assets of the Fund portfolio with snapshot prices at a specified time. The net asset value is then calculated based on these re-evaluated prices. The fair value principle is applicable only in case the deviation of a Fund specific benchmark exceeds 3%.

g) Net realized gains (losses) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

h) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

i) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction day.

j) Combined financial statements

The combined financial statements are expressed in USD. The various items of the combined statement of net assets, the combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets at 31 May 2024 of the investment company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into USD at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 May 2024:

Exchange rates

USD 1	=	CNY	7.244000
USD 1	=	EUR	0.921150

For the liquidated or merged subfunds, the exchange rate used for the conversion of the combined financial statements is the one as at liquidation or merger date.

k) "Mortgage-backed securities"

The Company, in accordance with its investment policies, may invest in "mortgage-backed securities". A "mortgage-backed security" is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the "mortgage-backed security" of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each paydown associated with each payment of principal. This gain or loss has been included in "Net realized gain or loss on sales of securities" in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the Company's expected yield.

l) Receivable on securities sales, Payable on securities purchases

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

m) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

n) Cross-subfunds investments

As per 31 May 2024 the subfunds of UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD), UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Corporates (USD), UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD), UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD), UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD) and UBS (Lux) Bond SICAV – USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) had the following investments in other subfunds of UBS (Lux) Bond SICAV:

UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD)	Amount in USD
UBS (LUX) BOND SICAV - CHINA HIGH YIELD (USD) U-X-ACC	20 104 883.00
Total	20 104 883.00

UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Corporates (USD)	Amount in USD
UBS (LUX) BOND SICAV - CHINA HIGH YIELD (USD) U-X-ACC	4 266 158.10
Total	4 266 158.10

UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	Amount in USD
UBS (LUX) BOND SICAV - CHINA HIGH YIELD (USD) U-X-ACC	784 580.80
Total	784 580.80

UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD)	Amount in USD
UBS (LUX) BOND SICAV - SHORT DURATION HIGH YIELD SUSTAINABLE (USD) I-X-ACC	4 410 425.50
Total	4 410 425.50

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)	Amount in USD
UBS (LUX) BOND SICAV - GLOBAL SDG CORPORATES SUSTAINABLE (USD) U-X-ACC	975 094.20
Total	975 094.20

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)	Amount in USD
UBS (LUX) BOND SICAV - GLOBAL SDG CORPORATES SUSTAINABLE (USD) U-X-ACC	4 442 095.80
Total	4 442 095.80

The total amount of cross subfund investments amounts to 34 983 237.40 USD. Accordingly, the adjusted combined net assets at the end of the financial year are 14 741 810 500.68 USD.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a monthly flat fee for each share class calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the table below:

UBS (Lux) Bond SICAV – 2023 (USD)¹

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "F" in their name	0.420%
Share classes with "I-A1" in their name	0.540%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.420%
Share classes with "I-A4" in their name	0.420%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%
Share classes with "K-B" in their name	0.115%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.850%
Share classes with "Q" in their name	0.600%
Share classes with "QL" in their name	0.600%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

¹ liquidated on 21 November 2023

UBS (Lux) Bond SICAV – 2024 (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "F" in their name	0.420%
Share classes with "I-A1" in their name	0.540%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.420%
Share classes with "I-A4" in their name	0.420%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%
Share classes with "K-B" in their name	0.115%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.790%
Share classes with "Q" in their name	0.550%
Share classes with "QL" in their name	0.550%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – 2025 I (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.250%	0.280%
Share classes with "I-A1" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-A2" in their name	0.280%	0.310%
Share classes with "I-A3" in their name	0.250%	0.280%
Share classes with "I-A4" in their name	0.250%	0.280%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.450%	0.500%
Share classes with "Q" in their name	0.350%	0.400%
Share classes with "QL" in their name	0.350%	0.400%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – 2025 I (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.270%	0.300%
Share classes with "I-A1" in their name	0.320%	0.350%
Share classes with "I-A2" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-A3" in their name	0.270%	0.300%
Share classes with "I-A4" in their name	0.270%	0.300%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.370%	0.400%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.470%	0.520%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "Q" in their name	0.370%	0.420%
Share classes with "QL" in their name	0.370%	0.420%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A1" in their name	0.680%	0.710%
Share classes with "I-A2" in their name	0.620%	0.650%
Share classes with "I-A3" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A4" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.400%	1.450%
Share classes with "Q" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "QL" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-A4" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.140%	1.190%
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "QL" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – China Fixed Income (RMB)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A1" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A4" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-B" in their name	0.140%	0.140%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-B" in their name	0.140%	0.140%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.150%	1.200%
Share classes with "Q" in their name	0.750%	0.800%
Share classes with "QL" in their name	0.650%	0.700%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – China High Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A1" in their name	0.680%	0.710%
Share classes with "I-A2" in their name	0.620%	0.650%
Share classes with "I-A3" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A4" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.400%	1.450%
Share classes with "Q" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "QL" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A4" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "QL" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Emerging Economies Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A4" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	1.020%	1.050%
Share classes with "K-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "Q" in their name	0.980%	1.030%
Share classes with "QL" in their name	0.980%	1.030%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.560%	0.590%
Share classes with "I-A1" in their name	0.630%	0.660%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.560%	0.590%
Share classes with "I-A4" in their name	0.560%	0.590%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.500%	1.550%
Share classes with "Q" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "QL" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – EUR Corporates Sustainable (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-A4" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.140%	1.190%
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "QL" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Fixed Maturity Series 1 (USD)²

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "I-A1" in their name	0.440%	0.470%
Share classes with "I-A2" in their name	0.400%	0.430%
Share classes with "I-A3" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "I-A4" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "Q" in their name	0.450%	0.500%
Share classes with "QL" in their name	0.450%	0.500%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

² liquidated on 17 May 2024

UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A1" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A4" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.300%	1.350%
Share classes with "Q" in their name	0.750%	0.800%
Share classes with "QL" in their name	0.750%	0.800%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "I-A1" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-A2" in their name	0.400%	0.430%
Share classes with "I-A3" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "I-A4" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "Q" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "QL" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A1" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A4" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.400%	1.450%
Share classes with "Q" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "QL" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation-linked (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "I-A1" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480% ¹	0.510%
Share classes with "I-A3" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "I-A4" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "Q" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "QL" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ Max 0.480% / Eff 0.380%UBS (Lux) Bond SICAV
– Global SDG Corporates Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.280%	0.310%
Share classes with "I-A1" in their name	0.410%	0.440%
Share classes with "I-A2" in their name	0.340%	0.370%
Share classes with "I-A3" in their name	0.280%	0.310%
Share classes with "I-A4" in their name	0.280%	0.310%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "Q" in their name	0.530%	0.580%
Share classes with "QL" in their name	0.530%	0.580%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Short Term Flexible (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-A1" in their name	0.370%	0.400%
Share classes with "I-A2" in their name	0.340%	0.370%
Share classes with "I-A3" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-A4" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-B" in their name	0.040%	0.040%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.470%	0.500%
Share classes with "K-B" in their name	0.040%	0.040%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.820%	0.870%
Share classes with "Q" in their name	0.490%	0.540%
Share classes with "QL" in their name	0.490%	0.540%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Green Social Sustainable Bonds (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.180%	0.210%
Share classes with "I-A1" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-A2" in their name	0.240%	0.270%
Share classes with "I-A3" in their name	0.180%	0.210%
Share classes with "I-A4" in their name	0.180%	0.210%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "Q" in their name	0.300%	0.350%
Share classes with "QL" in their name	0.300%	0.350%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Short Duration High Yield Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A2" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A3" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A4" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.260%	1.310%
Share classes with "Q" in their name	0.720%	0.770%
Share classes with "QL" in their name	0.720%	0.770%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.290%	0.320%
Share classes with "I-A1" in their name	0.430%	0.460%
Share classes with "I-A2" in their name	0.380%	0.410%
Share classes with "I-A3" in their name	0.290%	0.320%
Share classes with "I-A4" in their name	0.290%	0.320%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.810%	0.860%
Share classes with "Q" in their name	0.450%	0.500%
Share classes with "QL" in their name	0.450%	0.500%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Short Term USD Corporates Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.310%	0.340%
Share classes with "I-A1" in their name	0.430%	0.460%
Share classes with "I-A2" in their name	0.380%	0.410%
Share classes with "I-A3" in their name	0.310%	0.340%
Share classes with "I-A4" in their name	0.290%	0.320%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.810%	0.860%
Share classes with "Q" in their name	0.450%	0.500%
Share classes with "QL" in their name	0.450%	0.500%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.360% ¹	0.390%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500% ²	0.530%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360% ²	0.390%
Share classes with "I-A4" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.140% ¹	1.190% ²
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "QL" in their name	0.600% ³	0.650%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ Max 0.360% / Eff 0.300%² Max 0.500% / Eff 0.400%³ Max 0.360% / Eff 0.300%⁴ Max 1.140% / Eff 1.080%⁵ Max 1.190% / Eff 1.130%⁶ Max 0.600% / Eff 0.300%⁷ Max 0.650% / Eff 0.350%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "QL" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ Max 0.360% / Eff 0.300%² Max 0.500% / Eff 0.400%³ Max 0.360% / Eff 0.300%

The Company pays a maximum monthly flat fee for share classes "P", "K-1", "F", "Q", "QL", "I-A1", "I-A2", "I-A3" and "I-A4" calculated on the average net asset value of the subfunds.

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

1. For the management, administration, portfolio management and distribution of the Company (if applicable), as well as for all the tasks of the Depositary, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the handling of payment transactions and all other tasks listed in the section "Depositary and main paying agent" of the sales prospectus, a maximum flat fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets, in accordance with the following provisions: This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee).

This fee is shown in the Statement of Operations as "Flat fee".

The relevant maximum flat fee will not be charged until the corresponding share classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be seen in the section "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses which are also charged to the Company:
 - a) all additional expenses related to management of the Company's assets for the sale and purchase of assets (bid/offer spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of shares, are covered by the application of the Swing Pricing pursuant to the section entitled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification,

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A1" in their name	0.620%	0.650%
Share classes with "I-A2" in their name	0.580%	0.610%
Share classes with "I-A3" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A4" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.260%	1.310%
Share classes with "Q" in their name	0.720%	0.770%
Share classes with "QL" in their name	0.720%	0.770%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.360% ¹	0.390%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500% ²	0.530%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360% ³	0.390%
Share classes with "I-A4" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.140%	1.190%

liquidation and merger of the Company, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as permissible by law;

- d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Company, as well as for the general safeguarding of the interests of the Company and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) costs for the publication of the Company's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Company's legal documents (prospectuses, KIDs, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Company's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Company, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or usufructuary rights of the Company;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary for protecting the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Company's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Company's total expense ratio (TER);
- l) Fees, costs and expenses payable to the directors of the Company (including reasonable out-of-pocket expenses, insurance coverage and reasonable travel expenses in connection with meetings of the Board and remuneration of directors).

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as "Other commissions and fees".

- 3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Company.

All taxes levied on the income and assets of the Company, particularly the *taxe d'abonnement*, will also be borne by the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat fee.

For share class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Company,

the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Company under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for share classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled to under a separate contract with the investor.

Costs relating to the services to be performed for share classes "K-B" for asset management purposes are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners is entitled under a separate contract with the investor.

All costs which can be allocated to individual subfunds will be charged to these subfunds.

Costs which can be allocated to share classes will be charged to these share classes. If costs pertain to several or all sub-funds/share classes, however, these costs will be charged to the subfunds/share classes concerned in proportion to their relative net asset values.

In the subfunds that may invest in other UCI or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The upper limit for management fees of target funds in which the assets of the subfunds are invested amounts to a maximum of 3%, taking into account any trail fees.

In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding, the subfund making the investment may not be charged with any of the target fund's issue or redemption commissions.

Details on the ongoing charges of the Company can be found in the KID.

Note 3 – *Taxe d'abonnement*

The Company is subject to Luxembourg law. In accordance with current legislation in the Grand Duchy of Luxembourg, the Company is not subject to any Luxembourg withholding, income, capital gains or wealth taxes. From the total net assets of each subfund, however, a tax of 0.05% p.a. ("*taxe d'abonnement*") payable to the Grand Duchy of Luxembourg is due at the end of every quarter (reduced *taxe d'abonnement* amounting to 0.01% p.a. for share classes F, I-A1, I-A2, I-A3, I-A4, I-B, I-X and U-X). This tax is calculated on the total net assets of each sub-fund at the end of every quarter. In the event that the conditions to benefit from the reduced 0.01% rate are no longer satisfied, all shares in

classes F, I-A1, I-A2, I-A3, I-A4, I-B, I-X and U-X may be taxed at the rate of 0.05%.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Swing Pricing.

Note 5 – Income Distribution

The general meeting of shareholders of the respective sub-funds shall decide, at the proposal of the Board of Directors and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund or share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount of assets prescribed by law. If a distribution is made, payment will be effected no later than four months after the end of the financial year.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Note 6 – Commitments on Financial Futures, Options and Swaps

Commitments on Financial Futures, Options and Swaps subfund and respective currency as of 31 May 2024 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Bond SICAV	Financial Futures on bonds (bought)	Financial Futures on bonds (sold)
– Asian High Yield (USD)	1 207 250.00 USD	24 505 000.00 USD
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	734 625.00 USD	870 375.00 USD
– Emerging Economies Corporates (USD)	28 824 203.21 USD	15 348 281.25 USD
– EUR Corporates Sustainable (EUR)	65 259 420.00 EUR	- EUR
– Floating Rate Income (USD)	- USD	32 024 594.01 USD
– Global Corporates (USD)	87 727 514.17 USD	22 909 591.26 USD
– Global Dynamic (USD)	1 582 174 110.20 USD	1 403 738 807.58 USD
– Global Inflation-linked (USD)	101 111 198.59 USD	78 370 608.80 USD
– Global SDG Corporates Sustainable (USD)	6 330 630.25 USD	377 593.39 USD
– Global Short Term Flexible (USD)	99 110 592.47 USD	65 658 138.74 USD
– Green Social Sustainable Bonds (EUR)	52 995 620.00 EUR	- EUR
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD)	142 592 188.20 USD	21 159 375.00 USD
– USD Corporates (USD)	23 440 953.20 USD	31 885 078.13 USD
– USD High Yield (USD)	26 210 296.88 USD	- USD
– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)	55 407 250.27 USD	12 876 421.88 USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Options

UBS (Lux) Bond SICAV	Options on other swaps classic-styled (sold)
– Emerging Economies Corporates (USD)	39 900.00 USD
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD)	27 600.00 USD

c) Swaps

UBS (Lux) Bond SICAV	Credit default swaps (bought)	Credit default swaps (sold)
– Floating Rate Income (USD)	- USD	18 357 811.88 USD
– Global Dynamic (USD)	8 754 181.63 USD	8 753 575.25 USD
– Global Inflation-linked (USD)	1 450 692.96 USD	1 450 592.47 USD
– Short Duration High Yield Sustainable (USD)	- USD	22 516 094.34 USD
– USD High Yield (USD)	- USD	32 060 040.34 USD

UBS (Lux) Bond SICAV	Swaps and forward swaps on interest rates (bought)	Swaps and forward swaps on interest rates (sold)
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	- USD	15 671 640.83 USD
– Floating Rate Income (USD)	42 226 600.00 USD	- USD
– Global Dynamic (USD)	826 880 529.37 USD	1 510 103 631.50 USD
– Global Inflation-linked (USD)	69 627 380.64 USD	117 150 506.88 USD
– Global Short Term Flexible (USD)	55 655 678.90 USD	170 418 677.22 USD

Note 7 – Soft commission arrangements

If permitted by the laws governing the Portfolio Manager, the Portfolio Manager and its affiliates may enter into soft commission arrangements with certain brokers which they engage in security transactions on behalf of the subfunds under which certain goods and services used to support investment decision making will be received without a direct payment in return. Such commissions are defined as soft dollars by the Hong Kong Securities and Futures Commission. This is only done when the transaction execution is consistent with the best execution standards, and it has been determined in good faith that the brokerage fee is reasonable in relation to the value of the execution and/or brokerage services provided by the broker.

Goods and services received solely included research services. The relative costs or benefits of research received from brokers are not allocated among particular clients or funds because it is believed that the research received is, in the aggregate, of assistance in fulfilling the Portfolio Manager and its affiliates' overall responsibilities to their clients or funds they manage. During the year from 1 June 2023 to 31 May 2024 there were no transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place and therefore no related commissions have been paid by the subfunds for these transactions.

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– 2024 (USD) K-1-acc	0.62%
– 2024 (USD) K-1-dist	0.62%
– 2024 (USD) K-1-qdist	0.62%
– 2024 (USD) P-acc	0.86%
– 2024 (USD) P-dist	0.86%
– 2024 (USD) P-qdist	0.86%
– 2024 (USD) (HKD) P-qdist	0.86%
– 2024 (USD) Q-acc	0.62%
– 2024 (USD) Q-dist	0.62%
– 2024 (USD) Q-qdist	0.62%
– 2024 (USD) Q-UKdist-qdist	0.62%
– 2025 I (EUR) K-1-acc	0.42%
– 2025 I (EUR) K-1-dist	0.42%
– 2025 I (EUR) K-B-acc	0.14%
– 2025 I (EUR) P-acc	0.52%
– 2025 I (EUR) P-dist	0.52%
– 2025 I (EUR) Q-acc	0.42%
– 2025 I (EUR) Q-dist	0.42%
– 2025 I (USD) K-1-acc	0.46%
– 2025 I (USD) P-acc	0.56%
– 2025 I (USD) P-dist	0.56%
– 2025 I (USD) Q-acc	0.46%
– 2025 I (USD) Q-dist	0.46%
– Asian High Yield (USD) F-acc	0.55%
– Asian High Yield (USD) F-dist	0.55%
– Asian High Yield (USD) I-A1-acc	0.71%
– Asian High Yield (USD) I-A3-acc	0.55%
– Asian High Yield (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.58%
– Asian High Yield (USD) I-B-acc	0.15%
– Asian High Yield (USD) (EUR hedged) I-B-dist	0.15%
– Asian High Yield (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%
– Asian High Yield (USD) I-X-dist	0.03%
– Asian High Yield (USD) K-1-acc	0.97%
– Asian High Yield (USD) K-1-mdist	0.97%
– Asian High Yield (USD) K-B-mdist	0.19%
– Asian High Yield (USD) (EUR hedged) K-B-mdist	0.19%
– Asian High Yield (USD) K-X-acc	0.07%
– Asian High Yield (USD) P-acc	1.47%
– Asian High Yield (USD) (CHF hedged) P-acc	1.52%
– Asian High Yield (USD) (EUR hedged) P-acc	1.52%
– Asian High Yield (USD) P-dist	1.47%
– Asian High Yield (USD) P-mdist	1.47%
– Asian High Yield (USD) (AUD hedged) P-mdist	1.52%
– Asian High Yield (USD) (HKD) P-mdist	1.47%
– Asian High Yield (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.52%

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Asian High Yield (USD) Q-acc	0.87%
– Asian High Yield (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.92%
– Asian High Yield (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.92%
– Asian High Yield (USD) Q-dist	0.87%
– Asian High Yield (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.91%
– Asian High Yield (USD) Q-mdist	0.87%
– Asian High Yield (USD) (SGD hedged) Q-mdist	0.92%
– Asian High Yield (USD) U-X-acc	0.03%
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD) I-A2-dist	0.50%
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD) I-B-acc	0.12%
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD) P-acc	1.23%
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD) U-X-acc	0.05%
– China Fixed Income (RMB) (EUR) I-A1-acc	0.69%
– China Fixed Income (RMB) (USD) I-A1-acc	0.69%
– China Fixed Income (RMB) (CHF hedged) I-A3-acc	0.68%
– China Fixed Income (RMB) (EUR) I-A3-acc	0.58%
– China Fixed Income (RMB) (EUR hedged) I-A3-acc	0.42%
– China Fixed Income (RMB) (USD) I-A3-acc	0.55%
– China Fixed Income (RMB) (GBP) I-A3-dist	0.60%
– China Fixed Income (RMB) (GBP hedged) I-A3-dist	0.62%
– China Fixed Income (RMB) (USD) I-A3-dist	0.60%
– China Fixed Income (RMB) (USD hedged) I-A3-dist	0.63%
– China Fixed Income (RMB) I-B-acc	0.20%
– China Fixed Income (RMB) (USD) I-B-acc	0.20%
– China Fixed Income (RMB) (EUR) I-B-dist	0.20%
– China Fixed Income (RMB) (JPY) I-B-mdist	0.20%
– China Fixed Income (RMB) (CHF hedged) I-X-acc	0.05%
– China Fixed Income (RMB) (USD hedged) I-X-acc	0.05%
– China Fixed Income (RMB) (USD) K-X-acc	0.09%
– China Fixed Income (RMB) P-acc	1.24%
– China Fixed Income (RMB) (EUR) P-acc	1.23%
– China Fixed Income (RMB) (EUR hedged) P-acc	1.28%
– China Fixed Income (RMB) (USD) P-acc	1.22%
– China Fixed Income (RMB) Q-acc	0.84%
– China Fixed Income (RMB) (EUR) Q-acc	0.80%
– China Fixed Income (RMB) (GBP hedged) Q-acc	0.89%
– China Fixed Income (RMB) (USD) Q-acc	0.84%
– China Fixed Income (RMB) (USD) QI-acc	0.74%
– China Fixed Income (RMB) (GBP) Q-dist	0.74%
– China Fixed Income (RMB) U-X-UKdist-mdist	0.05%
– China Fixed Income (RMB) (USD) U-X-acc	0.05%
– China High Yield (USD) (EUR) I-A3-acc	0.59%
– China High Yield (USD) I-B-acc	0.18%
– China High Yield (USD) I-X-acc	0.07%
– China High Yield (USD) P-acc	1.50%
– China High Yield (USD) Q-acc	0.87%
– China High Yield (USD) U-X-acc	0.06%
– Convert Global (EUR) F-acc	0.57%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) F-acc	0.59%
– Convert Global (EUR) (USD hedged) F-acc	0.60%
– Convert Global (EUR) I-A1-acc	0.76%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A1-acc	0.79%
– Convert Global (EUR) (USD hedged) I-A1-dist	0.80%
– Convert Global (EUR) I-A2-acc	0.66%
– Convert Global (EUR) I-A2-dist	0.67%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A2-dist	0.70%

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Convert Global (EUR) I-A3-acc	0.56%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A3-acc	0.60%
– Convert Global (EUR) (USD hedged) I-A3-acc	0.60%
– Convert Global (EUR) I-A3-dist	0.57%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A3-dist	0.59%
– Convert Global (EUR) (USD hedged) I-B-acc	0.08%
– Convert Global (EUR) I-X-acc	0.01%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
– Convert Global (EUR) I-X-dist	0.02%
– Convert Global (EUR) K-X-acc	0.06%
– Convert Global (EUR) P-acc	1.85%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.90%
– Convert Global (EUR) (USD hedged) P-acc	1.91%
– Convert Global (EUR) P-dist	1.86%
– Convert Global (EUR) Q-acc	0.96%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) Q-acc	1.01%
– Convert Global (EUR) (USD hedged) Q-acc	1.01%
– Convert Global (EUR) Q-dist	0.96%
– Emerging Economies Corporates (USD) F-acc	0.71%
– Emerging Economies Corporates (USD) I-B-acc	0.17%
– Emerging Economies Corporates (USD) I-X-acc	0.06%
– Emerging Economies Corporates (USD) I-X-dist	0.06%
– Emerging Economies Corporates (USD) K-B-mdist	0.21%
– Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) K-B-mdist	0.21%
– Emerging Economies Corporates (USD) K-X-acc	0.10%
– Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) P-4%-qdist	1.94%
– Emerging Economies Corporates (USD) P-acc	1.90%
– Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) P-acc	1.95%
– Emerging Economies Corporates (USD) P-dist	1.90%
– Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) P-dist	1.95%
– Emerging Economies Corporates (USD) Q-acc	1.07%
– Emerging Economies Corporates (USD) Q-dist	1.09%
– Emerging Economies Corporates (USD) U-X-acc	0.06%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) I-A1-acc	0.70%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) I-B-acc	0.19%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) I-X-acc	0.07%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) P-acc	1.61%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) (EUR hedged) P-acc	1.67%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) P-dist	1.58%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) (EUR hedged) P-dist	1.64%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) Q-acc	0.91%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.96%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.95%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) U-X-UKdist-mdist	0.07%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) I-B-acc	0.08%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) I-X-acc	0.01%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) P-acc	1.19%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.24%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) Q-acc	0.63%

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– EUR Corporates Sustainable (EUR) (CHF hedged) Q-acc	0.70%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) U-X-acc	0.01%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) (CHF hedged) U-X-acc	0.01%
– Floating Rate Income (USD) F-acc	0.60%
– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) F-acc	0.63%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) F-acc	0.64%
– Floating Rate Income (USD) I-X-acc	0.05%
– Floating Rate Income (USD) K-B-acc	0.16%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) K-X-acc	0.11%
– Floating Rate Income (USD) P-acc	1.39%
– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) P-acc	1.45%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) P-acc	1.45%
– Floating Rate Income (USD) P-dist	1.39%
– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) P-dist	1.44%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) P-dist	1.45%
– Floating Rate Income (USD) P-mdist	1.39%
– Floating Rate Income (USD) (HKD) P-mdist	1.39%
– Floating Rate Income (USD) Q-acc	0.84%
– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.90%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.90%
– Floating Rate Income (USD) Q-dist	0.84%
– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.89%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.90%
– Floating Rate Income (USD) Q-mdist	0.85%
– Floating Rate Income (USD) U-X-UKdist-mdist	0.05%
– Global Corporates (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.50%
– Global Corporates (USD) I-B-acc	0.09%
– Global Corporates (USD) (CHF hedged) I-B-acc	0.09%
– Global Corporates (USD) I-X-acc	0.02%
– Global Corporates (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
– Global Corporates (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.02%
– Global Corporates (USD) I-X-UKdist	0.02%
– Global Corporates (USD) P-acc	0.82%
– Global Corporates (USD) U-X-dist	0.02%
– Global Corporates (USD) U-X-UKdist-mdist	0.02%
– Global Dynamic (USD) I-A1-acc	0.67%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) I-A1-acc	0.71%
– Global Dynamic (USD) I-A3-acc	0.58%
– Global Dynamic (USD) I-B-acc	0.10%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) I-B-acc	0.09%
– Global Dynamic (USD) I-X-acc	0.03%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.03%
– Global Dynamic (USD) (AUD hedged) I-X-qdist	0.03%
– Global Dynamic (USD) (CAD hedged) I-X-qdist	0.03%
– Global Dynamic (USD) K-B-acc	0.13%
– Global Dynamic (USD) K-X-acc	0.07%
– Global Dynamic (USD) P-4%-mdist	1.47%
– Global Dynamic (USD) P-acc	1.47%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) P-acc	1.52%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) P-acc	1.51%
– Global Dynamic (USD) P-dist	1.46%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) P-dist	1.52%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) P-dist	1.52%

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Global Dynamic (USD) Q-4%-mdist	0.87%
– Global Dynamic (USD) Q-acc	0.87%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.92%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.91%
– Global Dynamic (USD) Q-dist	0.87%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.92%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.91%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.61%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-A1-dist	0.61%
– Global Inflation-linked (USD) I-A3-acc	0.48%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-A3-acc	0.51%
– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.51%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-B-acc	0.13%
– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) I-B-dist	0.13%
– Global Inflation-linked (USD) P-acc	1.00%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) P-acc	1.05%
– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) P-acc	1.05%
– Global Inflation-linked (USD) Q-acc	0.60%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.65%
– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.64%
– Global SDG Corporates Sustainable (USD) P-acc	0.99%
– Global SDG Corporates Sustainable (USD) (CHF hedged) P-acc	1.03%
– Global SDG Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) P-acc	1.03%
– Global SDG Corporates Sustainable (USD) Q-acc	0.64%
– Global SDG Corporates Sustainable (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.66%
– Global SDG Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.66%
– Global SDG Corporates Sustainable (USD) U-X-acc	0.04%
– Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) I-A1-acc	0.46%
– Global Short Term Flexible (USD) (GBP hedged) I-A2-acc	0.43%
– Global Short Term Flexible (USD) I-A3-acc	0.36%
– Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.39%
– Global Short Term Flexible (USD) I-X-acc	0.06%
– Global Short Term Flexible (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.06%
– Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.06%
– Global Short Term Flexible (USD) I-X-UKdist	0.06%
– Global Short Term Flexible (USD) P-acc	0.92%
– Global Short Term Flexible (USD) (AUD hedged) P-acc	0.97%
– Global Short Term Flexible (USD) (CAD hedged) P-acc	0.97%
– Global Short Term Flexible (USD) (CHF hedged) P-acc	0.96%
– Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) P-acc	0.97%
– Global Short Term Flexible (USD) (GBP hedged) P-acc	0.97%
– Global Short Term Flexible (USD) P-dist	0.92%
– Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) P-dist	0.97%
– Global Short Term Flexible (USD) Q-acc	0.59%
– Global Short Term Flexible (USD) (AUD hedged) Q-acc	0.64%
– Global Short Term Flexible (USD) (CAD hedged) Q-acc	0.64%
– Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.64%
– Global Short Term Flexible (USD) Q-dist	0.59%
– Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.64%
– Green Social Sustainable Bonds (EUR) I-X-acc	0.02%
– Green Social Sustainable Bonds (EUR) P-acc	0.67%
– Green Social Sustainable Bonds (EUR) Q-acc	0.32%

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Green Social Sustainable Bonds (EUR) U-X-acc	0.02%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) F-acc	0.57%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) I-A1-acc	0.64%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.67%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) I-A2-acc	0.59%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) I-A2-acc	0.61%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) I-B-acc	0.11%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) I-B-acc	0.10%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) I-B-dist	0.12%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) I-X-acc	0.04%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.04%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) I-X-UKdist	0.04%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) K-B-mdist	0.15%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) K-X-acc	0.08%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) K-X-acc	0.08%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) N-dist	1.89%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) P-acc	1.35%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) (CHF hedged) P-acc	1.39%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) P-acc	1.39%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) P-mdist	1.34%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) P-qdist	1.39%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) Q-acc	0.81%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.85%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.85%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) Q-dist	0.80%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) Q-mdist	0.81%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD) U-X-acc	0.04%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) F-acc	0.32%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) (CHF hedged) F-acc	0.35%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) (USD hedged) F-acc	0.35%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) I-A1-acc	0.45%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) I-A3-acc	0.32%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) I-B-acc	0.10%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) (USD hedged) I-B-acc	0.10%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) I-X-acc	0.03%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) (USD hedged) I-X-acc	0.03%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) K-B-dist	0.13%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) (CHF hedged) K-B-acc	0.14%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) P-acc	0.87%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) Q-acc	0.52%

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) F-acc	0.31%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (CHF hedged) F-acc	0.34%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) F-acc	0.34%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) I-A1-acc	0.45%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) I-A2-acc	0.41%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.34%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) I-B-acc	0.09%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) I-B-acc	0.09%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) I-X-acc	0.02%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.02%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (CHF hedged) K-B-acc	0.13%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) K-B-mdist	0.11%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) K-X-acc	0.05%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) P-acc	0.87%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) P-acc	0.92%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) P-mdist	0.88%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD) Q-acc	0.51%
– USD Corporates (USD) F-acc	0.36%
– USD Corporates (USD) I-A1-acc	0.48%
– USD Corporates (USD) I-A3-acc	0.35%
– USD Corporates (USD) I-X-acc	0.03%
– USD Corporates (USD) P-acc	1.18%
– USD Corporates (USD) (CHF hedged) P-acc	1.23%
– USD Corporates (USD) (EUR hedged) P-acc	1.19%
– USD Corporates (USD) P-mdist	1.18%
– USD Corporates (USD) (JPY hedged) P-mdist	1.20%
– USD Corporates (USD) Q-acc	0.68%
– USD Corporates (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.73%
– USD Corporates (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.72%
– USD Corporates (USD) QL-acc	0.38%
– USD Corporates (USD) (CHF hedged) QL-acc	0.43%
– USD Corporates (USD) (EUR hedged) QL-acc	0.42%
– USD Corporates (USD) U-X-acc	0.04%
– USD High Yield (USD) F-acc	0.55%
– USD High Yield (USD) I-A1-acc	0.65%
– USD High Yield (USD) I-B-acc	0.10%
– USD High Yield (USD) I-X-acc	0.03%
– USD High Yield (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%
– USD High Yield (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.03%
– USD High Yield (USD) K-X-acc	0.07%
– USD High Yield (USD) P-6%-mdist	1.33%
– USD High Yield (USD) P-acc	1.33%
– USD High Yield (USD) (CHF hedged) P-acc	1.38%
– USD High Yield (USD) P-mdist	1.33%
– USD High Yield (USD) Q-6%-mdist	0.80%
– USD High Yield (USD) Q-acc	0.79%
– USD High Yield (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.84%
– USD High Yield (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.84%

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– USD High Yield (USD) Q-mdist	0.79%
– USD High Yield (USD) U-X-acc	0.03%
– USD High Yield (USD) (AUD hedged) U-X-acc	0.03%
– USD High Yield (USD) U-X-UKdist-mdist	0.03%
– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) F-acc	0.31%
– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) I-A1-acc	0.42%
– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) I-A3-acc	0.33%
– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) I-B-acc	0.05%
– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) U-X-acc	0.00%
– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) (CHF hedged) U-X-acc	0.00%
– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) U-X-acc	0.00%

The effective flat fee may change during the reporting period (see note 2).

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Bond SICAV	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– 2024 (USD)	87.76%
– 2025 I (EUR)	22.98%
– 2025 I (USD)	10.89%
– Asian High Yield (USD)	64.88%
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	108.64%
– China Fixed Income (RMB)	259.64%
– China High Yield (USD)	84.18%
– Convert Global (EUR)	75.21%
– Emerging Economies Corporates (USD)	122.80%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	51.74%
– EUR Corporates Sustainable (EUR)	77.90%
– Floating Rate Income (USD)	85.75%
– Global Corporates (USD)	36.73%
– Global Dynamic (USD)	143.32%
– Global Inflation-linked (USD)	40.33%

UBS (Lux) Bond SICAV	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Global SDG Corporates Sustainable (USD)	45.21%
– Global Short Term Flexible (USD)	80.48%
– Green Social Sustainable Bonds (EUR)	-10.21%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD)	121.08%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR)	34.97%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD)	-18.65%
– USD Corporates (USD)	177.70%
– USD High Yield (USD)	119.01%
– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)	81.13%

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 May 2024, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions, as follows:

UBS (Lux) Bond SICAV	Transaction costs
– 2023 (USD) ¹	- USD
– 2024 (USD)	- USD
– 2025 I (EUR)	- EUR
– 2025 I (USD)	- USD
– Asian High Yield (USD)	13 263.89 USD
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	2 881.38 USD
– China Fixed Income (RMB)	- CNY
– China High Yield (USD)	- USD
– Convert Global (EUR)	7 783.71 EUR
– Emerging Economies Corporates (USD)	3 911.62 USD
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	234.08 USD
– EUR Corporates Sustainable (EUR)	3 584.22 EUR
– Fixed Maturity Series 1 (USD) ²	- USD
– Floating Rate Income (USD)	1 848.17 USD
– Global Corporates (USD)	11 369.81 USD
– Global Dynamic (USD)	247 801.54 USD
– Global Inflation-linked (USD)	19 531.18 USD
– Global SDG Corporates Sustainable (USD)	664.08 USD
– Global Short Term Flexible (USD)	20 030.72 USD
– Green Social Sustainable Bonds (EUR)	2 140.20 EUR
– Short Duration High Yield Sustainable (USD)	518.70 USD
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR)	164.00 EUR
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD)	11 573.66 USD
– USD Corporates (USD)	10 258.29 USD
– USD High Yield (USD)	5 720.33 USD
– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)	31 104.71 USD

¹ liquidated on 21 November 2023

² liquidated on 17 May 2024

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 11 – Related party transactions

Connected persons in the context of this note are those defined in the SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds. All transactions entered into during the year between the subfunds and its connected persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

a) Transactions on securities and derivative financial instruments

The volume of securities and derivative financial instruments undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company (except options), the Portfolio Manager, the Depositary or the Board of Directors for the financial year from 1 June 2023 to 31 May 2024 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Bond SICAV	Volume of transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	As a % of the total of security transactions
– Asian High Yield (USD)	1 172 310 275.86 USD	57.09%
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	259 677 766.63 USD	61.61%
– China Fixed Income (RMB)	0.00 CNY	0.00%
– USD High Yield (USD)	428 343 460.05 USD	32.54%

UBS (Lux) Bond SICAV	Commissions on transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	Average rate of commission
– Asian High Yield (USD)	13 264.05 USD	0.00%
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	2 873.32 USD	0.00%
– China Fixed Income (RMB)	0.00 CNY	0.00%
– USD High Yield (USD)	4 669.63 USD	0.00%

As disclosed in Note 10 – Transaction Costs, the transaction costs for fixed-income investments, exchange traded futures contracts and other derivative contracts are included in the purchase and sale price of the investment and are therefore not listed individually here.

UBS (Lux) Bond SICAV	Volume of transactions in other securities (except equities, equity-like securities and derivative financial instruments) with related parties	As a % of the total of security transactions
– Asian High Yield (USD)	49 594 213.84 USD	2.42%
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	4 387 455.40 USD	1.04%
– China Fixed Income (RMB)	2 285 371.89 CNY	0.02%
– USD High Yield (USD)	0.00 USD	0.00%

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Company on transactions on “other securities (except equities and equity-like securities)” with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 31 May 2024 were used.

b) Transactions in Shares of the Company

Connected persons may invest in a new subfund / shareclass for the purpose of providing seed capital ("Direct Investment"), with the intent of remaining invested until the subfund / shareclass has substantial net assets. Such investments are at arm's length and comply with all late trading / market timing prevention requirements. No connected person may invest for the purpose of exercising management or control over any Fund or the Company.

As of 31 May 2024, the Management Company and its affiliates / persons had not contributed any seed capital to the subfunds / share classes registered in Hong Kong.

c) Holding of the Directors

The Directors of the Management Company and the Directors of the Company had no holdings in the subfunds licensed for sale in Hong Kong as at 31 May 2024.

Note 12 – Liquidation

The following liquidations occurred:

Subfunds	Date
UBS (Lux) Bond SICAV – 2023 (USD)	21.11.2023
UBS (Lux) Bond SICAV – Fixed Maturity Series 1 (USD)	17.5.2024

For the following subfunds, find here after the details of the remaining cash on the accounts held with the Depositary Bank as at 31 May 2024. It will be used to pay the remaining operating fees pertaining to those subfunds and final payments of liquidation proceeds (if any) to Shareholders:

Cash balance of the subfund UBS (Lux) Bond SICAV – 2023 (USD) as at 31 May 2024 is USD 185 384.66.

Cash balance of the subfund UBS (Lux) Bond SICAV – Fixed Maturity Series 1 (USD) as at 31 May 2024 is USD 84.34.

Note 13 – Defaulted securities

In the event a bond is in default (hence not paying a coupon/ principal as specified in the offering documents) but a pricing quotes exists, a final payment is expected and the bond would therefore be kept in the portfolio. Furthermore, there are bonds that have defaulted in the past where no pricing quotes exists and no final payment is expected. These bonds have been fully written off by the fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise from these bonds to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD)

Bonds	Currency	Nominal
GLOBAL INVESTMENT FINANCIAL *DEFAULT* 11.00000% 96-06.04.06	USD	2 000 000.00
HIPOTECARIA SU CASITA SA DE CV	MXN	15 777.00
LOJAS ARAPUA INTL INC-DEFAULT CD 0.00000% 10.06.97-05.06.98	USD	1 000 000.00
SHARP EQUIPAMENTOS ELETR-REG-S *DEFAULT* 9.62500% 97-30.10.05	USD	1 080 000.00
SIDEK CREDITOR TRUST-A1	USD	222 274.28
SIDEK CREDITOR TRUST-B1	USD	889 210.59
UNION NATIONAL HDC TR 2006-REG-S*DEFAULT*VAR 07-01.05.11	USD	2 105 964.00

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)

Bonds	Currency	Nominal
ML MTGE INVEST-SUB *DEFAULT*		
1M LIBOR+210BP 05-25.06.35	USD	1 000 000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST-SUB *DEFAULT* FLR 05-01.11.35	USD	1 750 000.00
WASHINGTON MUTUAL BK FA CHATS CALIF-SUB*DEF* 5.5% 2-15.01.13	USD	7 995 000.00

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)

Bonds	Currency	Nominal
WIMAR OPCO LLC/FINANCE-SUB *DEFAULT* 9.62500% 07-15.12.14	USD	1 150 000.00

Regarding UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR), the following bond "NMC HEALTH JERSEY LTD-REG-S *DEFAULTED* 1.87500% 18-30.04.25" (nominal: 35 800 00.00) defaulted and has been converted into a loan displayed in the portfolio of the financial statements under the following "NMC HEALTH JERSEY LTD-REG-S 1.87500% 18-30.04.25" (nominal: 9 348 347.38).

Note 14 – Subsequent event

There were no events after the year-end that require adjustment to or disclosure in the Financial Statements.

Note 15 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the Depositary can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which Company shares were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only the English version was audited by the auditors. However, in the case of shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Company and the depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Company.

Note 16 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch, acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – 2025 I (EUR)		
Bank of America	220 258.69 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-54 832.02 EUR	0.00 EUR
Standard Chartered Bank	601.09 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	2 668.14 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – 2025 I (USD)		
Citibank	-32 463.52 USD	0.00 USD
HSBC	-23 377.32 USD	0.00 USD
State Street	-335.24 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD)		
Bank of America	344 947.79 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	4 870.84 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	4 097.46 USD	0.00 USD
JP Morgan	-2 283.17 USD	0.00 USD
State Street	-211.19 USD	0.00 USD
UBS AG	-3 245.39 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – China Fixed Income (RMB)		
HSBC	164 726.11 CNY	0.00 CNY
UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR)		
Barclays	3 890 072.29 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	394 752.93 EUR	0.00 EUR
Citibank	-1 048 165.04 EUR	0.00 EUR
Deutsche Bank	8 976 134.19 EUR	0.00 EUR
HSBC	639 979.04 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	3 332.74 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	19 283 513.94 EUR	0.00 EUR
Nomura	-829 549.56 EUR	0.00 EUR
Standard Chartered Bank	534 027.32 EUR	374 125.64 EUR
State Street	920 077.91 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-171 005.48 EUR	0.00 EUR

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Corporates (USD)		
Bank of America	-613.88 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-10 889.07 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	2 264.80 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	115 353.59 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD)		
Bank of America	-95 757.01 USD	0.00 USD
Barclays	-308 745.21 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	302 249.94 USD	0.00 USD
Citibank	18 720.15 USD	0.00 USD
CME Clearing	-334 282.47 USD	0.00 USD
Deutsche Bank	29 908.10 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	138 320.45 USD	0.00 USD
HSBC	-835 085.86 USD	0.00 USD
JP Morgan	8 671.91 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-80 961.38 USD	16 000.00 USD
Nomura	-4 412.45 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	35 619.31 USD	0.00 USD
State Street	-25 351.33 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – EUR Corporates Sustainable (EUR)		
Goldman Sachs	101 673.27 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-846 646.86 EUR	0.00 EUR
UBS AG	16 581.32 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD)		
Bank of America	7 178.88 USD	0.00 USD
Barclays	5 108.91 USD	0.00 USD
Citibank	-785.70 USD	0.00 USD
CME Clearing	736 768.02 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-305.04 USD	0.00 USD
HSBC	-1 179.56 USD	0.00 USD
ICE Clear US	1 353 076.88 USD	0.00 USD
LCH Group Holdings	124 174.89 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-32 043.79 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-63 540.23 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Corporates (USD)		
Bank of America	-383 027.06 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-1 518 026.65 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-1 971.77 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	723 402.29 USD	0.00 USD
State Street	6 022.01 USD	0.00 USD
UBS AG	-100 657.37 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)		
Bank of America	4 131 628.36 USD	0.00 USD
Barclays	7 876.45 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-2 893 707.56 USD	0.00 USD
Citibank	-32 216.23 USD	0.00 USD
CME Clearing	-9 076 160.61 USD	0.00 USD
Deutsche Bank	61 605.87 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-166 727.27 USD	50 000.00 USD
HSBC	-8 288.75 USD	226 890.40 USD
JP Morgan	117 883.65 USD	224 057.65 USD
LCH Group Holdings	2 318 808.39 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	771 710.67 USD	0.00 USD
Nomura	-65 302.72 USD	0.00 USD

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
Standard Chartered Bank	-97 961.14 USD	0.00 USD
State Street	-6 472 955.80 USD	0.00 USD
UBS AG	463 261.81 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	95 039.88 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation-linked (USD)		
Bank of America	282 948.53 USD	0.00 USD
Barclays	-5 306.83 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	429 480.96 USD	0.00 USD
Citibank	34 183.04 USD	0.00 USD
CME Clearing	-491 944.28 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-15 376.15 USD	0.00 USD
HSBC	-9 517.85 USD	0.00 USD
JP Morgan	10 057.03 USD	0.00 USD
LCH Group Holdings	2 117 455.93 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	76 019.96 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	1 830.37 USD	0.00 USD
State Street	-471 604.42 USD	0.00 USD
UBS AG	7 316.87 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	6 342.85 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global SDG Corporates Sustainable (USD)		
Barclays	-8.17 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-12 815.51 USD	0.00 USD
Citibank	-624.06 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	22 001.20 USD	0.00 USD
UBS AG	-19 631.97 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Short Term Flexible (USD)		
Bank of America	601 656.60 USD	0.00 USD
Barclays	18 803.24 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-193 153.66 USD	0.00 USD
Citibank	399 478.03 USD	360 000.00 USD
CME Clearing	-763 104.36 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-11 287.05 USD	0.00 USD
HSBC	-9 646.54 USD	0.00 USD
JP Morgan	3 777.83 USD	0.00 USD
LCH Group Holdings	-790 346.30 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	271 614.65 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	8 423.17 USD	0.00 USD
State Street	-340 211.22 USD	0.00 USD
UBS AG	37 283.87 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	6 317.16 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Green Social Sustainable Bonds (EUR)		
Bank of America	78 490.71 EUR	0.00 EUR
Deutsche Bank	-19 491.53 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	82 771.33 EUR	0.00 EUR
Standard Chartered Bank	4 301 252.03 EUR	0.00 EUR
State Street	80 574.95 EUR	0.00 EUR
UBS AG	67 446.35 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	173 214.04 EUR	0.00 EUR

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – Short Duration High Yield Sustainable (USD)		
Bank of America	45 338.04 USD	0.00 USD
Citibank	2 648.67 USD	0.00 USD
HSBC	-43.50 USD	0.00 USD
ICE Clear US	1 659 566.34 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-74 292.27 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	1 756.53 USD	0.00 USD
State Street	-348.72 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-69 987.58 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR)		
Barclays	-146 097.48 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	31 262.11 EUR	0.00 EUR
HSBC	-2 470.86 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-257 174.77 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-2 827.66 EUR	0.00 EUR
State Street	-58.23 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-442 327.83 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term USD Corporates Sustainable (USD)		
Bank of America	281 769.99 USD	0.00 USD
Barclays	373 965.60 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	779.70 USD	0.00 USD
JP Morgan	-1 344.36 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	486 049.53 USD	0.00 USD
State Street	-7 456.56 USD	0.00 USD
UBS AG	1 522 379.97 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)		
HSBC	-9 073.20 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	98 173.04 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)		
Bank of America	111 952.02 USD	0.00 USD
Barclays	-11.85 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-144.77 USD	0.00 USD
Citibank	-7 610.40 USD	0.00 USD
HSBC	-272.06 USD	0.00 USD
ICE Clear US	2 363 010.34 USD	0.00 USD
JP Morgan	-3 238.16 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	2 320.08 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)		
Canadian Imperial Bank	167.18 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	1 229 884.86 USD	0.00 USD
State Street	138 280.99 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR)		
Composition of collateral by type of assets		Weight %
Standard Chartered Bank		
Cash		100.00%
Bonds		0.00%
Equities		0.00%
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD)		
Composition of collateral by type of assets		Weight %
Morgan Stanley		
Cash		100.00%
Bonds		0.00%
Equities		0.00%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)

Composition of collateral by type of assets	Weight %
Goldman Sachs, HSBC and JP Morgan	
Cash	100.00%
Bonds	0.00%
Equities	0.00%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Short Term Flexible (USD)

Composition of collateral by type of assets	Weight %
Citibank	
Cash	100.00%
Bonds	0.00%
Equities	0.00%

Securities Lending

UBS (Lux) Bond SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 May 2024*		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 May 2024		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– 2024 (USD)	71 962 015.43 USD	78 427 040.40 USD	59.94	40.06	0.00
– 2025 I (EUR)	20 123 796.80 EUR	21 425 297.80 EUR	59.94	40.06	0.00
– 2025 I (USD)	8 155 488.48 USD	8 746 658.62 USD	59.94	40.06	0.00
– Asian High Yield (USD)	109 384 302.82 USD	118 105 951.61 USD	59.94	40.06	0.00
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	23 908 852.87 USD	25 310 296.23 USD	60.87	39.13	0.00
– China High Yield (USD)	9 253 893.82 USD	9 915 766.32 USD	59.94	40.06	0.00
– Emerging Economies Corporates (USD)	50 398 387.16 USD	53 880 883.76 USD	59.94	40.06	0.00
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	1 441 684.87 USD	1 547 027.70 USD	59.94	40.06	0.00
– EUR Corporates Sustainable (EUR)	89 750 520.05 EUR	94 615 325.80 EUR	60.87	39.13	0.00
– Floating Rate Income (USD)	21 889 591.33 USD	23 334 212.62 USD	59.94	40.06	0.00
– Global Corporates (USD)	70 680 063.28 USD	74 418 687.29 USD	59.94	40.06	0.00
– Global Dynamic (USD)	181 545 838.56 USD	192 112 183.24 USD	59.94	40.06	0.00
– Global Inflation-linked (USD)	6 623 150.06 USD	6 480 532.53 USD	59.94	40.06	0.00
– Global SDG Corporates Sustainable (USD)	10 470 553.51 USD	11 109 158.57 USD	60.87	39.13	0.00
– Global Short Term Flexible (USD)	41 430 210.73 USD	44 315 699.00 USD	59.94	40.06	0.00
– Green Social Sustainable Bonds (EUR)	140 270 555.77 EUR	148 520 551.76 EUR	60.87	39.13	0.00
– Short Duration High Yield Sustainable (USD)	25 018 273.79 USD	28 091 971.37 USD	60.87	39.13	0.00
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR)	61 055 101.40 EUR	64 578 750.39 EUR	60.87	39.13	0.00
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD)	34 482 296.16 USD	36 729 800.60 USD	60.87	39.13	0.00
– USD Corporates (USD)	23 210 794.49 USD	24 564 846.45 USD	59.94	40.06	0.00
– USD High Yield (USD)	89 258 285.78 USD	95 422 229.99 USD	59.94	40.06	0.00
– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)	25 807 791.37 USD	35 073 826.05 USD	60.87	39.13	0.00

* The pricing and exchange rate information for the Counterparty Exposure is obtained directly from the securities lending agent on 31 May 2024 and hence, it might differ from the closing prices and exchange rates used for the preparation of the financial statements as of 31 May 2024.

	UBS (Lux) Bond SICAV – 2023 (USD) ¹	UBS (Lux) Bond SICAV – 2024 (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – 2025 I (EUR)	UBS (Lux) Bond SICAV – 2025 I (USD)
Securities Lending revenues	107 166.55	583 132.93	310 043.47	143 885.92
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	32 149.97 USD	174 939.88 USD	93 013.04 EUR	43 165.78 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	10 716.65 USD	58 313.29 USD	31 004.35 EUR	14 388.59 USD
Net Securities Lending revenues	64 299.93 USD	349 879.76 USD	186 026.08 EUR	86 331.55 USD

	UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – China High Yield (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Corporates (USD)
Securities Lending revenues	1 629 997.30	220 297.88	205 493.73	389 896.63
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	488 999.19 USD	66 089.36 USD	61 648.12 USD	116 968.99 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	162 999.73 USD	22 029.79 USD	20 549.37 USD	38 989.66 USD
Net Securities Lending revenues	977 998.38 USD	132 178.73 USD	123 296.24 USD	233 937.98 USD

	UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – EUR Corporates Sustainable (EUR)	UBS (Lux) Bond SICAV – Fixed Maturity Series 1 (USD) ²	UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD)
Securities Lending revenues	13 092.10	321 252.35	33 698.42	372 770.22
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	3 927.63 USD	96 375.71 EUR	10 109.53 USD	111 831.07 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	1 309.21 USD	32 125.23 EUR	3 369.84 USD	37 277.02 USD
Net Securities Lending revenues	7 855.26 USD	192 751.41 EUR	20 219.05 USD	223 662.13 USD

	UBS (Lux) Bond SICAV – Global Corporates (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation-linked (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Global SDG Corporates Sustainable (USD)
Securities Lending revenues	221 302.52	465 368.12	37 669.65	16 203.82
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	66 390.76 USD	139 610.44 USD	11 300.90 USD	4 861.15 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	22 130.25 USD	46 536.81 USD	3 766.96 USD	1 620.38 USD
Net Securities Lending revenues	132 781.51 USD	279 220.87 USD	22 601.79 USD	9 722.29 USD

	UBS (Lux) Bond SICAV – Global Short Term Flexible (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Green Social Sustainable Bonds (EUR)	UBS (Lux) Bond SICAV – Short Duration High Yield Sustainable (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR)
Securities Lending revenues	129 584.88	391 743.25	154 114.65	166 804.12
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	38 875.46 USD	117 522.98 EUR	46 234.40 USD	50 041.24 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	12 958.49 USD	39 174.32 EUR	15 411.46 USD	16 680.41 EUR
Net Securities Lending revenues	77 750.93 USD	235 045.95 EUR	92 468.79 USD	100 082.47 EUR

	UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term USD Corporates Sustainable (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)
Securities Lending revenues	223 869.12	41 230.38	242 062.23	140 439.72
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	67 160.74 USD	12 369.11 USD	72 618.67 USD	42 131.92 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	22 386.91 USD	4 123.04 USD	24 206.22 USD	14 043.97 USD
Net Securities Lending revenues	134 321.47 USD	24 738.23 USD	145 237.34 USD	84 263.83 USD

¹ liquidated on 21 November 2023

² liquidated on 17 May 2024

* 30% of the gross revenue are retained as costs/fees by UBS Switzerland AG acting as securities lending service provider and 10% are retained by UBS Europe SE, Luxembourg Branch acting as securities lending agent.

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 May 2024

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Notes, fixed rate			
GBP			
GBP BUPA FINANCE PLC-REG-S-SUB 5.00000% 16-08.12.26	1 000 000.00	1 248 614.51	0.19
TOTAL GBP		1 248 614.51	0.19
USD			
USD ABBVIE INC 2.95000% 20-21.11.26	1 115 000.00	1 059 051.80	0.16
USD ABBVIE INC 3.60000% 15-14.05.25	4 400 000.00	4 323 598.22	0.65
USD ABBVIE INC 4.80000% 24-15.03.27	1 700 000.00	1 689 796.16	0.25
USD ABN AMRO BANK NV-144A-SUB 4.75000% 15-28.07.25	250 000.00	246 175.56	0.04
USD ABN AMRO BANK NV-REG-S-SUB 4.75000% 15-28.07.25	2 500 000.00	2 461 755.65	0.37
USD AERCAP IRELAND CAPITAL DAC /AERCAP GLO 2.45000% 21-29.10.26	4 000 000.00	3 721 903.64	0.56
USD AIA GROUP LTD-REG-S 5.82500% 22-25.10.27	3 380 000.00	3 428 285.83	0.51
USD ALIBABA GROUP HOLDING LTD 3.40000% 17-06.12.27	3 480 000.00	3 267 859.20	0.49
USD AMAZON.COM INC 4.55000% 22-01.12.27	2 000 000.00	1 983 358.42	0.30
USD AMERICAN EXPRESS CO 3.95000% 22-01.08.25	2 000 000.00	1 966 356.28	0.29
USD AMGEN INC 5.25000% 23-02.03.25	2 910 000.00	2 902 920.84	0.44
USD ANGLO AMERICAN CAPITAL PLC-144A 3.62500% 17-11.09.24	2 000 000.00	1 982 480.00	0.30
USD ANGLO AMERICAN CAPITAL PLC-REG-S 3.62500% 17-11.09.24	485 000.00	480 751.40	0.07
USD AON NORTH AMERICA INC 5.12500% 24-01.03.27	2 500 000.00	2 492 707.93	0.37
USD APA INFRASTRUCTURE LTD-REG-S 4.20000% 15-23.03.25	2 000 000.00	1 975 775.42	0.30
USD APPLE INC 3.25000% 16-23.02.26	4 000 000.00	3 884 062.16	0.58
USD APPLE INC 3.35000% 17-09.02.27	2 000 000.00	1 924 993.06	0.29
USD APTIV PLC 2.39600% 22-18.02.25	1 300 000.00	1 270 171.85	0.19
USD ASB BANK LTD-REG-S 5.34600% 23-15.06.26	3 350 000.00	3 347 134.17	0.56
USD AT&T INC 3.87500% 19-15.01.26	2 000 000.00	1 953 477.96	0.29
USD AT&T INC 4.25000% 17-01.03.27	2 000 000.00	1 953 495.58	0.29
USD AT&T INC 5.53900% 23-20.02.26	3 500 000.00	3 499 847.09	0.53
USD BAKER HUGHES A GE CO/CO-OBLIGATOR 2.06100% 21-15.12.26	1 140 000.00	1 052 500.20	0.16
USD BANCO BBVAO VEC AYA ARGENTARIA SA 5.38100% 24-13.03.29	2 200 000.00	2 202 578.76	0.33
USD BANCO SANTANDER SA 5.58800% 23-08.08.28	800 000.00	804 860.85	0.12
USD BANK OF MONTREAL 5.26600% 23-11.12.26	1 600 000.00	1 597 113.56	0.24
USD BANK OF NOVA SCOTIA 1.30000% 21-15.09.26	3 000 000.00	2 741 648.04	0.41
USD BANK OF SCOTLAND PLC-REG-S 1.60000% 21-29.09.26	1 665 000.00	1 524 349.32	0.23
USD BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL-REG-S 0.99800% 21-04.02.25	2 000 000.00	1 938 049.72	0.29
USD BARCLAYS PLC 3.85000% 15-16.03.25	400 000.00	393 586.19	0.06
USD BARCLAYS PLC 4.33700% 17-10.01.28	3 992 000.00	3 839 988.43	0.58
USD BBVA BANCOMER SA/TEXAS-REG-S 1.87500% 20-18.09.25	1 000 000.00	950 937.50	0.14
USD BNP PARIBAS-REG-S 3.37500% 18-09.01.25	750 000.00	739 060.14	0.11
USD BROADCOM CORP/CAYMAN FIN LTD 3.87500% 18-15.01.27	2 000 000.00	1 931 119.68	0.29
USD CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE 3.94500% 22-04.08.25	1 500 000.00	1 473 938.67	0.22
USD CANADIAN PACIFIC RAILWAY 1.35000% 21-02.12.24	1 500 000.00	1 488 719.02	0.22
USD CANADIAN PACIFIC RAILWAY 1.75000% 21-02.12.26	2 500 000.00	2 295 428.13	0.34
USD CELANESE US HOLDINGS LLC 6.16500% 22-15.07.27	4 000 000.00	4 054 439.12	0.61
USD CENTRAL AMERICAN BANK ECONOMIC IN-REG-S 5.00000% 24-25.01.27	1 800 000.00	1 779 898.43	0.27
USD CONCENTRIX CORP 6.65000% 23-02.08.26	2 500 000.00	2 528 493.55	0.38
USD CONSTELLATION ENERGY GENERATION LLC 3.25000% 20-01.06.25	2 000 000.00	1 954 091.36	0.29
USD COOPERATIVE RABOBANK UA-REG-S 2.62500% 19-22.07.24	600 000.00	597 850.38	0.09
USD COUNTRY GARDEN HOLD-REG-S *DEFAULTED* 6.50000% 19-08.04.24	1 400 000.00	115 500.00	0.02
USD CREDIT AGRICOLE SA LONDON-REG-S 2.37500% 19-22.01.25	1 445 000.00	1 413 887.27	0.21
USD CVS HEALTH CORP 2.87500% 16-01.08.26	5 000 000.00	4 752 617.30	0.71
USD DAIMLER TRUCK FIN NORTH AMERICA-REG-S 5.00000% 24-15.01.27	1 000 000.00	992 221.50	0.15
USD DAIMLER TRUCKS FINANCE NORTH-REG-S 5.60000% 23-08.08.25	2 000 000.00	2 000 233.86	0.30
USD ELEVANCE HEALTH INC 4.90000% 23-08.02.26	3 686 000.00	3 652 037.05	0.55
USD ENBRIDGE INC 5.25000% 24-05.04.27	3 000 000.00	2 993 556.42	0.45
USD ENEL FINANCE INTERNATIONAL NV-REG-S 1.37500% 21-12.07.26	3 812 000.00	3 512 466.15	0.53
USD ENEL FINANCE INTERNATIONAL NV-REG-S 4.25000% 22-15.06.25	4 000 000.00	3 948 706.64	0.59
USD EQT CORP 3.90000% 17-01.10.27	3 350 000.00	3 188 412.08	0.48
USD EVERSOURCE ENERGY 4.60000% 22-01.07.27	3 000 000.00	2 930 335.20	0.44
USD EVERSOURCE ENERGY 4.75000% 23-15.05.26	1 825 000.00	1 798 257.23	0.27
USD EVERSOURCE ENERGY 5.00000% 24-01.01.27	1 410 000.00	1 394 862.30	0.21
USD FISERV INC 2.75000% 19-01.07.24	2 500 000.00	2 494 119.75	0.37
USD FORD MOTOR CREDIT CO LLC 6.95000% 23-10.06.26	1 610 000.00	1 638 732.06	0.25
USD GENERAL MOTORS FINANCIAL CO INC 2.90000% 20-26.02.25	1 000 000.00	979 506.55	0.15

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD	
		Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD GREAD SCIENCES INC 3.85000% 15-01.03.26	2 500 000.00	2 429 980.25	0.36
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.50000% 20-01.04.25	1 000 000.00	982 825.73	0.15
USD HARLEY-DAVIDSON FINANCIAL SERVICE-REG-S 3.35000% 20-08.06.25	2 500 000.00	2 438 206.10	0.37
USD HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO 5.90000% 23-01.10.24	4 000 000.00	4 000 588.40	0.60
USD INVESCO FINANCE PLC 3.75000% 15-15.01.26	1 000 000.00	972 162.26	0.15
USD JM SMUCKER CO THE 3.37500% 17-15.12.27	1 500 000.00	1 414 376.41	0.21
USD KIMCO REALTY OP. LLC 3.25000% 16-15.08.26	2 000 000.00	1 991 172.18	0.29
USD LENNOX INTERNATIONAL INC 1.35000% 20-01.08.25	900 000.00	855 548.48	0.13
USD LG ELECTRONICS INC-REG-S 5.82500% 24-24.04.27	2 000 000.00	2 001 200.00	0.30
USD LLOYDS BANKING GROUP PLC 4.45000% 18-08.05.25	5 000 000.00	4 946 712.75	0.74
USD LOWE'S COS INC 4.80000% 23-01.04.26	3 000 000.00	2 974 878.39	0.45
USD LSEGA FINANCING PLC-REG-S 1.37500% 21-06.04.26	500 000.00	464 734.34	0.07
USD MACQUARIE BANK LTD-REG-S 5.20800% 23-15.06.26	7 500 000.00	7 484 854.20	1.12
USD MERCEDES-BENZ FIN NORTH AMERICA-REG-S 2.12500% 20-10.03.25	1 500 000.00	1 460 345.98	0.22
USD MERCEDES-BENZ FIN NORTH AMERICA-REG-S 4.80000% 23-10.03.26	2 000 000.00	1 983 393.66	0.30
USD MERCEDES-BENZ FIN NORTH AMERICA-REG-S 5.20000% 23-03.08.26	3 000 000.00	2 998 198.41	0.45
USD MICROSOFT CORP 3.12500% 15-03.11.25	5 000 000.00	4 866 519.40	0.73
USD MICROSOFT CORP 3.30000% 17-06.02.27	3 000 000.00	2 887 413.60	0.43
USD MOLSON COORS BREWING CO 3.00000% 16-15.07.26	3 000 000.00	2 857 890.33	0.43
USD MONDELEZ INTERNATIONAL INC 4.75000% 24-20.02.29	1 000 000.00	983 147.23	0.15
USD MONDELEZ INTERNATIONAL HDG NLD BV-REG-S 4.25000% 22-15.09.25	1 800 000.00	1 770 316.02	0.27
USD MOODY'S CORP 3.75000% 20-24.03.25	1 500 000.00	1 478 898.95	0.22
USD NATWEST MARKETS PLC-144A 1.60000% 21-29.09.26	2 560 000.00	2 343 744.31	0.35
USD NEXTERA ENERGY CAPITAL HOLDINGS INC 4.62500% 22-15.07.27	3 000 000.00	2 945 205.42	0.44
USD NISOURCE INC 3.49000% 17-15.05.27	2 270 000.00	2 159 308.92	0.32
USD NISOURCE INC 5.25000% 23-20.03.26	400 000.00	398 921.06	0.06
USD NISSAN MOTOR ACCEPTANCE CO LLC-REG-S 6.95000% 23-15.09.26	2 000 000.00	2 046 686.56	0.31
USD NOMURA HOLDINGS INC 2.64800% 20-16.01.25	5 000 000.00	4 898 836.30	0.74
USD NOMURA HOLDINGS INC 5.09900% 22-03.07.25	2 000 000.00	1 984 565.96	0.30
USD NORDSON CORP 5.60000% 23-15.09.28	1 000 000.00	1 009 669.32	0.15
USD ONEOK INC 5.85000% 20-15.01.26	2 000 000.00	2 008 241.28	0.30
USD ORACLE CORP 3.25000% 17-15.11.27	3 500 000.00	3 288 419.78	0.49
USD ORACLE CORP 5.80000% 22-10.11.25	140 000.00	140 724.92	0.02
USD ORIX CORP 3.25000% 17-04.12.24	500 000.00	493 628.69	0.07
USD PACIFIC GAS & ELECTRIC CO 3.50000% 15-15.06.25	750 000.00	732 092.09	0.11
USD PAYPAL HOLDINGS INC 1.65000% 20-01.06.25	3 500 000.00	3 370 359.30	0.51
USD PENNIE TRK LEA CO LP PTL FIN CORP-REG-S 4.40000% 22-01.07.27	1 785 000.00	1 717 881.07	0.26
USD PRIZER INVESTMENT ENTERPRISES PTE LTD 4.45000% 23-19.05.26	5 000 000.00	4 930 415.35	0.74
USD PRIZER INVESTMENT ENTERPRISES PTE LTD 4.45000% 23-19.05.26	3 000 000.00	2 935 817.61	0.44
USD PG&E CORP 5.00000% 20-01.07.28	100 000.00	95 861.79	0.01
USD QUALCOMM INC 3.25000% 17-20.05.27	2 000 000.00	1 914 942.52	0.29
USD QUANTA SERVICES INC 0.95000% 21-01.10.24	2 575 000.00	2 532 871.30	0.38
USD RECKITT BENCKISER TREASURY SERV-144A 2.75000% 17-26.08.24	2 500 000.00	2 495 067.05	0.37
USD ROCHE HOLDINGS INC-REG-S 0.99100% 21-05.03.26	3 000 000.00	2 794 440.09	0.42
USD ROLLS-ROYCE PLC-144A 5.75000% 20-15.10.27	3 000 000.00	2 998 196.10	0.45
USD SEMPRA 3.30000% 22-01.04.25	1 490 000.00	1 460 454.94	0.22
USD SHIMADZU PRPTY HLDG LTD-REG-S *DEFAULTED* 6.12500% 19-21.02.24	1 000 000.00	40 000.00	0.01
USD SHIMADZU PRPTY HLDG LTD-REG-S *DEFAULTED* 3.97500% 21-16.09.23	600 000.00	24 000.00	0.00
USD SK BATTERY AMERICA INC-REG-S 4.87500% 24-23.01.27	1 395 000.00	1 370 503.80	0.21
USD SMITH & NEWPHEN PLC 5.15000% 24-20.03.27	935 000.00	930 798.07	0.14
USD SOCIETE GENERALE SA-REG-S-SUB 4.75000% 15-24.11.25	2 000 000.00	1 962 963.72	0.29
USD SOUTHERN CALIFORNIA GAS CO 2.95000% 22-15.04.27	2 000 000.00	1 882 184.96	0.28
USD SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP-REG-S 5.95000% 23-17.07.26	1 010 000.00	1 008 767.80	0.15
USD SWEDBANK AB-REG-S 5.47200% 23-15.06.26	500 000.00	500 966.03	0.08
USD T-MOBILE USA INC 3.50000% 21-15.04.25	1 500 000.00	1 471 786.16	0.22
USD TAPESTRY INC 7.00000% 23-27.11.26	2 835 000.00	2 910 806.48	0.44
USD TELEFONICA EMISIONES SA 4.10000% 17-08.03.27	4 392 000.00	4 261 042.50	0.64
USD TSMC GLOBAL LTD-144A 0.75000% 20-28.09.25	3 000 000.00	2 821 350.00	0.42
USD UBS AG NEW YORK NY 3.70000% 22-21.02.25	2 000 000.00	1 971 392.98	0.30
USD UBS AG NEW YORK NY 7.95000% 23-09.01.25	2 665 000.00	2 698 683.04	0.40
USD UBS GROUP AG-REG-S 4.12500% 16-15.04.26	2 000 000.00	1 947 620.10	0.29
USD UBS GROUP AG-REG-S 5.71100% 23-12.01.27	5 000 000.00	4 997 416.60	0.75
USD UNITED RENTALS NORTH AMERICA INC 3.87500% 19-15.11.27	1 000 000.00	939 880.00	0.14
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 2.62500% 16-15.08.26	1 863 000.00	1 783 362.23	0.26
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 0.85000% 20-20.11.25	4 250 000.00	3 982 897.36	0.60
USD VISTRA OPERATIONS CO LLC-REG-S 5.62500% 19-15.02.27	1 250 000.00	1 229 950.28	0.18
USD VMWARE LLC 4.50000% 20-15.05.25	1 500 000.00	1 484 545.89	0.22
USD WARNERMEDIA HOLDINGS INC 6.41200% 23-15.03.26	6 450 000.00	6 449 726.71	0.97

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD WESTPAC BANKING CORP 1.15000% 21-03.06.26	4 108 000.00	3 796 700.57	0.57
USD WILLIAMS COMPANIES INC 4.55000% 14-24.06.24	1 000 000.00	999 094.97	0.15
USD ZOETIS INC 4.50000% 15-13.11.25	1 263 000.00	1 245 733.34	0.19
TOTAL USD		264 432 549.02	42.68
Total Notes, fixed rate		265 681 169.58	42.87

Notes, floating rate

EUR

EUR RAITTESEN BANK INTL AG-REG-S-SUB 2.875%/VAR 20-18.06.32	1 000 000.00	985 010.47	0.15
EUR RAITTESEN BANK INTL AG-REG-S-SUB CDO 6.000%/VAR 20-PRP	1 000 000.00	996 038.00	0.15
TOTAL EUR		1 981 048.47	0.30

USD

USD AIB GROUP PLC-REG-S 6.608%/VAR 23-13.09.29	2 950 000.00	3 033 084.90	0.46
USD BANCO SANTANDER SA 6.527%/VAR 23-07.11.27	3 000 000.00	3 061 939.83	0.46
USD BANK OF AMERICA CORP 5.080%/VAR 23-20.01.27	12 500 000.00	12 410 210.75	1.86
USD BANK OF IRELAND GROUP PLC-REG-S 2.029%/VAR 21-30.09.27	1 290 000.00	1 185 420.71	0.18
USD BANK OF NEW YORK MELLON CORP 4.947%/VAR 23-26.04.27	1 000 000.00	992 069.07	0.15
USD BARCLAYS PLC 5.304%/VAR 22-09.08.26	6 000 000.00	5 964 352.80	0.90
USD BARCLAYS PLC 5.674%/VAR 24-12.03.28	1 000 000.00	1 000 526.58	0.15
USD BARCLAYS PLC-SUB CDO 8.000%/VAR 19-PRP	2 500 000.00	2 498 006.00	0.37
USD BNP PARIBAS SA-REG-S 2.591%/VAR 22-20.01.26	3 000 000.00	2 779 779.54	0.42
USD BNP PARIBAS-REG-S 2.819% VAR 19-19.11.25	5 000 000.00	4 929 895.25	0.74
USD CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 6.312%/VAR 23-08.06.29	2 000 000.00	2 041 288.74	0.31
USD CITIGROUP INC 1.462%/VAR 21-09.06.27	5 000 000.00	4 615 375.45	0.69
USD CITIGROUP INC 2.014%/VAR 22-25.01.26	3 500 000.00	3 415 036.35	0.51
USD DANSKE BANK A/S-REG-S 4.298%/VAR 22-01.04.28	2 500 000.00	2 412 804.43	0.36
USD DANSKE BANK A/S-REG-S 5.427%/VAR 24-01.03.28	2 500 000.00	2 496 887.97	0.37
USD DANSKE BANK AS-REG-S 3.244%/VAR 19-20.12.25	2 000 000.00	1 970 557.34	0.30
USD DEUTSCHE BANK AG/NEW YORK NY 6.819%/VAR 23-20.11.29	3 980 000.00	4 110 665.45	0.62
USD DEUTSCHE BANK AG/NEW YORK NY 7.146%/VAR 23-13.07.27	3 000 000.00	3 075 115.53	0.46
USD DNB BANK ASA-REG-S 1.535%/VAR 21-25.05.27	1 000 000.00	923 943.02	0.14
USD HSBC HOLDINGS PLC 2.206%/VAR 21-17.08.29	4 500 000.00	3 940 407.59	0.59
USD HSBC HOLDINGS PLC 4.292%/VAR 18-12.09.26	6 000 000.00	5 889 405.36	0.88
USD HSBC HOLDINGS PLC 4.180%/VAR 22-09.12.25	3 000 000.00	2 972 310.51	0.45
USD ING GROEP NV 6.063%/VAR 23-11.09.27	1 145 000.00	1 156 528.80	0.17
USD JPMORGAN CHASE & CO 1.578%/VAR 21-22.04.27	3 500 000.00	3 254 564.81	0.49
USD JPMORGAN CHASE & CO 2.947%/VAR 22-24.02.26	5 000 000.00	4 694 830.25	0.70
USD JPMORGAN CHASE & CO 6.070%/VAR 23-22.10.27	2 780 000.00	2 825 721.96	0.42
USD LLOYDS BANKING GROUP PLC VAR 21-11.05.27	1 500 000.00	1 389 001.52	0.21
USD LLOYDS BANKING GROUP PLC 4.716%/VAR 22-11.08.26	5 000 000.00	4 936 951.20	0.74
USD MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 5.063%/VAR 22-12.09.25	4 000 000.00	3 989 947.16	0.60
USD MORGAN STANLEY 1.593%/VAR 21-04.05.27	19 500 000.00	18 087 487.86	2.71
USD NATWEST GROUP PLC 5.847%/VAR 23-02.03.27	2 000 000.00	2 005 391.58	0.30
USD SANTANDER HOLDINGS USA INC 6.499%/VAR 23-09.03.29	2 705 000.00	2 757 859.73	0.41
USD SANTANDER UK GROUP HOLDINGS 6.833%/VAR 22-21.11.26	2 000 000.00	2 028 958.95	0.30
USD SOCIETE GENERALE SA-REG-S 2.226%/VAR 22-21.01.26	3 120 000.00	3 044 082.91	0.46
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 1.822%/VAR 21-23.11.25	1 000 000.00	980 316.55	0.15
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 6.187%/VAR 23-06.07.27	4 000 000.00	4 034 287.92	0.61
USD STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 5.688%/VAR 24-14.05.28	2 000 000.00	2 001 167.60	0.30
USD UBS GROUP AG-REG-S-SUB 6.875%/VAR 15-PRP	1 000 000.00	989 570.00	0.15
TOTAL USD		133 897 752.98	20.69
Total Notes, floating rate		135 878 801.45	20.99

Medium term notes, fixed rate

EUR

EUR BLACKSTONE PROPERTY PARTNERS EUR-REG-S 1.00000% 21-20.10.26	1 500 000.00	1 497 010.92	0.22
EUR CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S 2.75000% 20-12.05.26	1 250 000.00	1 243 731.21	0.19
EUR DEUTSCHE LUTTHANSA AG-REG-S 2.00000% 21-14.07.24	2 400 000.00	2 598 483.47	0.39
EUR FRESENIUS SE & CO KGAA-REG-S 4.25000% 22-28.05.28	2 000 000.00	2 181 549.46	0.33
EUR PJ GROUP SARL-REG-S 0.87500% 22-26.01.26	3 000 000.00	3 078 900.55	0.46
EUR WORLEY US FINANCE SUB LTD-REG-S 0.87500% 21-09.06.26	1 500 000.00	1 526 350.70	0.23
TOTAL EUR		12 126 026.31	1.82

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
GBP			
GBP FORD MOTOR CREDIT CO LLC 2.748000% 20-14.06.24	400 000.00	506 776.67	0.08
TOTAL GBP		506 776.67	0.08
USD			
USD AAREAL BANK AG-REG-S 0.625000% 21-14.02.25	2 000 000.00	1 923 980.44	0.29
USD CREDIT AGRICOLE SA LONDON-REG-S 3.250000% 17-04.10.24	1 400 000.00	1 388 035.08	0.21
USD LENDLEASE US CAPITAL INC-REG-S 4.500000% 18-26.05.26	2 000 000.00	1 927 140.00	0.29
USD LENDVO GROUP LTD-REG-S 5.875000% 20-24.04.25	2 000 000.00	1 998 680.00	0.30
USD NORDEA BANK ABP-REG-S 1.500000% 21-30.09.26	5 000 000.00	4 577 051.35	0.69
USD PACIFIC NATIONAL FINANCE PTY LTD-REG-S 4.750000% 18-22.03.28	3 000 000.00	2 841 930.00	0.43
USD ROYAL BANK OF CANADA 4.950000% 23-25.04.25	2 000 000.00	1 989 476.30	0.30
USD RYDER SYSTEM INC S.300000% 24-15.03.27	1 500 000.00	1 502 728.31	0.22
USD TORONTO-DOMINION BANK 3.766000% 22-06.06.25	500 000.00	491 376.18	0.07
TOTAL USD		16 640 399.66	2.60
Total Medium term notes, fixed rate		31 275 204.64	4.70
Medium term notes, zero coupon			
CHF			
CHF CREDIT SUISSE SCHWEIZ AG-REG-S 0.000000% 20-17.12.24	2 000 000.00	2 197 860.67	0.33
TOTAL CHF		2 197 860.67	0.33
Total Medium term notes, zero coupon		2 197 860.67	0.33
Medium term notes, floating rate			
EUR			
EUR UNICAJA BANCO SA-REG-S 7.250000%VAR 22-15.11.27	1 000 000.00	1 150 738.18	0.17
EUR VIRGIN MONEY UK PLC-REG-S 4.000000%VAR 24-18.03.28	825 000.00	893 613.81	0.13
TOTAL EUR		2 044 351.99	0.30
USD			
USD BANK OF AMERICA CORP 3.824000%VAR 17-20.01.26	2 000 000.00	1 922 765.84	0.29
USD MACQUARIE GROUP LTD-144A 1.201000%VAR 21-14.10.25	4 250 000.00	4 176 586.40	0.62
USD QBE INSURANCE GROUP LTD-REG-S-SUB 5.875000%VAR 16-17.06.46	800 000.00	784 400.00	0.12
TOTAL USD		6 883 752.24	1.03
Total Medium term notes, floating rate		6 928 104.23	1.03
Bonds, fixed rate			
EUR			
EUR DEUTSCHE PFANDBRIEFBANK AG-REG-S 3.250000% 24-15.01.27	4 000 000.00	4 284 645.06	0.64
TOTAL EUR		4 284 645.06	0.64
USD			
USD CANADIAN IMPERIAL BANK OF-REG-S 1.150000% 21-08.07.26	1 500 000.00	1 380 785.15	0.21
USD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 4.928000% 22-09.12.25	2 000 000.00	1 987 964.42	0.30
USD COMMONWEALTH BK OF AUSTRALIA-REG-S-SUB 4.500000% 15-09.12.25	280 000.00	274 854.83	0.04
USD KINDER MORGAN INC 4.300000% 14-01.06.25	2 000 000.00	1 973 121.56	0.29
USD LG CHEM LTD-REG-S 3.250000% 19-15.10.24	2 000 000.00	1 981 120.00	0.30
USD PACIFIC GAS AND ELECTRIC CO 3.150000% 20-01.01.26	2 000 000.00	1 922 021.92	0.29
USD SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO 3.700000% 18-01.06.25	3 000 000.00	2 934 738.90	0.44
USD SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO 4.900000% 23-01.06.26	750 000.00	743 997.36	0.11
USD VODAFONE GROUP PLC 4.125000% 18-30.05.25	800 000.00	788 813.37	0.12
USD WESTPAC BANKING CORP-REG-S 4.184000 23-22.05.28	1 500 000.00	1 452 059.19	0.22
USD XCEL ENERGY INC 3.300000% 15-01.06.25	2 000 000.00	1 952 705.48	0.29
TOTAL USD		17 392 182.18	2.61
Total Bonds, fixed rate		21 676 626.26	3.25
Bonds, floating rate			
CHF			
CHF SWISS LIFE AG-REG-S-SUB 2.000000%VAR 18-PEP	2 500 000.00	2 758 687.58	0.41
TOTAL CHF		2 758 687.58	0.41

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD			
USD ALLSTATE CORP-SUB 5.750%/3M LIBOR+293.8BP 13-15.08.53	250 000.00	250 724.50	0.04
USD BANCO SANTANDER SA 5.552%/VAR 24-14.03.28	3 000 000.00	2 985 839.30	0.45
USD BANK NEGARA INDONESIA PERSERO-REG-S-SUB 4.300%/VAR 21-PRP	1 000 000.00	922 500.00	0.14
USD BP CAPITAL MARKETS PLC-SUB 4.375%/VAR 20-PRP	787 000.00	789 551.27	0.12
USD JP MORGAN CHASE & CO 2.005%/VAR 20-13.03.26	3 500 000.00	3 400 881.62	0.51
USD NIK TIER 1 FINANCING 2 LTD-REG-S-SUB 4.500%/VAR 19-PRP	3 300 000.00	3 186 942.00	0.48
USD QBE INSURANCE GROUP LTD-REG-S-SUB 6.750%/VAR 14-02.12.44	1 500 000.00	1 498 965.30	0.22
USD SKANDINAVISKA ENSKILDA BANK-REG-S-SUB COCO 5.125%/VAR 19-PRP	1 000 000.00	977 440.00	0.15
USD VODAFONE GROUP PLC-REG-S-SUB 6.250%/VAR 18-03.10.78	2 217 000.00	2 209 972.11	0.33
USD WESTPAC BANKING CORP-SUB 4.322%/VAR 16-23.11.31	1 000 000.00	964 324.36	0.14
TOTAL USD		17 166 740.46	2.58
Total Bonds, floating rate		19 925 428.04	2.99
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		505 569 391.02	75.85

Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market

Asset Backed Securities, fixed rate

USD			
USD SOFIPROFESSIONAL LOAN PRD-G-144A 2.85000% 17-25.09.40	600 000.00	55 145.91	0.01
USD SOFIPROFESSIONAL LOAN PROGRAM-144A 3.50000% 18-25.01.48	200 000.00	37 492.23	0.01
USD SOFIPROFESSIONAL LOAN PROGRAM-144A 3.60000% 18-25.02.48	5 338 000.00	960 371.78	0.14
TOTAL USD		1 053 009.92	0.16
Total Asset Backed Securities, fixed rate		1 053 009.92	0.16

Mortgage Backed Securities, fixed rate

USD			
USD BAML COMMERCIAL MORTGAGE-144A 3.21800% 15-01.04.33	250 000.00	241 524.97	0.04
USD BWAY 2013-1515 MORTGAGE TRUST-144A 3.45420% 13-10.03.30	2 000 000.00	1 886 577.00	0.28
USD COMM 2015-3BP MORTGAGE TRUST-144A-SUB 3.17800% 15-01.02.35	2 555 000.00	2 416 793.66	0.36
TOTAL USD		4 544 895.63	0.68
Total Mortgage Backed Securities, fixed rate		4 544 895.63	0.68

Notes, fixed rate

USD			
USD AKER BP ASA-144A 2.00000% 21-15.07.26	1 400 000.00	1 298 752.92	0.19
USD BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL-REG-S 5.89600% 23-13.07.26	2 000 000.00	2 018 333.22	0.30
USD BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT-REG-S 4.52400% 22-13.07.25	2 000 000.00	1 978 610.60	0.30
USD BAYER US FINANCE LLC-144A 3.37500% 14-08.10.24	4 000 000.00	3 965 199.80	0.59
USD BLOCK INC 2.75000% 21-01.06.26	1 000 000.00	941 781.30	0.14
USD BROADCOM INC 3.15000% 20-15.11.25	2 000 000.00	1 933 843.86	0.29
USD CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE 5.14400% 23-28.04.25	1 000 000.00	996 300.12	0.15
USD CARRIER GLOBAL CORP 2.24200% 20-15.02.25	1 000 000.00	975 993.86	0.15
USD CARRIER GLOBAL CORP 2.49300% 20-15.02.27	1 000 000.00	930 986.49	0.14
USD CARRIER GLOBAL CORP 5.80000% 24-30.11.25	1 600 000.00	1 607 221.33	0.24
USD CENTENE CORP 4.25000% 20-15.12.27	4 000 000.00	3 806 364.40	0.57
USD CHONIERE ENERGY INC 4.62500% 21-15.10.28	3 103 000.00	2 987 910.36	0.45
USD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 2.85000% 16-18.05.26	2 000 000.00	1 910 603.68	0.29
USD CREDIT AGRICOLE SA-144A 5.30100% 23-12.07.28	3 000 000.00	3 015 411.66	0.45
USD ENEL FINANCE INTERNATIONAL N.V. 144A 4.25000% 22-15.06.25	400 000.00	394 870.66	0.06
USD ENEL FINANCE INTERNATIONAL NV-REG-S 6.80000% 22-14.10.25	470 000.00	477 591.88	0.07
USD FEDERATION DES CAISSES DESJARDINS-REG-S 2.05000% 20-10.02.25	750 000.00	731 361.76	0.11
USD FIRSTENERGY TRANSMISSION LLC-144A 4.35000% 14-15.01.25	2 000 000.00	1 977 943.34	0.30
USD GUARDIAN LIFE GLOBAL FUNDING-REG-S 5.55000% 22-26.10.27	1 000 000.00	1 012 505.29	0.15
USD HCA INC 3.12500% 23-15.03.27	2 000 000.00	1 864 362.20	0.28
USD INTESA SANPAOLO SPA-144A 3.35000% 19-23.09.24	1 930 000.00	1 914 179.65	0.29
USD JANE STREET GROUP / JSG FINANCE-REG-S 7.12500% 24-30.04.31	698 000.00	710 622.63	0.11
USD KEYSpan GAS EAST CORP-144A 2.74200% 16-15.08.26	1 000 000.00	935 173.62	0.14
USD KYNDRYL HOLDINGS INC 2.70000% 22-15.10.28	1 000 000.00	886 180.65	0.13
USD MARVELL TECHNOLOGY INC 2.45000% 21-15.04.28	3 000 000.00	2 695 704.09	0.40
USD MASSMUTUAL GLOBAL FUNDING II-REG-S 4.15000% 22-26.08.25	1 000 000.00	985 737.49	0.15
USD METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING-144A 3.45000% 16-18.12.26	2 000 000.00	1 917 902.34	0.29
USD NATIONAL RURL UTILIS COOPERATIVE FIN CRP 1.90000% 21-15.06.26	1 000 000.00	919 528.30	0.14

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD NESTLE HOLDINGS INC-144A 3.50000% 18-24.09.25	750 000.00	733 864.93	0.11
USD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-144A 0.95000% 20-24.06.25	2 000 000.00	1 907 517.62	0.29
USD NIAGARA MOHAWK POWER CORP-144A 3.50600% 14-01.10.24	675 000.00	668 987.59	0.10
USD NORDEA BANK ABP-REG-S 3.60000% 22-06.06.25	1 400 000.00	1 374 278.46	0.21
USD PENSKE TRUCK LEASING CO LP / PTL-REG-S 1.70000% 21-15.06.26	1 000 000.00	924 011.13	0.14
USD PRINCIPAL LIFE GLOBAL FUNDING-144A 1.25000% 20-23.06.25	1 500 000.00	1 434 618.63	0.21
USD ROCHE HOLDINGS INC-144A 2.62500% 16-15.05.26	3 000 000.00	2 885 358.98	0.43
USD SKANDINAVISKA ENSK BANK-REG-S 1.20000% 21-09.09.26	4 000 000.00	3 637 179.92	0.54
USD SVENSKA HANDELSBANKEN AB-REG-S 5.25000% 23-15.06.26	2 850 000.00	2 850 416.98	0.43
USD TRITON CONTAINER INTERNATIONAL-REG-S 1.15000% 21-07.06.24	585 000.00	584 224.87	0.09
USD VAR ENERGI ASA-REG-S 5.00000% 22-18.05.27	1 500 000.00	1 463 780.97	0.22
USD WEA FIN LLC / WESTF UKBEUR FIN PLC-REG-S 3.75000% 14-17.09.24	1 000 000.00	992 098.18	0.15
TOTAL USD		65 247 115.76	9.79
Total Notes, fixed rate		65 247 115.76	9.79
Notes, floating rate			
USD			
USD AIB GROUP PLC-REG-S 7.583%VAR 22-14.10.26	4 600 000.00	4 700 866.04	0.70
USD BANK OF IRELAND GROUP PLC-REG-S 6.253%VAR 22-18.09.26	2 500 000.00	2 510 325.00	0.38
USD BNP PARIBAS SA-144A 1.675%VAR 21-30.06.27	2 000 000.00	1 848 951.88	0.28
USD BNP PARIBAS SA-144A 2.591%VAR 22-20.01.28	4 000 000.00	3 706 372.72	0.56
USD CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 4.985%VAR 22-24.07.26	3 000 000.00	2 972 224.26	0.45
USD FEDERATION DES CAISSES DES-REG-S 5.278%VAR 23-23.01.26	2 500 000.00	2 490 402.40	0.37
USD ING GROEP NV 3.869%VAR 22-28.03.26	4 000 000.00	3 940 572.56	0.59
USD SKANDINAVISKA ENSKLDA BK AB-REG-S O/N 50FR+96BP 22-09.06.25	500 000.00	502 654.95	0.07
USD UBS BANCORP S 7.27%VAR 22-21.10.26	1 500 000.00	1 502 426.04	0.23
TOTAL USD		24 174 795.65	3.63
Total Notes, floating rate		24 174 795.65	3.63
Medium term notes, fixed rate			
USD			
USD INTESA SANPAOLO SPA-144A-SUB 5.01700% 14-28.06.24	2 000 000.00	1 997 414.72	0.30
USD MET TOWER GLOBAL FUNDING-REG-S 4.85000% 24-16.01.27	1 852 000.00	1 839 603.62	0.28
TOTAL USD		3 837 018.34	0.58
Total Medium term notes, fixed rate		3 837 018.34	0.58
Medium term notes, floating rate			
USD			
USD BPCE SA-REG-S 5.975%VAR 23-18.01.27	6 000 000.00	6 016 805.46	0.90
USD SOCIETE GENERALE SA-REG-S 6.447%VAR 23-12.01.27	5 699 000.00	5 743 775.39	0.86
USD TRUIST FINANCIAL CORP 5.900%VAR 22-28.10.26	2 000 000.00	2 004 853.44	0.30
TOTAL USD		13 765 434.29	2.06
Total Medium term notes, floating rate		13 765 434.29	2.06
Bonds, fixed rate			
USD			
USD PRICOA GLOBAL FUNDING I-REG-S 5.10000% 23-30.05.26	2 380 000.00	2 372 613.29	0.36
USD SYDNEY AIRPORT FINANCE CO PTY LTD-REG-S 3.62500% 16-28.04.26	500 000.00	481 370.13	0.07
TOTAL USD		2 853 983.42	0.43
Total Bonds, fixed rate		2 853 983.42	0.43
Bonds, floating rate			
USD			
USD BANCO BILBAO VIZCA ARGENTARIA SA 5.862%VAR 14.09.22-14.09.26	7 000 000.00	6 994 569.54	1.05
USD SCENTRE GROUP TRUST 2-REG-S-SUB 4.750%VAR 20-24.09.80	1 781 000.00	1 705 159.86	0.26
TOTAL USD		8 699 729.40	1.31
Total Bonds, floating rate		8 699 729.40	1.31
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		124 175 962.61	18.64

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			
Investment funds, open end			
Ireland			
USD UBS (RL) SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	1 000.00	1 000 000.00	0.15
TOTAL Ireland		1 000 000.00	0.15
Luxembourg			
USD UBS LUX BOND FUND - EURO HIGH YIELD EUR/USD HEDGED U-X-ACC	800.00	9 310 568.00	1.40
TOTAL Luxembourg		9 310 568.00	1.40
Total Investment funds, open end		10 310 568.00	1.55
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		10 310 568.00	1.55

Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

Options on other swaps, classic-styled

USD			
USD GS/ITRC EUROPE 541-V1 SWAPTION PUT 80.00000% 24-20.06.24	-69 000 000.00	-213.90	0.00
USD GS/ITRC EUROPE 541-V1 SWAPTION PUT 80.00000% 24-20.06.24	89 000 000.00	993.60	0.00
TOTAL USD		779.70	0.00
Total Options on other swaps, classic-styled		779.70	0.00
Total Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		779.70	0.00
Total investments in securities		640 050 721.33	96.05

Derivative instruments

Derivative instruments listed on an official stock exchange

Financial Futures on bonds

USD US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 30.09.24	700.00	32 813.20	0.01
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 30.09.24	-200.00	14 062.40	0.00
TOTAL Financial Futures on bonds		46 875.60	0.01
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange		46 875.60	0.01
Total Derivative instruments		46 875.60	0.01

Forward Foreign Exchange contracts

Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date

USD	1 111 123.00	EUR	1 000 000.00	15.7.2024	23 494.17	0.00
USD	2 028 088.80	EUR	1 800 000.00	15.7.2024	70 356.91	0.01
USD	4 916 696.40	EUR	4 400 000.00	9.8.2024	125 235.22	0.02
EUR	850 000.00	USD	943 826.40	15.7.2024	-19 341.90	0.00
USD	1 489 380.75	EUR	1 350 000.00	30.8.2024	17 863.65	0.00
USD	1 183 422.90	EUR	1 100 000.00	26.9.2024	-17 123.15	0.00
USD	479 699.71	CHF	400 000.00	17.12.2024	26 437.68	0.00
USD	1 103 227.00	EUR	1 000 000.00	16.1.2025	5 902.42	0.00
USD	5 423 389.14	EUR	4 910 850.00	16.1.2025	34 812.18	0.01
USD	4 306 897.24	EUR	3 929 950.00	17.1.2025	-16 720.22	0.00
USD	1 876 625.92	CHF	1 600 000.00	17.12.2024	63 577.80	0.01
USD	1 270 945.40	GBP	1 000 000.00	8.12.2024	-3 498.68	0.00
USD	507 914.80	GBP	400 000.00	14.6.2024	-1 396.19	0.00
USD	2 902 887.87	CHF	2 510 954.46	25.9.2024	83 120.20	0.01
USD	993 211.20	EUR	900 000.00	20.3.2025	2 612.19	0.00
EUR	80 529 200.00	USD	86 268 032.91	3.6.2024	1 154 466.60	0.17
CHF	60 186 900.00	USD	66 271 155.23	3.6.2024	483 803.47	0.07
USD	108 506.80	CHF	99 300.00	3.6.2024	-1 563.59	0.00
USD	1 825 117.03	EUR	1 707 800.00	3.6.2024	-28 653.53	0.00
USD	276 902.40	CHF	250 800.00	3.6.2024	-1 100.15	0.00
CHF	701 900.00	USD	775 531.86	3.6.2024	2 498.40	0.00
USD	217 737.98	CHF	196 900.00	3.6.2024	-518.41	0.00
USD	133 704.74	EUR	122 900.00	3.6.2024	284.50	0.00

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Forward Foreign Exchange contracts (Continued)			
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date			
USD 112 494.80 CHF 102 700.00 3.6.2024		-1 344.36	0.00
USD 571 192.46 EUR 527 500.00 3.6.2024		-1 461.54	0.00
USD 153 465.09 CHF 140 100.00 3.6.2024		-1 830.59	0.00
USD 135 881.94 EUR 161 950.00 3.6.2024		123.30	0.00
CHF 409 700.00 USD 448 584.96 3.6.2024		\$ 552.38	0.00
USD 448 584.96 CHF 409 700.00 3.6.2024		-5 552.38	0.00
EUR 78 009 300.00 USD 84 416 820.08 1.7.2024		373 881.10	0.06
CHF 59 689 300.00 USD 66 091 738.93 1.7.2024		281 646.69	0.04
Total Forward Foreign Exchange contracts		2 655 964.17	0.40
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		14 419 205.72	2.16
Other assets and liabilities		9 198 688.95	1.58
Total net assets		666 970 855.77	100.00

（ 2 ）【2023年 5 月31日終了年度】

【貸借対照表】

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）

純資産計算書	米ドル	千円
資産	2023年 5 月31日	2023年 5 月31日
投資有価証券、取得原価	747,211,144.46	106,649,447
投資有価証券、未実現評価益（評価損）	-33,459,662.60	-4,775,698
投資有価証券合計（注 1）	713,751,481.86	101,873,749
現金性銀行預金、要求払預金 および預金勘定	13,039,563.87	1,861,137
その他当座資産（証拠金）	967,946.48	138,155
有価証券売却に係る未収金（注 1）	3,289,655.94	469,533
発行に係る未収金	3,594,999.92	513,114
有価証券に係る未収利息	5,644,799.53	805,682
前払費用	57,631.02	8,226
資産合計	740,346,078.62	105,669,596
負債		
金融先物に係る未実現損失（注 1）	-16,405.20	-2,342
外国為替先物予約に係る未実現損失（注 1）	-14,299,337.76	-2,040,944
未払買戻代金	-664,102.19	-94,787
定率報酬引当金（注 2）	-141,166.87	-20,149
年次税引当金（注 3）	-20,284.92	-2,895
その他の手数料および報酬に係る 引当金（注 2）	-97,067.86	-13,854
引当金合計	-258,519.65	-36,899
負債合計	-15,238,364.80	-2,174,972
期末純資産	725,107,713.82	103,494,624

注記は財務書類の不可分の一部である。

【損益計算書】

U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)

運用計算書	米ドル	千円
収益	2022年 6 月 1 日 - 2023年 5 月31日	2022年 6 月 1 日 - 2023年 5 月31日
当座資産に係る利息	381,312.63	54,425
有価証券利息	21,883,563.87	3,123,441
配当金	73,947.93	10,555
貸付証券に係る純収益（注16）	221,639.60	31,635
その他収益（注4）	551,773.88	78,755
収益合計	23,112,237.91	3,298,810
費用		
スワップに係る支払利息（注1）	-7,856.93	-1,121
定率報酬（注2）	-1,379,029.82	-196,829
年次税（注3）	-102,979.40	-14,698
その他の手数料および報酬（注2）	-94,740.92	-13,522
現金および当座借越に係る利息	-26.01	-4
費用合計	-1,584,633.08	-226,175
投資純利益（損失）	21,527,604.83	3,072,635
実現利益（損失）（注1）		
オプションなしの時価評価証券に係る 実現利益（損失）	-19,429,692.55	-2,773,200
利回り評価証券および金融市場商品に係る 実現利益（損失）	279,001.09	39,822
金融先物に係る実現利益（損失）	-2,378,977.95	-339,552
外国為替先物予約に係る実現利益（損失）	16,010,341.91	2,285,156
スワップに係る実現利益（損失）	88,999.98	12,703
外国為替に係る実現利益（損失）	796,249.62	113,649
実現利益（損失）合計	-4,634,077.90	-661,422
当期実現純利益（損失）	16,893,526.93	2,411,213
未実現評価益（評価損）の変動（注1）		
オプションなしの時価評価証券に係る 未実現評価益（評価損）	8,098,301.96	1,155,871
利回り評価証券および金融市場商品に係る 未実現評価益（評価損）	6,405.24	914
金融先物に係る未実現評価益（評価損）	-179,842.22	-25,669
外国為替先物予約に係る未実現評価益 （評価損）	-22,738,179.00	-3,245,420
未実現評価益（評価損）の変動合計	-14,813,314.02	-2,114,304
運用活動による純資産の純増加（減少）	2,080,212.91	296,909

注記は財務書類の不可分の一部である。

財務書類の注記

(2023年5月31日現在)

注1 - 重要な会計方針の要約

当財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に適用される、一般に公正妥当と認められている会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下の通りである。

a) 純資産価額の計算

サブ・ファンドまたは投資証券クラスの1口当たり純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、毎営業日、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を、そのサブ・ファンドの投資証券クラスの発行済口数で除して計算される。

「営業日」という用語は、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、通常の営業時間中銀行が営業している日）で、かつ12月24日および12月31日、ルクセンブルグにおける非法定の個別休日ならびに各サブ・ファンドの主たる投資先国の証券取引所が閉鎖されている日、またはサブ・ファンド投資資産の50%以上について適切な評価ができない日を除いた日をいう。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。さらに、サブ・ファンドであるUBS (Lux) ボンド・シキャブ - チャイナ・フィクスト・インカム（人民元）に関して、中華人民共和国または香港の証券取引所が閉鎖されている日は、本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額のパーセンテージは、投資証券の発行または買戻しがある都度変動する。このパーセンテージは、各投資証券クラスの発行済投資証券が、その投資証券クラスに請求される報酬を考慮した上で計算されたサブ・ファンドの発行済投資証券総数に占める比率により決定される。

b) 評価の原則

- 流動資金 - 現金、銀行預金、為替手形および一覧払いの有価証券ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言または発生した利息のいずれかを問わない - は、その全額で評価される。ただし、当該価額が全額支払われないかまたは受領できない可能性がある場合を除くものとし、この場合、その価値はその正しい価値を表すために適切とみなす控除額を勘案して決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、デリバティブおよびその他の投資資産は、入手可能な最新の市場価格で評価される。当該証券、デリバティブまたはその他の資産が、複数の証券取引所に上場されている場合は、その投資資産に関する代表的市場の取引所において入手可能な最終の価格が適用される。

証券取引所における取引が少ない証券、デリバティブおよびその他の資産で、証券取引者間で市場に連動する価格付がなされている流通市場が存在する場合、本投資法人は、かかる証券および投資資産を当該価格に基づいて評価することがある。

証券取引所に上場されていないものの、公認され、大衆に解放されている他の定期的に開かれる規制市場において取引されている証券、デリバティブおよびその他の投資資産は、当該市場で入手可能な最新の価格により評価される。

- 証券取引所に上場されておらず、別の規制された市場でも取引されておらず、適切な価格が入手できない有価証券およびその他の投資資産は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていないデリバティブ(店頭派生商品)は、独立した価格提供業者に基づいて評価される。デリバティブについて、利用できる独立した価格提供業者がただ1社だけの場合、入手した評価額の妥当性は、デリバティブが派生した原商品の市場価格に基づき、本投資法人が認めた計算方法により検証される。
- 譲渡性証券集合投資事業(UCITS)および/または集合投資事業(UCI)の投資証券はこれらの最新の純資産価額で評価される。その他のUCITSおよび/またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、ポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立している信頼できるサービス提供業者が提供したその価値の見積り(価格見積り)に基づき評価することができる。
- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない金融市場商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各金融市場商品には、残余期間が最も近い金利が加えられる。このように計算された金利は、裏付けとなる借り主を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、外国為替取引によるヘッジを行わない有価証券、金融市場商品、デリバティブおよびその他の資産は、ルクセンブルグの為替相場の仲値(買呼値と売呼値の中値)あるいは、もしルクセンブルグの為替相場の仲値が入手不能な場合は、それに最も近い、当該通貨の為替相場の仲値で評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、その名目価額に累積利息を加算した金額で評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入額と正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算(ブルームバーグにより提供されたモデルと市場データに基づく。)および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に基づき決定される。

異常な状況の発生により上述した規則に準拠した評価が実行困難または不正確であることが明らかになった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を行うために、一般に認められかつ検証可能な他の評価基準を適用することを認められている。

異常な状況においては、追加評価は1日以内に行われる。新たな評価額は、それ以後に発行または買戻される投資証券の正式な価額となる。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価

格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主（申込みの場合）または残存する投資主（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券 1 口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券 1 口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、（ ）見積もり税金費用、（ ）サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および（ ）サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券 1 口当たり実勢純資産価格の最大 2 % に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況（例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等）において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券 1 口当たり実勢純資産価格の 2 % を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。

会計年度末現在の純資産価額に対するスイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの 3 年度比較数値の純資産価額の情報から参照することができる。1 口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価額を表す。

c) 外国為替先物予約の評価

外国為替先物予約残高の未実現利益（損失）は、評価日の先物為替実勢レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用可能な最新の公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の増減は、運用計算書に計上される。実現損益は F I F O 法に準拠して計算される（即ち、最初に取得した契約が最初に売却されたものとみなされる）。

e) オプションの評価

規制ある市場で取引されている未決済オプションは、当該商品の決済価格または入手可能な最終市場価格で評価される。公認の証券取引所に上場されていないオプション（OTCオプション）の時価は、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナルリティーより取得し第三者値付機関に対して確認した日足価格に基づいている。オプションに係る実現損益および未実現評価損益の変動は、それぞれ、運用計算書および純資産変動計算書上のオプションに係る実現損益および未実現評価損益の項目において開示される。

オプションは、投資有価証券に含まれる。

f) 公正価額の価格形成原則

公正価額の価格形成原則が、アジア市場の有価証券に主として投資するファンドに関して適用される。公正価額の原則は、特定時のスナップショット価格でファンドの組入証券の全対象資産を再評価することによって、直近の入手可能な取引所の終値に反映されない重要な変更を考慮する。純資産額はその後、再評価価格に基づいて計算される。公正価額の原則は、ファンドに固有のベンチマークの乖離が3%を超える場合にのみ適用される。

g) 有価証券の売却に係る実現純利益（損失）

有価証券の売却に係る実現利益または損失は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

h) 外国通貨の換算

種々のサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨表示で保有されている銀行勘定、その他純資産、および保有投資有価証券の評価は、評価日における直物終値の仲値で換算される。異なるサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示されている収益および費用は、支払日の直物終値の仲値で換算される。外国為替損益は、運用計算書に計上されている。

種々のサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示されている有価証券の取得原価は、取得日の直物終値の仲値で換算されている。

i) 有価証券のポートフォリオ取引の会計処理

有価証券のポートフォリオ取引は取引日の翌銀行営業日に計上されている。

j) 連結財務書類

連結財務書類は米ドル建てで表示されている。投資会社の2023年5月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書に記載されたさまざまな項目の金額は、各サブ・ファンドの財務書類に計上された対応する項目の金額を、下記の為替レートで米ドルに転換した金額の総額に等しい。

下記の為替レートは、2023年5月31日現在の連結財務書類の換算に使用されたものである。

為替レート

1 米ドル = 7.104400 人民元

1 米ドル = 0.937998 ユーロ

償還または統合したサブ・ファンドに関して、連結財務書類の換算に使用された為替レートは、償還日または統合日のものである。

k) 「モーゲージ担保証券」

本投資法人はその投資方針に従い、「モーゲージ担保証券」に投資することができる。「モーゲージ担保証券」は、証券の形態に統合されたモーゲージ・プールへの参加を意味するものである。対象モーゲージに係る元本および利息の支払いはモーゲージ担保証券の保有者にパススルーされ、そのうちの元本部分により証券のコスト・ベースが減少する。元本および利息の支払いは、米国の準政府機関により保証されることがある。利益または損失は、各元本に対する支払いがある都度計算される。この利益または損失は、運用計算書の「有価証券の売却に係る実現純利益または損失」に計上されている。さらに、対象モーゲージの期限前返済により証券の残存期間が短縮することがあり、それにより本投資法人の予想利回りが影響を受けることがある。

l) 有価証券売却に係る未収金、有価証券購入に係る未払金

「有価証券売却に係る未収金」という勘定は、外国通貨取引で生じた未収金も含んでいる。「有価証券購入に係る未払金」という勘定には、外国通貨取引により生じた未払金も含まれている。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

m) スワップ

本投資法人は、それぞれの分野で専門性を持つ一流金融機関を相手方として、金利スワップ契約、金利スワップションに係る先渡しレート契約、およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書の「スワップに係る未実現評価益（評価損）」の変動の個所に含まれている。

スワップの手じまいまたは満期到来により生じた利益または損失は、運用計算書の「スワップに係る実現利益（損失）」に計上されている。

n) サブ・ファンド間投資

2023年5月31日現在、或るサブ・ファンドは、UBS (Lux) ボンド・シキャブの他のサブ・ファンドに以下の投資を行った。

サブ・ファンド間投資の総額は、69,848,463.15米ドルである。したがって、事業年度末現在の調整済み連結純資産は、16,040,053,377.37米ドルであった。

注2 - 定率報酬

本投資法人は、各投資証券クラスに対して、下の表に示されているように、サブ・ファンドの平均純資産価額に基づいて計算される月次定率報酬を支払う。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)	
	上限定率報酬
名称に「F」が付く投資証券クラス	年率0.310%

本投資法人は、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を投資証券クラス「P」「K-1」「F」「Q」「QL」「I-A1」「I-A2」「I-A3」および「I-A4」のために支払う。

上記の定率報酬の中から、以下の報酬が支払われる。

1. 本投資法人の運用、事務管理、ポートフォリオ管理および販売に関して(該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務(本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、以下の規則に従って本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が本投資法人の資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる(上限定率報酬)。

本報酬は、「定率報酬」として運用計算書に計上されている。

関連する上限定率報酬は、該当する投資証券クラスの運用が開始されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよび特別な投資方針」の項に記載されている。

2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、投資証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくスイング・プライシングの適用によりカバーされる。
- b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。

- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)。
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、K I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。)。
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(T E R)の開示において考慮される。
- l) 本投資法人の取締役を支払われる手数料、コストおよび費用(合理的な立替費用、保険料および取締役会に関連する合理的な交通費ならびに取締役の報酬)。

当該手数料および報酬は、「その他の手数料および報酬」として運用計算書に計上されている。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人はまた、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「最大管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

投資証券クラス「I - B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用(本投資法人、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)を賄うために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の代理人との間で直接結ばれた個別契約に基づき、本投資法人を除いて請求される。

投資証券クラス「I - X」「K - X」および「U - X」の資産運用、ファンド管理事務(本投資法人、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

投資証券クラス「K - B」の資産運用を目的として実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の販売パートナーの1つが受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

個別サブ・ファンドに割り当てることができる全てのコストは、それぞれのサブ・ファンドに賦課される。

投資証券クラスに割り当てることができるコストは、それらの投資証券クラスに賦課される。しかしながら、コストが幾つかのサブ・ファンド/投資証券クラスまたは全てのサブ・ファンド/投資証券クラスに関係するものである場合は、そのコストは関係するサブ・ファンド/投資証券クラスの純資産価額に比例した形で、それぞれのサブ・ファンドに賦課される。

それぞれの投資方針に基づきUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、報酬はサブ・ファンド・レベルと同様に、各投資先ファンド・レベルでも発生する。サブ・ファンドの資産が投資される投資先ファンドの管理報酬の上限は、全ての販売報酬を考慮し3%である。

管理会社または、関連する別の会社によって、直接または間接的に、経営陣が共通であること、共通の支配下にあること、直接または間接に実質的に所有されることにより運用されているファンドの受益証券に対する投資の場合、サブ・ファンドによる投資には、投資対象ファンドの発行または買戻しに関する手数料が科せられないことがある。

本投資法人の現行の手数料については、KIDで参照することができる。

注3 - 年次税

現在効力を有する法律および規則に従い、本投資法人はルクセンブルグにおいて、各四半期末の本投資法人純資産に基づき年率0.05%または、一定の投資証券クラスについては0.01%の軽減年率で計算され、四半期毎に支払うべき取得税を課せられる。

この年次税は、ルクセンブルグ法の規定に従い既に年次税を支払った他の集合投資会社のユニットまたは投資証券に投資された純資産部分には適用されない。

注4 - その他収益

その他収益は、主にスイング・プライシングから生じる収益で構成される。

注5 - 収益の分配

各サブ・ファンドの投資主総会では、取締役会の提案に基づき、かつサブ・ファンド別の年次会計報告終了後に、各サブ・ファンドまたは各投資証券クラスに関する分配金支払の可否および支払う分配金の程度が決定される。分配金の支払いにより、本投資法人の純資産価額が法に定められた最低資産価額を下回ることがあってはならない。分配を行う場合、その支払いは期末日後4ヶ月以内に行われる。

取締役会は中間配当を支払う権限を与えられており、分配金の支払いを停止する権限も与えられている。

注6 - 金融先物、オプションおよびスワップに関する契約

2023年5月31日現在のサブ・ファンドによる金融先物、オプションおよびスワップに関する契約ならびにその通貨は以下のとおりである。

a) 金融先物

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	債券に係る金融先物 (買い)	債券に係る金融先物 (売り)
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サ ステナブル(米ドル)	93,857,625.46米ドル	-米ドル
UBS (Lux) ボンド・シキャブ	金利に係る金融先物 (買い)	金利に係る金融先物 (売り)
該当なし		

債券または指数に係る金融先物契約(もしあれば)は、金融先物の時価(契約数×想定契約規模×先物の市場価格)に基づき計算される。

b) オプション

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	その他のスワップに係る オプション、従来型 (売り)
該当なし	

c) スワップ

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	クレジット・デフォルト・ スワップ(買い)	クレジット・デフォルト・ スワップ(売り)
該当なし		
UBS (Lux) ボンド・シキャブ	金利に係るスワップおよび 先渡しスワップ(買い)	金利に係るスワップおよび 先渡しスワップ(売り)
該当なし		
UBS (Lux) ボンド・シキャブ	指数に係るスワップおよび 先渡しスワップ(買い)	指数に係るスワップおよび 先渡しスワップ(売り)
該当なし		

注7 - ソフト・コミッション契約

投資運用会社を規定する法律で認められている場合、投資運用会社およびその関連会社は、直接の見返りとして支払いをすることなく、投資判断をサポートするために使用される特定の商品や業務を受け取るサブ・ファンドのために証券取引を行う特定のブローカーとソフト・コミッション契約を締結することができる。このような委託手数料は、香港証券先物委員会によってソフトダラーと定義される。これは、取引の実行が最良の実行基準に合致している場合にのみ行われ、ブローカーによる実行および/または提供される委託業務の価値に関連して、委託手数料が妥当であることが誠実に決定されている場合にのみ行われる。

受け取った商品や業務についてののみリサーチ・サービスに含まれる。ブローカーから受け取るリサーチの相対的な費用または便益は、受け取ったリサーチが投資運用会社およびその関連会社がその顧客または

運用するファンドに対する全般的な責任を果たす上で、全体的な支援であると考えているため、特定の顧客またはファンドに配分されない。2022年6月1日から2023年5月31日までの会計年度には、ソフト・コミッション契約を締結しているブローカーとの間で実行された取引はなく、したがってこれらの取引についてサブ・ファンドにより支払われた関連委託手数料はなかった。

注8 - 総費用比率 (TER)

この比率は、スイス・アセット・マネジメント協会 (AMAS) / スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント協会 (SFAMA) の現行の「TERの計算と開示に関するガイドライン」に準拠して計算されたもので、純資産に対し継続的に賦課されている全てのコストおよび手数料(営業費用)の純資産に対するパーセンテージを過去に遡及して表示している。

過去12ヶ月のTER

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	総費用比率 (TER)
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)	0.32%
クラスF - acc 投資証券	

本報告期間中に、適用される定率報酬は変動する場合がある(注記2を参照のこと。)

運用期間が12か月未満の投資証券クラスに関するTERは、年率換算されている。

取引コスト、利息費用、証券貸付費用および為替ヘッジに関連して生じたその他コストは、TERに含まれていない。

注9 - ポートフォリオ回転率 (PTR)

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻し合計})}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中の平均純資産

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	ポートフォリオ回転率 (PTR)
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)	17.85%

注10 - 取引コスト

取引コストは、当期中に発生した場合の委託手数料、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用は、有価証券の購入および買戻しのコストに含まれる。

2023年5月31日終了年度において、ファンドに、投資有価証券の購入または買戻しおよび類似の取引に関連する取引コストが、以下のとおり発生した。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	取引コスト
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル (米ドル)	8,413.02米ドル

すべての取引コストが個別に特定されるわけではない。固定利付証券、為替予約契約およびその他の派生商品契約について、取引コストは投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引コストは各ファンドの運用成績において表示される。

注11 - 関連会社取引

この注記に記載される関連当事者は、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドに関するSFC(証券先物取引委員会)規程に定義されているものである。サブ・ファンドとその関連当事者との間で当期中に締結されたすべての取引は、通常の事業過程および通常の商業条件で行われた。

a) 有価証券取引およびデリバティブ金融商品取引

2022年6月1日から2023年5月31日までの会計年度に、以下に列挙する香港での販売が許可されているサブ・ファンドの管理会社(オプションを除く)、投資運用会社、保管受託銀行または取締役会の関係会社であるブローカーを通して行われる、有価証券およびデリバティブ金融商品の取引数量は以下のとおりである。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	関連会社との有価証券取引 およびデリバティブ 金融商品取引の取引量		有価証券取引 総額の比率
	該当なし		
UBS (Lux) ボンド・シキャブ	関連会社との有価証券取引 およびデリバティブ 金融商品取引の委託手数料		委託手数料の 平均利率
	該当なし		

注記10「取引コスト」に開示されているように、確定利付投資、上場先物契約およびその他のデリバティブ契約の取引費用は投資対象の売買価格に含まれているため、ここでは個別に記載していない。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ	関連会社とのその他の有価証券 (株式、持分類似証券および デリバティブ金融商品を除く)取引量		有価証券取引 総額の比率
	該当なし		

通常の市場慣行によれば、関連会社との「その他の有価証券(株式および持分類似証券を除く)」の取引については、本投資法人に手数料を課されることはない。

かかる取引は、通常の業務過程および通常の商業条件で行われた。

関連会社との取引量のサブ・ファンド通貨への転換には、2023年5月31日現在の財務書類の為替レートが使用された。

b) 本投資法人の投資証券取引

関連当事者は、シード・キャピタル(以下「直接投資」という。)を提供する目的で、サブ・ファンド/投資証券クラスが実質的な純資産を有するまで投資し続ける意図で、新しいサブ・ファンド/投資証券クラスに投資することができる。かかる投資は、相互に対等な立場で、すべての時間外取引/マーケッ

トタイミングを防止する要件に従う。関連当事者は、いずれのファンドまたは本投資法人に対しても、管理または支配力を行使する目的で投資することはできない。

2023年5月31日現在、管理会社およびその関連会社／関連当事者は、香港で登録されたサブ・ファンド／投資証券クラスにシード・キャピタルを提供していなかった。

c) 取締役の保有高

管理会社およびその関連当事者は、サブ・ファンドの投資証券を購入および買い戻すことが認められている。

管理会社の取締役および本投資法人の取締役は、2023年5月31日現在、香港で販売を許可されたサブ・ファンドの持分を保有していなかった。

注12 - 償還

サブ・ファンドであるUBS (Lux) ボンド・シキャブ - マルチ・インカム (米ドル) が、2022年12月13日付で償還した。

2023年5月31日現在の現金残高：4,988.71米ドル

注13 - デフォルト証券

期末現在、デフォルト状態にあるため、英文目論見書に規定されているクーポン／元本の支払いが行われていない多くの債券が存在する。これらの債券の相場価格が存在する場合、最終的な支払いが期待され、投資有価証券明細表に開示される。さらに、相場価格が存在せず、最終的な支払いが見込まれない過去にデフォルトした債券も存在する。これらの債券はファンドによって全額償却されている。これらの債券から生じる可能性のあるリターンをサブ・ファンドに配分する管理会社によって監視されている。それらは投資有価証券明細表に表示されず、この注記において別個に表示される。

債券	通貨	想定元本
WASHINGTON MUTUAL BK FA CHATS CALIF - SUB * DEF * 5.5% 2 - 15.01.13	米ドル	7,995,000.00
UNION NATIONAL FIDC TR 2006 - REG - S * DEFAULT * VAR 07 - 01.05.11	米ドル	2,105,964.00
UNION NATIONAL FIDC - REG - S * DEFAULT * VAR / UNFIDC FD 07 - 01.07.10	米ドル	1,179,935.00
UNION NATIONAL FIDC - REG - S * DEFAULT * VAR / UNFIDC FD 07 - 01.07.10	米ドル	875,000.00
WIMAR OPCO LLC / FINANCE - SUB * DEFAULT * 9.62500% 07 - 15.12.14	米ドル	1,150,000.00
ML MTGE INVEST - SUB * DEFAULT * 1M LIBOR + 210BP 05 - 25.06.35	米ドル	1,000,000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST - SUB * DEFAULT * FLR 05 - 01.11.35	米ドル	1,750,000.00

注14 - 後発事象

サブ・ファンドであるUBS (Lux) ボンド・シキャブ - 2023 (米ドル) の期末は、2023年11月21日である。

注15 - 適用ある法律、実行の場所、および正式言語

投資主、本投資法人および保管受託銀行の間で生じた全ての法的紛争の実行場所はルクセンブルグ地方裁判所であり、適用される法律はルクセンブルグ法である。しかしながら、他の国の投資家からクレームがあった場合は、本投資法人および／もしくは保管受託銀行は、本投資法人の投資証券が購入または販売された国の裁判管轄権に服することを選択することができる。

この財務書類の正式なものは英語版であり、英語版のみが監査人によって監査された。しかしながら、本投資法人の投資証券の購入または販売が可能であった他国の投資家に対して売却された投資証券の場合は、本投資法人および保管受託銀行は関係する言語への承認された翻訳（即ち本投資法人および保管銀行が承認した翻訳）を、彼らならびに当行を拘束するものとして認めることがある。

注16 - 店頭派生商品および貸付証券

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。本投資法人が適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、本投資法人のため保管受託銀行により保管される。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関する本投資法人の権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、本投資法人は、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。貸付証券の収益およびコストは、運用計算書に別個に表示される。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

店頭派生商品^{*}

担保を有していない以下のサブ・ファンドの店頭派生商品は、その代わりに証拠金勘定を有している。

サブ・ファンド 取引相手	未実現利益（損失）	受領担保
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）		
バンク・オブ・アメリカ	- 562,918.09 米ドル	0.00 米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	- 50,678.78 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	302,952.37 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	195,416.54 米ドル	0.00 米ドル
モルガン・スタンレー	- 9,786,746.77 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	197,870.14 米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	- 4,599,953.70 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック・バンキング・ コーポレーション	4,720.53 米ドル	0.00 米ドル

* 公認の取引所市場で取引されるデリバティブは、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手に債務不履行が生じた場合、決済機関は、損失リスクを想定する。

貸付証券

U B S (L u x) ボンド・シキャブ	2023年 5 月31日現在の貸付証券による 相手方エクスポージャー*		2023年 5 月31日現在の 担保内訳 (比重 %)		
	貸付証券の時価	担保（ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
- ショート・ターム米ドルコーポレート・ サステナブル（米ドル）	49,655,532.71 米ドル	51,614,807.03 米ドル	53.46	46.54	0.00

* 相手方エクスポージャーの価格および為替レート情報は、2023年 5 月31日に証券貸付代理人から直接入手されるため、2023年 5 月31日現在の財務書類の作成に使用された終値および為替レートとは異なる可能性がある。

UBS (Lux) ボンド・シキャブ
- ショート・ターム米ドルコーポレート・
サステナブル(米ドル)

貸付証券収益	369,399.33米ドル
貸付証券費用 [*]	
ユービーエス・ スイス・エイ・ジー	110,819.80米ドル
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店	36,939.93米ドル
貸付証券純収益	221,639.60米ドル

* 2022年6月1日より、総収入の30%を証券貸付サービス・プロバイダーであるユービーエス・スイス・エイ・ジーが、10%を
有価証券貸付代理人であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店がコスト/手数料として留保している。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.5.2023
Investments in securities, cost	747 211 144.46
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-33 459 662.60
Total investments in securities (Note 1)	713 751 481.86
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	13 039 563.87
Other liquid assets (Margins)	967 946.48
Receivable on securities sales (Note 1)	3 289 655.94
Receivable on subscriptions	3 594 999.92
Interest receivable on securities	5 644 799.53
Prepaid expenses	57 631.02
Total Assets	740 346 078.62
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-16 405.20
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-14 299 337.76
Payable on redemptions	-664 102.19
Provisions for flat fee (Note 2)	-141 166.87
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-20 284.92
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-97 067.86
Total provisions	-258 519.65
Total Liabilities	-15 238 364.80
Net assets at the end of the financial year	725 107 713.82

Statement of Operations

	USD
Income	1.6.2022-31.5.2023
Interest on liquid assets	381 312.63
Interest on securities	21 883 563.87
Dividends	73 947.93
Net income on securities lending (Note 16)	221 639.60
Other income (Note 4)	551 773.88
Total income	23 112 237.91
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-7 856.93
Flat fee (Note 2)	-1 379 029.82
Taxe d'abonnement (Note 3)	-102 979.40
Other commissions and fees (Note 2)	-94 740.92
Interest on cash and bank overdraft	-26.01
Total expenses	-1 584 633.08
Net income (loss) on investments	21 527 604.83
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-19 429 692.55
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	279 001.09
Realized gain (loss) on financial futures	-2 378 977.95
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	16 010 341.91
Realized gain (loss) on swaps	88 999.98
Realized gain (loss) on foreign exchange	796 249.62
Total realized gain (loss)	-4 634 077.90
Net realized gain (loss) of the financial year	16 893 526.93
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	8 098 301.96
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	6 405.24
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-179 842.22
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-22 738 179.00
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-14 813 314.02
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	2 080 212.91

UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term USD Corporates Sustainable (USD)
Annual report and audited financial statements as of 31 May 2023

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the Net Asset Value

The net asset value and the issue, redemption and conversion price per share of each subfund or share class are expressed in the reference currency of the subfund or share class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each share class by the number of shares in circulation in this share class of the subfund.

A “business day” is a normal bank business day in Luxembourg (i.e. a day when the banks are open during normal business hours), except for 24 and 31 December; individual, non-statutory days of rest in Luxembourg; and days on which stock exchanges in the main countries in which the respective subfund invests are closed, or on which 50% or more of the investments of the subfund cannot be adequately valued.

“Non-statutory days of rest” are days on which banks and financial institutions are closed. Furthermore, for the subfund UBS (Lux) Bond SICAV – China Fixed Income (RMB), days on which the stock exchanges in the People's Republic of China or Hong Kong are closed are not deemed business days for this subfund.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares in circulation, taking into account the fees charged to that share class.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last known market prices. If these securities, derivatives or other

assets are listed on several stock exchanges, the last available price on the stock exchange that represents the major market for this investment will apply.

In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities and investments based on these prices.

Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.

- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- Derivatives not listed at a stock exchange (OTC-derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation price obtained will be verified by means calculation methods recognised by the Company, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative is originates.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCI can be valued on the basis of an estimation of their value that has been provided by reliable service providers, which are independent from the portfolio manager or the investment advisor (value estimation).
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the reference currency of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange

(midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.

- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the applicable UBS Valuation Policy.

The Company is authorised to apply other generally recognised and verifiable valuation criteria in order to achieve an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of shares.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spread for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to calculate the net asset value per share. These costs have a negative effect on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per share.

Shares are generally issued and redeemed based on a single price: the net asset value. To reduce the effects of dilution, the net asset value per share is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position on the relevant valuation day. If no trading is taking place in any subfund or class of a subfund on a particular valuation day, the unadjusted net asset value per share is applied. The circumstances in which such a dilution adjustment takes place are determined at the discretion of the Board of Directors. The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of shares in the relevant subfund. The Board of Directors may carry out a dilution adjustment if, in its view, the existing shareholders (in the case of subscriptions) or remaining shareholders (in the case of redemptions) could be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

- a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);
- a subfund records a considerable volume of net subscriptions relative to its size;
- a subfund shows a net subscription or net redemption position on a particular valuation day; or
- In all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the shareholders.

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per share depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemption position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the spreads of buy and sell prices. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. The adjustments are generally limited to a maximum of 2% of the prevailing net asset value per share at the time. The Board of Directors may decide to temporarily apply a dilution adjustment of more than 2% of the prevailing net asset value per share at the time in respect of any subfund and/or valuation date in exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or liquidity, exceptional market conditions, market disruption, etc.), provided the Board of Directors can justify that this is representative of the prevailing market conditions and that it is in the best interest of the shareholders. This dilution adjustment will be calculated in accordance with the method determined by the Board of Directors. Shareholders will be informed via the usual communication channels when the temporary measures are introduced and when they end.

The net asset value of each class of the subfund is calculated separately. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms. The dilution adjustment is made at subfund level and relates to capital activity, but not to the specific circumstances of each individual investor transaction.

For all subfunds the Swing Pricing methodology is applied.

If there were Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the three year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per share represents the adjusted net asset value.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Valuation on options

Outstanding options traded on a regulated market are valued on the settlement price or the last available market price of the instruments. Options which are not listed on an official stock exchange (OTC options) are marked to market based upon daily prices obtained from Bloomberg option pricer functionality and checked against third party pricing agents. The realized gains or losses on options and the change in unrealized appreciation or depreciation on options are disclosed in the statement of operations and in the changes in net assets respectively under the positions realized gains (losses) on options and Unrealized appreciation (depreciation) on options.

Options are included in the investments in securities.

f) Fair Value pricing principle

The fair value pricing principle applies for funds with main investments in Asian markets. The fair value principle takes into account important movements not reflected in the last available Exchange closing prices, by reevaluating all underlying assets of the Fund portfolio with snapshot prices at a specified time. The net asset value is then calculated based on these re-evaluated prices. The fair value principle is applicable only in case the deviation of a Fund specific benchmark exceeds 3%.

g) Net realized gains (losses) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

h) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

UBS (Lux) Bond SICAV

Annual report and audited financial statements as of 31 May 2023

i) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction day.

j) Combined financial statements

The combined financial statements are expressed in USD. The various items of the combined statement of net assets and the combined statement of operations at 31 May 2023 of the investment company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into USD at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 May 2023:

Exchange rates		
USD 1 =	CNY	7.104400
USD 1 =	EUR	0.937998

For the liquidated or merged subfunds, the exchange rate used for the conversion of the combined financial statements is the one as at liquidation or merger date.

k) "Mortgage-backed securities"

The Company, in accordance with its investment policies, may invest in "mortgage-backed securities". A "mortgage-backed security" is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the "mortgage-backed security" of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each paydown associated with each payment of principal. This gain or loss has been included in "Net realized gain or loss on sales of securities" in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the Company's expected yield.

*l) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases*

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

m) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

n) Cross-subfunds investments

As per 31 May 2023 the subfunds of UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD), UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Corporates (USD), UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD), UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD), UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD), UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation-linked (USD), UBS (Lux) Bond SICAV – Global Short Term Flexible (USD), UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD) and UBS (Lux) Bond SICAV – USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) had the following investments in other subfunds of UBS (Lux) Bond SICAV:

UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD)	Amount in USD
UBS (Lux) Bond SICAV – CHINA HIGH YIELD (USD) U-X-ACC	19 188 697.00
Total	19 188 697.00

UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Corporates (USD)	Amount in USD
UBS (Lux) Bond SICAV – CHINA HIGH YIELD (USD) U-X-ACC	1 801 865.45
Total	1 801 865.45

UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	Amount in USD
UBS (Lux) Bond SICAV – CHINA HIGH YIELD (USD) U-X-ACC	585 021.25
Total	585 021.25

UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD)	Amount in USD
UBS (Lux) Bond SICAV-SHORT DURATION H Y SUST (USD) I-X-ACC	3 996 920.20
Total	3 996 920.20

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)	Amount in USD
UBS (Lux) Bond SICAV – ASIAN HIGH YIELD (USD) I-X-DIST	19 920 600.00
UBS (Lux) Bond SICAV – CHINA HIGH YIELD (USD) U-X-ACC	11 232 408.00
Total	31 153 008.00

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation-linked (USD)	Amount in USD
UBS (Lux) Bond SICAV – ASIAN HIGH YIELD (USD) I-X-DIST	2 371 500.00
UBS (Lux) Bond SICAV – CHINA HIGH YIELD (USD) U-X-ACC	1 427 451.85
Total	3 798 951.85

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Short Term Flexible (USD)	Amount in USD
UBS (Lux) Bond SICAV – ASIAN HIGH YIELD (USD) I-X-DIST	2 635 000.00
UBS (Lux) Bond SICAV – CHINA HIGH YIELD (USD) U-X-ACC	1 497 654.40
Total	4 132 654.40

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)	Amount in USD
UBS(Lux)BOND SICAV-GLBL SDG CORPORATES SUSTNBL(USD) U-X-ACC	934 442.10
Total	934 442.10

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)	Amount in USD
UBS(Lux)BOND SICAV-GLBL SDG CORPORATES SUSTNBL(USD) U-X-ACC	4 256 902.90
Total	4 256 902.90

The total amount of cross subfund investments amounts to 69 848 463.15 USD. Accordingly, the adjusted combined net assets at the end of the financial year are 16 040 053 377.37 USD.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a monthly flat fee for each share class calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the table below:

UBS (Lux) Bond SICAV – 2023 (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "F" in their name	0.420 %
Share classes with "I-A1" in their name	0.540 %
Share classes with "I-A2" in their name	0.480 %
Share classes with "I-A3" in their name	0.420 %
Share classes with "I-A4" in their name	0.420 %
Share classes with "I-B" in their name	0.115 %
Share classes with "I-X" in their name	0.000 %
Share classes with "K-I" in their name	0.600 %
Share classes with "K-B" in their name	0.115 %
Share classes with "K-X" in their name	0.000 %
Share classes with "P" in their name	0.850 %
Share classes with "Q" in their name	0.600 %
Share classes with "QL" in their name	0.600 %
Share classes with "U-X" in their name	0.000 %

UBS (Lux) Bond SICAV – 2024 (USD)

	Maximum flat fee p.a.
Share classes with "F" in their name	0.420 %
Share classes with "I-A1" in their name	0.540 %
Share classes with "I-A2" in their name	0.480 %
Share classes with "I-A3" in their name	0.420 %
Share classes with "I-A4" in their name	0.420 %
Share classes with "I-B" in their name	0.115 %
Share classes with "I-X" in their name	0.000 %
Share classes with "K-I" in their name	0.550 %
Share classes with "K-B" in their name	0.115 %
Share classes with "K-X" in their name	0.000 %
Share classes with "P" in their name	0.790 %
Share classes with "Q" in their name	0.550 %
Share classes with "QL" in their name	0.550 %
Share classes with "U-X" in their name	0.000 %

UBS (Lux) Bond SICAV – 2025 I (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.250 %	0.280 %
Share classes with "I-A1" in their name	0.300 %	0.330 %

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual report and audited financial statements as of 31 May 2023

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-A2" in their name	0.280%	0.310%
Share classes with "I-A3" in their name	0.250%	0.280%
Share classes with "I-A4" in their name	0.250%	0.280%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.450%	0.500%
Share classes with "Q" in their name	0.350%	0.400%
Share classes with "QL" in their name	0.350%	0.400%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – 2025 I (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.270%	0.300%
Share classes with "I-A1" in their name	0.320%	0.350%
Share classes with "I-A2" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-A3" in their name	0.270%	0.300%
Share classes with "I-A4" in their name	0.270%	0.300%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.370%	0.400%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.470%	0.520%
Share classes with "Q" in their name	0.370%	0.420%
Share classes with "QL" in their name	0.370%	0.420%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A1" in their name	0.680%	0.710%
Share classes with "I-A2" in their name	0.620%	0.650%
Share classes with "I-A3" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A4" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.400%	1.450%
Share classes with "Q" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "QL" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-A4" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.140%	1.190%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "QL" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – China Fixed Income (RMB)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A1" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A4" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-B" in their name	0.160%	0.160%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-B" in their name	0.160%	0.160%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.150%	1.200%
Share classes with "Q" in their name	0.750%	0.800%
Share classes with "QL" in their name	0.650%	0.700%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – China High Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A1" in their name	0.680%	0.710%
Share classes with "I-A2" in their name	0.620%	0.650%
Share classes with "I-A3" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A4" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "K-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.400%	1.450%
Share classes with "Q" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "QL" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A4" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "QL" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
– Emerging Economies Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual report and audited financial statements as of 31 May 2023

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-A4" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	1.020%	1.050%
Share classes with "K-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "Q" in their name	0.980%	1.030%
Share classes with "QL" in their name	0.980%	1.030%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.560%	0.590%
Share classes with "I-A1" in their name	0.630%	0.660%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.560%	0.590%
Share classes with "I-A4" in their name	0.560%	0.590%
Share classes with "I-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-B" in their name	0.115%	0.115%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.500%	1.550%
Share classes with "Q" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "QL" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
– EUR Corporates Sustainable (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-A4" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.140%	1.190%
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "QL" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Fixed Maturity Series 1 (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "I-A1" in their name	0.440%	0.470%
Share classes with "I-A2" in their name	0.400%	0.430%
Share classes with "I-A3" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "I-A4" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "Q" in their name	0.450%	0.500%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "QL" in their name	0.450%	0.500%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A1" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A4" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.300%	1.350%
Share classes with "Q" in their name	0.750%	0.800%
Share classes with "QL" in their name	0.750%	0.800%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "I-A1" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-A2" in their name	0.400%	0.430%
Share classes with "I-A3" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "I-A4" in their name	0.350%	0.380%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "Q" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "QL" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A1" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A4" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.400%	1.450%
Share classes with "Q" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "QL" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation-linked (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "I-A1" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A2" in their name	0.480%	0.510%
Share classes with "I-A3" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "I-A4" in their name	0.420%	0.450%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual report and audited financial statements as of 31 May 2023

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "Q" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "QL" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
– Global SDG Corporates Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.280%	0.310%
Share classes with "I-A1" in their name	0.410%	0.440%
Share classes with "I-A2" in their name	0.340%	0.370%
Share classes with "I-A3" in their name	0.280%	0.310%
Share classes with "I-A4" in their name	0.280%	0.310%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "Q" in their name	0.530%	0.580%
Share classes with "QL" in their name	0.530%	0.580%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
– Global Short Term Flexible (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-A1" in their name	0.370%	0.400%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual report and audited financial statements as of 31 May 2023

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-A2" in their name	0.340%	0.370%
Share classes with "I-A3" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-A4" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-B" in their name	0.040%	0.040%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.470%	0.500%
Share classes with "K-B" in their name	0.040%	0.040%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.820%	0.870%
Share classes with "Q" in their name	0.490%	0.540%
Share classes with "QL" in their name	0.490%	0.540%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV
– Green Social Sustainable Bonds (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.180%	0.210%
Share classes with "I-A1" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-A2" in their name	0.240%	0.270%
Share classes with "I-A3" in their name	0.180%	0.210%
Share classes with "I-A4" in their name	0.180%	0.210%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "Q" in their name	0.300%	0.350%
Share classes with "QL" in their name	0.300%	0.350%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – Multi Income (USD)¹

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "N" in their name	1.650%	1.700%
Share classes with "P" in their name	1.350%	1.400%
Share classes with "Q" in their name	0.800%	0.850%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ Liquidated on 13 December 2022

UBS (Lux) Bond SICAV

– Short Duration High Yield Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A2" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A3" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A4" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.260%	1.310%
Share classes with "Q" in their name	0.720%	0.770%

¹ Max 0.530% / 0.0290%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "QL" in their name	0.720%	0.770%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.290%	0.320%
Share classes with "I-A1" in their name	0.430%	0.460%
Share classes with "I-A2" in their name	0.380%	0.410%
Share classes with "I-A3" in their name	0.290%	0.320%
Share classes with "I-A4" in their name	0.290%	0.320%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.810%	0.860%
Share classes with "Q" in their name	0.450%	0.500%
Share classes with "QL" in their name	0.450%	0.500%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– Short Term USD Corporates Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.310%	0.340%
Share classes with "I-A1" in their name	0.430%	0.460%
Share classes with "I-A2" in their name	0.380%	0.410%
Share classes with "I-A3" in their name	0.310%	0.340%
Share classes with "I-A4" in their name	0.290%	0.320%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual report and audited financial statements as of 31 May 2023

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	0.810%	0.860%
Share classes with "Q" in their name	0.450%	0.500%
Share classes with "QL" in their name	0.450%	0.500%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-A4" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.140%	1.190%
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "QL" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A1" in their name	0.620%	0.650%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-A2" in their name	0.580%	0.610%
Share classes with "I-A3" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A4" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.260%	1.310%
Share classes with "Q" in their name	0.720%	0.770%
Share classes with "QL" in their name	0.720%	0.770%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "F" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A2" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-A3" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-A4" in their name	0.360%	0.390%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "P" in their name	1.140%	1.190%
Share classes with "Q" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "QL" in their name	0.600%	0.650%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Bond SICAV

Annual report and audited financial statements as of 31 May 2023

The Company pays a maximum monthly flat fee for share classes "P", "K-1", "F", "Q", "QL", "I-A1", "I-A2", "I-A3" and "I-A4" calculated on the average net asset value of the subfunds.

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

1. For the management, administration, portfolio management and distribution of the Company (if applicable), as well as for all the tasks of the Depositary, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the handling of payment transactions and all other tasks listed in the section "Depositary and main paying agent" of the sales prospectus, a maximum flat fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets, in accordance with the following provisions: This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee).

This fee is shown in the Statement of Operations as "Flat fee".

The relevant maximum flat fee will not be charged until the corresponding share classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be seen in the section "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses which are also charged to the Company:
 - a) all additional expenses related to management of the Company's assets for the sale and purchase of assets (bid/offer spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of shares, are covered by the application of the Swing Pricing pursuant to the section entitled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as permissible by law;

- d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Company, as well as for the general safeguarding of the interests of the Company and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) costs for the publication of the Company's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Company's legal documents (prospectuses, KID, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Company's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Company, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or usufructuary rights of the Company;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary for protecting the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Company's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Company's total expense ratio (TER);
- l) Fees, costs and expenses payable to the directors of the Company (including reasonable out-of-pocket expenses, insurance coverage and reasonable travel expenses in connection with meetings of the Board and remuneration of directors).

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as "Other commissions and fees".

3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Company.

All taxes levied on the income and assets of the Company, particularly the *taxe d'abonnement*, will also be borne by the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat fee.

For share class “I-B”, a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Company, the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Company under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for share classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled to under a separate contract with the investor.

Costs relating to the services to be performed for share classes “K-B” for asset management purposes are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners is entitled under a separate contract with the investor.

All costs which can be allocated to individual subfunds will be charged to these subfunds.

Costs which can be allocated to share classes will be charged to these share classes. If costs pertain to several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to the subfunds/share classes concerned in proportion to their relative net asset values.

In the subfunds that may invest in other UCI or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The upper limit for management fees of target funds in which the assets of the subfunds are invested amounts to a maximum of 3%, taking into account any trail fees.

In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding, the subfund making the investment may not be charged with any of the target fund's issue or redemption commissions.

Details on the ongoing charges of the Company can be found in the KID.

Note 3 – Taxe d’abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject in Luxembourg to the subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced taxe d’abonnement amounting to 0.01% p.a. for some share classes, payable quarterly and calculated

on the basis of the net assets of the Company at the end of each quarter.

The taxe d’abonnement is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the taxe d’abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Swing Pricing.

Note 5 – Income Distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfunds shall decide, at the proposal of the Board of Directors and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund or share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount of assets prescribed by law. If a distribution is made, payment will be effected no later than four months after the end of the financial year.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Note 6 – Commitments on Financial Futures, Options and Swaps

Commitments on Financial Futures, Options and Swaps subfund and respective currency as of 31 May 2023 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Bond SICAV	Financial Futures on bonds (bought)	Financial Futures on bonds (sold)
– Asian High Yield (USD)	19 727 406.25 USD	41 074 659.68 USD
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	16 054 218.78 USD	6 790 359.40 USD
– Emerging Economies Corporates (USD)	22 873 921.96 USD	15 881 718.75 USD
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	- USD	1 686 343.75 USD
– EUR Corporates Sustainable (EUR)	4 022 300.00 EUR	- EUR
– Floating Rate Income (USD)	- USD	33 567 687.26 USD
– Global Corporates (USD)	98 170 031.80 USD	28 574 667.83 USD
– Global Dynamic (USD)	353 881 817.33 USD	1 012 906 768.62 USD
– Global Inflation-linked (USD)	61 869 465.19 USD	102 622 882.82 USD
– Global Short Term Flexible (USD)	63 990 194.88 USD	111 170 209.65 USD
– Green Social Sustainable Bonds (EUR)	17 006 250.00 EUR	- EUR

UBS (Lux) Bond SICAV	Financial Futures on bonds (bought)	Financial Futures on bonds (sold)
- Short Term USD Corporates Sustainable (USD)	93 857 625.46 USD	- USD
- USD Corporates (USD)	2 737 500.00 USD	18 876 562.55 USD
- USD High Yield (USD)	12 643 890.63 USD	- USD
- USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)	- USD	106 184 765.63 USD

UBS (Lux) Bond SICAV	Financial Futures on interest rates (bought)	Financial Futures on interest rates (sold)
- Global Dynamic (USD)	322 566 244.00 USD	- USD
- Global Inflation-linked (USD)	19 940 458.72 USD	- USD
- Global Short Term Flexible (USD)	23 459 363.20 USD	- USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Options

UBS (Lux) Bond SICAV	Options on other swaps classic-styled (sold)
- USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)	7 182 000.00 USD

c) Swaps

UBS (Lux) Bond SICAV	Credit default swaps (bought)	Credit default swaps (sold)
- Asian High Yield (USD)	50 644 250.00 USD	- USD
- Global Dynamic (USD)	8 814 082.38 USD	8 750 000.00 USD
- Global Inflation-linked (USD)	1 460 619.37 USD	1 450 000.00 USD
- Short Duration High Yield Sustainable (USD)	- USD	11 475 370.90 USD

UBS (Lux) Bond SICAV	Swaps and forward swaps on interest rates (bought)	Swaps and forward swaps on interest rates (sold)
- Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	- USD	21 221 746.76 USD
- Floating Rate Income (USD)	47 263 300.00 USD	- USD
- Global Dynamic (USD)	649 958 507.57 USD	1 068 575 633.61 USD
- Global Inflation-linked (USD)	76 475 059.26 USD	111 329 277.70 USD
- Global Short Term Flexible (USD)	60 622 618.98 USD	143 722 678.14 USD

UBS (Lux) Bond SICAV	Swaps and forward swaps on indices (bought)	Swaps and forward swaps on indices (sold)
- Floating Rate Income (USD)	- USD	6 898 677.70 USD
- Short Duration High Yield Sustainable (USD)	- USD	6 926 020.15 USD
- USD High Yield (USD)	- USD	39 270 716.93 USD

Note 7 – Soft commission arrangements

If permitted by the laws governing the Portfolio Manager, the Portfolio Manager and its affiliates may enter into soft commission arrangements with certain brokers which they engage in security transactions on behalf of the subfunds under which certain goods and services used to support

investment decision making will be received without a direct payment in return. Such commissions are defined as soft dollars by the Hong Kong Securities and Futures Commission. This is only done when the transaction execution is consistent with the best execution standards, and it has been determined in good faith that the brokerage fee is reasonable in relation to the value of the execution and/or brokerage services provided by the broker.

Goods and services received solely included research services. The relative costs or benefits of research received from brokers are not allocated among particular clients or funds because it is believed that the research received is, in the aggregate, of assistance in fulfilling the Portfolio Manager and its affiliates' overall responsibilities to their clients or funds they manage. During the year from 1 June 2022 to 31 May 2023 there were no transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place and therefore no related commissions have been paid by the subfunds for these transactions.

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) / Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
- 2023 (USD) I-A1-acc	0.56%
- 2023 (USD) K-1-acc	0.65%
- 2023 (USD) K-1-dist	0.66%
- 2023 (USD) K-1-qdist	0.66%
- 2023 (USD) P-acc	0.91%
- 2023 (USD) P-dist	0.91%
- 2023 (USD) P-qdist	0.91%
- 2023 (USD) (HKD) P-qdist	0.91%
- 2023 (USD) Q-acc	0.66%
- 2023 (USD) Q-dist	0.66%
- 2023 (USD) Q-UKdist-qdist	0.66%
- 2024 (USD) K-1-acc	0.61%
- 2024 (USD) K-1-dist	0.61%
- 2024 (USD) K-1-qdist	0.61%
- 2024 (USD) P-acc	0.85%
- 2024 (USD) P-dist	0.85%
- 2024 (USD) P-qdist	0.85%
- 2024 (USD) (HKD) P-qdist	0.85%
- 2024 (USD) Q-acc	0.61%
- 2024 (USD) Q-dist	0.61%
- 2024 (USD) Q-qdist	0.61%
- 2024 (USD) Q-UKdist-qdist	0.61%
- 2025 I (EUR) K-1-acc	0.41%
- 2025 I (EUR) K-1-dist	0.41%
- 2025 I (EUR) K-B-acc	0.13%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual report and audited financial statements as of 31 May 2023

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– 2025 I (EUR) P-acc	0.51%
– 2025 I (EUR) P-dist	0.51%
– 2025 I (EUR) Q-acc	0.41%
– 2025 I (EUR) Q-dist	0.41%
– 2025 I (USD) K-1-acc	0.43%
– 2025 I (USD) P-acc	0.53%
– 2025 I (USD) P-dist	0.53%
– 2025 I (USD) Q-acc	0.43%
– 2025 I (USD) Q-dist	0.43%
– Asian High Yield (USD) F-acc	0.54%
– Asian High Yield (USD) F-dist	0.54%
– Asian High Yield (USD) I-A1-acc	0.70%
– Asian High Yield (USD) I-A3-acc	0.52%
– Asian High Yield (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.57%
– Asian High Yield (USD) (GBP hedged) I-A3-acc	0.58%
– Asian High Yield (USD) (GBP hedged) I-A3-dist	0.57%
– Asian High Yield (USD) I-B-acc	0.14%
– Asian High Yield (USD) (EUR hedged) I-B-dist	0.14%
– Asian High Yield (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
– Asian High Yield (USD) I-X-dist	0.02%
– Asian High Yield (USD) K-1-acc	0.96%
– Asian High Yield (USD) K-1-mdist	0.96%
– Asian High Yield (USD) K-B-mdist	0.18%
– Asian High Yield (USD) (EUR hedged) K-B-mdist	0.18%
– Asian High Yield (USD) K-X-acc	0.06%
– Asian High Yield (USD) P-acc	1.46%
– Asian High Yield (USD) (CHF hedged) P-acc	1.51%
– Asian High Yield (USD) (EUR hedged) P-acc	1.51%
– Asian High Yield (USD) P-dist	1.46%
– Asian High Yield (USD) P-mdist	1.46%
– Asian High Yield (USD) (AUD hedged) P-mdist	1.51%
– Asian High Yield (USD) (HKD) P-mdist	1.46%
– Asian High Yield (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.51%
– Asian High Yield (USD) Q-acc	0.86%
– Asian High Yield (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.91%
– Asian High Yield (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.88%
– Asian High Yield (USD) (GBP hedged) Q-acc	0.91%
– Asian High Yield (USD) Q-dist	0.86%
– Asian High Yield (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.88%
– Asian High Yield (USD) (GBP hedged) Q-dist	0.92%
– Asian High Yield (USD) Q-mdist	0.86%
– Asian High Yield (USD) (SGD hedged) Q-mdist	0.91%
– Asian High Yield (USD) U-X-acc	0.02%
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD) I-B-acc	0.09%
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD) P-acc	1.19%
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD) U-X-acc	0.02%
– China Fixed Income (RMB) (EUR) I-A1-acc	0.67%
– China Fixed Income (RMB) (USD) I-A1-acc	0.68%
– China Fixed Income (RMB) (EUR hedged) I-A2-acc	0.66%
– China Fixed Income (RMB) (CHF hedged) I-A3-acc	0.58%
– China Fixed Income (RMB) (EUR) I-A3-acc	0.57%
– China Fixed Income (RMB) (EUR hedged) I-A3-acc	0.57%
– China Fixed Income (RMB) (USD) I-A3-acc	0.60%
– China Fixed Income (RMB) (GBP) I-A3-dist	0.56%
– China Fixed Income (RMB) (GBP hedged) I-A3-dist	0.54%
– China Fixed Income (RMB) (USD) I-A3-dist	0.56%
– China Fixed Income (RMB) (USD hedged) I-A3-dist	0.57%
– China Fixed Income (RMB) I-B-acc	0.19%

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– China Fixed Income (RMB) (GBP hedged) I-B-acc	0.20%
– China Fixed Income (RMB) (USD) I-B-acc	0.19%
– China Fixed Income (RMB) (EUR) I-B-dist	0.21%
– China Fixed Income (RMB) (JPY) I-B-mdist	0.19%
– China Fixed Income (RMB) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%
– China Fixed Income (RMB) (USD hedged) I-X-acc	0.03%
– China Fixed Income (RMB) (USD) K-X-acc	0.07%
– China Fixed Income (RMB) P-acc	1.22%
– China Fixed Income (RMB) (EUR) P-acc	1.21%
– China Fixed Income (RMB) (EUR hedged) P-acc	1.25%
– China Fixed Income (RMB) (USD) P-acc	1.21%
– China Fixed Income (RMB) Q-acc	0.80%
– China Fixed Income (RMB) (EUR) Q-acc	0.81%
– China Fixed Income (RMB) (GBP hedged) Q-acc	0.86%
– China Fixed Income (RMB) (USD) Q-acc	0.82%
– China Fixed Income (RMB) QL-acc	0.72%
– China Fixed Income (RMB) (EUR) QL-acc	0.72%
– China Fixed Income (RMB) (USD) QL-acc	0.71%
– China Fixed Income (RMB) (GBP) Q-dist	0.81%
– China Fixed Income (RMB) U-X-LKdist-mdist	0.03%
– China Fixed Income (RMB) U-X-acc	0.03%
– China High Yield (USD) I-A3-acc	0.54%
– China High Yield (USD) (EUR) I-A3-acc	0.54%
– China High Yield (USD) I-B-acc	0.14%
– China High Yield (USD) I-X-acc	0.02%
– China High Yield (USD) P-acc	1.47%
– China High Yield (USD) Q-acc	0.86%
– China High Yield (USD) U-X-acc	0.02%
– Convert Global (EUR) F-acc	0.57%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) F-acc	0.60%
– Convert Global (EUR) (USD hedged) F-acc	0.60%
– Convert Global (EUR) I-A1-acc	0.77%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A1-acc	0.80%
– Convert Global (EUR) (USD hedged) I-A1-dist	0.80%
– Convert Global (EUR) I-A2-acc	0.67%
– Convert Global (EUR) I-A2-dist	0.67%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A2-dist	0.71%
– Convert Global (EUR) I-A3-acc	0.57%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A3-acc	0.60%
– Convert Global (EUR) (USD hedged) I-A3-acc	0.60%
– Convert Global (EUR) I-A3-dist	0.57%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-A3-dist	0.60%
– Convert Global (EUR) (USD hedged) I-B-acc	0.09%
– Convert Global (EUR) I-X-acc	0.02%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
– Convert Global (EUR) I-X-dist	0.02%
– Convert Global (EUR) K-X-acc	0.06%
– Convert Global (EUR) P-acc	1.85%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.91%
– Convert Global (EUR) (USD hedged) P-acc	1.91%
– Convert Global (EUR) P-dist	1.86%
– Convert Global (EUR) Q-acc	0.96%
– Convert Global (EUR) (CHF hedged) Q-acc	1.01%
– Convert Global (EUR) (USD hedged) Q-acc	1.01%
– Convert Global (EUR) Q-dist	0.95%
– Emerging Economies Corporates (USD) F-acc	0.67%
– Emerging Economies Corporates (USD) I-B-acc	0.14%
– Emerging Economies Corporates (USD) I-X-acc	0.02%

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Emerging Economies Corporates (USD) I-X-dist	0.02%
– Emerging Economies Corporates (USD) K-B-mdist	0.18%
– Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) K-B-mdist	0.18%
– Emerging Economies Corporates (USD) K-X-acc	0.06%
– Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) P-4%-qdist	1.92%
– Emerging Economies Corporates (USD) P-acc	1.86%
– Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) P-acc	1.91%
– Emerging Economies Corporates (USD) P-dist	1.86%
– Emerging Economies Corporates (USD) (EUR hedged) P-dist	1.92%
– Emerging Economies Corporates (USD) Q-acc	1.04%
– Emerging Economies Corporates (USD) Q-dist	1.04%
– Emerging Economies Corporates (USD) U-X-acc	0.02%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) I-A1-acc	0.65%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) I-B-acc	0.14%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) I-X-acc	0.02%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) P-acc	1.56%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) (EUR hedged) P-acc	1.61%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) P-dist	1.56%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) (EUR hedged) P-dist	1.61%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) Q-acc	0.86%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.91%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.91%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD) U-X-UKdist-mdist	0.02%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) I-B-acc	0.09%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) I-X-acc	0.02%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) P-acc	1.20%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.24%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) Q-acc	0.66%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) (CHF hedged) Q-acc	0.71%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) U-X-acc	0.02%
– EUR Corporates Sustainable (EUR) (CHF hedged) U-X-acc	0.02%
– Fixed Maturity Series 1 (USD) P-qdist	0.66%
– Fixed Maturity Series 1 (USD) (HKD) P-qdist	0.66%
– Floating Rate Income (USD) F-acc	0.57%
– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) F-acc	0.61%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) F-acc	0.60%
– Floating Rate Income (USD) I-X-acc	0.03%
– Floating Rate Income (USD) K-B-acc	0.12%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) K-X-acc	0.06%
– Floating Rate Income (USD) P-acc	1.36%
– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) P-acc	1.41%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) P-acc	1.41%
– Floating Rate Income (USD) P-dist	1.36%
– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) P-dist	1.41%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) P-dist	1.42%
– Floating Rate Income (USD) P-mdist	1.36%
– Floating Rate Income (USD) (HKD) P-mdist	1.36%
– Floating Rate Income (USD) Q-acc	0.80%
– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.86%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.87%
– Floating Rate Income (USD) Q-dist	0.81%
– Floating Rate Income (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.87%
– Floating Rate Income (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.86%
– Floating Rate Income (USD) Q-mdist	0.80%
– Floating Rate Income (USD) U-X-UKdist-mdist	0.02%
– Global Corporates (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.49%
– Global Corporates (USD) I-B-acc	0.09%
– Global Corporates (USD) (CHF hedged) I-B-acc	0.09%
– Global Corporates (USD) I-X-acc	0.02%
– Global Corporates (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Global Corporates (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.02%
– Global Corporates (USD) I-X-UKdist	0.03%
– Global Corporates (USD) P-acc	0.86%
– Global Corporates (USD) (EUR hedged) P-acc	0.88%
– Global Corporates (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.58%
– Global Corporates (USD) U-X-dist	0.02%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) I-A1-acc	0.70%
– Global Dynamic (USD) I-A3-acc	0.58%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.60%
– Global Dynamic (USD) I-B-acc	0.09%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) I-B-acc	0.09%
– Global Dynamic (USD) I-X-acc	0.02%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.02%
– Global Dynamic (USD) (AUD hedged) I-X-qdist	0.02%
– Global Dynamic (USD) (CAD hedged) I-X-qdist	0.02%
– Global Dynamic (USD) K-B-acc	0.13%
– Global Dynamic (USD) K-X-acc	0.06%
– Global Dynamic (USD) K-X-dist	0.06%
– Global Dynamic (USD) P-4%-mdist	1.49%
– Global Dynamic (USD) P-acc	1.47%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) P-acc	1.51%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) P-acc	1.51%
– Global Dynamic (USD) P-dist	1.46%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) P-dist	1.52%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) P-dist	1.51%
– Global Dynamic (USD) Q-4%-mdist	0.86%
– Global Dynamic (USD) Q-acc	0.87%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.91%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.91%
– Global Dynamic (USD) Q-dist	0.86%
– Global Dynamic (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.92%
– Global Dynamic (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.92%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.57%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-A1-dist	0.57%
– Global Inflation-linked (USD) I-A3-acc	0.44%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-A3-acc	0.47%
– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.47%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) I-B-acc	0.09%
– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) I-B-dist	0.09%
– Global Inflation-linked (USD) P-acc	0.96%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) P-acc	1.01%
– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) P-acc	1.01%
– Global Inflation-linked (USD) Q-acc	0.56%
– Global Inflation-linked (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.61%
– Global Inflation-linked (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.61%
– Global SDG Corporates Sustainable (USD) I-X-acc	0.02%
– Global SDG Corporates Sustainable (USD) P-acc	0.98%
– Global SDG Corporates Sustainable (USD) Q-acc	0.61%
– Global SDG Corporates Sustainable (USD) U-X-acc	0.02%
– Global Short Term Flexible (USD) I-A1-acc	0.39%
– Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) I-A1-acc	0.42%
– Global Short Term Flexible (USD) (GBP hedged) I-A1-acc	0.42%
– Global Short Term Flexible (USD) (GBP hedged) I-A2-acc	0.39%
– Global Short Term Flexible (USD) I-A3-acc	0.32%
– Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.35%
– Global Short Term Flexible (USD) I-X-acc	0.02%
– Global Short Term Flexible (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
– Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.02%
– Global Short Term Flexible (USD) I-X-UKdist	0.02%

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual report and audited financial statements as of 31 May 2023

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
Global Short Term Flexible (USD) P-acc	0.88%
Global Short Term Flexible (USD) (AUD hedged) P-acc	0.93%
Global Short Term Flexible (USD) (CAD hedged) P-acc	0.93%
Global Short Term Flexible (USD) (CHF hedged) P-acc	0.94%
Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) P-acc	0.93%
Global Short Term Flexible (USD) (GBP hedged) P-acc	0.93%
Global Short Term Flexible (USD) P-dist	0.88%
Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) P-dist	0.93%
Global Short Term Flexible (USD) Q-acc	0.55%
Global Short Term Flexible (USD) (AUD hedged) Q-acc	0.60%
Global Short Term Flexible (USD) (CAD hedged) Q-acc	0.60%
Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.61%
Global Short Term Flexible (USD) Q-dist	0.55%
Global Short Term Flexible (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.60%
Green Social Sustainable Bonds (EUR) P-acc	0.69%
Green Social Sustainable Bonds (EUR) Q-acc	0.32%
Green Social Sustainable Bonds (EUR) U-X-acc	0.02%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (CHF hedged) F-acc	0.56%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) F-acc	0.55%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) I-A1-acc	0.61%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (CHF hedged) I-A1-acc	0.65%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) I-A2-acc	0.57%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) I-A2-acc	0.60%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) I-A3-qdist	0.38%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) I-B-acc	0.09%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) I-B-acc	0.09%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) I-B-dist	0.09%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) I-X-acc	0.02%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.02%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) I-X-UKdist	0.02%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) K-B-mdist	0.13%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) K-X-acc	0.06%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) K-X-acc	0.06%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) N-dist	1.86%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) P-acc	1.32%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (CHF hedged) P-acc	1.37%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) P-acc	1.37%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) P-mdist	1.32%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) P-qdist	1.38%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) Q-acc	0.78%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.83%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.83%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) Q-dist	0.78%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) Q-mdist	0.79%
Short Duration High Yield Sustainable (USD) U-X-acc	0.02%
Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) F-acc	0.31%
Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) (CHF hedged) F-acc	0.34%
Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) (USD hedged) F-acc	0.34%
Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) I-A1-acc	0.46%
Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) I-A3-acc	0.32%
Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) I-B-acc	0.09%
Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) (USD hedged) I-B-acc	0.09%
Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) I-X-acc	0.02%
Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) (USD hedged) I-X-acc	0.02%
Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) (CHF hedged) K-B-acc	0.13%
Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) P-acc	0.88%
Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR) Q-acc	0.54%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) F-acc	0.32%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (CHF hedged) F-acc	0.34%

UBS (Lux) Bond SICAV	Total Expense Ratio (TER)
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) F-acc	0.34%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) I-A1-acc	0.46%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) I-A2-acc	0.40%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.34%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) I-B-acc	0.09%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) I-B-acc	0.09%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) I-X-acc	0.02%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.02%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (CHF hedged) K-B-acc	0.13%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) K-B-mdist	0.13%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) K-X-acc	0.05%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) P-acc	0.88%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) P-acc	0.97%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) P-mdist	0.95%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) Q-acc	0.52%
Short Term USD Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.56%
USD Corporates (USD) F-acc	0.38%
USD Corporates (USD) I-A1-acc	0.52%
USD Corporates (USD) I-A3-acc	0.40%
USD Corporates (USD) I-X-acc	0.02%
USD Corporates (USD) P-acc	1.20%
USD Corporates (USD) (CHF hedged) P-acc	1.25%
USD Corporates (USD) P-mdist	1.20%
USD Corporates (USD) Q-acc	0.66%
USD Corporates (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.71%
USD Corporates (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.72%
USD Corporates (USD) U-X-acc	0.02%
USD High Yield (USD) F-acc	0.54%
USD High Yield (USD) I-A1-acc	0.64%
USD High Yield (USD) I-B-acc	0.09%
USD High Yield (USD) I-X-acc	0.02%
USD High Yield (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.02%
USD High Yield (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.02%
USD High Yield (USD) K-X-acc	0.06%
USD High Yield (USD) P-6%-mdist	1.32%
USD High Yield (USD) P-acc	1.32%
USD High Yield (USD) (CHF hedged) P-acc	1.37%
USD High Yield (USD) P-mdist	1.32%
USD High Yield (USD) Q-6%-mdist	0.78%
USD High Yield (USD) Q-acc	0.78%
USD High Yield (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.83%
USD High Yield (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.83%
USD High Yield (USD) Q-mdist	0.78%
USD High Yield (USD) U-X-acc	0.02%
USD High Yield (USD) U-X-UKdist-mdist	0.02%
USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) F-acc	0.38%
USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) I-A1-acc	0.55%
USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) I-A3-acc	0.41%
USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) I-A3-acc	0.38%
USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) I-B-acc	0.09%
USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) U-X-acc	0.02%
USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) (CHF hedged) U-X-acc	0.02%
USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD) (EUR hedged) U-X-acc	0.02%

The effective flat fee may change during the reporting period (see note 2).

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

(Total purchases + total sales) – (total subscriptions + total redemptions)
Average of net assets during the period under review

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Bond SiCAV	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– 2023 (USD)	26.77%
– 2024 (USD)	13.24%
– 2025 I (EUR)	26.17%
– 2025 I (USD)	20.11%
– Asian High Yield (USD)	98.09%
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	96.07%
– China Fixed Income (RMB)	89.78%
– China High Yield (USD)	103.11%
– Convert Global (EUR)	64.19%
– Emerging Economies Corporates (USD)	100.68%
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	131.24%
– EUR Corporates Sustainable (EUR)	31.48%
– Fixed Maturity Series 1 (USD)	59.06%
– Floating Rate Income (USD)	45.25%
– Global Corporates (USD)	66.59%
– Global Dynamic (USD)	84.72%
– Global Inflation-linked (USD)	42.32%
– Global SDG Corporates Sustainable (USD)	25.96%
– Global Short Term Flexible (USD)	59.34%
– Green Social Sustainable Bonds (EUR)	-5.15%
– Short Duration High Yield Sustainable (USD)	53.08%
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR)	53.59%
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD)	17.85%
– USD Corporates (USD)	173.83%
– USD High Yield (USD)	69.40%
– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)	52.30%

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 May 2023, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions, as follows:

UBS (Lux) Bond SiCAV	Transaction costs
– 2023 (USD)	- USD
– 2024 (USD)	- USD
– 2025 I (EUR)	- EUR
– 2025 I (USD)	- USD
– Asian High Yield (USD)	25 469.56 USD
– Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	3 322.33 USD
– China Fixed Income (RMB)	- CNY
– China High Yield (USD)	- USD
– Convert Global (EUR)	40 983.97 EUR
– Emerging Economies Corporates (USD)	5 695.44 USD
– Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	3 676.15 USD
– EUR Corporates Sustainable (EUR)	192.66 EUR
– Fixed Maturity Series 1 (USD)	- USD
– Floating Rate Income (USD)	2 549.58 USD
– Global Corporates (USD)	15 034.41 USD
– Global Dynamic (USD)	167 582.99 USD
– Global Inflation-linked (USD)	26 333.31 USD
– Global SDG Corporates Sustainable (USD)	- USD
– Global Short Term Flexible (USD)	21 852.73 USD
– Green Social Sustainable Bonds (EUR)	637.07 EUR
– Multi Income (USD) ¹	428.45 USD
– Short Duration High Yield Sustainable (USD)	378.00 USD
– Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR)	- EUR
– Short Term USD Corporates Sustainable (USD)	8 413.02 USD
– USD Corporates (USD)	5 267.50 USD
– USD High Yield (USD)	3 588.20 USD
– USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)	32 972.45 USD

¹ liquidated on 19 December 2022

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 11 – Related party transactions

Connected persons in the context of this note are those defined in the SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds. All transactions entered into during the year between the subfunds and its connected persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

a) Transactions on securities and derivative financial instruments

The volume of securities and derivative financial instruments undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company (except options), the Portfolio Manager, the Depositary or the Board of Directors for the financial year from 1 June 2022 to 31 May 2023 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Bond SiCAV
Annual report and audited financial statements as of 31 May 2023

UBS (Lux) Bond SICAV	Volume of transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	As a % of the total of security transactions
- Asian High Yield (USD)	3 039 232 908.76 USD	38.59%
- Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	345 493 922.47 USD	66.26%
- China Fixed Income (RMB)	0.00 CNY	0.00%
- USD High Yield (USD)	327 440 452.16 USD	13.65%

UBS (Lux) Bond SICAV	Commissions on transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	Average rate of commission
- Asian High Yield (USD)	25 464.65 USD	0.00%
- Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	3 330.26 USD	0.00%
- China Fixed Income (RMB)	0.00 CNY	0.00%
- USD High Yield (USD)	3 588.20 USD	0.00%

As disclosed in Note 10 – Transaction Costs, the transaction costs for fixed-income investments, exchange traded futures contracts and other derivative contracts are included in the purchase and sale price of the investment and are therefore not listed individually here.

UBS (Lux) Bond SICAV	Volume of transactions in other securities (except equities, equity-like securities and derivative financial instruments) with related parties	As a % of the total of security transactions
- Asian High Yield (USD)	95 706 882.56 USD	1.22%
- Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	2 597 650.00 USD	0.50%
- China Fixed Income (RMB)	0.00 CNY	0.00%
- USD High Yield (USD)	0.00 USD	0.00%

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Company on transactions on “other securities (except equities and equity-like securities)” with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 31 May 2023 were used.

b) Transactions in Shares of the Company

Connected persons may invest in a new subfund / share-class for the purpose of providing seed capital (“Direct Investment”), with the intent of remaining invested until the subfund / shareclass has substantial net assets. Such investments are at arm's length and comply with all late trading / market timing prevention requirements. No connected person may invest for the purpose of exercising management or control over any Fund or the Company.

As of 31 May 2023, the Management Company and its affiliates / persons had not contributed any seed capital to the subfunds / share classes registered in Hong Kong.

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual report and audited financial statements as of 31 May 2023

UBS (Lux) Bond SICAV	Share class	Market value	% Net fund assets
- Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	P-acc	9 039.00	0.01 %

c) Holding of the Directors

The Management Company and its connected persons are allowed to subscribe for, and redeem, shares in the subfunds.

The Directors of the Management Company and the Directors of the Company had no holdings in the subfunds licensed for sale in Hong Kong as at 31 May 2023.

Note 12 – Liquidation

The subfund UBS (Lux) Bond SICAV – Multi Income (USD) was liquidated as at 13 December 2022.

Remaining cash as of 31 May 2023: 4 988.71 USD

Note 13 – Defaulted securities

There are a number of bonds that - at the year-end - are in default, hence they are not paying the coupon/principal as specified in the offering documents. For these bonds pricing quotes exist, a final payment is expected and they are disclosed in the portfolio. Furthermore, there are bonds that have defaulted in the past where no pricing quotes exists and no final payment is expected. These bonds have been fully written off by the fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise from these bonds to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

Bonds	Currency	Nominal
WASHINGTON MUTUAL BK FA CHATS CALIF-SUB*DEF* 5.5% 2-15.01.13	USD	7 995 000.00
UNION NATIONAL FIDC TR 2006-REG-S*DEFAULT*VAR 07-01.05.11	USD	2 105 964.00
UNION NATIONAL FIDC-REG-S *DEFAULT*VAR/UNFIDC FD 07-01.07.10	USD	1 179 935.00
UNION NATIONAL FIDC-REG-S *DEFAULT*VAR/UNFIDC FD 07-01.07.10	USD	875 000.00
WIMAR OPCO LLC/FINANCE-SUB *DEFAULT* 9.62500% 07-15.12.14	USD	1 150 000.00
MIL MTGE INVEST-SUB *DEFAULT* 1M LIBOR+210BP 05-25.06.35	USD	1 000 000.00
HOME EQUITY MORTGAGE TRUST-SUB *DEFAULT* FLR 05-01.11.35	USD	1 750 000.00

Regarding UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR), the following bond “NMC HEALTH JERSEY LTD-REG-S *DEFAULTED* 1.87500% 18-30.04.25” (nominal: 35 800 00.00) defaulted and has been converted into a loan displayed in the portfolio of the financial statements under the following “NMC HEALTH JERSEY LTD-REG-S 1.87500% 18-30.04.25” (nominal: 9 348 347.38).

Note 14 – Subsequent event

The end of term for the subfund UBS (Lux) Bond SICAV – 2023 (USD) is 21 November 2023.

Note 15 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the Depositary can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which Company shares were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only the English version was audited by the auditors. However, in the case of shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Company and the depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Company.

Note 16 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – 2025 I (EUR)		
Bank of America	88 737.79 EUR	0.00 EUR
Bardays	15 939.68 EUR	0.00 EUR
Citibank	-5 124 936.92 EUR	0.00 EUR
HSBC	-119 389.79 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	12 661.03 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – 2025 I (USD)		
Bank of America	12 621.73 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	372 131.57 USD	0.00 USD
State Street	22 796.27 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD)		
Canadian Imperial Bank	32 400.61 USD	0.00 USD
Citibank	-68 287.49 USD	0.00 USD
HSBC	4 854.45 USD	0.00 USD
ICE Clear US	-1 144 250.00 USD	0.00 USD
JP Morgan	36 786.39 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	8 201.83 USD	0.00 USD
State Street	6 273.12 USD	0.00 USD
UBS AG	-436 835.71 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-3 515 072.61 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – China Fixed Income (RMB)		
HSBC	3 236 006.52 CNY	0.00 CNY
UBS (Lux) Bond SICAV – Convert Global (EUR)		
Bardays	-3 618 598.07 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	-546 861.77 EUR	0.00 EUR
Citibank	-48 528.12 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	-843 394.83 EUR	0.00 EUR
HSBC	423 844.74 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	1 168 612.71 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-43 737 458.46 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-8 785 571.11 EUR	0.00 EUR

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Corporates (USD)		
Barclays	2 223.70 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-382 971.21 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD)		
Bank of America	345 720.77 USD	0.00 USD
Barclays	-451 840.78 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	802 579.39 USD	0.00 USD
Citibank	31 419.82 USD	0.00 USD
CME Clearing	-616 904.93 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	125 667.22 USD	0.00 USD
HSBC	-890 384.45 USD	0.00 USD
JP Morgan	-65 505.56 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-978 450.98 USD	46 000.00 USD
Standard Chartered Bank	-41 831.41 USD	0.00 USD
State Street	-36 204.19 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – EUR Corporates Sustainable (EUR)		
Bank of America	-5 050.34 EUR	0.00 EUR
Barclays	1 553 109.73 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-844 609.84 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD)		
Bank of America	-492 474.76 USD	0.00 USD
Barclays	-69 616.65 USD	0.00 USD
Citibank	185 456.23 USD	0.00 USD
CME Clearing	247 730.95 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	3 456.83 USD	0.00 USD
HSBC	-9 645.69 USD	0.00 USD
LCH Group Holdings	901 677.53 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-30 919.73 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	7 477.16 USD	0.00 USD
State Street	-2 305.15 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Corporates (USD)		
Bank of America	-207 407.42 USD	0.00 USD
Citibank	2 873.91 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	2 818 884.58 USD	0.00 USD
State Street	775 199.35 USD	0.00 USD
UBS AG	-2 796 122.54 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	211 593.43 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)		
Bank of America	607 481.83 USD	0.00 USD
Barclays	65 953.69 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-3 246 229.19 USD	0.00 USD
Citibank	-217 243.36 USD	0.00 USD
CME Clearing	-7 772 710.65 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	6 952 533.30 USD	0.00 USD
HSBC	122 786.59 USD	222 814.90 USD
JP Morgan	-471 814.37 USD	0.00 USD
LCH Group Holdings	2 611 278.32 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-4 022 582.67 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-35 314.57 USD	0.00 USD
State Street	-2 635 363.77 USD	0.00 USD
UBS AG	-2 794 466.55 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	719 227.51 USD	0.00 USD

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation-linked (USD)		
Bank of America	-25 875.65 USD	0.00 USD
Barclays	-44 876.40 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-209 051.41 USD	0.00 USD
Citibank	168 415.17 USD	0.00 USD
CME Clearing	-802 223.03 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	487 977.62 USD	0.00 USD
JP Morgan	-76 584.84 USD	0.00 USD
LCH Group Holdings	2 110 732.40 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-2 543 533.21 USD	0.00 USD
State Street	-150 501.03 USD	0.00 USD
UBS AG	-593 165.18 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	128 454.36 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global SDG Corporates Sustainable (USD)		
Morgan Stanley	8 487.37 USD	0.00 USD
UBS AG	91 289.21 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Short Term Flexible (USD)		
Bank of America	31 606.38 USD	0.00 USD
Barclays	-53 062.12 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-191 085.24 USD	0.00 USD
Citibank	299 854.56 USD	100 000.00 USD
CME Clearing	-910 665.13 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	383 952.99 USD	0.00 USD
HSBC	-1 021.88 USD	0.00 USD
JP Morgan	-38 735.15 USD	0.00 USD
LCH Group Holdings	363 935.25 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	359 550.12 USD	0.00 USD
State Street	-852 768.44 USD	0.00 USD
UBS AG	-541 218.10 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	39 070.70 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Green Social Sustainable Bonds (EUR)		
JP Morgan	-27 693.84 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-10 251 892.68 EUR	0.00 EUR
UBS AG	12 349.21 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – Short Duration High Yield Sustainable (USD)		
Bank of America	-1 422 391.43 USD	0.00 USD
Citibank	-4 552 097.58 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	3 737.83 USD	0.00 USD
HSBC	1 733.11 USD	0.00 USD
ICE Clear US	228 970.90 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-26 096.46 USD	0.00 USD
State Street	13 591.04 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR)		
Bank of America	43 249.60 EUR	0.00 EUR
Barclays	758 481.17 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	247 988.01 EUR	0.00 EUR
State Street	2 858.68 EUR	0.00 EUR
UBS AG	9 989.22 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	18.76 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term USD Corporates Sustainable (USD)		
Bank of America	-562 918.09 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-50 678.78 USD	0.00 USD
Citibank	302 952.37 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	195 416.54 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-9 786 746.77 USD	0.00 USD
State Street	197 870.14 USD	0.00 USD
UBS AG	-4 599 953.70 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	4 720.53 USD	0.00 USD

UBS (Lux) Bond SICAV
Annual report and audited financial statements as of 31 May 2023

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)		
Morgan Stanley	-603 426.19 USD	0.00 USD
State Street	19 013.69 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)		
Bardays	-423 597.57 USD	0.00 USD
Citibank	2 311.85 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	7 790.49 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-1 136 218.93 USD	20 000.00 USD
State Street	66 442.79 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)		
Bank of America	103 635.00 USD	410 000.00 USD
Morgan Stanley	-8 311 606.57 USD	0.00 USD
State Street	1 075.93 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD)		
Composition of collateral by type of assets		Weight %
Morgan Stanley		
Cash		100.00%
Bonds		0.00%
Equities		0.00%
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)		
Composition of collateral by type of assets		Weight %
HSBC		
Cash		100.00%
Bonds		0.00%
Equities		0.00%
UBS (Lux) Bond SICAV – Global Short Term Flexible (USD)		
Composition of collateral by type of assets		Weight %
Citibank		
Cash		100.00%
Bonds		0.00%
Equities		0.00%
UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)		
Composition of collateral by type of assets		Weight %
Morgan Stanley		
Cash		100.00%
Bonds		0.00%
Equities		0.00%
UBS (Lux) Bond SICAV – USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)		
Composition of collateral by type of assets		Weight %
Bank of America		
Cash		100.00%
Bonds		0.00%
Equities		0.00%

Securities Lending

UBS (Lux) Bond SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 May 2023*		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 May 2023		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
- 2023 (USD)	27 632 748.03 USD	29 154 807.42 USD	53.46	46.54	0.00
- 2024 (USD)	67 027 233.18 USD	69 655 901.57 USD	53.46	46.54	0.00
- 2025 I (EUR)	49 277 867.13 EUR	52 455 419.50 EUR	53.46	46.54	0.00
- 2025 I (USD)	13 428 883.77 USD	14 361 442.09 USD	53.46	46.54	0.00
- Asian High Yield (USD)	180 939 834.51 USD	197 712 786.21 USD	53.46	46.54	0.00
- Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	34 430 066.43 USD	36 256 619.48 USD	53.46	46.54	0.00
- China High Yield (USD)	31 744 406.94 USD	34 321 271.78 USD	53.46	46.54	0.00
- Emerging Economies Corporates (USD)	62 391 200.11 USD	66 225 435.63 USD	53.46	46.54	0.00
- Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	1 845 648.22 USD	1 993 490.90 USD	53.46	46.54	0.00
- EUR Corporates Sustainable (EUR)	154 884 876.83 EUR	163 949 417.94 EUR	53.46	46.54	0.00
- Fixed Maturity Series 1 (USD)	1 642 742.95 USD	1 769 223.32 USD	53.46	46.54	0.00
- Floating Rate Income (USD)	22 525 376.96 USD	23 930 199.26 USD	53.46	46.54	0.00
- Global Corporates (USD)	62 185 926.61 USD	65 644 000.71 USD	53.46	46.54	0.00
- Global Dynamic (USD)	186 501 593.42 USD	185 054 117.66 USD	53.46	46.54	0.00
- Global Inflation-linked (USD)	12 819 138.28 USD	13 314 859.41 USD	53.46	46.54	0.00
- Global Short Term Flexible (USD)	48 052 579.90 USD	49 812 358.81 USD	53.46	46.54	0.00
- Green Social Sustainable Bonds (EUR)	189 002 760.62 EUR	199 266 861.40 EUR	53.46	46.54	0.00
- Short Duration High Yield Sustainable (USD)	23 618 709.16 USD	23 772 381.54 USD	53.46	46.54	0.00
- Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR)	55 840 459.03 EUR	59 271 748.36 EUR	53.46	46.54	0.00
- Short Term USD Corporates Sustainable (USD)	49 655 532.71 USD	51 614 807.03 USD	53.46	46.54	0.00
- USD Corporates (USD)	8 806 091.65 USD	9 278 039.82 USD	53.46	46.54	0.00
- USD High Yield (USD)	24 599 824.26 USD	25 076 456.78 USD	53.46	46.54	0.00
- USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)	51 177 731.47 USD	53 741 197.54 USD	53.46	46.54	0.00

* The pricing and exchange rate information for the Counterparty Exposure is obtained directly from the securities lending agent on 31 May 2023 and hence, it might differ from the closing prices and exchange rates used for the preparation of the financial statements as of 31 May 2023.

	UBS (Lux) Bond SICAV – 2023 (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – 2024 (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – 2025 I (EUR)	UBS (Lux) Bond SICAV – 2025 I (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Asian High Yield (USD)
Securities Lending revenues	1 000 255.95	558 854.47	319 717.10	147 197.73	2 205 782.53
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	300 080.09 USD	167 659.34 USD	95 915.13 EUR	44 159.32 USD	661 734.76 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	100 026.69 USD	55 886.45 USD	31 971.71 EUR	14 719.77 USD	220 578.25 USD
Net Securities Lending revenues	600 160.17 USD	335 318.68 USD	191 830.26 EUR	88 318.64 USD	1 323 469.52 USD

	UBS (Lux) Bond SICAV – Asian Investment Grade Bonds Sustainable (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – China High Yield (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Corporates (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Emerging Economies Local Currency Bond (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – EUR Corporates Sustainable (EUR)
Securities Lending revenues	162 102.97	134 022.07	394 269.00	17 077.52	684 397.97
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	48 630.89 USD	40 206.62 USD	118 280.70 USD	5 123.26 USD	205 319.39 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	16 210.30 USD	13 402.21 USD	39 426.90 USD	1 707.75 USD	68 439.80 EUR
Net Securities Lending revenues	97 261.78 USD	80 413.24 USD	236 561.40 USD	10 246.51 USD	410 638.78 EUR

	UBS (Lux) Bond SICAV – Fixed Maturity Series 1 (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Floating Rate Income (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Global Corporates (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Global Dynamic (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Global Inflation-linked (USD)
Securities Lending revenues	80 111.27	412 789.15	231 102.00	627 218.25	88 682.03
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	24 033.38 USD	123 836.75 USD	69 330.60 USD	188 165.48 USD	26 604.61 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	8 011.13 USD	41 278.91 USD	23 110.20 USD	62 721.82 USD	8 868.20 USD
Net Securities Lending revenues	48 066.76 USD	247 673.49 USD	138 661.20 USD	376 330.95 USD	53 209.22 USD

	UBS (Lux) Bond SICAV – Global Short Term Flexible (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Green Social Sustainable Bonds (EUR)	UBS (Lux) Bond SICAV – Multi Income (USD)*	UBS (Lux) Bond SICAV – Short Duration High Yield Sustainable (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term EUR Corporates Sustainable (EUR)
Securities Lending revenues	122 398.38	558 012.52	2 231.62	102 579.13	178 331.37
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	36 719.51 USD	167 403.76 EUR	669.49 USD	30 773.74 USD	53 499.41 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	12 239.84 USD	55 801.25 EUR	223.16 USD	10 257.91 USD	17 833.14 EUR
Net Securities Lending revenues	73 439.03 USD	334 807.51 EUR	1 338.97 USD	61 547.48 USD	106 998.82 EUR

	UBS (Lux) Bond SICAV – Short Term USD Corporates Sustainable (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – USD Corporates (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – USD High Yield (USD)	UBS (Lux) Bond SICAV – USD Investment Grade Corporates Sustainable (USD)
Securities Lending revenues	369 399.33	13 936.43	144 732.07	61 081.05
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	110 819.80 USD	4 180.93 USD	43 419.62 USD	18 324.32 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	36 939.93 USD	1 393.64 USD	14 473.21 USD	6 108.10 USD
Net Securities Lending revenues	221 639.60 USD	8 361.86 USD	86 839.24 USD	36 648.63 USD

* Effective 1 June 2022, 30% of the gross revenue are retained as costs/fees by UBS Switzerland AG acting as securities lending service provider and 10% are retained by UBS Europe SE, Luxembourg Branch acting as securities lending agent.

* liquidated on 13 December 2022

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

(2024年9月末日現在)

	米ドル	千円(dおよびeを除く。)
a 資産総額	667,345,502.32	95,250,224
b 負債総額	1,317,664.97	188,070
c 純資産総額(a - b)	666,027,837.35	95,062,153
d 発行済投資口総数(注)	803,546.168口	
e 1口当たりの純資産価格(注)	123.54	17,633円

(注) クラスF - a c c 投資証券

第6【販売及び買戻しの実績】

ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)(クラスF - a c c 投資証券)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
2016年5月末日に終了する 会計年度末	8,713.821 (0.000)	2,113.821 (0.000)	6,600.000 (0.000)
2017年5月末日に終了する 会計年度末	16,168.000 (0.000)	300.000 (0.000)	22,468.000 (0.000)
2018年5月末日に終了する 会計年度末	566,832.000 (0.000)	32,279.000 (0.000)	557,021.000 (0.000)
2019年5月末日に終了する 会計年度末	75,166.000 (0.000)	140,467.000 (0.000)	491,720.000 (0.000)
2020年5月末日に終了する 会計年度末	90,691.000 (0.000)	163,279.605 (0.000)	419,131.395 (0.000)
2021年5月末日に終了する 会計年度末	29,839.605 (0.000)	94,041.751 (0.000)	354,929.249 (0.000)
2022年5月末日に終了する 会計年度末	130,279.000 (0.000)	253,283.249 (0.000)	231,925.000 (0.000)
2023年5月末日に終了する 会計年度末	872,959.280 (0.000)	309,966.909 (0.000)	794,917.371 (0.000)
2024年5月末日に終了する 会計年度末	347,463.540 (110,040.000)	405,440.000 (0.000)	736,940.911 (110,040.000)

(注)()内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数であり、受渡し日を基準として算出している。一方、()の上段の数字は約定日を基準として算出している。

第四部【特別情報】

第1【投資法人制度の概要】

投資信託制度の概要

(2024年4月付)

定 義

1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(随時改正および補足済)
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法(随時改正および補足済)
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(随時改正および補足済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(随時改正および補足済)
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	指令2011/61/EU第4条第1項(a号)に記載される投資信託(その投資コンパートメントを含む。)であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 (a)多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 (b)指令2009/65/EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルクにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルク監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体(現在はE Cが継承)
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合(とりわけ、E Cにより構成)
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルクの官報であるメモリアルA
パート ファンド	2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(指令2009/65/ECをルクセンブルク法に導入)。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
R C S	ルクセンブルク大公国の商業および法人登記所 (Registre de Commerce et des Sociétés)
R E S A	ルクセンブルク大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 (Recueil Electronique des Sociétés et des Associations)
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託

UCITS

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

．ルクセンブルクにおける投資信託制度および統計

ルクセンブルクにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2024年2月29日現在で契約型の規制UCI¹の数は1,171、その純資産総額は9,590億2,700万ユーロ（165兆2,691億円）に達している²。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけてはじめて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2024年2月29日現在で、SICAV（変動資本を有する投資法人）型およびSICAR（リスク資本に投資する投資法人）型の規制UCIの数はそれぞれ1,856および191で、その純資産総額は、それぞれ4兆3,163億6,800万ユーロ（743兆8,397億円）および811億3,000万ユーロ（13兆9,811億円）に達している³。

2024年2月29日現在、ルクセンブルクのファンドが運用する純資産合計額は、5兆3,931億1,000万ユーロ（929兆3,946億円）に達している⁴。

（注）ユーロの円貨換算は、2024年6月28日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝172.33円）による。

¹ この数字は、UCITS、UCIパート、SIFおよびSICARを含む。

² 最新の統計は、CSSFのウェブサイト（<https://www.cssf.lu/fr/Document/principales-statistiques-concernant-les-opc-fevrier-2024>）を参照のこと。

³ 同上。

⁴ 同上。

．ルクセンブルク投資信託の監督

ルクセンブルクの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年6月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルク金融庁（以下「IML」という。）に付託され（IMLは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルク中央銀行（以下「中央銀行」という。）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（CSSF）によって行使されている。CSSFは、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルク証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルク証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を行使している。

．ルクセンブルクの投資信託の形態

1．前書き

1.1 一般⁵

1988年4月1日までは、ルクセンブルクのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

5

ルクセンブルクの投資信託制度は、特に欧州連合の法令に基づいており、かかる法律は、現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと(特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合)に留意されたい。

1.2 UCITS / UC I

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法(以下「1988年3月30日法」という。)が制定された。1988年3月30日法は、指令85/611/EEC(以下「UCITS指令」という。)の規定をルクセンブルク国内法として制定し、また、ルクセンブルクの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日付の法律(以下「2002年法」という。)により、ルクセンブルクは、UCITS指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、ただちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日付の法律(以下「2010年法」という。)により、ルクセンブルクは、2009年7月13日付指令2009/65/EC(以下「UCITS IV指令」という。)を実施した。

2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パート ファンドは、2011年1月1日以降、法律上当然に2010年法の適用を受けている。

2010年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され同日付で施行されたオルタナティブ投資ファンド管理者に関する2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)により改正され、また最近、預託機能、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会指令2014/91/EU(以下「UCITS V指令」という。)をルクセンブルク法に導入した2016年5月10日法(2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日に施行された。)により改正された。

2010年法はさらに、2021年7月26日付メモリアルA561号に公告された、国境を越えた販売に関する指令(EU)2019/1160を置き換えた2021年7月21日法、および、2021年12月9日付メモリアルA845号に公告された、カバードボンドの発行に関する2021年12月8日法により改正された。

また、2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)の管理会社による重要情報文書の使用に関する指令2009/65/ECを改正する2021年12月15日付欧州議会および理事会指令(EU)2021/2261を置き換える2022年メモリアルA82号に公告された2022年2月25日法ならびに2023年予算に関する2022年12月23日法により改正された。

2023年7月24日付メモリアルA442号に公告された2010年法の直近の改正は、ルクセンブルクの投資信託に関するツールボックスの改善と最新化を目指して2023年7月21日法(以下「2023年法」という。)により導入された。⁶

⁶ 2023年7月21日法はフランス語で公表されている。2007年法、2010年法および2016年法に対する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法(以下「1991年法」という。)は、ルクセンブルクの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法(以下、この法律の統合版を「2007年法」という。)(2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった。)によりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託(以下「SIF」という。)が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。

また、2007年法は、2019年4月11日にメモリアル238号に公告された英国および北アイルランドの欧州連合離脱の際に金融セクターについて講じられるべき措置に関する2019年4月8日法によって改正された。2007年法の直近の改正は、2023年法により導入された。

S I Fは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。S I Fは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってU C Iに区分されている。S I Fは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけC S S Fに認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(随時改正および補足済)(以下「R A I F法」という。)は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のA I Fであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「R A I F」という。)を導入した。R A I Fは、A I F M Dの範囲内で認可されたA I F Mにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、R A I Fは、C S S Fによる事前の認可も継続的な(直接的)健全性監督も受けない。R A I Fは、C S S Fの監督に服することなく、S I F制度およびS I C A R制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

また、R A I F法は、2019年7月18日付メモリアル514号に公告された、欧州ベンチャー・キャピタル・ファンド(European Venture Capital fund、以下「E u V E C A」)規則、欧州社会起業家ファンド(European Social Entrepreneurship Funds、以下「E u S E F」)規則、M M F規則、欧州長期投資ファンド(European long-term investment fund、以下「E L T I F」)規則および証券化S T S規則の適切な適用のための規則を策定する2019年7月16日法によって改正された。2016年法の直近の改正は、2023年法により導入された。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- | | |
|-----|---|
| パート | U C I T S (以下「パート 」という。) |
| パート | その他のU C I (以下「パート 」という。) |
| パート | 外国のU C I (以下「パート 」という。) |
| パート | 管理会社(以下「パート 」という。) |
| パート | U C I T Sおよびその他のU C Iに適用される一般規定(以下「パート 」という。) |

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「U C I T S」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「U C I」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート ファンドは2013年法に定義されるA I Fとしての資格を有しているのに対し、U C I T Sは2013年法の範囲から除かれる。

2.1.2. 欧州連合(以下「E U」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての適格性を有しているすべてのファンド(以下「パート ファンド」という。)は、欧州連合の他の加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のよう

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに

- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- (a) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), common fund)
- (b) 投資法人 (investment companies)、これは
 - 変動資本を有する投資法人 (以下「SICAV」という。) である場合と、
 - 固定資本を有する投資法人 (以下「SICAF」という。) である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に詳述される特徴に加え、2010年法の第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125 - 1条は、特定の特性を規定し、または、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 本書の日付現在、この点においてCSSF規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託 (「fonds commun de placement」)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および預託機関の三要素から成り立っている。ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条を含むがこれらに限られない。)および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

- ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。
- 管理会社は、預託機関の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

- 受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。
約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。
分配方針は約款の定めに従う。
主な要件は以下のとおりである。
 - F C P の純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F 規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
 - 管理会社は、F C P の運用管理業務を約款の枠組みに従って執行する。
 - 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度計算されなければならない。パート が適用されるその他のすべての投資信託については、少なくとも1か月に1度計算されなければならない。ただし、C S S F は、U C I T S については、受益者の利益を損なわないことを条件に、この頻度を月に1回に減らすことを許可することができ、パート が適用される「その他の投資信託」については、正当な理由がある申請に基づき、適用除外を認めることができる。
 - 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C P の名称および存続期間、管理会社および預託機関の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C P から受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C P の会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C P の解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注) 2010年法パート に基づくF C P に関しては、管理会社は、特別な事情があり、かつ、受益者の利益を考慮して停止が正当化される場合、受益証券の買戻しを一時停止することができる。いかなる場合も、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、特に、F C P の活動および運営に関する法律、規則または合意において規定がないときは、C S S F はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C P に適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I に適用される制限とを明確に区別している。

A) パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T S は、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T S の設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T S は、U C I T S I V 指令に従い認可されたU C I T S または同指令第1条第2項第1号および/または第2号に規定する範囲のその他のU C I の受益証券に(設立国がE U加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものであり、かつ、監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS IV指令の要件と同等であること。
- かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18/02号において公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは以下の基準を遵守しなければならない。

- () その他のUCIは、UCITS指令第1条第(2)項(a)に従い、非流動性資産(商品および不動産など)に投資することを禁止される。
- () その他のUCIは、UCITS指令第50条第(1)項(e)()に従い、UCITS指令の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。
- () ファンドの規則または設立文書において、UCITS指令第50条第(1)項(e)()条に従い、その他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付CSSF通達11/512(CSSF通達18/698により改正済)を發布した。CSSF通達11/

512 (C S S F 通達18 / 698により改正済) は、特に2010年 7 月28日および2011年 4 月14日付 C E S R / E S M A ガイドラインならびに2010年12月22日付 C S S F 規則10 - 4 をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。C S S F 通達11 / 512 (C S S F 通達18 / 698により改正済) は、洗練されたU C I T S と洗練されていないU C I T S の従前の区別およびデリバティブ商品の利用に関連する差異に対処する。グローバル・エクスポージャーを計算する適切な方法を選択するに際し、管理会社は投資方針および投資戦略(金融デリバティブ商品の取扱いを含む。)に基づいて各U C I T S のリスク特性を評価するものとする。

(5) U C I T S は、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第 1 条(すなわち上記(1)) に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E U もしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記(1) に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) E U 法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともE U 法が規定するのと同程度厳格とC S S F が判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
- 4) C S S F が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1) ないし 3) 項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、指令2013 / 34 / E U に従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) U C I T S は、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているU C I T S は、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) U C I T S は、付随的流動資産を保有することもできる。⁷

⁷ かかる付随的流動資産の保有は、U C I T S の純資産の20%までに制限されている。この20%の上限は、例外的な市況の悪化に起因して状況により必要な場合および投資者の利益に関して正当と認められる場合に、厳に必要な期間に限り一時的に違反することができる。

(9) (a) U C I T S は、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T S はまた、O T C デリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T S は、C S S F が規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S F に定期的に報告しなければならない。これらの運用がデリバティブ商品の利用に関するものである場合、これらの条件および上限は、2010年法の規定に従うものとする。

いかなる場合においても、UCITSは、UCITSの約款または英文目論見書に定められた投資目的から逸脱してはならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

(10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、純資産の20%以上を同一発行体に投資することになる場合、以下のいずれかを組み合わせてはならない。

- 譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 預金および/または
- その資産の20%を超える同一発行体とのOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、指令2009/65/EUおよび指令2014/59/EUを改正するカバードボンドの発行およびカバードボンドの公的監督に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会指令(EU)2019/2162(以下「指令(EU)2019/2162」という。)の第3条(1)に定義されるカバードボンド、およびその登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により2022年7月8日以前に発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、2022年7月8日以前

のこれらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本(10)に定める基準を遵守した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)に送付するものとする。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資してい

る証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 同一UCITSまたは2010年法第2条第2項の意味におけるその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。⁸

(b)(a)にかかわらず、

- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。

8

本項は、2010年法第50条(17)a)の記載を反映したものである。2010年法(改正済)に関するCSSFのFAQでは、CSSFはローンをUCITSの適格投資対象とみなさない旨明記されていることに留意されたい。

(18)(a)上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b)(a)は、当該投資法人、管理会社または預託機関が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。

(19)投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20)UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
- 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
- フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産

フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

(21) UCIのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUCI（以下「ターゲット・ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および／または保有する場合がある。

- ターゲット・ファンドが、反対に、ターゲット・ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計でターゲット・ファンドの10%を超える資産を、その他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。
- ターゲット・ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUCIに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUCIの純資産の計算について考慮されない。
- ターゲット・ファンドに投資しているUCIのコンパートメントの段階とターゲット・ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および／または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、概してUCITSの文脈において、特に以下の法的文が考慮されなければならない。

- 基準価格の計算に過誤があった場合の投資家保護および投資信託に適用される投資規則の遵守違反に起因する結果の是正に関する1997年1月21日付CSSF通達02/77（2021年2月18日に改正済、2025年1月1日付CSSF通達24/856により置き換え予定）
- 一定の定義の明確化に関するUCITS指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/CE（以下「指令2007/16」という。）を、ルクセンブルクにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則（以下「大公規則」という。）
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339。

CSSF通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸借取引においてUCITS（および原則としてUCIも）が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されCSSF通達11/512（これ自体もCSSF通達18/698により改正済）によって改正されたCSSF通達08/356

CSSF通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。同通達は、UCITS（UCI）のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。同通達は、証券貸借取引によってUCITS（UCI）のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- CSSF通達08/380が2008年11月26日に発行され、これによりUCITSによる投資適格資産に関するCESRのガイドラインが規定され、UCITSによる投資適格資

産に関する、C S S F 通達08 / 339 (C S S F 通達08 / 380により改正済) を通じて委員会により公表された2007年3月付の参照番号C E S R / 07 - 044のC E S Rのガイドラインを取り消し置き換えた。

C S S F 通達08 / 380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とした技術および商品に関するU C I T S による投資適格資産についてのC E S R のガイドライン文書の改訂にのみ注意を喚起する。C S S F 通達08 / 380は、U C I T S 指令第21条の規定を遵守する要件は、特に、U C I T S がレボまたは証券貸付の利用を承認された場合、これらの運用はU C I T S のグローバル・エクスポージャーを計算する際に考慮されなければならないことを含意することを示している。

- 2011年7月1日時点の欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する2010年5月19日付C E S R ガイドライン10 - 049 (改正済)
- 組織上の要件、利益相反、事業の運営、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関する指令2009 / 65 / E C を施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010 / 43 / E U を置き換える2010年12月20日付C S S F 規則No.10 - 4

2010年12月20日付C S S F 規則No.10 - 4 は、2022年7月27日付C S S F 規則No.22 - 05により改正された。

- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る一定の規定に関する指令2009 / 65 / E C を施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010 / 44 / E U を置き換える、2010年12月20日付C S S F 規則No.10 - 5 (改正済)
- C S S F 規則10 - 4 およびE S M A による明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するC S S F によるさらなる明確化ならびにC S S F に対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容および様式の定義に関する2011年5月30日付C S S F 通達11 / 512。

C S S F 通達11 / 512は、C S S F 通達18 / 698によって改正された。

- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F 通達12 / 540
- オープン・エンド型投資信託に重大な変更があった場合の投資家保護に関連する2014年7月22日付C S S F 通達14 / 591
- E T F およびその他のU C I T S に関するE S M A ガイドライン2014 / 937 (改定済) に言及する2014年9月30日付C S S F 通達14 / 592 (同通達は、C S S F 通達13 / 559により実施された、2012年公告の関連するE S M A ガイドライン (E S M A / 2012 / 832) を置き換えた。) 。

C S S F 通達14 / 592は、主に、インデックス・トラッキングU C I T S、レバレッジU C I T S および逆レバレッジU C I T S、証券貸付、レボ契約および逆レボ契約などの担保を利用するU C I T S に関するものである。この点に関して、E U 規則2015 / 2365も考慮されなければならない。

- 欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するC E S R のガイドライン (C E S R / 10 - 049) のレビューに関するE S M A の意見に関する2014年12月2日付のC S S F 通達14 / 598
- 税務情報の自動交換および税務におけるマネー・ロンダリング防止の進展に関連する2015年3月27日付C S S F 通達15 / 609
- 新たなC S S F への月次報告に関連する2015年12月3日付C S S F 通達15 / 627
- 休眠口座または非稼働口座に関する2015年12月28日付C S S F 通達15 / 631
- 投資信託に関する2010年法パート の適用対象となるU C I T S の預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S (該当する場合)

に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F 通達16 / 644。同C S S F 通達は、2018年8月23日付C S S F 通達18 / 697によって改正された。

- ルクセンブルク法に準拠する投資ファンド運用者の認可および組織化に関する2018年8月23日付C S S F 通達18 / 698
- 証券 (E S M A) および銀行 (E B A) セクターの苦情処理に関する2018年10月4日付ガイドラインの採択に関する2019年4月30日付C S S F 通達19 / 718
- 資産担保コマーシャル・ペーパー (A B C P) 証券化および非 A B C P 証券化のための S T S (簡素で、透明性が高く、標準化された) 基準に関する欧州銀行監督局 (E B A) ガイドラインの施行に関する2019年5月15日付C S S F 通達19 / 719
- オープン・エンド型投資信託の流動化リスク管理についての証券監督者国際機構 (I O S C O) の提言に関する2019年12月20日付C S S F 通達19 / 733
- C O V I D - 19パンデミック時の金融犯罪および A M L / C F T の影響に関する2020年4月10日付C S S F 通達20 / 740
- 税務違反を認定するためのマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与防止に関する2004年11月12日法 (改正済) および A M L / C T F 法の一定の規定に関する詳細を定めた2010年2月1日付大公規則の適用に関するC S S F 通達17 / 650 (C S S F 通達20 / 744により改正済) を補完する2020年7月3日付C S S F 通達20 / 744
- U C I T S の成功報酬および A I F の一定の種類に関するガイドラインに関する2020年12月18日付C S S F 通達20 / 764
- M i F I D のコンプライアンス機能要件の特定の側面についての欧州証券市場監督局 (以下「 E S M A 」という。) のガイドライン (E S M A 35 - 36 - 1952) の採択に関する2021年7月30日付C S S F 通達21 / 779
- C S S F A M L / C T F 外部報告書に関する投資信託セクターのガイドラインを定めた2021年12月22日付C S S F 通達21 / 788
- ルクセンブルクの投資信託により毎年提出される自己評価質問票に係る実務規則に関する2021年12月22日付C S S F 通達21 / 789。ルクセンブルクの投資信託の réviseurs d'entreprises agréés (承認された法定監査人) の関与ならびに毎年作成すべきマネジメント・レターおよび個別のレポートに関する実務上の規則

C S S F 通達21 / 789は、2023年7月26日付C S S F 通達23 / 839によって改正された。

- 投資信託のクロス・ボーダー販売の促進ならびに規則 (E U) 345 / 2013、 (E U) 346 / 2013および (E U) 1286 / 2014の変更にに関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則 (E U) 2010 / 1156 (以下「 C B D F 規則 」という。) に基づくマーケティングコミュニケーションにおける E S M A のガイドライン (E S M A 34 - 45 - 1272) の適用に関する2022年1月31日付C S S F 通達22 / 795
- 外注の取決めについての E B A ガイドライン (改正済) に関する2022年4月22日付C S S F 通達22 / 805
- 外注の取決めに関する2022年4月22日付C S S F 通達22 / 806

本通達の主な目的は、外注の取決めについての E B A ガイドライン (E B A / G L / 2019 / 02) の要件を実施すること、および透明性の高い、均質の、かつ、統一された外注取決めのための全国的な枠組みを提供することである。

- ルクセンブルクの投資信託および投資ファンドのマネージャーが販売前およびクロス・ボーダー販売において遵守すべき通知および通知解除の手続に関する2022年5月12日付C S S F 通達22 / 810
- U C I の管理事務代行会社に関する2022年5月16日付C S S F 通達22 / 811

デュー・ディリジェンスの強化および(該当する場合は)対抗措置が課される高リスクの法域(1)ならびにFATFの監視が強化されている法域(2)についてのFATF声明に関する2022年10月27日付CSSF通達22/822。CSSF通達22/822は、デュー・ディリジェンスの強化および(該当する場合は)対抗措置が課される高リスクの法域ならびにFATFの監視が強化されている法域を列挙する2024年2月26日に公表された別紙により完成された。

- マネー・マーケット・ファンド規則第28条に基づくストレステスト・シナリオについてのESMAガイドラインに関する2023年3月24日付CSSF通達23/831
- CSSFへの各要求および報告のコミュニケーション方法に関する2023年5月16日付CSSF通達23/833
- 欧州市場インフラ規制(以下「EMIR」という。)に基づく報告に欧州証券市場監督局のガイドラインを適用することに関する2023年12月1日付CSSF通達23/846
- 基準価格の計算に過誤があった場合の投資家保護、投資規則の遵守違反およびUCIの段階での他の過誤に関する、2024年1月1日付でCSSF通達02/77を置き換える2024年3月29日付CSSF通達24/856

(注1) 上記のCSSF通達および2002年法に関連して発行された大公規則は、2010年法の下においても引き続き適用される。

(注2) 法律行為でなくとも、2010年法に関するCSSFのFAQは考慮されなければならない。2010年法に関するCSSFのFAQの直近の改正は、ファンドのマーケティングに関するMIFID規則の適用に関するものが2024年4月3日に行われた。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施に際し、ルクセンブルクの管理会社およびSICAVは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度をモニタリング・測定することを可能とし、かつOTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に発出されたCSSF通達11/512(CSSF通達16/698により改正済)に定められた要件を遵守するものとする。同通達はリスク管理における主要な規制変更を示し、CSSFによりリスク管理ルールがさらに明確化され、かつCSSFに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、UCITSの目論見書には、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レバティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
 - 予想されるレバレッジ・レベル、および(VaRアプローチを用いるUCITSについて)より高いレバレッジ・レベルの可能性
 - レバティブVaRアプローチを用いるUCITSの参照ポートフォリオに関する情報
- また、CSSF通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937(改定済)も、同文脈の中で考慮されるべきである。同ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングUCITSおよびUCITS ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う際および効率的なポートフォリオ管理を行う際に適用する特定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドとしての適格性を有するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パート には、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

(注) かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パート に準拠するUCIに適用される投資制限は、1991年1月21日付IML通達91/75(CSSF通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済)およびオルタナティブ投資戦略を実行するUCIに関するCSSF通達02/80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定める要件を遵守しなければならない(以下を参照のこと。)。

パート ファンドのみを管理する管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドとしての適格性を有するFCPの管理は、ルクセンブルクに登記上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1 条、第125 - 2 条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1 条に服する管理会社と同法第125 - 2 条に従う管理会社とを区別している。

(1) 2010年法第125 - 1 条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。

2010年法第125 - 2 条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

(a) 指令2011 / 61 / EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

(b) 指令2011 / 61 / EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人(いずれも、単数か複数かを問わない。)のために、2010年法第88 - 2 条第2項a)に従い外部AIFMを任命しなければならない。

(c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- 自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること
- 自らが管理するAIFの投資戦略に関する情報を、CSSFに提供すること
- CSSFが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するAIFの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、CSSFに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2 条第2項a)に規定する外部AIFMを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、CSSFに認可を申請しなければならない。指令2011 / 61 / E

Uに規定するAIFs以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b)または(c)に記載される業務を遂行することなく、上記(a)に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、UCIの管理以外の活動に従事してはならない(ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルク法に準拠するUCIでなければならない。

当該管理会社の本店(中央管理機構)および登録事務所は、ルクセンブルクに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- (a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- (b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、UCIが管理されることを妨げてはならない。
- (c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- (d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- (e) (c)または(d)の条件が充足されない場合、当該委託は、CSSFによる事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- (f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部AIFM自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- (a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- (b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- (a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。管理会社の自己資本は、125,000ユーロまたは(該当する場合は)CSSF規則により設定される最低閾値を下回ってはならない。これを下回った場合、CSSF

は、正当な事由がある場合、管理会社に対し、期間を限った上で、当該状況を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(注) 現在はかかる規則は存在しない。

- (b) 上記(a)記載の自己資本は管理会社の永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該自己資本は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されなければならない、また、投機的ポジションを含んではならない。
- (c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。
 - 公開有限責任会社については、取締役会の構成員、二層型の実効取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員(会社を実質的に経営する者と異なる場合)
 - その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員
- (d) 管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。C S S Fは株主に、とりわけ自己資本に関する要件について、適用法上定められる慎重な要件に管理会社が適合する/適合する予定を保証するスポンサーシップ・レターを要求することができる。
- (e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を停止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

管理会社による自己の事業活動の遂行に関する2010年法第111条は、同条の範囲内の管理会社にも適用される。

(2) 2010年法第125 - 2条に服する管理会社

2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、指令2011/61/EUに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125 - 2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項

に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙 に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を適切な職務経験を有しその適切な職務経験の根拠を示すことのできる、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される(下記2.2.1.2.2.の(17)および(18)を参照のこと。)。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

(1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の各規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。

(2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、同指令に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) ポートフォリオが金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の附属書のセクションBに列挙される商品を含む場合において、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う当該投資ポートフォリオの管理(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の附属書のセクションBに列挙される商品に関する投資顧問業務ならびにUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

(4) 上記(2)からの一部修正として、指令2011/61/EUに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルクに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社

は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがCSSFに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙に記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の充分性に関するEU規則575/2013の規定および信用機関の業務へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性の監督に関する2006年6月26日付欧州議会および理事会指令2013/36/EUを施行するルクセンブルク規則を遵守しなければならない。

- (6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (7) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- (a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資本は、EU規則575/2013の第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該資本金は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されるものとし、投機的ポジションを含んではない。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルクに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その業務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。
- () 公開有限責任会社 (*sociétés anonymes*) については、取締役会の構成員、二層型の取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員 ((c) に記載の者と異なる場合)
 - () その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、上記(7)(f)に記載の管理会社の経営陣は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を停止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に適合しない場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条の規定と同様の規定に服する。
- CSSFは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

関係する他の加盟国の権限のある当局は、以下のいずれかの管理会社の認可について事前に協議されるものとする。

- (a) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の子会社
 - (b) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の親会社の子会社、または
 - (c) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社を支配する者と同じ自然人または法人によって支配される管理会社
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第1100条 - 15により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) CSSFは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。
- (18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはUCIに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、CSSFに対し速やかに報告しなければならない。

- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
- 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をCSSFに対し速やかに報告する義務を有する。

承認された法定監査人がその義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはCSSFに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、承認された法定監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がCSSFに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

CSSFは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルクに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。
- 管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態

が生じ、正当な事由がある場合、C S S F は、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社の健全性監督は、管理会社が2010年法第1条に定義する支店を設立するか、または他の加盟国でサービスを提供するか否かにかかわらず、C S S F の責任とする。ただし、U C I T S 指令のホスト国である加盟国の当局に責任を与える規定は損なうものではない。

管理会社の適格な保有については、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条が投資会社について定めた規則と同じものに服するものとする。

2010年法の目的において、1993年4月5日法(改正済)第18条にある「会社・投資会社」および「投資会社」は、「管理会社」と読み替えられる。

- (2) 管理会社が管理するU C I T S の性格に関し、またU C I T S の管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、U C I T S I V 指令に従い、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、U C I T S に係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するU C I T S の資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T S またはU C I T S 間の利益の相反により害されるU C I T S または顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 2.2.1.2.2のA.(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- () 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するU C I T S の受益証券に投資してはならない。
- () (3)の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- (a) 管理会社は、C S S F に上記を適切に報告しなければならない、C S S F は、U C I T S 所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- (b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、U C I T S がそのように管理されることを妨げてはならない。
- (c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- (d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- (e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

- (f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- (g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- (h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- (i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
管理会社および預託機関の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。
- 2010年法は、管理会社が以下のすべての特徴を有する報酬に関する方針および慣行を定めるものとする旨規定している。
- UCITSの健全で効率的なリスク管理に合致し、またこれを促進するもの
 - 関連するUCITSに適用されるリスク・プロファイルまたはファンド規則に合致しないリスクを取ることを奨励しないもの
 - UCITSの最善の利益のために行動するUCITS管理会社の義務の遵守を妨げないもの
- 報酬に関する方針および慣行には、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。
- 報酬に関する方針および慣行は、上級管理職、リスク・テイカー、管理職ならびに上級管理職の報酬階層に該当する総報酬を受け取る従業員およびその専門的活動が管理会社またはその管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼすリスク・テイカーを含む、スタッフ区分に適用されるものとする。
- (6) 管理会社は、上記(5)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書に合致しないリスクをとることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。

- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監督するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わず、かつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形で社内レビューの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監督下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われ、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績の測定には、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用されない。本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について繰り延べられ、また、当該UCITSのリスク特性に正確に合致するよう調整

される。本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われ、または権利が発生する。変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクロバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) 役職員は、報酬に関する保険や役員賠償に関する保険の個人的ヘッジ戦略を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、本法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記第6項の原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク・テイカー、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク・テイカーと同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。指令2009/65/EC第14a条第(4)項で言及される欧州証券市場監督局のガイドラインに従って設置される報酬委員会(該当する場合)は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監督機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイク・ホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS 所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (8) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命するよう決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第37 - 8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37 - 8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) UCITS 指令に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルクで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルクで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルクにおいて設定されたUCITS は、UCITS 指令第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、または同指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

- (2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルク法に基づいて設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF 通達18 / 698によりさらに処理される。CSSF 通達18 / 698は、オルタナティブ投資ファンドに関する法制度の変更を考慮に入れることを目的として、また、CSSF 通達18 / 698が適用されるルクセンブルク法に基づいて設立されたすべての投資ファンドのマネージャー(以下「IFM」という。)(すなわち、2010年法第15章に従うルクセンブルク法に基づく全管理会社、2010年法第16章第125 - 1条または第125 - 2条に従うルクセンブルク法に基づく管理会社、2010年法第17章に従うIFMのルクセンブルク籍支店、2010年法第27条に規定する自己管理投資法人(SIAG)、2013年法第2章の認可を受けたオルタナティブ投資ファンド運用者、2013年法第4条第1項(b)に規定する内部的に管理されるオルタナティブ投資ファンド(FIAG)の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に規定することを目的として、2012年10月24日付CSSF 通達12 / 546(改正済)を置き換えることをその目的とする。CSSF 通達18 / 698は、IFMがルクセンブルクおよび/または海外に設立した支店および駐在員事務所にも適用される。CSSF 通達18 / 698は、認可に係る特定の要件(特に、株主構成、資本要件、経営体、中央管理および内部統制に関する取決めならびに委託の管理に関する規則に関するものを含む。)に関して追加的な説明を提示することを目的とする。また、同通達は、投資ファンド・マネージャーおよび登録事務代行業務を行う事業体に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する特定の規定を定める。

2.2.1.3. 預託機関

CSSF が承認した約款に定められる預託機関は、約款およびFCPのために行為する管理会社との間で締結された保管受託契約に従い、預託機関またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法は、契約上の規定が保管受託

契約に含まれている必要がある旨規定している。預託機関は、F C Pの資産の日々の管理に関するすべての業務を遂行するものとする。

預託機関は、以下を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律または約款(UCITSのみ)に従って計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

UCITS V指令(以下に定義される。)に基づき、預託機関は、ファンドおよび受益者に対し、預託機関または保管されている金融商品の保管を委託された第三者による損失につき責任を負う。保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、ファンドまたはファンドのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、F C Pおよび受益者に対し、適用ある規則に対する自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

預託機関の受益者に対する責任は、直接または管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

上記の預託機関の責任は、保管している資産の全部または一部を副預託機関に委託したことにより影響されることはないものとする。

預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。UCITSの場合(後者の場合)、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、ルクセンブルクの金融セクターに関する1993年法(改正済)に規定する信用機関でなければならない。

預託機関の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、F C Pが2010年法を遵守しているかをCSSFがモニタリングするために必要なすべての情報を、CSSFに対し提供しなければならない。

預託機関の機能に関するUCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/ECを改正する欧州議会および理事会の指令を先取りして、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確にすることを目的としたCSSF通達14/587を2014年7月11日に公表した(以下「通達14/587」という。)⁹。CSSFは、プリンシプル・ベース・アプローチから離れ、UCITSの預託機能を管理するためのより規範的で詳細な規則を制定した。通達14/587の結果、IML通達91/75(CSSF通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済)の第E章はもはやUCITSには適用されなくなったが、AIFMDの範囲に属さないすべてのファンドには適用される。現在UCITSの預託機関として活動しているルクセンブルクの信用機関は、CSSFの新たな要件に合わせて業務体制を整備しなければならなかった。

⁹

CSSF通達14/587は、以下に詳述されるとおりCSSF通達16/644によって置き換えられた。

2014年7月23日、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国が実施しなければならないUCITS指令の最終文を正式に採択した。UCITS指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確にし、過度のリスクテイクを制限するためにUCITSの管理会社のための報酬の方針のパラメーターを提供し、国内規定の違反に関する最低限の行政上の制裁を調和させるものである。

UCITSのレベル2の措置は、2015年12月17日に公表され、2016年10月13日を効力発生日とする。

2016年5月10日、ルクセンブルク議会は、2010年法および2013年法を改正することにより、UCITS指令をルクセンブルク法に移行する法律を通過させた。

2016年10月11日、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関ならびにすべてのルクセンブルクのUCITSおよびUCITSのために活動する管理会社に宛ててCSSF通達16/644を公表した。本CSSF通達16/644は、UCITSレベル2の措置と矛盾する通達14/587のいかなる規定も撤回し、2010年法およびUCITSレベル2の措置に規定される預託機関に関する規則の一部に関して明確化する。特に、保管の手続や特定の状況(UCITSがデリバティブに投資する場合、担保を受領する場合など)に関して、組織上の要件を明確化された。

2018年8月23日に、CSSFは、2010年法パートの適用対象外の資金預託機関およびそのブランチ(該当する場合)に適用される組織的取決めにに関するCSSF通達18/697を發布した。CSSF通達18/697は、投資信託に関連する2010年法パートに従いUCITSの預託機関として活動する信用機関(該当する場合は、その管理会社により代理される。)に適用される規定に関するCSSF通達16/644および投資信託に関する1998年3月30日法に準拠するルクセンブルクの事業体が従う規則の変更および改訂に関するIML通達91/75(CSSF通達05/177により改正済)を改定する。

(A) 預託機関は、FCPのパートファンドとしての適格性について以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、FCPの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、FCPのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関は、FCPおよびFCPの受益者に対し、預託機関または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、FCPのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

預託機関の受益者に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

U C I T S 指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デュー・ディリジェンス、() 支払不能保証および(v) 独立性に係るものである。また、S I C A Vは、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。パート ファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他のE U加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年法(改正済)に定める金融機関でなければならない。

預託機関の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するU C I T Sに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後任者の身元情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、F C Pが2010年法を遵守しているかをC S S Fがモニタリングするために必要なすべての情報を、C S S Fに対し提供しなければならない。

C S S Fは、2016年10月11日に、U C I T Sの預託機関を務めるルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確化することを目的としたC S S F通達16 / 644を発出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、C S S Fは、U C I T Sの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を發布した。

C S S F通達16 / 644は、上記でさらに記載されるとおり、C S S F通達18 / 697により改定された。

(B) 預託機関は、パート ファンドとしての適格性を有するF C Pについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するF C Pと、2013年法第3条に規定される例外規定の利益を享受しかつ同例外規定に依拠するA I F Mが管理するF C Pとを区別している。

F C P (パート ファンド) に関しては、F C Pの資産は、2010年法第88 - 3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

U C I T Sの保管受託体制は、パート ファンドの預託機関に適用される。2018年3月1日にメモリアルにおいて公表され、2018年3月5日に発効した2018年2月27日付法律が採択されたことにより、U C I T Sの保管受託体制の適用は、ルクセンブルクの小口投資家に対しても販売されるパート ファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべてのパート ファンドの預託機関にはA I F Mの保管受託体制が適用される(2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。)。

2.2.1.4. 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB(4)に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社(「sociétés anonymes」)として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

- この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。1915年法は、また公開有限責任会社が無議決権株式および複数議決権株式を発行できる旨規定する。
- 会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

2010年法に従い変動資本を有する投資法人(「société d'investissement à capital variable」または「SICAV」)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVの定款およびその修正は、出頭した当事者が決定するフランス語、ドイツ語または英語で作成された特別公証証書に記録される。本証書が英語によるものである場合は、布告11年ブレイリアル24の規定の適用を免除することにより、登録当局に提出されたときに、当該証書に公用語への翻訳文を添付する要件は適用されない。本要件はまた、SICAVの株主総会の議事録を記録した公正証書またはSICAVに関する合併提案書など、公証証書に記録しなければならないその他の証書にも適用されない。

S I C A Vは、1915年法の適用が除外されることにより、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および年次株主総会の招集通知と同時に監督ボードが登録株主に対して提出したコメント（該当する場合）を送付する必要はない。招集通知には、株主にこれらの書類を提供する場所および実務上の取り決めに記載し、各株主が年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督ボードが提出したコメント（該当する場合）を株主に送付するよう要請することができることを明記するものとする。

株主総会の招集通知には、株主総会の定足数および過半数は、株主総会の5日前（以下「基準日」という。）の午前0時（ルクセンブルク時間）時点の発行済株式に基づいて決定される旨を定めることができる。株主が株主総会に出席し、その株式の議決権を行使する権利は、基準日において当該株主が保有する株式に基づいて決定される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株発行の場合、定款が明示の規程により新株優先引受権を認めない限り、既存株主はかかる権利を主張できない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。）。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。株式の発行および買戻しは、（ ）S I C A Vに預託がない間、または（ ）預託が清算中もしくは破産宣言の対象となる、もしくは債権者との取決めが求められ、支払停止もしくは管理下に置かれる、もしくは類似の手續の対象となった場合は禁止されること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルク法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき(買戻手数料を課され、または課されずに)販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルクの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にRCSに公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

(注) SICAVは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 預託機関

会社型投資法人の資産の保管は、預託機関に委託されなければならない。

預託機関の業務は以下のとおりである。

- SICAVの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの定款に従って執行されるようにすること。
- SICAVの株式の価額が法律およびSICAVの定款に従って計算されるようにすること。
- 法律およびSICAVの定款に反しない限りにおいて、SICAVまたはSICAVに代わって行為する管理会社の指示を行うようにすること。
- SICAV資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

SICAVが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、SICAVの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、SICAVのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関のSICAVの株主に対する責任は、管理会社を通じて直接または間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

預託機関は、SICAVおよびSICAVの株主に対し、預託機関または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S 指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デュー・ディリジェンス、() 支払不能保証および(v) 独立性に関係するものである。また、S I C A Vは、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章(2010年法第95条を参照のこと。)に基づき認可されるA I F Mが管理するS I C A Vには特別規定が適用される。

預託機関としての役割を果たすにあたり、預託機関は、株主の利益のためにのみ行動しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6 パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、U C I T S I V指令に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を停止する場合。

(b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

(e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」を「S I C A V」と読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、2018年8月23日付C S S F通達18 / 698に基づいて、ルクセンブルク法に基づき設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該S I C A Vの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルクにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年まで、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府による投資信託の規制を認める法律に基づいていた。これらの大公規則は法的拘束力を有していた。さらに、政府と銀行監督官によるいくつかの裁定により、開示、財務報告および業務の統制に関して、既存の法律の解釈が漸進的に進められ、制限や行政上の行政上の規定が定められていた。

これらの大公規則や政府の裁定は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

この状況は、投資信託に関する1983年8月25日法が施行され、同法が投資信託に関する1988年3月30日法に置き換えられた後に変化した。投資信託に関する2002年法は、2003年1月1日に施行され、2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に置き換えた。

投資信託に関する2010年法は、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、(F C Pおよび／または非セルフ・マネージドS I C A V) の管理会社、および(2010年法により明確に適用除外されていない限り) S I C A Vの形態をとるか公開有限責任会社

(「société anonyme」)の形態をとるかにかかわらず投資法人自身(および会社型投資信託における買戻子会社(もしあれば))に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第420の1条)

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項(1915年法第420の15条)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

() 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

() 会社の形態および名称

() 登録事務所の所在地

() 会社の目的

() 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額

() 当初払込済の発行済資本の額

() 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載

() 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定

() 現物による出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

(注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

() 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

() 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)およびかかる株式に付随する権利に関する記載

() 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

() 会社の存続期間

() 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420の17条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

() 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをR C Sに公告すること

() 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第420の19(2)条および第420の23(2)条)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルクの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルクにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルク内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルクのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルクの投資信託は、2010年法第2条および第87条に準拠すること。
 - E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定されたU C I T Sでないものについては、その証券がルクセンブルク大公国内またはルクセンブルク大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

2013年法第58条(5)の規定に基づき、ルクセンブルク内のプロの投資家に対して行われる外国法A I Fの受益証券または株式の販売は、2013年法第6章および第7章の規定に従ってルクセンブルクで設立されたA I F Mにより行われる場合、または2011/61/EU指令の第V I章および第V I I章の規定に従って他の加盟国もしくは第三国で設立されたA I F Mにより行われる場合、除外される。

- () 認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に言及されるU C Iについては、設立から1か月以内にかかるリストへの記入の申請書をC S S Fに提出しなければならない。
- () ルクセンブルク法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルクの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルクのU C Iの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託(「fonds d'investissement」)の定義は、1991年1月21日付I M L通達91/75(C S S F通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済)の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(I M L)によりとってかわられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルク中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、C S S Fに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するC S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人(または、F C Pの場合は管理会社)に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人/管理会社(F C Pの場合)は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない(監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞ

れ4か月および2か月以内に公表されなければならない。)。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される(2010年法第150条第2項)。

パート ファンドに関しては、投資法人/管理会社(FCPの場合)は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書(ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語または英語)(以下「KII」という。)を作成するものとする(2010年法の第159条を参照のこと)。

KIIは、該当するUCITSの本質的な特徴について適切な情報を含むものとし、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

KIIは、該当するUCITSについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) UCITSの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク/利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

KIIは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法(請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。)を明示する。

KIIは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

ただし、投資会社または管理会社が、自らが管理する契約型投資信託のそれぞれにつき、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品(PRIIP)の重要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則(EU)第1286/2014号(以下「規則(EU)1286/2014」という。)に定める重要情報文書の要件を遵守する重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、CSSFは、当該重要情報文書を、本法第55条および第159条ないし第163条に規定される重要投資家情報に適用される要件を満たすものとみなす(2010年法第163-1条を参照のこと)。

投資会社または運用会社が、自らが管理する投資信託のそれぞれにつき、規則(EU)1286/2014に定める重要情報文書の要件を遵守した重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、CSSFは、本法第55条および第159条ないし第163条に基づき重要投資家情報文書を作成することを当該会社に要求しない。

KIIは、当該UCITSが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている(2010年法第155条および第156条)。

- UCITSはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。年次報告書および半期報告書は、各期末からそれぞれ4か月以内および2か月以内にCSSFに送付されるものとする。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITSに関するKIIに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルクのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および預託機関の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。パート ファンドに服する、同法第88 - 2条第2項b)に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88 - 2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルクの目論見書は、CSSFに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177(2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。)に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルク内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルクの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するように求めているCSSF通達02/81は、CSSF通達21/790により置き換えられた。CSSF通達21/790は一方で、UCIにより毎年記入される自己評価質問票を導入し、承認された法定監査人が各UCIの年次報告書に含まれる会計データの法定監査の文脈において訂正監査意見書を発行する場合に、記入と同時にUCIからCSSFに送付される情報の詳細を記載した。同通達は他方で、UCIの法定監査の文脈において承認された法定監査人の役割および関与を広く説明する。同通達はまた、マネジメント・レターに適用される特定の規制要件を定め、個別のレポートも導入する。いずれの文書も各UCIの承認された法定監査人により毎年作成されなければならない。CSSFが承認された法定監査人に対して、UCIの自己評価質問票に関して実施するよう求める手続は、個別のレポートに含まれる。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136(CSSF通達08/348およびCSSF通達15/627により改正済)に基づき、2002年法(現在の2010年法)に基づきルクセンブルクで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルクの1915年法および2010年法に基づき、投資信託(「fonds d'investissement」)の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルクで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS(またはそのうちの一または複数のコンパートメント)(以下「吸収される側のUCITS」という。)が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS(以下「吸収する側のUCITS」という。)に移転する場合
- 2つ以上のUCITS(またはその/それらの一または複数のコンパートメント)が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合

- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS(またはコンパートメント)が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS(またはコンパートメント)に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS(一部または全部が吸収される)がルクセンブルクで設立された場合、合併はCS SFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、CS SFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関(複数の場合もある。)は、合併の条件のドラフト(特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの)がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルクにある場合、2010年法第67条は、CS SFは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、指令2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、指令2009/65/EC第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、指令2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CS SFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルクにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条第1項によれば、吸収される側のUCITSおよび/または吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルクで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会(該当する場合)のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルクで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されてい

い限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資会社については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

合併するUCITSが消滅するFCPである合併については、約款に別段の定めがある場合を除き、合併の効力発生日を当該UCITSの管理会社が決定しなければならない。合併により消滅する契約型投資信託については、1915年法の規定に基づき、合併の効力発生日に関する決定は、商業および法人登記所に宣言されなければならない、かつ、当該決定の商業および法人登記所への宣言の通知の方法によりRESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に係るコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルク法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。法は、以下の特別な場合を規定している。

2.5.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または預託機関がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1（場合による）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるように招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルク法の下で存続するすべての投資信託は、C S S F による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算(裁判所の命令によらないもの)

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S F がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

公式リストからの削除後、裁判所の命令によらない清算を担当する部門が関連書類を精査する。以下の情報が要求される。

- ファンドが清算される日までの期間に関する財務諸表、清算中の各会計期間に係る中間年次財務諸表および清算人報告書(1915年法第1100 - 14条)、清算期間に関する決算清算財務諸表、清算人報告書および法定監査人報告書などの財務報告書
- 清算の進捗状況に関する清算人からの定期報告書(清算の完了を妨げる潜在的な問題の説明を含む。)、清算期間の延長要請(清算期間が9か月を超える見込みの場合)、清算後の情報(Caisse de Consignation¹⁰への預託、残金の監視、銀行口座閉鎖の確認等)などの非財務報告書その他場合に依りて必要な文書

清算人がその就任を拒否し、またはC S S F が提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S F を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、“Caisse de Consignation” にエスクロー預託され、ルクセンブルクの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

¹⁰ ルクセンブルクの国立機関。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S F の請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S F の監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は現在ルクセンブルクにおいて有効な法律の一定の側面(ただし網羅的ではない)についての理解に基づくものである。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税(droit d'apport)

2002年法第128条の廃止および2002年法を改定する2008年12月19日法に従い、2010年法に準拠する投資信託の設立に際しては、出資税は課されなくなった。

パートIのUCITSまたはパートIIのUCIのみ、設立または定款変更の登録に際して75ユーロの固定登録税の支払いが必要である。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルクの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、軽減された年率0.01%が以下について適用される。

- マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU) 2017/1131(以下「規則(EU) 2017/1131」という。)に従い、マネー・マーケット・ファンドとして認可されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント(2010年法第175条(b)の利益を損なわない)
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に係る金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第174条第3項に従い、持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU) 2020/852(規則(EU) 2019/2088を改正する。)(以下「規則(EU) 2020/852」という。)第3条に定義される持続可能な経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産の割合が当該規則に従い開示される場合、一定の条件で、またかかる投資割合に応じて、UCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に比べて低い割合が適用される。

2010年法第174条第3項に定められる軽減税率のいずれかの恩恵を受けるために、UCIの計算期間最終日における持続可能な経済活動に投資される純資産の割合(規則(EU) 2020/852に従い開示される。)は、監査業に関する2016年7月23日法第62条第(b)項に基づきInstitut des Réviseurs d' Entreprisesが採用する国際的な監査基準に従う合理的な保証監査という観点から、2010年法第154条第1項に基づく要件に従い、承認された法定監査人(réviser d' entreprises agréé)により監査されるか、または場合に応じて、承認された法定監査人(réviser d' entreprises agréé)により証明されなければならない。かかる割合およびUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に関する当該割合に相当する比率は、年次報告書または保証報告書に記載されるものとする。

年次報告書または保証報告書に示される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率が記載され、承認された法定監査人(réviser d' entreprises agréé)により証明された証明書は、年次報告書の完成後に行われる年次税(taxe d'abonnement)の初回申告のために、ルクセンブルクのVAT当局(Administration de l' Enregistrement et des Domaines et de la TVA)に提出されなければならない。2010年法第177条を損なうことなく、提出された証明書に記載される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率は、ルクセンブルクのVAT当局への証明書の提出後の4四半期に関して、規則(EU) 2020/852第3条に定義される持続可能な経済活動に投資され、各四半期末日に評価される純資産の割合(当該規則に従い開示される。)に適用される税率を決定する基準となる。

上記第2および第3段落に定める軽減税率の恩恵を受けるために、各UCIは、当該UCIがルクセンブルクのVAT当局に提出する定期的な申告書において、個別に適切な純資産額を示さなければならない。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- (a) 他のUCIにおいて保有される受益証券/投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券/投資口が、2010年法第174条、2007年法第68条またはRAIF法第46条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。

年次税をすでに課されている他のUCIにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するUCIは、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

- (b) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- (i) その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合

- () 規制(EU) 2017/1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可される場合

- () 公認の格付機関から最高の格付を取得した場合

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- (c) その証券が、() 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ピークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社および() 汎欧州個人年金商品(PEPP)に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則(EU) 2019/1238に基づき設定された汎欧州個人年金商品(PEPP)に関する貯蓄者のために留保されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、当該免除は、その証券が本(c)の()、()および()で言及される投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- (d) 主な目的が小規模金融マイクロ・ファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- (e) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、

- () 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i)の条件を満たすクラスにのみ適用される。

- (f) 欧州長期投資ファンド(European long-term investment funds)に関する2015年4月29日付欧州議会および理事会規則(EU) 2015/760(以下「規則2015/760」という。)に定めるELTIFとして認可されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント。当該免除の適格性を有するために、各UCIは、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に適切な純資産額を明記するものとする。

2.6.2. 日本の投資主または受益者/ルクセンブルクに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルク法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)、資産税または相続税を課せられることはな

い。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設／常駐者を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

2.6.3. 投資主への課税関係

ルクセンブルク法について概説すると、契約型および会社型の投資信託ともに、原則として、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益権保有者が、当該ファンドの投資証券または権利について、通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設／常駐者を有している場合については、この限りでない。

ルクセンブルクに居住しない契約型投資信託（パートIファンドまたはパートIIファンド）の受益者は、ルクセンブルクの株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）を課せられることはない。ただし、関連する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用の下、かかる受益者が、契約型投資信託（パートIファンドまたはパートIIファンド）を通じて、ルクセンブルク籍企業（SICAR、法人形態の投資信託または同族管理会社を除く。）の資本金の10%を超えて保有する場合はこの限りでなく、また、（ ）当該会社の株式が取得後6か月以内に処分される場合、または（ ）当該受益者が15年を超えてルクセンブルクの居住者であり、かつ、その受益証券の譲渡の前5年以内にルクセンブルクの居住者でなくなった場合はこの限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

現在、2010年法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルクの法人の投資主または契約型投資信託の権利の受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルクの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.4. 付加価値税

ルクセンブルク付加価値税（以下「VAT」という。）の法制に基づき、法人型の投資信託（すなわち、SICAV、SICAFまたはSICAR）および契約型の投資信託（すなわち、FCP）は、VATの目的で課税対象者としての地位を有する。したがって、投資ファンドは、ルクセンブルクにおいて付加価値税の控除を受ける権利なしに、付加価値税の課税対象者とみなされる。

ルクセンブルクでは、ファンド・マネジメント・サービスとして適格なサービスに対して、付加価値税の免除が適用される。そのような投資信託（またはFCPの場合はその管理会社）に提供されるその他のサービスは、潜在的にVATを引き起こし、ルクセンブルクの投資信託／その管理会社のVAT登録を必要とする可能性がある。そのようなVAT登録の結果、投資信託／その管理会社は、ルクセンブルクにおいて海外から購入した課税サービス（または一定の商品）に支払うべきと扱われるVATを自己評価する義務を履行する立場にたつ。

ルクセンブルクでは、投資ファンドの受益者に対する支払いに関して、そのような支払いが投資ファンドの受益証券の購入に関するものであり、従って、投資ファンドに提供される課税サービスに対するものとして受領される対価を構成しない限りにおいて、原則としてVAT債務は発生しない。

2016年9月30日、ルクセンブルクのVAT当局は、企業の取締役のVATの状況およびその活動に対するVATの取扱いに関する通達第781号（以下「通達第781号」という。）を公表した。

通達第781号において、ルクセンブルクのVAT当局は、独立取締役がVATの対象者であることを改めて強調した。さらに、通達第781号は、使用者のために取締役として行動する従業員は付加価値税の対象とならず、したがって付加価値税の登録義務を負わないことを明確にした。付加価値税（もしあれば）の登録義務は使用者にある。

しかしながら、通達第781号は、会社形態の投資ファンドの取締役およびマネージャーの報酬、管理会社またはジェネラル・パートナーの取締役およびマネージャーの報酬（後者の場合、ジェネラル・パートナーの企業活動に関するものを除く）に対する付加価値税の免除の適用に関しては触れていない。欧州の法理によれば、VATの免除は、関連するサービスがファンドの運営にとって「特別かつ不可欠な」ものとして適格な場合に与えられる。

管理会社の取締役に支払われる報酬は、管理会社（契約型投資信託／FCPおよび管理会社を指定した法人）のファンドの管理に関する部分は免除されるべきである一方、管理会社（法人）の経営に関する部分は付加価値税の対象となる。管理会社の取締役は、付加価値税の免除の適用を実証できる立場になければならない。

2.6.5. 共通報告基準（以下「CRS」という。）

本条において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、以下に定義されるCRS法に規定される意味を有する。

ファンドは、指令2014/107/EUを施行する2015年12月18日付ルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「CRS法」という。）に定められる共通報告基準（以下「CRS」という。）の対象となる場合がある。上記指令は、2014年10月29日にベルリンにおいて署名され2016年1月1日付で発効した金融口座情報の自動的な情報交換に関するOECDの多国間の権限ある当局間の契約に加えEU加盟国間の金融口座情報の自動的な情報交換を規定するものである。

CRS法の条項に基づいて、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

CRS法の条件に基づき、ファンドは毎年、LTAに対し、（ ）CRS法の意味における口座保有者である各報告対象者の、および（ ）CRS法の意味における受動的金融機関事業体の場合は報告対象者である各支配対象者の名称、住所、居住加盟国、TIN、生年月日および出生地を報告することを要求されることがある。これらの情報（以下「本情報」という。）には、CRS法別紙Iに網羅的に記載されるとおり、報告対象者に関連する個人データが含まれる。ルクセンブルク税務当局（administration des contributions directes）（以下「LTA」という。）は、当該情報を外国の税務当局に開示することができる。

ファンドがCRS法に基づく報告義務を履行する能力は、各投資家がファンドに各投資家の直接または間接的な所有者に関する情報を含む本情報を、必要な根拠書類とともに提供することに依存する。ファンドの要請に応じて、各投資家はファンドにかかる本情報を提供することに同意するものとする。ファンドは、データ管理者として、CRS法に定める目的のために本情報を処理するものとする。

受動的金融機関事業体として適格な投資家は、自らの本情報をファンドが処理することにつき、自らの支配対象者（該当する場合）に通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理につき責任を負い、各投資家はLTAに伝達されたデータにアクセスし、当該データを（必要な場合に）修正する権利を有する。ファンドが取得したデータは、適用あるデータ保護法に従って処理されるものとする。

報告対象者に関連する情報は、CRS法に定められる目的のために毎年LTAに開示される。LTAは、最終的に、その責任の下、一または複数の報告対象法域の管轄当局に対し、報告された本情報を提供する。特に、報告対象者は、取引明細書の発行により報告対象者が行った特定の取引が報告対象者に対して報告されること、および、本情報の一部に基づいてLTAに対する毎年の開示が行われる旨が通知される。

同様に、投資家は、含まれている個人データが不正確であった場合、当該明細書の受領後30日以内にファンドに通知することを約束する。投資家は、さらに、本情報に関する変更があった場合には、その変更後に裏付けとなる証拠文書につきファンドに通知し、かかる証拠文書をファンドに提供することを確約する。

ファンドは、C R S 法によって課される罰金または課徴金を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できることを保証することはできない。ファンドがC R S 法の結果として罰金または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券 / 投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。

ファンドの文書要求を遵守しない投資家は、当該投資家による本情報提供の不履行に起因してファンドまたは管理会社に課される罰金または課徴金を負担させられることがあり、また、ファンドはその独自の裁量によって当該投資家の受益証券 / 投資証券を償還することができる。

投資家は、C R S 法が投資に与える影響について、自らの税務顧問に相談したり、専門的な助言を求めるべきである。

2.6.6. F A T C A

本項において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、F A T C A 法（以下に定義される。）に規定される意味を有する。

ファンドは、いわゆるF A T C A 規制の対象となる可能性があり、同規則は、原則として、F A T C A を遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接または間接保有を米国内国歳入庁に報告することを義務付けている。F A T C A の実施プロセスの一環として、米国政府は、一定の外国法域と政府間協定について交渉しており、かかる協定は、当該外国法域において設立されF A T C A の対象となる事業体の報告要件および遵守要件を合理化することを目的とする。

F A T C A の実施プロセスの一環として、ルクセンブルクは、2015年7月24日付のルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「F A T C A 法」という。）により実施されたモデル1政府間協定を締結した。この協定は、ルクセンブルクに所在する金融機関が、必要に応じて、特定米国人が保有する金融口座に関する情報をL T A に報告することを義務付けている。

F A T C A 法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

このような状態においては、ファンドにはすべての投資家に関する情報を定期的に入手し、検証する義務が課される。ファンドの要請に応じて、各投資家は、受動的な非金融機関外国事業体（以下「受動N F F E」という。）の場合、当該N F F E のコントローリング・パーソンの情報を含む一定の情報を、必要な根拠書類とともに提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、新しい郵送先住所または新しい居住先住所などについて、その地位に影響を及ぼす情報を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

F A T C A 法は、F A T C A 法の目的のために、ファンドにその投資家の名前、住所および納税者識別番号（入手可能な場合）ならびに口座残高、収益および総収入（非網羅的リスト）などの情報をL T A に開示することを要求する可能性がある。当該情報は、L T A により米国内国歳入庁に報告される。

受動N F F E としての適格性を有する投資家は、該当する場合、そのコントローリング・パーソンに対し、ファンドが彼らの情報を処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理に責任を負い、各投資家はL T A に通知されたデータにアクセスし、必要に応じて当該データを修正する権利を有する。ファンドが入手したデータは、データ保護に関する適用法案に従って処理されるものとする。

ファンドは、F A T C A の源泉徴収税の賦課を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。F A T C A 制度によってファンドが源泉徴収税または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券 / 投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報入手し、それをL T A に送付しない場合、米国の源泉所得の支払いに対して、課徴金および30%の源泉徴収税が課される可能性がある。

ファンドの書面による要請に従わない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドに課される税金および／または課徴金を負担させられることがあり、ファンドはその独自の裁量により、当該投資家の受益証券／投資証券を償還することができる。

仲介者を通じて投資を行う投資家は、仲介者がこの米国の源泉徴収税および報告制度を遵守するかどうか、またどのように遵守するかを確認するように注意すべきである。

投資家は、上記の要件に関して米国税務顧問に相談するか、専門的な助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルクの専門投資信託(「SIF」)

2007年2月13日、ルクセンブルク議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。専門投資信託に関する2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年法に準拠するSIFになった。

3.1. 範囲

SIF制度は、()その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび()その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特にEU規則2017/1129(改正済)(いわゆる「目論見書規則」。)等の各種欧州指令の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、金融商品市場に関する、指令2002/92/ECおよび指令2011/61/EUを改正する、2014年5月15日付欧州議会および理事会指令2014/65/EUの別紙(以下「指令2014/65/EU」という。)に定める機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守り、SIFに100,000ユーロ以上の投資を行うか、またはSIFへの投資についてその専門性、経験および当該投資を評価するに十分な知識を有することを証明する、金融機関の慎重な要件に関する、規則(EU)648/2012を改正する、2013年6月26日付欧州議会および理事会規則(EU)575/2013に定める金融機関、指令2014/65/EUに定める投資会社、UCITSに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する、2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009/65/ECに定める管理会社、もしくはオルタナティブ投資ファンド運用者に関する、指令2003/41/ECおよび同2009/65/ECならびに規則(EC)1060/2009ならびに同(EU)1095/2010を改正する、2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUに定める認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者が行った査定の対象となることを書面で確約する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。

かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書(定款または約款)に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ピークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルク会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託(fonds commun de placement)(以下「FCP」という。)および変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、FCPの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人(SICAVまたはSICAF)

特性の要約については、SICAVの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に準拠するSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式による有限責任パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、特別有限責任パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルクの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF(いわゆる「アンブレラ・ファンド」。)を創設できると規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から24か月以内に達成されなければならない。これに対し、UCITSについては6か月以内、パート・ファンドについては12か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは会社型の形態において、一部払込済の株式/受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合。)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定価格で株式を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I F は会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式(当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。)によっても行うことができる。

3.3. 投資規制

E U圏外の統一U C Iについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、S I F が投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、C S S F の承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I F はリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、C S S F は特に、C S S F 通達07 / 309を、S I F におけるリスク分散に関して発行し、そこでS I F がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型S I F のコンパートメントは、約款または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一S I F (以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および/または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、S I F がかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I F の純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 健全性レジーム

S I F は、C S S F による恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実を照らし、S I F は、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C I の場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C I について、C S S F は、S I F の設立文書、S I F の取締役 / マネージャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。S I F の存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S F の承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I F は、C S S F による規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うS I F は、2013年法が適用される範囲のA I F の資格を自動的に得るわけではない。S I F は、A I F の定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するS I F に対しては、2007年法パート の特定の規定が適用される。

3.4.2 預託機関

S I F は、その資産の保管を、ルクセンブルクに登録上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登録上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルク支店である信用機関または、金融セクターに関する1993年法(改正済)の意味における投資会社に委託しなければならない。投資会社は、当該投資会社が2013年法第19条第3項に規定する条件を満たす場合に限り、預託機関としての資格を有するものとする。

最初の投資日から5年間に償還請求権を行使することができない契約型投資信託およびS I C A V のうち、主たる投資方針に従い、2013年法第19条第8項a)号に基づき保管されなければならない資

産に一般に投資しないか、または、同法第24条に基づき投資先企業の支配権を潜在的に取得するために発行体もしくは非上場会社に一般的に投資するものについては、その預託機関は、金融セクターに関する1993年法(改正済)第26 - 1条の意味における金融商品以外の資産の専門的預託機関としての地位にあって、ルクセンブルク法に準拠する主体でもよい。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは資産の物理的な安全保管を地域の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、預託機関に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした預託機関の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

3.4.3 監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルクの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

SIFは、事業のより効率的な遂行のため、SIFを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がSIFに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、SIFが投資家の最善の利益のために活動し、またはSIFがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、CSSFが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該SIFのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) SIFの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) SIFの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、SIFの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) SIFの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

AIFとして適格でないSIFは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

AIFとして適格でないSIFは、更に、必要に応じて、SIFとSIFの事業活動に寄与している者、またはSIFに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性

がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルク会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I Fは、EU規則1286 / 2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書(P R I I P S K I D)を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が指令2014 / 65 / E Uの別紙 に定める専門投資家へのみ販売される場合(かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でC S S Fに提出されなければならない。)およびS I Fが2018年1月1日までにU C I T S - K I Iに類似する文書の発行を選択済みであった場合(その場合、当該S I Fは2019年1月31日までP R I I P S K I Dを発行する義務を免除される。)はこの限りでない。

3.5 S I Fの税制の特徴

以下はルクセンブルクにおける法律の一定の側面(ただし網羅的ではない)についての理解に基づくものである。

S I Fは、0.01%(2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税を免除している。

年次税の免除を受けるのは、

- (a) 他のU C Iが保有する受益証券/投資証券が表章する資産価値。ただしかかる受益証券がR A I Fに係る2007年法第68条、2010年法第174条またはR A I F法第46条によってすでに年次税を課されている場合

年次税をすでに課されている他のU C Iにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するU C Iは、登録税、不動産、V A T当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

- (b) 以下のS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

- (i) マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規制(E U) 2017 / 1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可されており、かつ、

- () 公認の格付機関から最高の格付を取得しているもの。

- (c) その証券またはパートナーシップ持分が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるS I F。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメントおよびS I F内または複数のコンパートメントを有するS I Fのあるコンパートメント内に設定された個別のクラスに準用される。

- (d) 主たる目的がマイクロ・ファイナンス機関への投資であるS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

- (e) E L T I Fに関する規則2015 / 760に定めるE L T I Fとして認可される、S I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

当該免除の適格性を有するために、S I F は、V A T 当局に提出する定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を申告しなければならない。

S I F が受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2007年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のA I F であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「R A I F」という。)を導入した。R A I F は、A I F M D の範囲内で認可されたA I F M により管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。R A I F は、C S S F による事前の認可も継続的な(直接的)健全性監督も受けない。

R A I F 制度の重要な特徴は、以下のように要約することができる。

- 法的構造の柔軟性： ルクセンブルクのすべての法人、パートナーシップおよび契約型法的形態が利用可能である。R A I F は変動資本構造を選択することもできる。さらに、R A I F は、アンブレラ型ストラクチャーとして設立することもできる(すなわち、複数のコンパートメントまたはサブファンドを有する。)。リスク分散の要件は、R A I F が適格リスク・キャピタル投資のみに投資することを選択する場合を除き、S I F に適用される要件と整合したものとなっており、この場合、リスク分散の要件は適用されない。R A I F は、採用できるファンド戦略に限定はなく、いかなる資産クラスにも投資することができるうえ、一定の条件下では資産ポートフォリオの分散も要求されない。
- 適格投資家： R A I F は、情報に精通した投資家向けである。このカテゴリーには、機関投資家、指令2014/65/EUの別紙 に定めるプロフェッショナル投資家および最低金額(100,000ユーロ)以上を投資する投資家または情報に精通した投資家として適格な投資家が含まれる。
- R A I F は、C S S F の監督対象とならない。S I F またはS I C A R と異なり、R A I F は、C S S F による事前の認可に服さずまた健全性監督を受けることはない。R A I F は、その設立または設立から10日以内にルクセンブルクの商業・会社登録簿に登録されなければならない。
- 承認されたA I F M を任命しなければならないこと： R A I F は自動的にA I F の資格を取得し、ルクセンブルク、他のEU加盟国または場合によっては第三国(ただしA I F M D 運用パスポートが第三国の運用者に利用可能になった場合のみ)に設立されたA I F M を任命しなければならない。
- 税制： R A I F は、0.01%の税率での年次税(さまざまな免除規定に服する。)またはS I C A R に適用される税制(すなわち、リスク・キャピタルの収益および増大に適用される節税に完全に服する。)に服する。A I F 運用サービスに対する付加価値税の免除も適用される。
- 転換：既存のS I F、S I C A R および規制されないA I F は、投資家および(該当する場合)C S S F から適切な承認を得ることを条件に、R A I F 制度を選択することができる。

第2【外国投資証券の様式】

投資証券の券面は発行されない。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙に図案を採用する。
- (2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」等の主要内容を要約し、「交付目論見書の概要」として、交付目論見書の冒頭に記載する。かかる「交付目論見書の概要」は、下記の文面を使用する。
- (3) 交付目論見書の末尾に別紙を添付する。

交付目論見書の概要

UBS (Lux) ボンド・シキャブ
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形 態	ルクセンブルグ籍オープンエンド会社型外国投資証券 ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）
投資方針 投資目的	ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル）は、環境面および／または社会面の特性を促進させるものであり、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則（EU）2019 / 2088（「SFDR」）の第8条を遵守しています。 本投資法人の主たる目的は、資本の保全および本投資法人の資産の流動性を十分に考慮した上で、高い当期利益を得ることです。サブ・ファンドは、その資産を主に債務証券および債権に投資します。
リスク要因	公社債などの価格変動リスク／金利変動リスク／信用リスク／流動性リスク／為替リスク／カントリー・リスク／買戻しによる資金流出に伴うファンド資産価値の変動リスク／金融派生商品の利用に伴うリスク／解散等のリスク 等
お申込単位	原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付けます。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合があります。詳細については日本における販売会社にご照会ください。
お申込受付日	原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行営業日。ただし、営業日であってもお申込いただけない場合がありますので、詳しくは、販売会社および販売取扱会社にお問合せください。
お申込価格	購入の申込みがファンド営業日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時（以下「締切時間」といいます。）までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE（Northern Trust Global Services SE）（以下「管理事務代行会社」といいます。）に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格
お申込手数料	お申込手数料はございません。
お買戻価格	買戻請求が締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格
受渡し	約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目
存続期間	無制限
報酬	ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル（米ドル） 純資産額の上限年率0.290% 上記報酬は、本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売ならびに保管受託銀行のすべての職務に関して、本投資法人の資産から支払われます。

その他の費用、 手数料	- 本投資法人は、本投資法人の資産の管理、設立、変更、清算および合併に関する一切の追加の費用、手数料およびその他の報酬ならびに本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特にルクセンブルグの年次税（原則として0.01%）を負担します。 - 個々のサブ・ファンドに帰属するすべての費用は、当該サブ・ファンドに請求され、個々の投資証券のクラスに帰属する費用は当該投資証券のクラスに請求されます。 - 費用が複数または全部のサブ・ファンド／投資証券のクラスに関係する場合、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド／投資証券のクラスに請求されます。 - 各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係する対象ファンドのレベルでも費用が発生します。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬（成功報酬を除きます。）は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3.00%です。 その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
課税関係	ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなります。
日本における 販売会社	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

投資主の皆様におかれましては、本交付目論見書をよくお読みいただき、商品の内容およびリスクを十分ご理解のうえ、お申込くださいますようお願い申し上げます。

別紙 - S F D R 関連情報

規則(EU)2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2a 項ならびに
規則(EU)2020/852 第 6 条第 1 項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名:UBS(Lux) ボンド・シキャブ・ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

法人識別番号:549300JC0NCH4DVR5250

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則(EU)2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☒ 環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 10%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E/S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位(WACI)



ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されている ESG 参照ベンチマークはない。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性 1)：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するために UBS ブレンデッド ESG スコアを用いる。UBS ブレンデッド ESG スコアは、UBS および認められた 2 社の外部プロバイダーである MSCI およびサステナリティクスからの標準 ESG 評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立した ESG 評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBS ブレンデッド ESG スコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0 から 10 までの UBS ブレンデッド ESG スコアが割り当てられ、10 が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。個別の投資対象レベルでの UBS ブレンデッド ESG スコアの最小値は設定されていない。

特性 2)：

スコープ 1 およびスコープ 2 の加重平均炭素原単位(WACI)：

- スコープ 1 は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ 1 には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。
- スコープ 2 は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ 2 には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される一または複数の環境的および／または社会的特性に貢献することである。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

「著しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AM は、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象は DNSH 基準を充足しないことになる。以下の PAI 指標もまた、本シグナルの一部である。

持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

主要な悪影響(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBS は、その意思決定プロセスに PAI 指標を組み込んでいる。

現在、以下の PAI 指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から(UBS AM サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- 一般炭中心のエネルギー生産から(UBS AM サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針の違反」

- 国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないと UBS-AM のステュアードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

- UBS-AM は、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AM は、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主(50%以上の持株比率)である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下の PAI 指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業の GHG 原単位」

- ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ 1+2 の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

以下の PAI 指標もまた、DNSH シグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG 原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能な投資は OECD 多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？(詳細)

国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないと UBS-AM のスチュアードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

EU タクソノミーは、タクソノミー適合投資は EU タクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✕ 考慮する。

主要な悪影響(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBS は、その意思決定プロセスに PAI 指標を組み込んでいる。

現在、以下の PAI 指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から(UBS AM サステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- 一般炭中心のエネルギー生産から(UBS AM サステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針の違反」

- 国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないと UBS-AM のスチュアードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

- UBS-AM は、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AM は、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主(50%以上の持株比率)である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

以下の PAI 指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業の GHG 原単位」

ー ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ 1+2 の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

「著しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AM は、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象は DNSH 基準を充足しないことになる。以下の PAI 指標もまた、本シグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG 原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能性要因に対する PAI の考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年次報告書に記載されている。

考慮しない。



投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESG インテグレーション:

ESG インテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大な ESG リスクを検討することにより行われる。ESG インテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際に ESG に関する検討事項を組み入れることができるようになり、また ESG リスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESG インテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

- 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定する UBS 内部の ESG 重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESG インテグレーションにより、企業の ESG リスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対して ESG 上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大な ESG リスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数の ESG のデータ・ソースを組み合わせた UBS 内部の ESG リスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスに ESG リスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対して ESG リスクを明確に示す。
- 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要な ESG 要因に関するデータを統合した定性的または定量的な ESG リスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESG に関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライチェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項:

企業発行体: 一般的に企業発行体は、5 の基準(1-極めて低い、2-低い、3-普通、4-高い、5-極めて高い)を用いて発行体評価する企業自身の ESG リスク勧告を用いて ESG リスクについて評価を受ける。各サブ・ファンドは、UBS ESG リスク勧告全体が 1 から 3 の間にある場合を除き、概して、(ESG 統合の項に記載される)ESG リスク・ダッシュボードにおいて特定されるリスクのある企業発行体を除外する。

非企業発行体: 企業自身の ESG リスク勧告がない場合、サブ・ファンドは独自の ESG リスク・ダッシュボードによるリスク・シグナルを考慮して、独自の ESG リスク・ダッシュボードによるポジティブ・リスク・シグナルの発行体を除外する。

証券化債券は、ESG 統合プロセスの対象範囲部分ではない。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー:

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか?**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性 1):

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル

特性 2):

そのベンチマークを下回るスコープ 1 およびスコープ 2 の加重平均炭素原単位 (WACI)

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される持続可能な投資対象の最低比率および投資対象の最低比率が計算される。

ファンド特有の除外事項:

企業発行体: 一般的に企業発行体は、5 の基準(1-極めて低い、2-低い、3-普通、4-高い、5-極めて高い)を用いて発行体評価する企業自身の ESG リスク勧告を用いて ESG リスクについて評価を受ける。各サブ・ファンドは、UBS ESG リスク勧告全体が 1 から 3 の間にある場合を除き、概して、(ESG 統合の項に記載される)ESG リスク・ダッシュボードにおいて特定されるリスクのある企業発行体を除外する。

非企業発行体: 企業自身の ESG リスク勧告がない場合、サブ・ファンドは独自の ESG リスク・ダッシュボードによるリスク・シグナルを考慮して、独自の ESG リスク・ダッシュボードによるポジティブ・リスク・シグナルの発行体を除外する。

証券化債券は、ESG 統合プロセスの対象範囲部分ではない。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー:

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

- 当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？

該当なし。

- 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大な ESG リスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数の ESG のデータ・ソースを組み合わせた独自の ESG リスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスに ESG リスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対して ESG リスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構成および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見る事が含まれる。

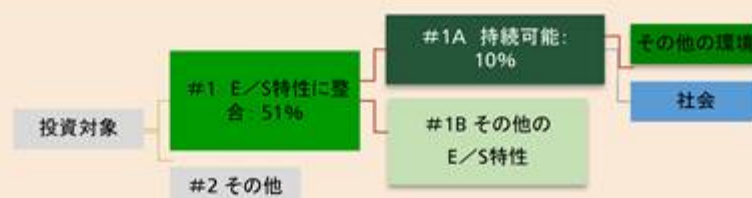
良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は 51% である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は 10% である。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。



#1 E/S 特性に整合には、この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するために利用されるこの金融商品の投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していないこの金融商品の残りの投資対象が含まれる。

#1 E/S 特性に整合の区分は以下を包含する。

- #1A 持続可能の細区分は、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象を包含する。
- #1B その他の E/S 特性の細区分は、持続可能な投資対象として適格でない環境的または社会的特性に整合している投資対象を包含する。

- この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す資本的支出(CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費(OpEx)

EU タクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度 EU タクソミーに適合しているか？

タクソミー規則第 9 条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソミー規則第 3 条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか(以下「タクソミー適合投資」という。)に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソミー適合投資は 0%である。

この金融商品は EU タクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EU タクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑(本書に該当箇所はありません。)で示している。ソプリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1 つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2 つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソプリン債」はすべてのソプリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない(タクソミー適合の投資対象がない)ため、割合は記載していない。

¹ 化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制(以下「気候変動緩和」という。)に寄与し、EU タクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EU タクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EU タクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU) 2022/1214 に定められる。

● **トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？**

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。



● **EU タクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？**

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、EU タクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は設定されていない。この金融商品がタクソノミー適合ではない環境的に持続可能な投資対象に投資する場合、これはタクソノミー適合性を決定するのに必要なデータが欠如しているためである。



● **社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？**

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、社会的に持続可能な投資の最低割合は設定されていない。



● **どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？**

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを手入することができない有価証券も含まれることがある。



● **この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？**

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されている ESG 参照ベンチマークはない。

参照ベンチマーク
とは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

● **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよい
か？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(www.ubs.com/funds)で参照することができる。

監査報告書

UBS (Lux) ボンド・シキャブの 投資主各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、UBS (Lux) ボンド・シキャブ(以下「本投資法人」という。)および各サブ・ファンドの2024年5月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

本投資法人の財務書類は、以下により構成される。

- ・2024年5月31日現在の本投資法人の連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・同日に終了した年度の本投資法人の連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・同日に終了した年度の本投資法人の連結純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・2024年5月31日現在の各サブ・ファンドの投資有価証券およびその他純資産明細書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルグの金融監督委員会(以下「CSSF」という。)が採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)(「IESBA規程」)に従って本投資法人から独立した立場にある。我々はかかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

本投資法人の取締役会の財務書類に対する責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人および各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算、サブ・ファンドのいずれかの終了もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSFが採用したIASに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSFが採用したIASに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、統治責任者に独立性に関する倫理上の要件を遵守していることを表明し、独立性に影響を及ぼすと合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項、ならびに該当する場合には、その脅威を排除するために講じた措置または適用した保護措置を統治責任者に報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

2024年9月27日、ルクセンブルグにおいて

代表者

パトリック・リース

Audit report

To the Shareholders of
UBS (Lux) Bond SICAV

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Bond SICAV (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 May 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 31 May 2024;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the Fund and the statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended;
- the statement of investments in securities and other net assets of each of the sub-funds as at 31 May 2024; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund’s and each of its sub-funds’ ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit.

We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund’s internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund’s use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund’s or any of its sub-funds’ ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 27 September 2024

Patrick Ries

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書届出代理人が別途保管している。

監査報告書

UBS (Lux) ボンド・シキャブの 投資主各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、UBS (Lux) ボンド・シキャブ(以下「本投資法人」という。) および各サブ・ファンドの2023年5月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

本投資法人の財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2023年5月31日現在の本投資法人の連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度の本投資法人の連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の本投資法人の連結純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・ 2023年5月31日現在の各サブ・ファンドの投資有価証券およびその他純資産明細書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法(以下「2016年7月23日法」という。) およびルクセンブルグの金融監督委員会(以下「CSSF」という。) が採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。) に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)(「IESBA規程」)に従って本投資法人から独立した立場にある。我々はかかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。) に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

本投資法人の取締役会の財務書類に対する責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人および各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算、サブ・ファンドのいずれかの終了もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSFが採用したIASに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSFが採用したIASに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

2023年9月27日、ルクセンブルグにおいて

代表者

アラン・メヒリンク

Audit report

To the Shareholders of
UBS (Lux) Bond SICAV

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Bond SICAV (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 May 2023, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 31 May 2023;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the Fund and the statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended;
- the statement of investments in securities and other net assets of each of the sub-funds as at 31 May 2023; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit.

We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 27 September 2023

Alain Maechling

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書届出代理人が別途保管している。